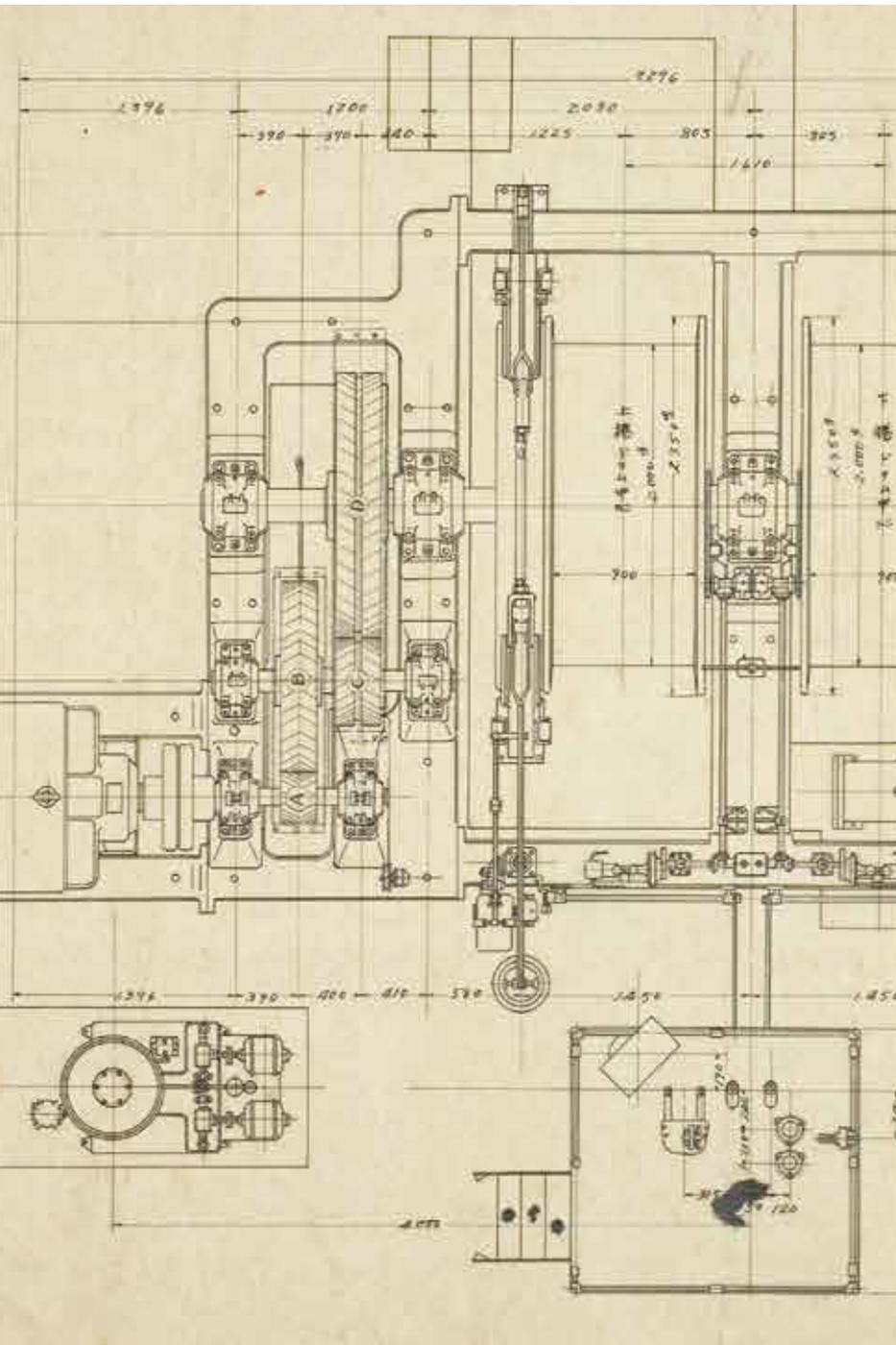


重要文化財
旧佐渡鋳山採鋳施設
保存活用計画



佐 渡 市
平成 28 年 3 月

重要文化財旧佐渡鋳山採鋳施設

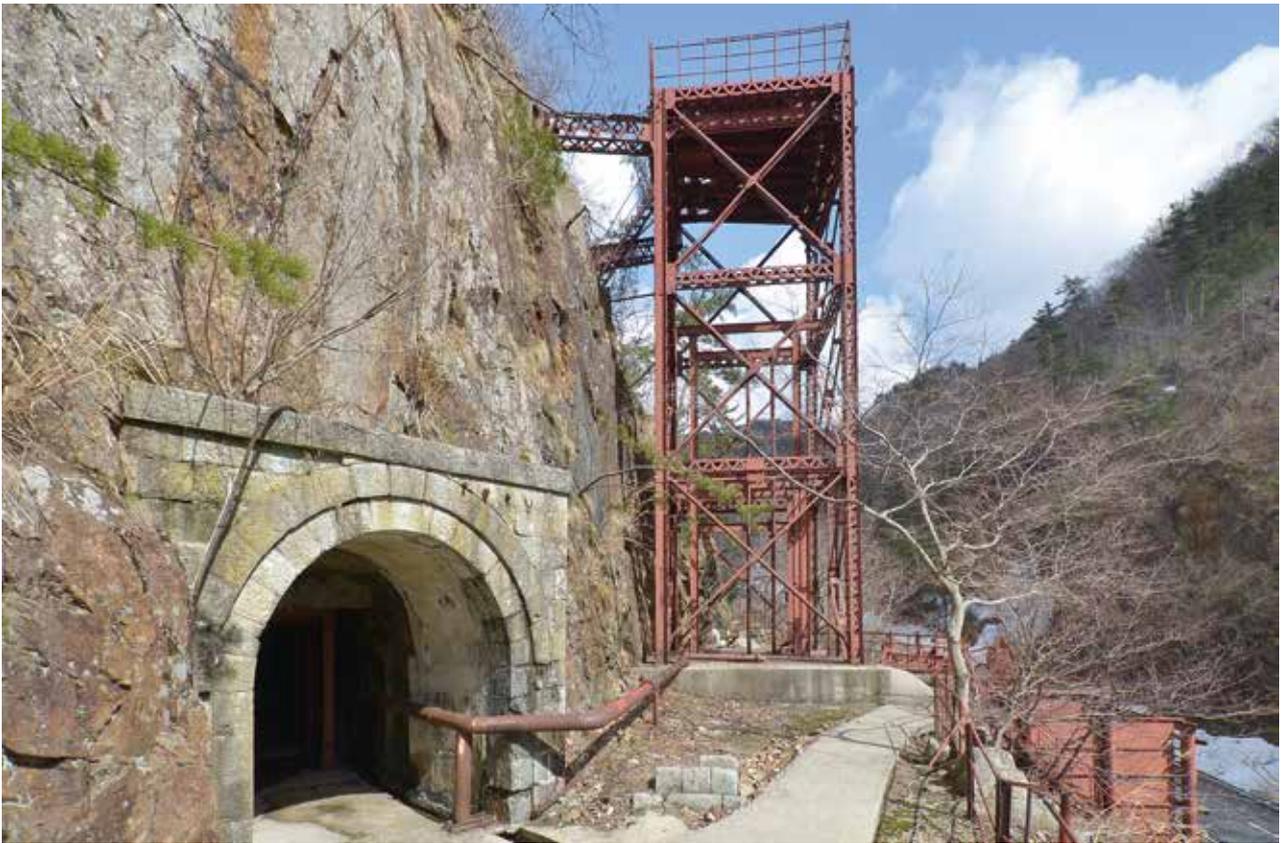
保存活用計画

平成28年3月

佐 渡 市



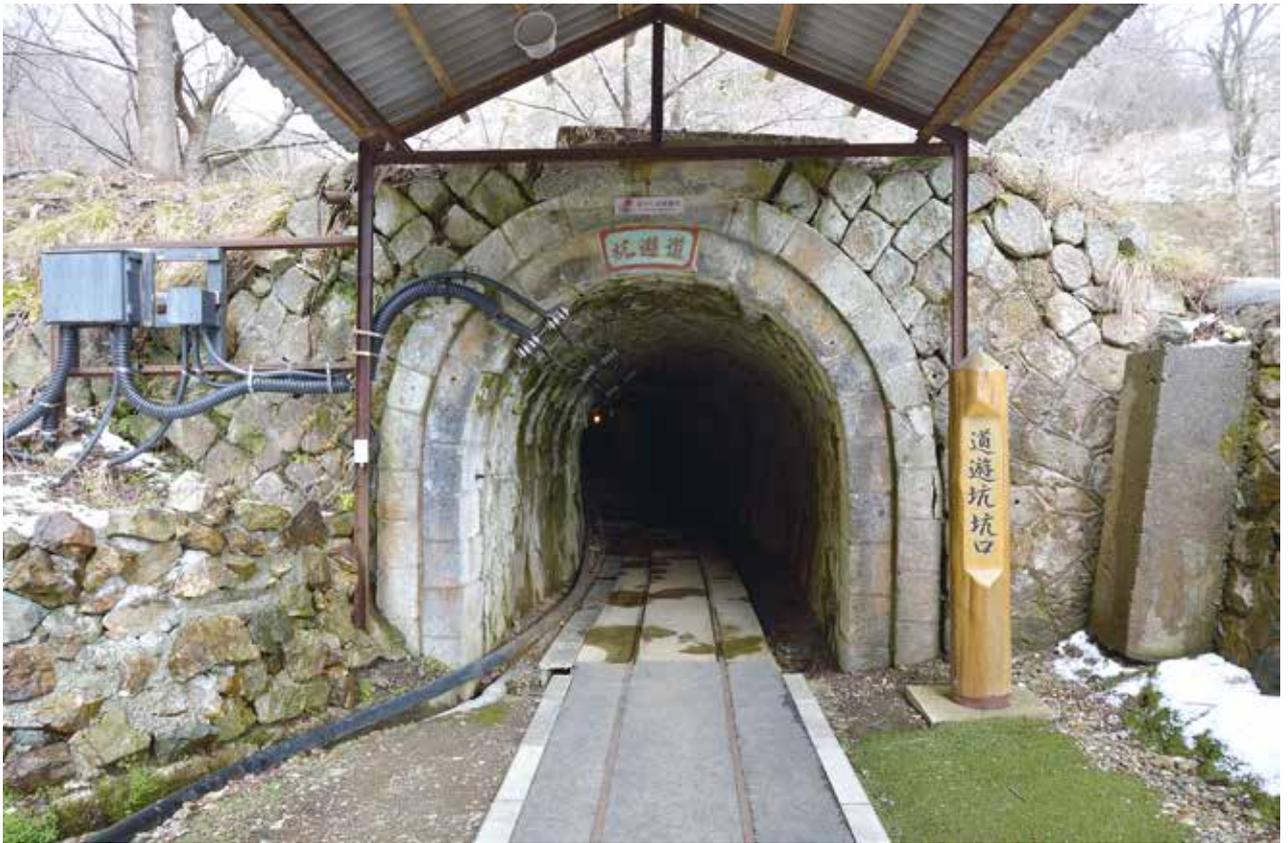
大立堅坑槽外觀写真（南面・東面）



大立豎坑槽と捲揚機室外観写真



大立豎坑捲揚室内部写真



道遊坑坑口外觀写真（西面）



道遊坑内部写真



高任坑坑口外觀写真（南面）



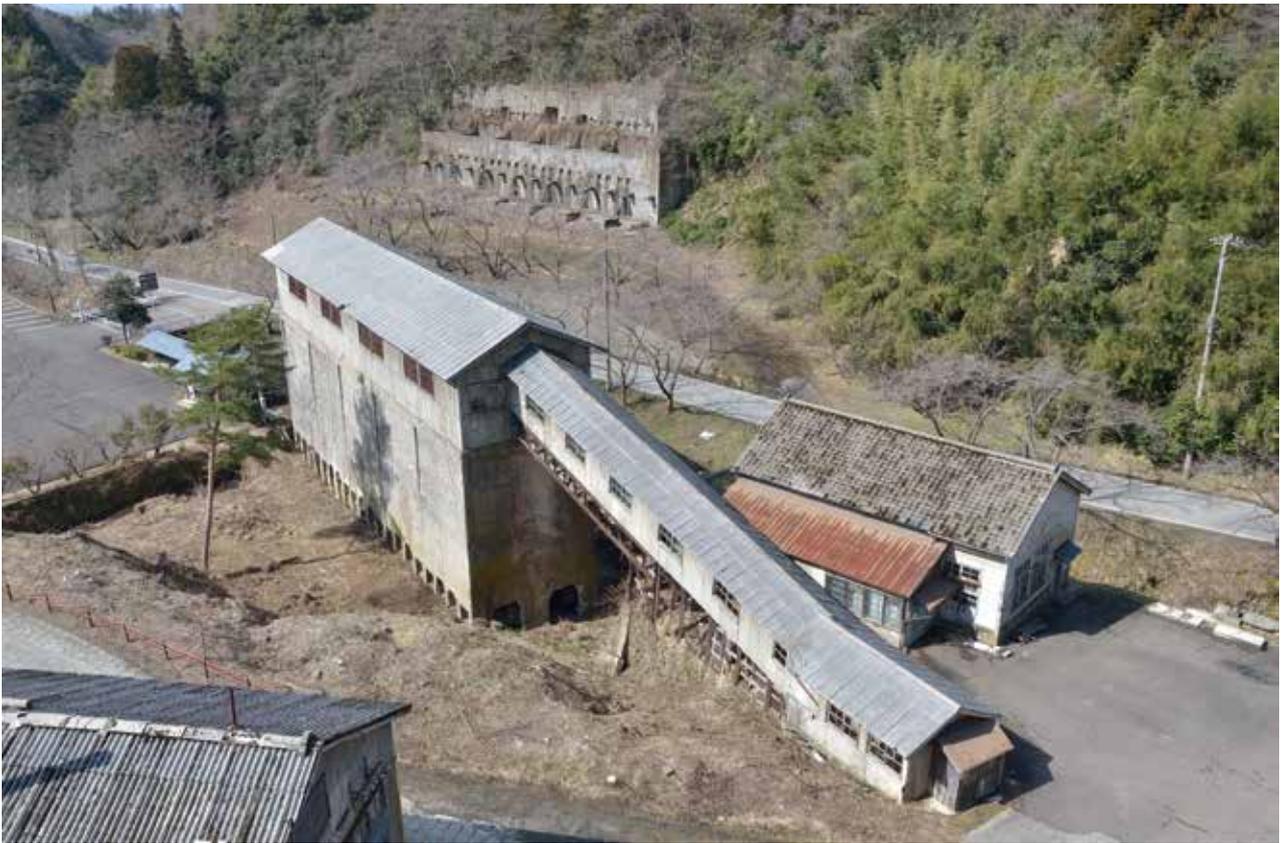
高任坑内部写真



高任粗砕場外観写真（西面・南面）



鉱車軌道外観写真（高任粗砕場方面）



高任貯鉱舎及びベルトコンベアヤード外観写真（東面・北面）



高任貯鉱舎外観写真（西面）



電車車庫外観写真（南面）



電車車庫（機械工場）内部写真（転車台）



間ノ山下橋外観写真

序 文

佐渡は、『今昔物語集』や世阿弥の『金島書』に登場するなど、古くから「金の島」として知られていました。しかし、佐渡が「日本一の金銀の生産地」となるのは、江戸時代からのことで、我が国最大の金銀山を有したこの島は、260年余にわたり徳川幕府の財政を支え、明治時代以降にはいち早く明治政府により官営佐渡鉱山として近代化政策が図られ、国内の鉱業を牽引する模範鉱山と呼ばれました。

当時の多様な鉱山活動の痕跡をみることができる佐渡は、日本の歴史の重要な部分を構成するとともに、郷土の先人たちが行った金銀生産の技術及び鉱山経営システムの歴史的価値を示す文化財として、私たち佐渡島民の大きな誇りでもあります。

現在、鉱山遺跡や建造物の多くが文化財としての価値が認められて、国の史跡に指定されるなか、鉱石の採鉱に係る佐渡鉱山の施設について、あらたに国の重要文化財として指定をされました。

本書は、この「旧佐渡鉱山採鉱施設」の保存活用について、指針を定めたものであります。今後は、この計画に基づき先人から受け継がれてきた貴重な文化財を適切に保存活用し、後世に伝えていきたいと考えております。

最後に、本計画の策定にあたり、ご指導・ご助言を賜りました文化庁、新潟県教育委員会ならびに関係者の皆様に対して感謝の意を表するとともに、今後の本計画の遂行につきまして一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

佐渡市長

甲斐 元也

例 言

1. 本書は、新潟県佐渡市下相川及び相川宗徳町地内に所在する重要文化財（建造物）旧佐渡鉱山採鉱施設の保存活用計画である。
2. 本計画の策定は、文化庁並びに新潟県教育委員会の指導のもと、佐渡市が事業主体となり、平成 26 年度から平成 27 年度の 2 カ年にわたり、国庫補助事業として実施した。
3. 本計画の策定にあたり、佐渡市が平成 26・27 年度に設置した「佐渡市建造物保存活用に関する専門家会議」における協議に基づきまとめたものであり、佐渡市が所定の手続きを経て策定したものである。
4. 本計画の策定に係る事務は、佐渡市世界遺産推進課が担当し、関連業務を公益財団法人文化財建造物保存技術協会に委託した。
5. 本計画は『重要文化財（建造物）保存活用計画策定指針』（平成 11 [1999] 年、文化庁文化財保護部）に基づき策定した。
6. 本計画は重要文化財指定範囲を対象とし、必要に応じて周囲の史跡佐渡金銀山遺跡について記述した。
7. 本計画の策定にあたり、次の機関等から多大なご協力とご指導を賜った。
文化庁文化財部参事官（建造物担当）、新潟県教育庁文化行政課
8. 本文の執筆及び担当は次のとおりである。

編 集	(公財) 文化財建造物保存技術協会	
監修・校正	佐渡市世界遺産推進課調査係長	宇佐美 亮
本文執筆（下記以外）	(公財) 文化財建造物保存技術協会	齋賀英二郎
1-1-1. 計画策定の経緯	佐渡市世界遺産推進課調査係長	宇佐美 亮
1-1-2. 計画の目的	〃	
1-1-5. 専門家会議の設置と検討過程	〃	

目次

1章 計画の概要	1
<u>1-1. 計画の作成</u>	1
1-1-1. 計画策定の経緯	1
1-1-2. 計画の目的	1
1-1-3. 作成年月日	2
1-1-4. 作成者	2
1-1-5. 専門家会議の設置と検討過程	2
<u>1-2. 文化財の基本情報</u>	5
1-2-1. 文化財の名称と員数、指定年月日、所在地	5
1-2-2. 所有者等	5
1-2-3. 文化財の構造、規模、形式	5
1-2-4. 史跡の指定内容	6
1-2-5. 史跡の指定対象地域、面積、指定基準、指定年月日	6
<u>1-3. 文化財の概要</u>	9
1-3-1. 大立竪坑櫓と大立竪坑捲揚機室の概要	9
1-3-2. 大立竪坑櫓と大立竪坑捲揚機室の主な変遷と改造	9
1-3-3. 道遊坑の概要	12
1-3-4. 高任坑の概要	12
1-3-5. 高任・間ノ山地区の概要	12
1-3-6. 高任・間ノ山地区の主な変遷	12
1-3-7. 高任粗碎場の概要	18
1-3-8. 高任粗碎場の主な変遷と改造	18
1-3-9. 高任貯鉱舎及びベルトコンベアヤードの概要	22
1-3-10. 高任貯鉱舎及びベルトコンベアヤードの主な変遷と改造	22
1-3-11. 電車車庫（機械工場）の概要	22
1-3-12. 間ノ山上橋の概要	22
1-3-13. 間ノ山下橋の概要	24
1-3-14. 文化財の歴史的価値	24
<u>1-4. 文化財保護の経緯</u>	25
1-4-1. 保存事業履歴	25
1-4-2. 活用事業履歴	25
<u>1-5. 保護の現状と課題</u>	25
1-5-1. 保存の現状と課題	25
1-5-2. 活用の現状と課題	26
<u>1-6. 計画区域の設定</u>	26
1-6-1. 計画区域 1	26
1-6-2. 計画区域 2	26

2章 保存管理計画	29
2-1. 保存管理の現状.....	29
2-1-1. 保存状況（破損状況）.....	29
2-1-2. 管理状況.....	41
2-2. 保護の方針.....	41
2-2-1. 部分の設定と保護の方針.....	41
2-2-2. 部位の設定と保護の方針.....	42
2-3. 管理計画.....	43
2-3-1. 管理体制.....	43
2-3-2. 保存管理業務の分担.....	43
2-3-3. 保存環境の管理.....	43
2-3-4. 軽微な修繕（建造物の維持管理）.....	45
2-4. 修理計画.....	47
2-4-1. 2015-2016 [H27-28] 年度に実施・予定する修理と応急措置.....	47
2-4-2. 2017 [H29] 年度以降に予定する修理.....	47
2-4-3. 2023 [H35] 年度以降に予定する修理.....	48
3章 環境保全計画	51
3-1. 基本方針.....	51
3-1-1. 『史跡佐渡金銀山遺跡保存管理計画』における基本方針.....	51
3-2. 保全方針.....	51
3-2-1. 防災・管理上必要な施設の設置方針.....	51
3-2-2. 土地・樹木等の自然に係る景観や環境の保全方針.....	51
3-2-3. 整備方針.....	51
3-3. 周囲の構成要素.....	52
3-3-1. 大立地区.....	52
3-3-2. 間ノ山・高任地区.....	53
3-4. 防災上の課題と対策.....	54
3-4-1. 想定される自然災害.....	54
3-4-2. 劣化等による遺構の崩壊等.....	54
3-4-3. 今後の対処方針 1.....	54
（遺構の劣化状況や災害発生のおそれのある箇所の把握）	
3-4-4. 今後の対処方針 2（自然災害への対応）.....	55
4章 防災計画	57
4-1. 防火防犯対策.....	57
4-1-1. 火災時の安全性に係る課題.....	57
4-1-2. 防火管理計画.....	58
4-1-3. 防犯計画.....	61
4-1-4. 防災設備（消防・防犯）計画.....	61
4-1-5. 保守管理計画.....	63

4-2. 耐震対策	63
4-2-1. 耐震診断	63
4-3. 耐風対策	64
4-3-1. 被害の想定	64
4-3-2. 今後の対処方針	64
5章 活用計画	65
5-1. 活用計画の基本方針	65
5-1-1. 活用計画の基本方針	65
5-1-2. 活用計画実施の考え方	65
5-2. 公開活用基本計画	65
5-2-1. ブロックの設定	65
5-2-2. 大立ブロック (A)	68
5-2-3. 高任坑ブロックー高任坑 (E)	70
5-2-4. 電車車庫ブロック (F)ー電車車庫 (機械工場)	72
5-2-5. 高任公園ブロック (G)	73
5-2-6. 高任・間ノ山ブロック (H)ー高任粗砕場	75
5-2-7. 高任・間ノ山ブロック (H)ー高任貯鉱舎及びベルトコンベアヤード	77
5-2-8. 実施の手順	79
6章 保護に係る諸手続き	81
6-1. 保護に係る諸手続き	81
6-1-1. き損届	81
6-1-2. 修理届	81
6-1-3. 現状に変更を及ぼす行為	81
6-1-4. 保存に影響を及ぼす行為	82
部分部位の設定 (一覧表・写真帳)	83
関連資料	149

1 章 計画の概要

1-1. 計画の作成

1-1-1. 計画策定の経緯

佐渡では、文献によれば平安時代以降金銀生産が行われ、遺跡としては400年以上にわたる採鉱・製錬に関する多くの遺構、さらにそれらによって形成される景観が良好に遺存している。

鉱山技術や鉱山経営の形態は、時代によって大きく変遷しているが、多くの鉱業関連遺構が遺存する佐渡では、各時代の金銀生産システムを目の当たりにすることができる。つまり、佐渡は当時の鉱山技術のほぼすべてを見ることができる島であり、世界的にも貴重な存在である。

このような遺跡の重要性から、平成6(1994)年に、佐渡金銀山遺跡のうち、相川金銀山関係遺跡が国の史跡に指定された。相川金銀山は、徳川幕府が直轄地として経営し、大量の金銀を産出した佐渡金銀山の中心である。その後、平成27年度の今日に至るまで、保存の条件が整った生産や鉱山経営に関連する遺跡等が順次史跡に追加指定されており、そのなかには近代以降の佐渡鉱山施設も含まれている。

近年、これらの近代化遺産に係る建造物群の調査が進められ、平成24(2012)年12月28日には、近現代における佐渡鉱山の施設のうち、大立竪坑櫓、大立竪坑捲揚機室、道遊坑及び高任坑、高任粗砕場、高任貯鉱舎及びベルトコンベアヤード、電車車庫(機械工場)、間ノ山上橋、間ノ山下橋の3基4棟1所が「旧佐渡鉱山採鉱施設」として重要文化財に指定された。

本保存活用計画は、重要文化財に指定された「旧佐渡鉱山採鉱施設」について、計画的・継続的な保存と活用を図るため策定するものである。

1-1-2. 計画の目的

重要文化財は、我が国の歴史の正しい理解のため欠くことのできないものであり、かつ、将来の文化の発展向上の基礎をなすもので、適切な形で保存して後世に伝えなければならない。

重要文化財建造物が所在する佐渡鉱山は、平成元(1989)年に休山したが、所有者の株式会社ゴールデン佐渡が現在も坑内の排水等を含めた鉱山の管理を継続し、一部は観光坑道として公開され、多くの観光客が訪れている。指定物件周辺の史跡指定地内には、観光道路でもある県道や河川があり、新潟県佐渡地域振興局が管理しているが、道路や河川の整備、改修等は地域住民を災害から守るといった観点から必要なものもある。

また、重要文化財を活用して地域の住民や国民にその価値を認識してもらうことは、重要文化財の保存を図るために必要不可欠である。近年、これらの重要文化財や史跡を中核とした地域づくりや観光資源としての活用など、多様な形でこれらの文化財を積極的に活用する動きもみられる。

本保存活用計画では、旧佐渡鉱山採鉱施設の歴史的特性と現状に基づく本質的価値の把握に努め、重要文化財の保存活用を進める上での基本方針や方策を決定し、現状変更等の取扱い基準を明確にしながら、重要文化財の本質的価値を損なうことのないような様々な観点から保護の措置を図るものとする。また、破損した重要文化財の復旧等による価値の回復や、公開・活用のための整備活用の方向性についても検討するものとする。

併せて、旧佐渡鉱山採鉱施設の保存・整備を中心に、各時代にわたる一連の鉱業システムとしての機能を視野に入れ、史跡と併せた活用についても検討する。

また、重要文化財の整備方針については、計画の方針と方策に沿って文化財の保存を第一義とし

た整備を進めるとものとするが、多様な素材で構成される建造物・構造物の保存、あるいは既に公開されているものに対しては、新たな技術導入や社会的背景などにも配慮したものとする。

さらに、重要文化財の活用にあたっては、重要文化財が地域の宝として認知され、かつ市民主体による保護活動が定着するよう、市民と行政との連携や体制整備にも配慮したものとする。

なお、この保存活用計画は、現時点での状況認識に基づいて作成されたものであり、今後、時代の進展や社会情勢の変化等に伴い、必要な見直しを図る。

1-1-3. 作成年月日

平成 28 (2016) 年 3 月 31 日

1-1-4. 作成者

佐渡市

(作成補助：公益財団法人 文化財建造物保存技術協会)

1-1-5. 専門家会議の設置と検討過程

ア. 委員会の設置

重要文化財保存活用計画策定のため、「佐渡市建造物保存活用に関する専門家会議」を設置し、平成 26 年度に 2 回、平成 27 年度に 2 回の専門家会議を開催し検討を行った。

専門家会議は、景観工学、建造物保存修復、史跡整備、科学技術史、建築学等の学識者、行政関係者及び所有者から構成し、多様な観点から学際的な検討を進めた。

表1-1. 専門家会議概要

名称	佐渡市建造物保存活用に関する専門家会議	
開催	平成26年度 第1回：平成26(2014)年9月7日 平成26年度 第2回：平成27(2015)年2月27日 平成27年度 第1回：平成27(2015)年11月27日 平成27年度 第2回：平成28(2016)年3月25日	
委員	木村 勉 (座長) 伊東 孝 宮原 一徳 田中 哲雄 中山 俊介 長谷川 直司	長岡造形大学造形学部教授 元日本大学理工学部特任教授 株式会社ゴールデン佐渡取締役社長 元東北芸術工科大学教授 東京文化財研究所保存修復科学センター近代文化遺産研究室長 独立行政法人建築研究所建築生産研究グループ長
文化庁	小沼 景子 (平成26年度) 北河 大次郎 山下 信一郎 (平成26年度) 市原 富士夫 (平成27年度)	文化庁文化財部参事官 (建造物担当) 付 文化財調査官 同上 文化庁文化財部記念物課文化財調査官 同上
新潟県	北村 亮 小田 由美子 渡邊 裕之 尾崎 高宏	教育庁文化行政課世界遺産登録推進室長 同 政策企画員 同 専門調査員 同 主任調査員

名称	佐渡市建造物保存活用に関する専門家会議	
佐渡市	下谷 徹	世界遺産推進課課長補佐
	川村 尚（平成26年度）	同 調査係長
	宇佐美 亮	同 調査係長（平成27年度）、調査係主任（平成26年度）
	佐々木 貴浩（平成26年度）	同 調査係主任
	大久保 省三（平成27年度）	同 調査係主任
協力	小林 裕幸	公益財団法人文化財建造物保存技術協会事業部設計室設計課長
	井上 裕司	同 課長代理
	齋賀 英二郎	同 保存管理計画担当

イ. 検討経過

専門家会議における検討経過は以下のとおりであった。

表1-2.専門家会議検討過程

日 時	議 題
平成26年度 第1回専門家会議 平成26（2014）年9月7日	①計画の対象範囲 ②建造物の概要整理（大立竪坑櫓+大立捲揚機室、高任粗碎場の変遷概要と整備年代設定の提案）
第2回専門家会議 平成27（2015）年2月27日	①各建造物の変遷及び文化財的価値 ・間ノ山・高任地区の変遷 ・高任貯鋳舎及びベルトコンベアヤードの解説 ・文化財的価値の確認 ②計画区域設定 ・高任地区（高任粗碎場、高任貯鋳舎及びベルトコンベアヤード、高任坑、道遊坑、間ノ山上橋、間ノ山下橋）
平成27年度 第1回専門家会議 平成27（2015）年11月27日	①保存管理計画（保存管理の現状、保護の方針、管理計画、修理計画） ②防災計画（防火防犯対策、耐震対策、耐風対策） ③活用計画（活用計画の基本方針、公開活用基本計画）
第2回専門家会議 平成28（2016）年3月25日	①計画の概要（文化財の概要、保護の現状と課題） ②環境保全計画 ③活用計画（公開活用基本計画：高任坑、高任貯鋳舎及びベルトコンベアヤード、電車車庫）

ウ. 会議要項

専門家会議の要項を以下に示す。

「佐渡市建造物保存活用に関する専門家会議開催要項」

平成26年4月1日

告示第68号

（趣旨）

第1条 本市における重要文化財建造物の保存等の推進に当たり、広く有識者等からの意見、助言等を求めるため、佐渡市建造物保存活用に関する専門家会議（以下「専門家会議」という。）を開催することに関し必要な事項を定めるものとする。

（意見等を求める事項）

第2条 専門家会議において意見、助言等を求める事項は、次のとおりとする。

- (1) 重要文化財建造物の保存、整備及び活用方策に関する事項

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が意見等を求める必要があると認める事項

(出席の依頼)

第3条 市長は、専門家会議に、次に掲げる者のうちから15人以内の者に出席を依頼する。

(1) 学識経験または知識を有する者

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

(座長)

第4条 専門家会議は、その互選により専門家会議を進行する座長を定めるものとする。

2 座長に事故があるとき、又は座長が欠けたときは、あらかじめ座長の指名する者が座長を務めるものとする。

(関係者の出席)

第5条 市長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見等を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(開催通知)

第6条 市長は、専門家会議の開催日時、場所、意見等を求める案件その他必要な事項を前もって第3条の規定により出席を依頼する者に通知するものとする。ただし、緊急を要する場合については、この限りではない。

(守秘義務)

第7条 専門家会議の出席者は、この専門家会議で知り得た秘密を漏らしてはならない。専門家会議が終了した後も、同様とする。

(庶務)

第8条 専門家会議の庶務は、世界遺産推進課において行う。

(その他)

第9条 この告示に定めるもののほか、専門家会議に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成26年4月1日から施行する。

エ. 他の委員会との関係

旧佐渡鉱山採鉱施設の調査及び保存整備を検討する組織として、佐渡市歴史文化遺産群保存活用検討委員会（平成20〔2008〕年度設置）があったが、史跡の広域化と保存方法の多様化により委員会の機能を見直すことが必要となった。

このことから、重要文化財の価値を明らかにする調査を佐渡金銀山調査委員会が所掌し、本委員会は重要文化財の適切な保存・活用のための基準と修復整備及び活用に関する基本方針を策定し、その保存管理計画に基づいた整備活用計画を建造物保存活用に関する専門家会議で策定することとした。なお、委員会間の情報共有を目的に委員の重複を図っている。

■ 史跡佐渡金銀山保存管理計画策定委員会（平成22〔2010〕年4月23日設置）

○ 設置目的

史跡佐渡金銀山遺跡のうち、特に近代化遺産の保存・整備と全体の活用方針を検討。

○ 委員構成

遺跡・史跡整備、近代化遺産保存、史跡活用の専門家で構成。

■ 佐渡金銀山調査指導委員会（平成 22 [2010] 年 8 月 10 日設置）

○ 設置目的

佐渡金銀山に関連する文化財の調査及び研究方針の検討
佐渡金銀山に関連する文化財の調査並びに研究の指導及び助言

○ 委員構成

遺跡・建造物専門分野—遺跡・建造物の専門家で構成。
文化的景観専門分野—建造物・景観等の専門家で構成。

1-2. 文化財の基本情報（文部科学省告示第 178 号（2012 [平成 24] 年 12 月 28 日）より。）

1-2-1. 文化財の名称と員数、指定年月日、所在地

名称と員数 旧佐渡鉱山採鉱施設 3 基 4 棟 1 所
指定年月日 平成 24（2012）年 12 月 28 日
所在地 新潟県佐渡市下相川、同相川宗徳町

1-2-2. 所有者等

所有者 株式会社 ゴールデン佐渡
住所 新潟県佐渡市下相川 1305
管理団体 佐渡市（平成 26 [2014] 年 4 月 4 日指定）

1-2-3. 文化財の構造、規模、形式

表1-3.文化財の構造、規模、形式

大立竪坑櫓 1 基	鋼製櫓、高さ 13.9m、貯鉱庫付、コンクリート造基礎及び鋼索用開口部付属、鉱車軌道及びチップラー 3 基を含む
大立竪坑捲揚機室 1 棟	鉄筋コンクリート造、建築面積 221.84㎡、石造及びコンクリート造坑口付属、捲揚機 1 基、コンプレッサー 1 基及びレシーバー 2 基を含む
道遊坑及び高任坑 1 所	石造及びコンクリート造坑道、延長 247.5m、鉱車軌道付属
高任粗碎場 1 棟	鉄骨造、建築面積 541.98㎡、6 階建一部地下 1 階、切妻造、コンクリート造基礎付属、スレート葺、ジョークラッシャー 3 基及びチップラー 2 基を含む
高任貯鉱舎及びベルトコンベアヤード 1 棟	貯鉱舎／鉄骨造及び鉄筋コンクリート造、建築面積 241.33㎡、切妻造 ベルトコンベアヤード／鉄骨造、延長 31.3m、切妻造 ベルトコンベア及びトリッパー 1 基を含む、総スレート葺
電車車庫（機械工場） 1 棟	木造、建築面積 330.63㎡、切妻造、棧瓦葺、南面下屋付属、鉄板葺、鉱車軌道及び転車台を含む
間ノ山上橋 1 基	石造単アーチ橋、橋長 9.5m、幅員 6.5m
間ノ山下橋 1 基	石造単アーチ橋、橋長 10.3m、幅員 3.4m

1-2-4. 史跡の指定内容

史跡名称 佐渡金銀山遺跡

所在地 新潟県佐渡市江戸沢町 1-6 ほか 880 筆等

管理団体 佐渡市(告示年月日:平成 23 [2011] 年 1 月 20 日、告示番号:文化庁告示第 9 号)

1-2-5. 史跡の指定対象地域、面積、指定基準、指定年月日

表1-4.史跡の指定対象地域、面積、指定基準、指定年月日

名称	面積	指定基準 ※	指定年月日 (告示番号)
1.西三川砂金山地域			
1-1西三川砂金山跡	284,835.150m ²		平成27[2015]年10月7日(文部科学省告示第173号)
2.鶴子銀山地域			
2-1鶴子銀山跡	1,724,487.920m ²	史2・3・6・7	平成23[2011]年2月7日(文部科学省告示第15号)
3.相川金銀山地域			
3-1相川金銀山跡	2,170,993.080m ²		平成27[2015]年3月10日(文部科学省告示第44号)
3-2道遊の割戸	30,656.000m ²	史6	平成6[1994]年5月24日(文部省告示第73号)
3-3宗太夫間歩	117.515m ²	史6	平成6[1994]年5月24日(文部省告示第73号)
3-4南沢疎水道	288.480m ²	史6	平成6[1994]年5月24日(文部省告示第73号)
3-5大立地区	110,844.400m ²	史6	平成22[2010]年2月22日(文部科学省告示第18号)
3-6高任・間ノ山地区	73,060.570m ²	史6	平成22[2010]年2月22日(文部科学省告示第18号)
3-7北沢地区	62,020.520m ²	史6	平成22[2010]年2月22日(文部科学省告示第18号)
3-8御料局佐渡支庁跡	2,259.590m ²	史2	平成6[1994]年5月24日(文部省告示第73号)
3-9戸地区	4,795.790m ²	史6	平成22[2010]年2月22日(文部科学省告示第18号) 平成27[2015]年10月7日(追加)(文部科学省告示第173号)
3-10大間地区	34,856.390m ²		平成27[2015]年10月7日(文部科学省告示第173号)
3-11上相川地区	272,903.360m ²	史1・3・6	平成25[2013]年3月27日(文部科学省告示第46号)
3-12上寺町地区	97,751.230m ²		平成26[2014]年10月6日(文部科学省告示第142号)
3-13佐渡奉行所跡	18,673.000m ²	史2	平成6[1994]年5月24日(文部省告示第73号)
3-14鐘楼	81.240m ²	史2	平成6[1994]年5月24日(文部省告示第73号)
3-15大久保長安逆修塔	37.730m ²	史3・7	平成6[1994]年5月24日(文部省告示第73号)
3-16河村彦左衛門供養塔	33.270m ²	史3・7	平成6[1994]年5月24日(文部省告示第73号)
3-17吹上海岸石切場跡	12,949.400m ²	史2・3・6・7	平成21[2009]年7月23日(文部科学省告示第119号)
3-18片辺・鹿野浦海岸石切場跡	140,565.330m ²	史2・3・6・7	平成24[2012]年1月24日(文部科学省告示第9号)
指定面積 合計	5,042,209.965m ²		

※指定基準「史」:「史跡の部」の略

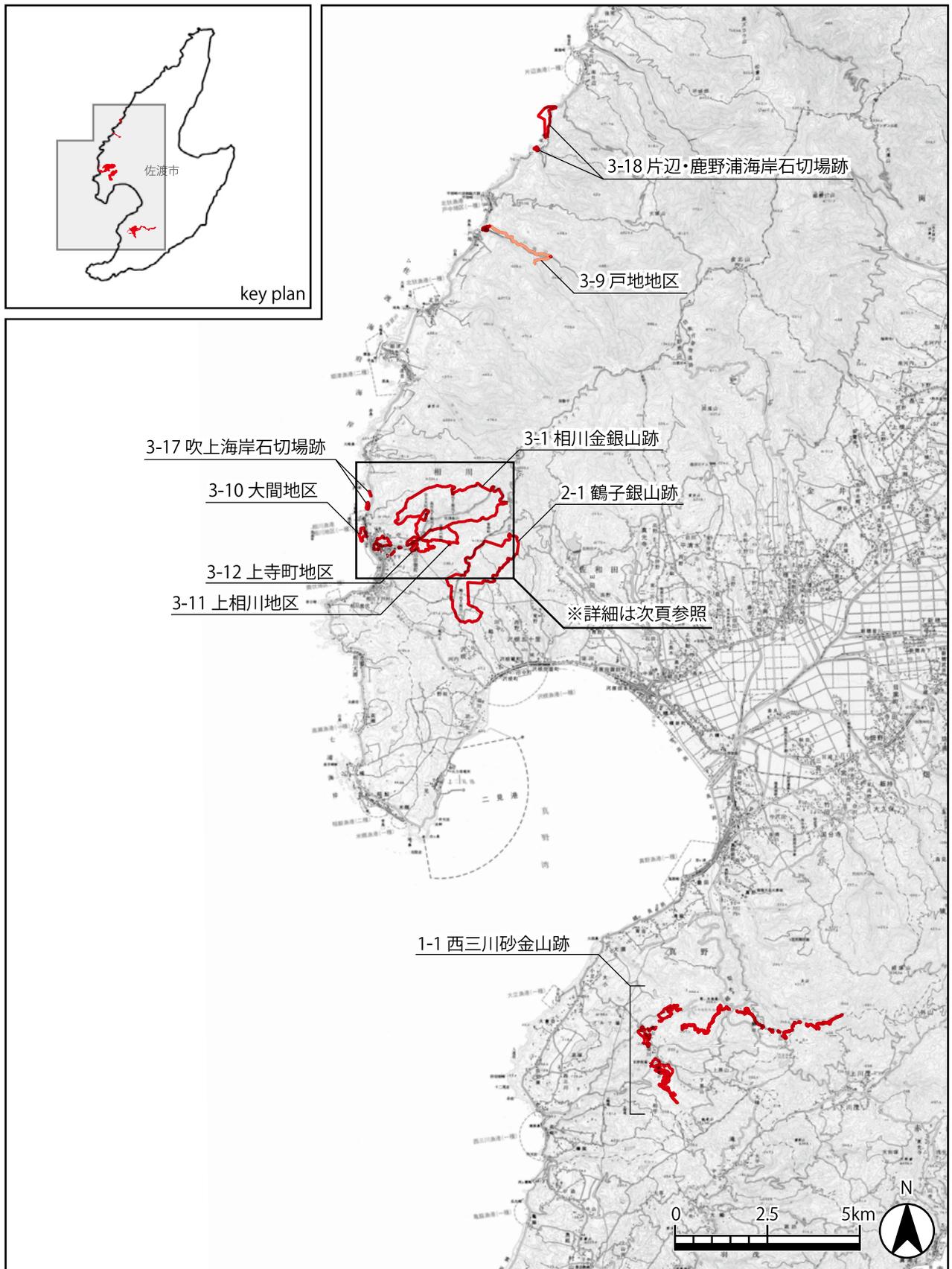
史 1: 貝塚、集落跡、古墳、その他この類の遺跡

史 2: 都城跡、国郡庁跡、城跡、官公庁、戦跡その他政治に関する遺跡

史 3: 社寺の跡又は旧境内その他祭祀信仰に関する遺跡

史 6: 交通・通信施設、治山・治水施設、生産施設その他経済・生産活動に関する遺跡

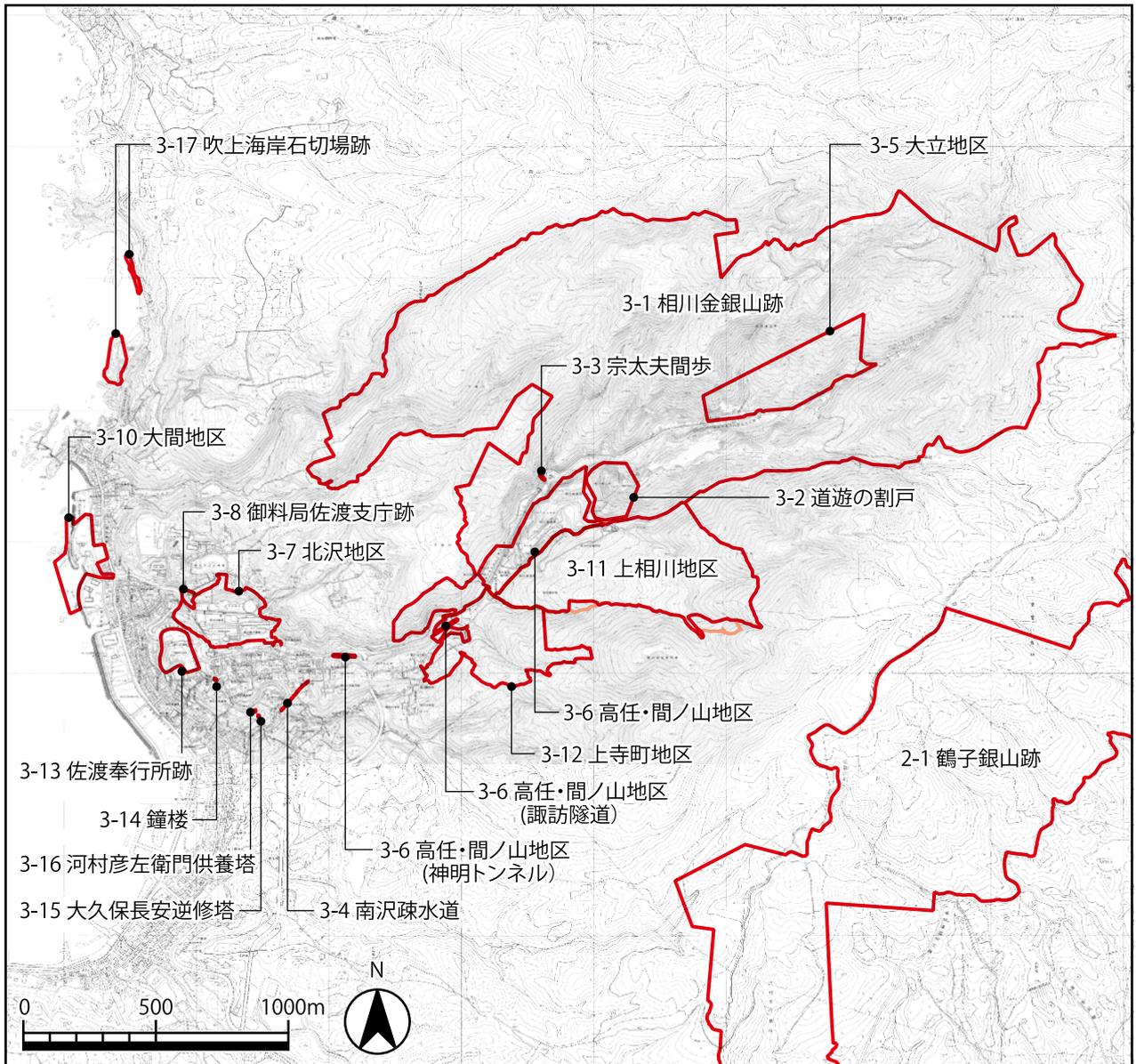
史 7: 墳墓及び碑



凡例

- 史跡指定地
- 史跡指定予定地

図1-1.史跡指定範囲①



凡例

- 史跡指定地
- 追加指定予定地

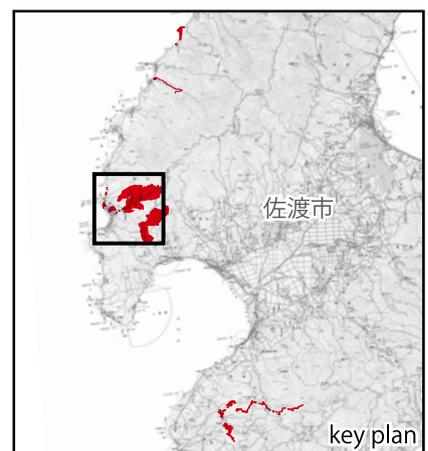


図1-2.史跡指定範囲②

1-3. 文化財の概要

1-3-1. 大立竪坑櫓と大立竪坑捲揚機室の概要

ア. 概要

明治初期から休山時まで稼働した大立竪坑の周囲に、竪坑内でケージを上下するための大立竪坑櫓、大立竪坑捲揚機室が現存する。佐渡鉱山では明治初期における施設の近代化に際し、外国人技術者による欧米技術の導入が図られており、大立竪坑はドイツ人技師アドルフ・レーのもと開削された。金属鉱山では日本最古の洋式竪坑とされる。大立竪坑櫓、大立竪坑捲揚機室は昭和 13 (1938) 年の重要鉱物増産法施行 (以下、「大増産期」) の設備投資時に増設された施設である。

イ. 特徴

佐渡鉱山に限らず、竪坑は複層する坑道をつなぐ縦軸の動線となっている。その運用には、鉱車や人の坑内移動用ケージ、そのケージを吊り下げる櫓と滑車、滑車を動かしケージを上下する捲揚機の組み合わせが必要となる。そのため、様々な鉱山で「竪坑—櫓—捲揚機」の組合せを見ることが出来る。

「大立竪坑—大立竪坑櫓—大立竪坑捲揚機室」の関係で特徴的なのは、大立竪坑櫓背面の岩盤を開削し、内部に RC 造の建屋を設け捲揚機等の機械を設置し、捲揚機室としている点である。大立竪坑周囲には平場が少なく、大増産に伴う設備拡充に際して、現在の形式が採られたと想像される。捲揚機が櫓の脇に控えながらも、立地的制約からその建屋が坑内にあることで、他の事例と異なる印象を与えている。

1-3-2. 大立竪坑櫓と大立竪坑捲揚機室の主な変遷と改造

ア. 大増産期 (昭和 13 [1938] ~ 17 [1942] 年) ~ 大縮小 (昭和 28 [1953] 年) 頃まで ¹ 図 1-3

大増産期以前には竪坑の東西に前身の捲揚機室と圧気機室が建っていた。圧気機室は大増産期以降も継続して稼働していたものと考えられる。竪坑直上に鉄骨造の櫓 (大立竪坑櫓) が架けられ、櫓頂部には 4 つの滑車が付き、2 台の鉱車用ケージ、1 台の人車用ケージが設置された。岩盤を開削して設けられた空洞には RC 造建屋 (大立竪坑捲揚機室) が建設され、内部に 2 台の捲揚機が設置された。捲揚機室建屋とともに北西奥の配電室も設けられている。

この時期は、貯鉱庫の規模や形式、コンプレッサーの種類、配電室の状況、大立竪坑櫓覆屋の状況など不明な点が多い。

イ. 昭和 30 年代 (1955-1965) 頃 ² 図 1-4

大縮小に伴い、竪坑では人車専用のケージが廃止され、鉱車用ケージもサイズが縮小される。櫓頂部滑車は 2 つに減り角度が変更される。捲揚機室では、建屋内西側に設置された捲揚機の馬力 (150 馬力から 75 馬力へ) 及び位置が変更されている。建屋内東側の捲揚機は撤去され、撤去跡には 3

1 同時期は、以下の資料をもとに状況を想定し、図版を作成している。資料 No.11-15 「大立坑捲座計画圖」、資料 No.11-17 「250HP 電気複胴捲揚機 組立図 (其ノ一)」、資料 No.11-18 「250HP 電気複胴捲揚機 組立図 (其ノ二)」、資料 No.11-19 「100HP 電気複胴捲揚機 基礎図」、資料 No.11-20 「250HP 電気複胴捲揚機 基礎図 (其ノ一)」、資料 No.11-22 「大立捲座及アーチ平面圖」、資料 No.12-6 「250HP 電気複胴捲揚機 基礎図 (其ノ二)」、資料 No.12-18 「大立岡 大立竪坑平面圖」、資料 No.12-20 「大立竪坑平面圖」、資料 No.12-27 「100HP 電気複胴捲揚機 組立圖」、資料 No.12-56 「大立坑捲座計画圖」、資料 No.20-4 「大立竪坑櫓設計圖 姿圖」

2 同時期は、以下の資料をもとに状況を想定し、図版を作成している。資料 No.12-10 「立坑捲揚機関係図立坑平面図区割図」、資料 No.12-24 「大立立坑墜落防止並にガイドレール取付圖」、資料 No.12-32 「大立 150HP 捲揚機基礎配置圖」、資料 No.12-58 「大立立坑 75HP 捲揚機、機械装置圖」、資料 No.12-63 「大立 75HP 捲揚機 遠心力開閉器取付圖」、資料 No.12-77 「大立立坑 75HP 捲揚機 互鍵装置組立圖」、資料 No.12-82 「大立立坑 75HP 捲揚機組立圖」、資料 No.12-83 「大立竪坑櫓設計圖」、資料 No.19-4 「北條製 HS-1 型 50HP 横型単式空気圧縮機フレーム」、資料 No.19-21 「大立圧気機用 レシーバー 安全弁之図」、資料 No.20-5 「大立立坑 75HP 捲揚機組立圖」、資料 No.20-7 「大立立坑 75HP 捲揚機機械装置圖」

台のコンプレッサーが設置されている。3台はそれぞれ設置時期が異なる。その他、レシーバーが1基設置されている。

昭和30年代の改造は主に2つに分類される。1つ目は、豎坑内を移動するケージの数を減らし、サイズを小さくしたことに伴うものである。2つ目は、大縮小時に北沢地区が閉鎖された際、分析機能が高任地区に移り、高任地区の圧気機室が分析所へと転用されることで、捲揚機室内部にコンプレッサーが設置・増設され、実質的に建屋内東側が圧気機室化したことによるものである。

ウ. 昭和40(1965)年以降～休山(平成元[1989]年)まで³ 図1-5

昭和43(1968)年以降に捲揚機室の建屋内東側より開削範囲を拡張し、コンプレッサーを増設している。新設のコンプレッサー設置のために開削した範囲はコンクリート建屋を設けていない。建屋内東側のコンプレッサー3台のうち2台は現在撤去されているが、撤去時期は不明である。

また、開削範囲拡張の計画図に、現在の貯鉱庫と思われる施設が確認できる。この時期以前の資料では貯鉱庫の存在や形状を確認できるものがない。

エ. 休山後(平成元[1989]年以降)

休山後には、豎坑櫓を覆う波形鉄板、櫓と貯鉱庫間に設置された覆屋、捲揚機室坑口を入ってすぐの間仕切りと扉、捲揚機運転室の囲い、開削拡張部の坑口の間仕切りと扉等が、取り払われている。観光施設としての公開を主目的にした改造が目立つ。

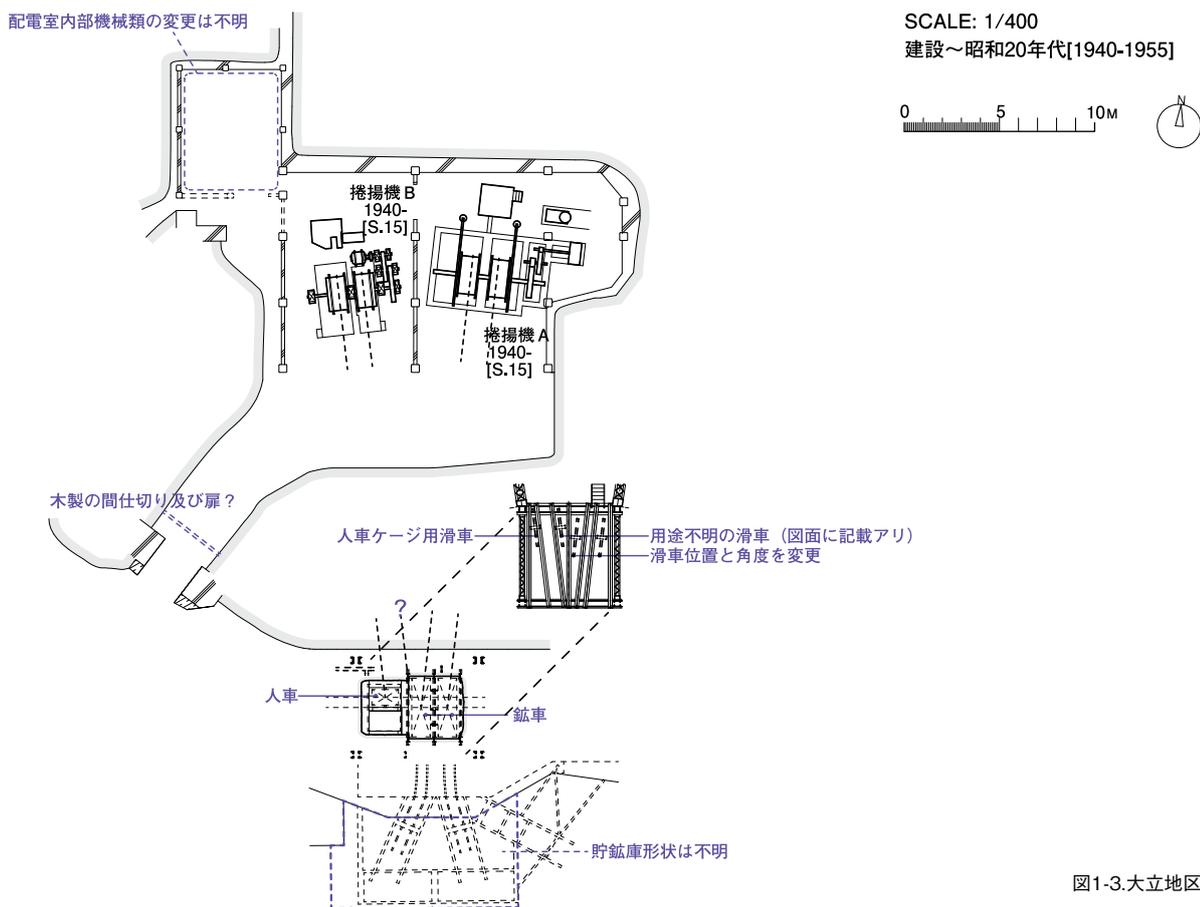


図1-3.大立地区変遷図①

3 同時期は、以下の資料をもとに状況を想定し、図版を作成している。資料 No.12-22 「改造 C 型レールクランプ」、資料 No.12-48 「大立立坑ケージ用 鉱車ストッパーの図」、資料 No.19-1 「大立立坑コンプレッサー室付近関係図」、資料 No.19-16 「石川島播磨-JOY-WN112-150KW コンプレッサー室及機械据付平面図」、資料 No.19-23 「石川島 150KW コンプレッサー室掘さくの図」、資料 No.19-26 「100HP コンプレッサー用レシーバー及び負荷軽減装置の図」

4 上記、資料 No.19-1、資料 No.19-16 に「鉱舎」として描かれている。

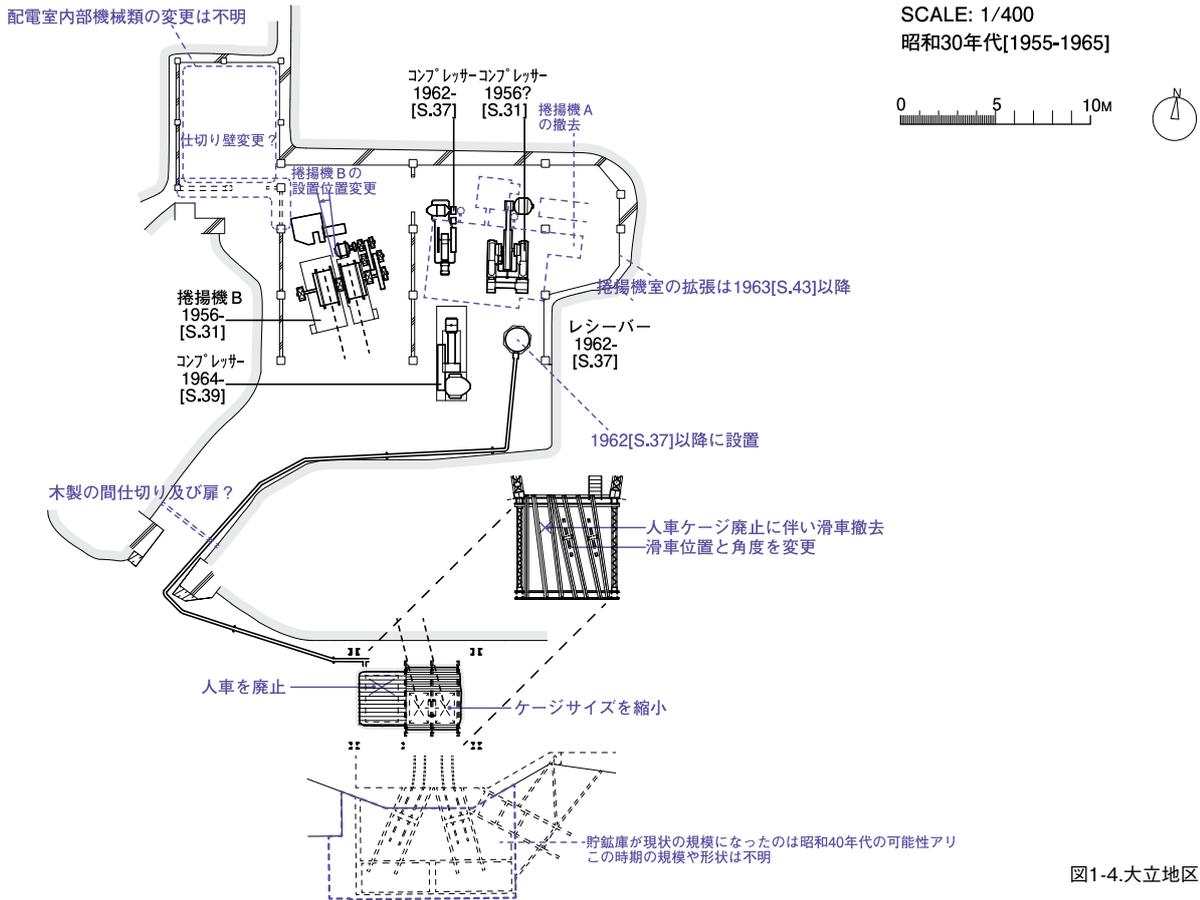


図1-4.大立地区変遷図②

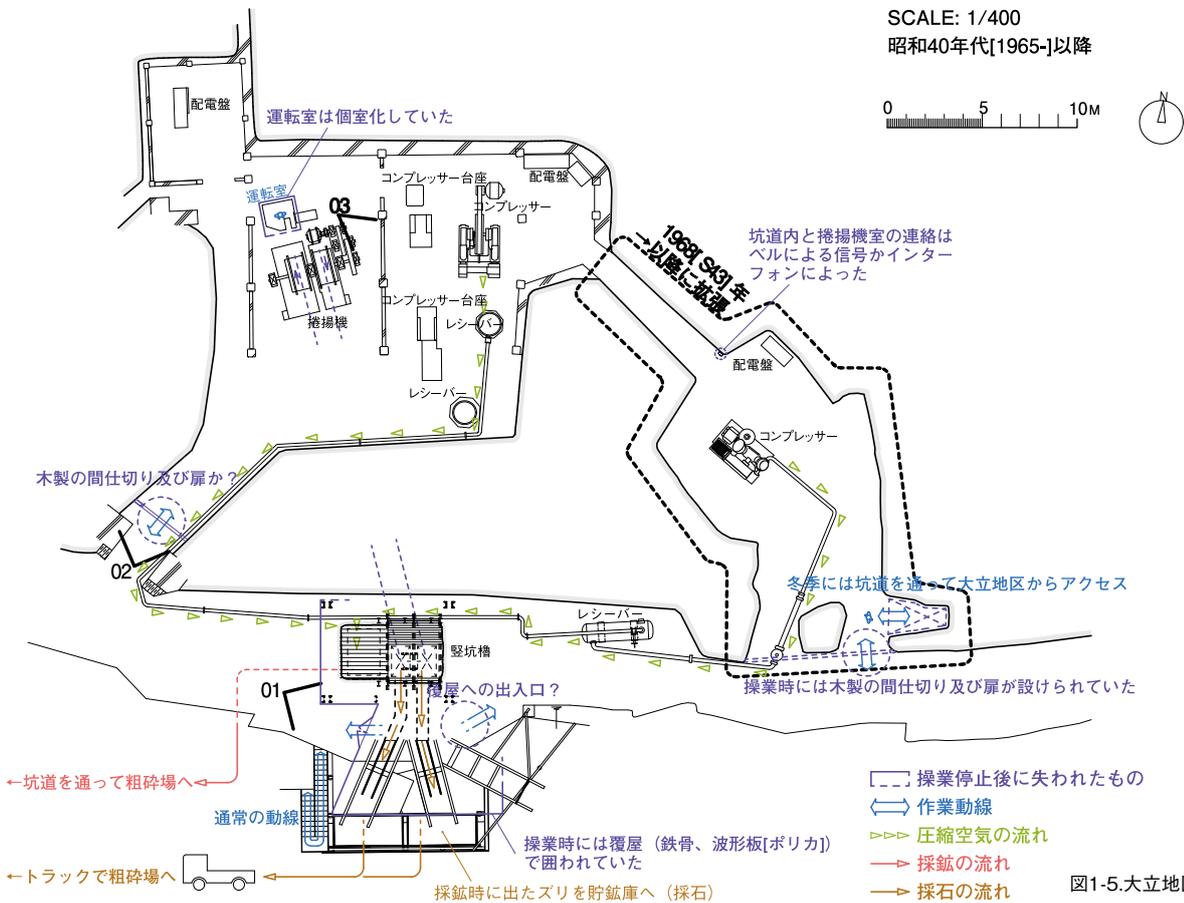


図1-5.大立地区変遷図③

1-3-3. 道遊坑の概要

ア. 概要

大立地区と高任地区を結ぶ運搬用の水平坑道で、鉱車（鉱石）と作業員の移動を担った。坑口は切石積の二重アーチとし、坑口から約 20m を石造、その先約 110m をコンクリート造とする。坑内には鉱車軌道を設置し、待避所を 2 箇所設けている。明治 32（1899）年に素掘で開削し、同 43 年には坑口の改修を行ったが、内部をコンクリート造及び石造として施工されたのは昭和 15 年頃と推定される。

イ. 特徴

坑口は幅約 2.3 m で高さ約 2.5 m、坑内は幅約 2.1 m で高さ約 2.8 m となっている。コンクリートの剥落箇所では、主筋に古レール、帯筋に丸鋼が用いられていることが確認できる。またコンクリート表面には、型枠に使用された長さ 6 尺程度の小巾板の跡が見られ、当時の施設造営の様子を知ることができる。

1-3-4. 高任坑の概要

ア. 概要

高任地区の東西 2 箇所に坑口を設けた運搬用の水平坑道で、道遊坑～高任粗砕場～高任坑～道遊坑、高任坑～高任粗砕場～高任坑の循環経路として利用された。

坑口はコンクリート巻で、外部を自然石積の擁壁とする。坑内は道遊坑と同じくコンクリートで仕上げ、鉱車軌道を設置する。詳しい開削年代は不明だが、それまで素掘だったと推測される坑内を、道遊坑と同じ時期にコンクリート造としたと考えられる。東側の坑口外部には、明治 20（1887）年開坑の高任縦坑があった。

イ. 特徴

坑内は幅約 3.5m、高さ約 3.1m と、道遊坑より広がっている。東側の一部は倉庫に転用されており、一部には床根太の痕跡が残る。

1-3-5. 高任・間ノ山地区の概要

ア. 概要

鉱山のほぼ中央に位置する。採鉱や選鉱に係る施設以外にも、運搬や保守管理、事務所や倉庫といった施設も配される、多様な役割を担う地区であった。大島高任の佐渡鉱山局事務長就任以降に開発が進められたものとされる。

イ. 特徴

現存施設の大半は大増産期以降に建設されたものであるが、明治期の開発以来、谷間の地形をズリにより埋立することで事務所や休憩施設、保守管理施設に必要な平坦な土地を確保しながら、敷地の高低差を利用した採鉱施設、選鉱施設を建設、更新している。施設の更新頻度が高い地区でもある。

1-3-6. 高任・間ノ山地区の主な変遷

ア. 明治中期 ⁵ 図 1-6～1-9

高任縦坑を始点とする、採鉱－選鉱－製錬施設として、高任縦坑捲揚機室、高任選鉱場、間ノ山第一搗鉱場、間ノ山第二搗鉱場があり、採鉱から製錬まで行われていたことが分かる。大立地区と

5 「佐渡國相川御料地一覽略図」1896（明治 29）年、および写真資料より状況を想定し、図版を作成している。

は採鉱／選鉱の系統が別であった。道遊坑は既に開削されていたが、高任坑はまだ開削されていない。その他「役所」と呼ばれる事務所機能などが同地区内に複数棟位置していたが詳細は不明である。

現存するのは道遊坑のみである。

イ. 昭和大増産期以前⁶ 図10～1-13

採鉱－選鉱－製錬まで行われ、大立地区とは系統が別であった。中尾変電所が大正4（1915）年に建設され、動力が蒸気から電気となる。間ノ山第三搗鉱場が、間ノ山第一搗鉱場に増設されるが（大正8〔1919〕年）、すぐに全焼（大正13〔1924〕年）し、間ノ山搗鉱場として再建される（大正14〔1925〕年）。間ノ山第二搗鉱場は大正8（1919）年に廃止され、製錬が一本化される。翌年、間ノ山第二搗鉱場は南側の一部が残され、コンプレッサーを置く圧気機室に転用されている。

昭和大増産期以前の特徴は鉱石の運搬方法と経路が変更、充実していることである。まず、高任選鉱場と間ノ山搗鉱場の往來のために、鉱石運搬用鉄橋が架けられている。他に、鉱石運搬の手段として索道を利用している。大立－間ノ山間、高任－間ノ山間を結ぶ索道が確認できる。

ウ. 昭和大増産期⁷ 図1-14～1-17

大立地区と採鉱及び運搬系統が統一される。大立地区、高任地区で採鉱機能が拡充される。高任選鉱場、索道が廃止される。間ノ山搗鉱場が昭和18（1943）年に閉鎖されることで、同地区内から製錬工程が失われる（北沢地区に集約）。高任鉱夫浴場及び更衣室、高任事務所、電車車庫、鍛冶場等、保守管理施設、事務所施設、休憩施設が充実する。

また、高任坑が開坑し、高任坑－高任粗砕場－道遊坑の鉱車軌道が整備され、鉱車の循環が可能となった。索道は廃止されたが、高任粗砕場と間ノ山搗鉱場、高任粗砕場と高任貯鉱舎はベルトコンベアヤードにより接続され、より直接的な運搬手段に変更されている。

エ. 昭和50年代⁸ 図1-18～1-20

昭和28（1953）年の大縮小決定以降、施設が閉鎖され諸機能の整理・集約が図られる。運搬には鉱車以外にトラックも利用されるようになる。高任縦坑が閉鎖されることで、高任坑を用いた循環経路が不要となり、坑口付近の一部が倉庫化する。また、北沢地区が閉鎖され、分析機能が移転、圧気機室が分析所に転用される。

鉱山事務所や浴室といった一部の施設が大縮小以降に新設されている。

6 「高任新設粗砕場附近関係地形図」製作年不詳（『佐渡鉱山施設設計図』中の1枚、No.1-1、収納番号1-3）および写真資料より状況を想定し、図版を作成している。

7 「高任付近建築物配置図」制作年不詳（『佐渡鉱山施設設計図等目録』中の1枚、No.1-3、収納番号1-9）および写真資料より状況を想定し、図版を作成している。

8 航空写真（1976、国土地理院）および写真資料より状況を想定し、図版を作成している。

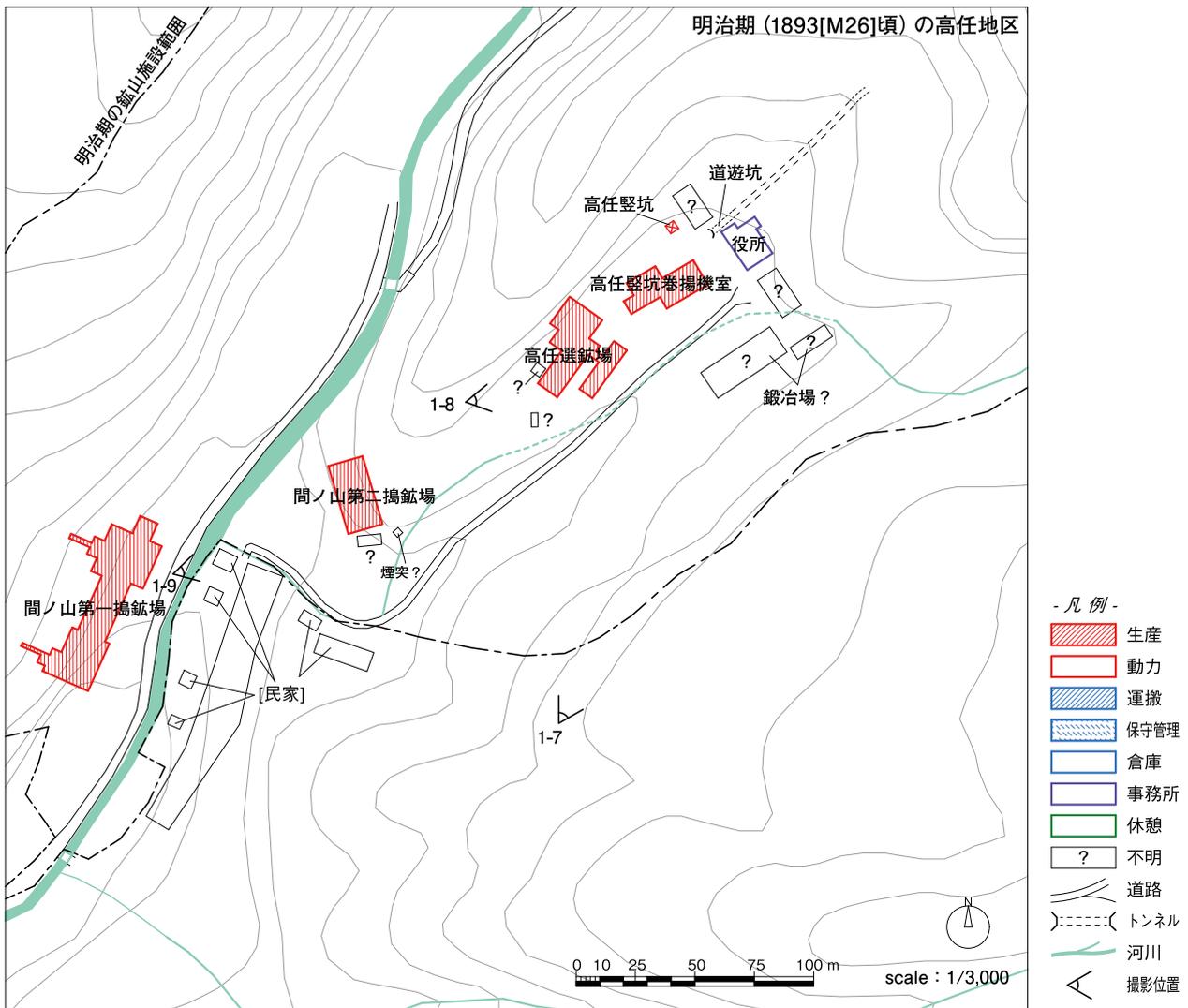


図1-6.間ノ山・高任地区変遷図①

「佐渡國相川町御料地一覽略図」1896[M29]年及び現状配置図をもとに作成。現状配置図は、国土地理院「基盤地図情報」を利用。



図1-7.高任地区遠景

1889[M22]～1934[S9] 木造の高任竪坑槽、高任竪坑捲揚機室、役所が写る。左端に半分見えるのが高任選鉱場。



図1-8.高任選鉱場

1889[M22]～1939[S14] 高任選鉱場。現在、電車車庫（機械工場）が建つ位置の南東にあった。昭和大増産時の粗砕場建設に伴い取壊されるまで稼働した。

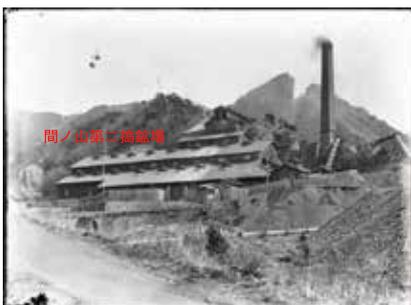


図1-9.間ノ山第二搗鉱場

明治末 搗鉱法による製錬施設。濁川を挟んで間ノ山第一搗鉱場と向い合う。右手の煙突は附属施設と考えられる。現在の粗砕場・分析所付近に位置した。

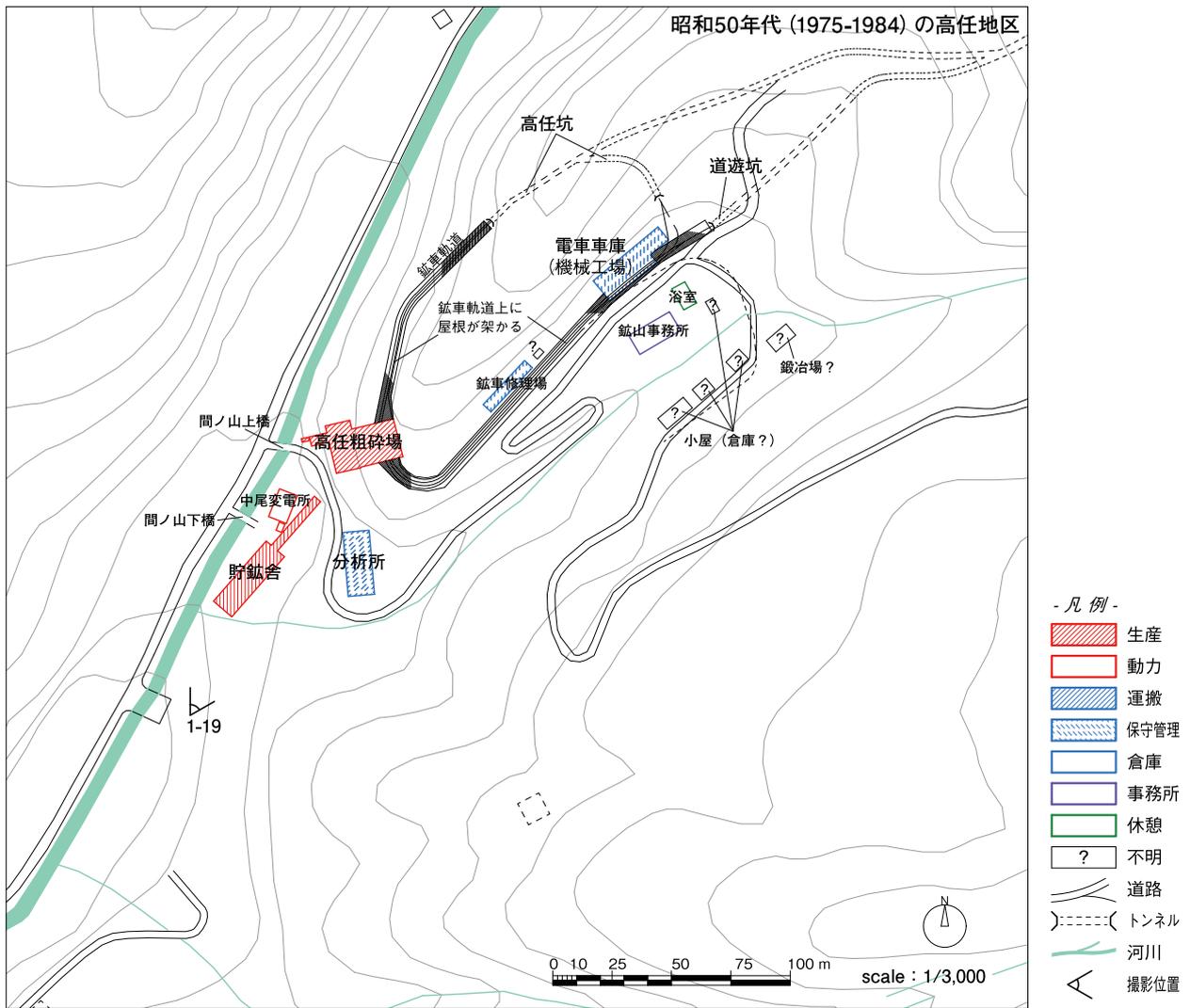


図1-18.間ノ山・高任地区変遷図④

航空写真(1976[S.51]撮影)及び現状配置図を用いて作成。航空写真は国土地理院撮影のもの、現状配置図は同「基盤地図情報」を利用。



図1-19.
間ノ山地区からみた道遊の割戸
1952[S27]以降
高任粗砕場、貯鉱舎などが
写る。高任坑・道遊坑～粗
砕場間の鉱車軌道屋根は残
るが、貯鉱舎～北沢間の鉱
車軌道屋根は撤去されて
いる。



図1-20.1976年航空写真
1976[S51]
高任粗砕場、貯鉱舎及びベ
ルトコンベアヤードなどが
写る。高任坑・道遊坑～粗
砕場間の鉱車軌道には屋根
が架かる。

(写真は国土地理院撮影のもの)

1-3-7. 高任粗碎場の概要

ア. 概要

間ノ山第二搗鉱場跡地に昭和 12（1937）年頃建設された。上層から下層への移動に伴い鉱石を分級し破碎していく。採鉱の中心を担う主要施設であり、休山まで稼働を続けた。

イ. 特徴

傾斜地に建設することで、鉱石が上層から下層へ移動していくのに合わせて分級／破碎することを可能にしている。建物が斜面に寄り添うように建設されているため、側面から眺めると、第 1 層から第 6 層まで少しずつ前後にズレながら重なっている様子が特徴的である。

「1-3-6. 高任粗碎場の主な変遷と改造」に後述する通り、昭和 40 年代には碎石機能も追加された。大增産期に合わせて建設された大規模施設であったことが後の新機能の追加への対応も可能にしたと考えられる。

1-3-8. 高任粗碎場の主な変遷と改造

ア. 大增産期（昭和 13 [1938] ～ 17 [1942] 年）～大縮小（昭和 28 [1953] 年）頃まで ⁹ 図 1-21

建設時の写真資料が多数残るが、建設当初の内部の状況やシステムについては不明な点が多い。昭和 17（1972）年頃には第 6 層の北側を一部拡張し、その後休憩所や倉庫などの附属屋を増築している。昭和 26（1951）年頃には第 1 層にてチップラー¹⁰、カープッシャー¹¹、カープラー¹²といった機械類を更新するなど、建設後間を空けずに手が加えられていることが分かる。

イ. 昭和 30 年代（1955-1965）頃 ¹³ 図 1-22

大縮小決定以降、機械類が一新されたと考えられる。クラッシャー¹⁴にて破碎後に、ウォッシングトロンメル¹⁵、手選帯や単式ドラッグベルト¹⁶を経て貯鉱舎へ運ばれるようになるなど、破碎から貯鉱へ至る工程が徐々に細分化している。

9 同時期は、以下の資料をもとに状況を想定し、図版を作成している。資料 No.1-1「高任新設粗碎場附近関係地形図」、資料 No.1-3「高任付近建築物配置図」、資料 No.3-2「四車明ヶチップラー及カープッシャー設計図」、資料 No.3-3「ロープ循環式カープラー設計図」、資料 No.15-20「チップラー之圖」、資料 No.15-21「チップラー之図」、資料 No.15-24「チプラー之圖」、資料 No.15-25「粗碎場送鑛設備配置圖」、資料 No.17-1「クリーパー組立圖」、資料 No.17-2「クリーパー組立圖」、資料 No.20-27「粗碎場拡張用一般図」

10 鉱車を回転させ、鉱石を排出させる装置。

11 ケージやチップラーなどに、鉱車を押し込むための装置。

12 車両をワイヤーで引張って移動させる装置。

13 同時期は、以下の資料をもとに状況を想定し、図版を作成している。資料 No.15-1「粗碎場平面図及断面圖」、資料 No.15-15「粗碎場系統圖」、資料 No.15-23「粗鉱場系統図」、資料 No.19-31「粗碎場 15 吋×9 吋 プレーキクラッシャー配置図」

14 鉱石を粉碎するための機械。

15 湿式の回転ふるい。

16 ベルトに爪が付いたコンベア。

ウ. 昭和 40 年代 (1965-1975) 頃 ¹⁷ 図 1-23

この時期最大の変更は、粗砕場の北側に砕石機能が追加されたことである。砕石は砕かれた後、第 5、6 層北側に簡易的に設けられた覆屋に貯められていた。採鉱関連の機械類は配置が変更されているが、機械およびシステムについては昭和 30 年代から変更されていないものと考えられる。

エ. 昭和 50 (1975) 年以降～休山 (平成元 [1989] 年) まで 図 1-24

グランビー鉱車と合わせて第 1 層に傾斜軌条が設置された。グランビー鉱車が傾斜軌条通過時に籠が傾くことで鉱石を鉱倉に落とす方式のため、チップラーにて 1 t 鉱車を回転して鉱石を落とす従来の方式に比べて効率が上がっている。

採鉱系統は機械類が一新された。砕石については、機械類にはほぼ変更がないが、第 6 層に R C 造の仕切り壁を設置し、粗砕場内部に砕石を貯める変更を行っている。

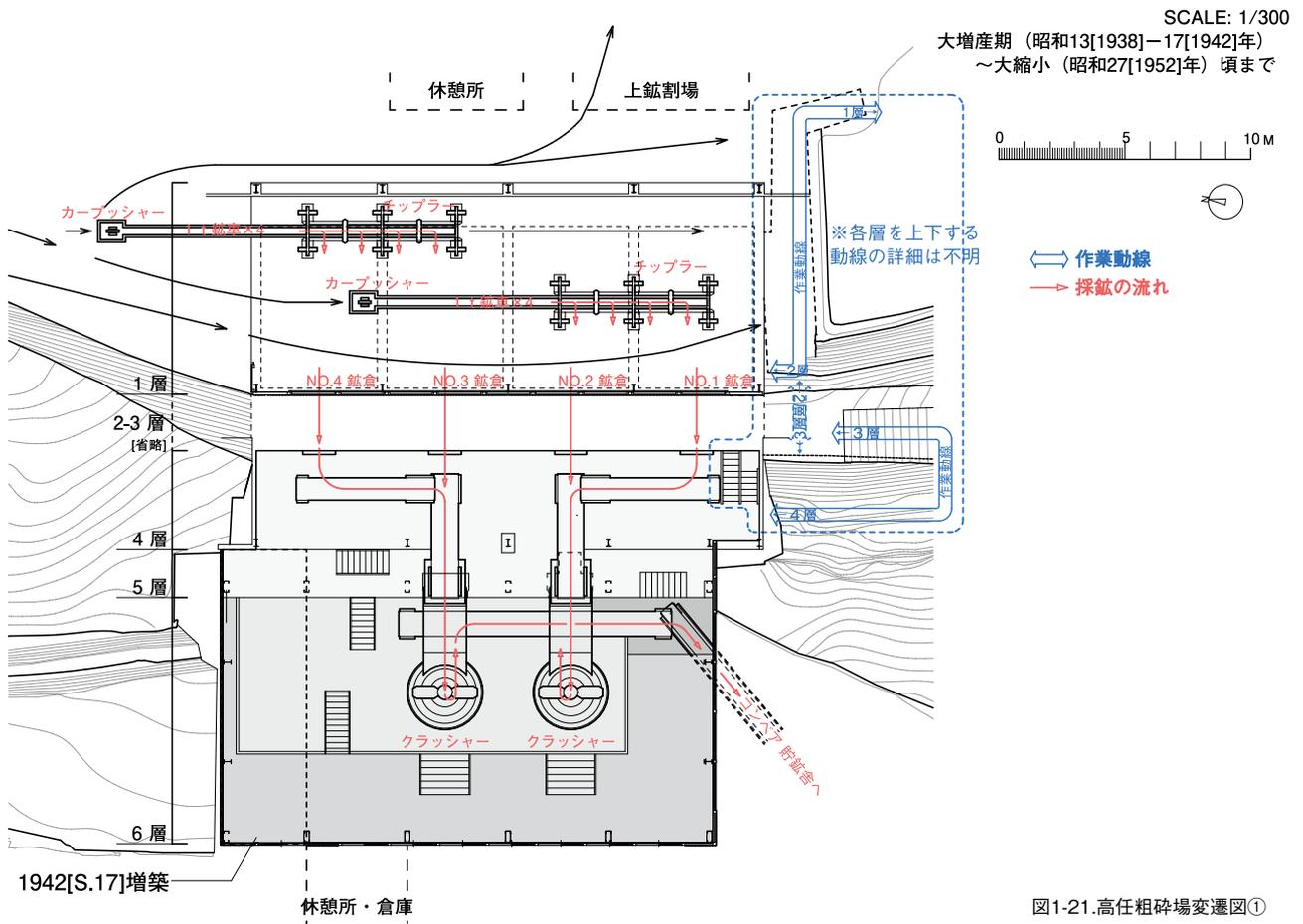


図1-21.高任粗砕場変遷図①

17 同時期は、以下の資料をもとに状況を想定し、図版を作成している。資料No.15-3「採石系統」、資料No.15-5「粗砕場、鉱倉行コムベヤー計量機取付参考図」、資料No.15-6「三機工業製 24” ベルトコムベヤー用 キヤリヤー、ローラー之図」、資料No.15-7「三機工業製 24” ベルトコムベヤー用 キヤリヤー台之図」、資料No.15-9「粗砕場連続自動累加計重機取付ベルトコンベヤー全体図」、資料No.15-10「粗砕場鉱倉行コムベヤースナップ、プーリー之図」、資料No.15-11「粗砕トロンメル給鉱コムベヤー用スプロケットホキル之図」、資料No.15-12「水洗トロンメル篩分胴板」、資料No.15-14「粗砕場鉱倉行コムベヤー 自動連続計量機取付参考図」、資料No.15-27「分割形、0.6m³ 鉱車用 横明チップラー組立図」、資料No.15-32「新操車場 LAY OUT」、資料No.15-33「横明チップラー取付図」、資料No.15-54「軌条 LAY OUT」、資料No.15-56「粗砕場 (機器装置) 配置図」、資料No.15-67「粗砕場 (機器装置) 配置図」、資料No.15-70「三菱金属佐渡鉱山粗砕場系統圖」、資料No.15-71「三菱金属佐渡鉱山粗砕場系統圖」、資料No.19-32「砕石用 ウォーシングトロンメル 組立図」

18 鉱石排出の際にチップラーを使用せず、ダンパー (傾斜装置) により自動で鉱車を傾斜させ、鉱石を排出するもの。

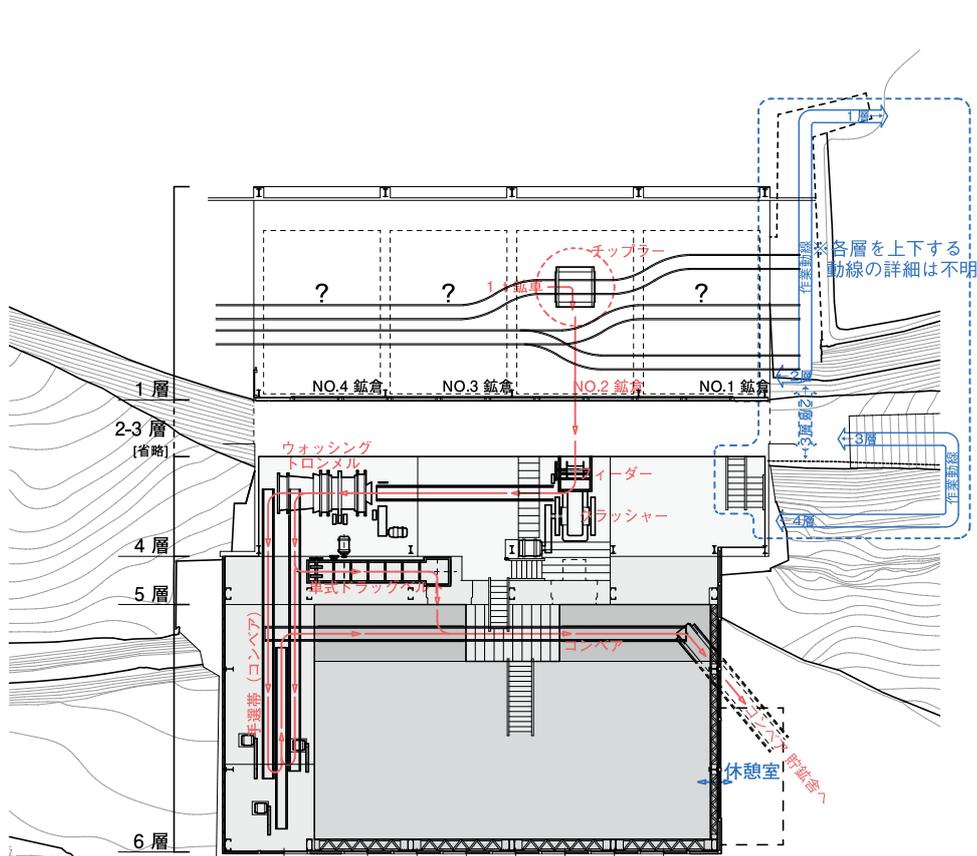


図1-22.高任粗砕場変遷図②

フィーダー：鉱石を必要量に応じて送り出す装置。

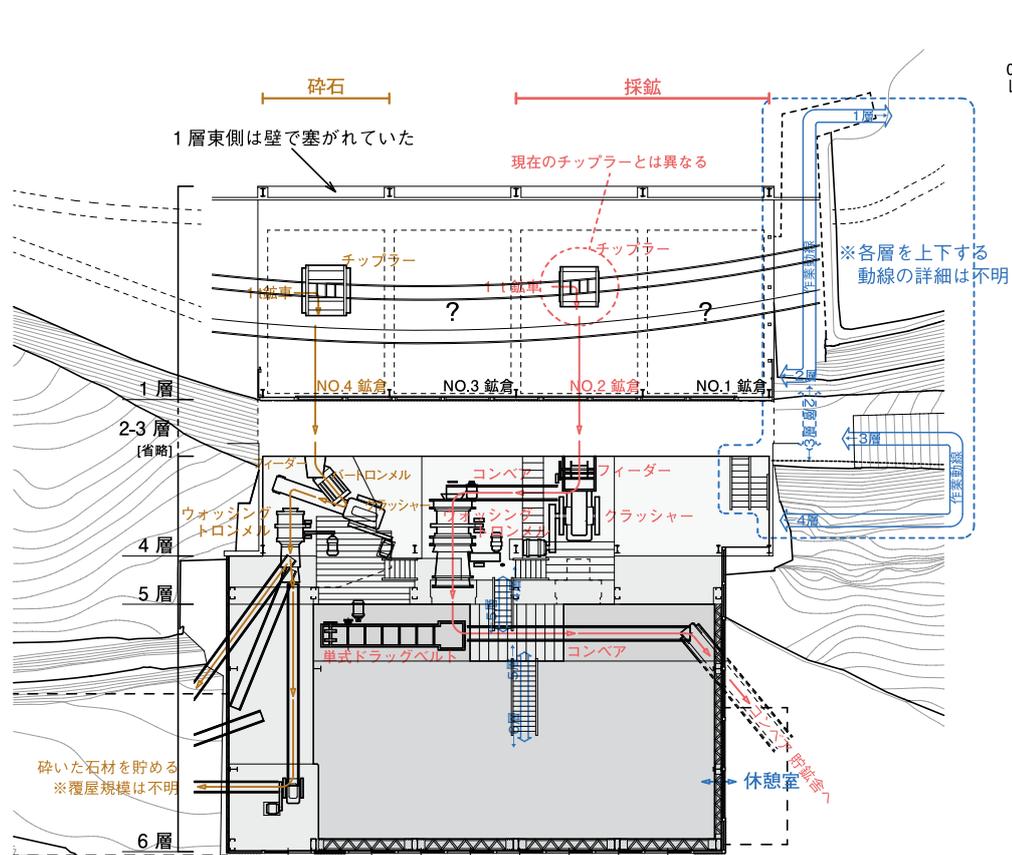


図1-23.高任粗砕場変遷図③

SCALE: 1/300
 昭和50年代[1975-]以降
 0 5 10M

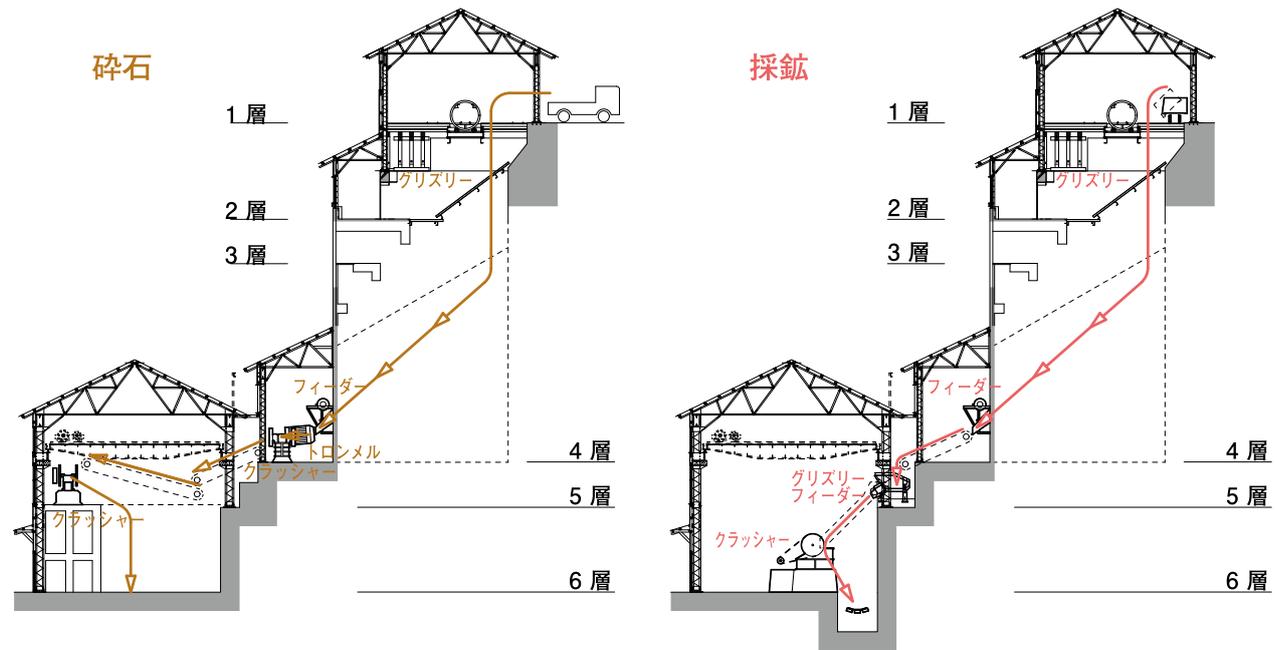
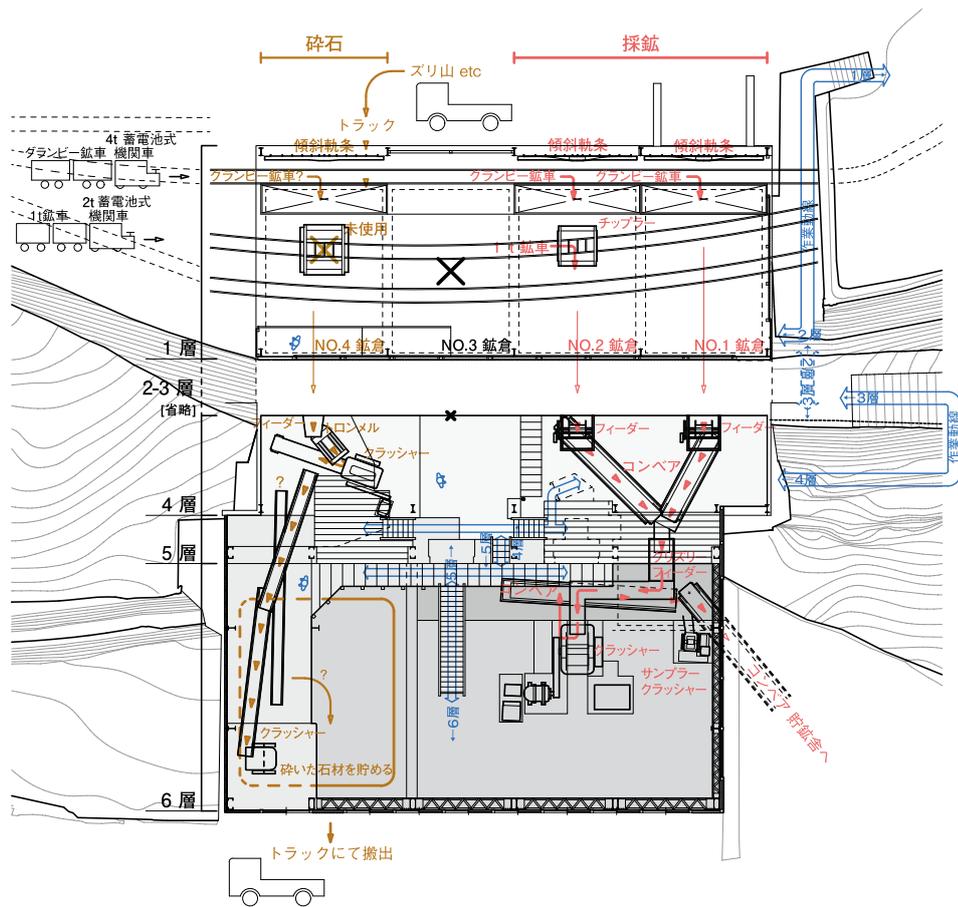


図1-24.高任粗砕場変遷図④

グリズリー：レールなどを適当な傾斜角をもって平行に並べた粗粒用のふるい。特に名称に断りのない場合、固定式のものを指す。

1-3-9. 高任貯鉱舎及びベルトコンベアヤードの概要

ア. 概要 図 1-25 ~ 1-34

昭和 13 (1938) 年頃建設。高任粗砕場にて破碎された鉱石をベルトコンベアヤードを経由して、貯鉱する。鉱倉は 5 つに分割されており、ベルトコンベアで運ばれた鉱石はメリックスケール¹⁹によって計量された後、トリッパー²⁰によって、貯鉱される鉱倉に振り分けられる。各鉱倉下部には 16 個のフィーダーが取付いており、鉱車に鉱石を載せて北沢地区へと運搬する。休山まで稼働を続けた。

イ. 特徴

高任粗砕場より一段低い敷地に位置し、ベルトコンベアヤードによって接続している。RC 造の鉱倉のうえに鉄骨造の建屋が載る。鉱倉足元はピロティとなっており、鉱車に鉱石を供給できるようになっている。上部の建屋はトリッパーを前後移動するための作業スペースであり、ベルトコンベアの部品のストックスペースとなっている。鉱倉内部は約 8.5 m の高さがあり、建造物に特異なプロポーションを与えている。

1-3-10. 高任貯鉱舎及びベルトコンベアヤードの主な変遷と改造

貯鉱という単一機能を担うという性格から、改造が少ない。北沢地区が閉鎖されることに伴う鉱車軌道とその屋根の撤去、ベルトコンベアの更新、建屋の窓変更（当初窓は木製建具）といった点が主な改造である。ベルトコンベア電動機には「減速原動機 昭和 13 年 9 月 三菱電機株式会社」と入った銘板があり、トリッパーと共に建設当初からの機械が残存していると思われる。

フィーダーは前述の通り、各鉱倉下部に 16 個取付くが、鉱倉底面には開口部を埋めた痕跡が各所に見られ、施工時もしくは後世にフィーダー取付位置が変更した可能性が考えられる。運搬方法が鉱車からトラックに変更されたことに合わせ、建造物側面下層の窓の一部を改造し鉱石積込み用の木製シュートを取付けている。

1-3-11. 電車車庫（機械工場）の概要

ア. 概要

施設内で稼働する機械類の修繕などの保守管理を担う施設で、高任地区の東側に位置する。木造、切妻造、瓦葺で、外壁は全面に下見板張を張り込んだ簡素なつくりとする。桁行方向に棟を 3 つ連ね、正面側に下屋を付ける。内部には転車台 5 基を設置し、鉱車を引き込んだ。

イ. 特徴

かつては作業員休憩所や倉庫も附属していたが、現在内部は大きく改造されている。木造平屋建の簡素な建物で、増改築が多く変遷には不明な点も多いが、修繕用機械をよく残し、採鉱施設における保守管理施設の様子を良く伝える。

1-3-12. 間ノ山上橋の概要

ア. 概要

濁川の中流部に架かる石造単アーチ橋。大増産期、高任貯鉱舎の建設により間ノ山下橋が使用できなくなった際に建設されたと考えられる。

19 ベルトコンベア上の鉱石重量を計測するための機器。

20 ベルトコンベアに取付けられた移動式の排出口。搬送中でも排出が可能で、任意の場所へ排出が可能。

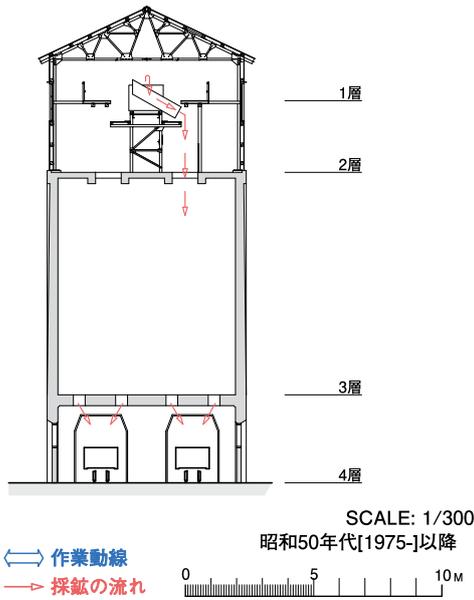
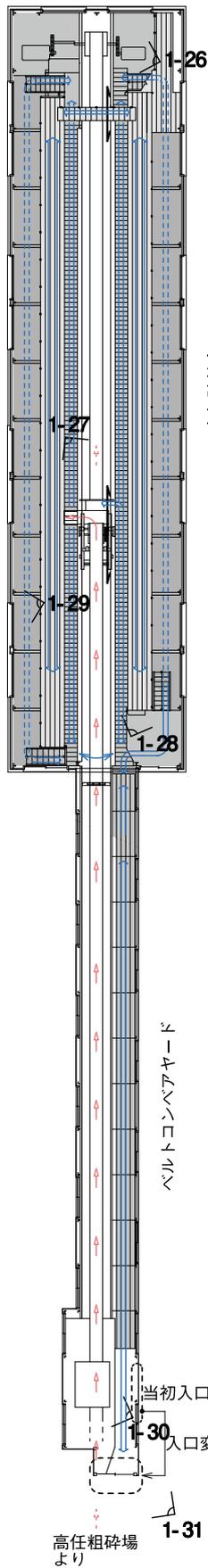


図1-26.
ベルトコンベア電動機
ベルトコンベア回転用の電動機。
「減速原動機、昭和13年9月、
三菱電気株式会社」の銘板あり。



図1-27.トリッパー



図1-28.作業員ベンチ



図1-29.ベルトコンベア部品ストック



図1-30.メリックスケール



図1-31.現状出入口



図1-33.高任貯鉱舎西妻面（現状）

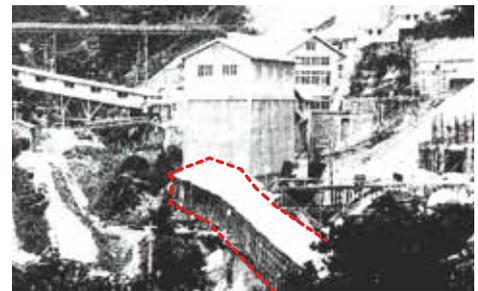


図1-34.高任貯鉱舎西妻面（昭和17年頃）

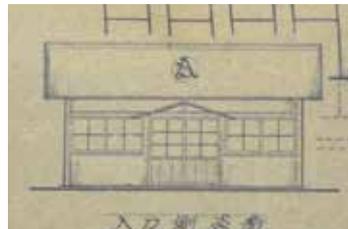


図1-32.昭和12年計画図（部分）
「佐渡鉱山新設粗砕場 粗砕場ヨリ電車鉱舎ニ至ル
參拾六吋ベルトコンベヤー上家設計図」部分

図1-25.高任貯鉱舎及びベルトコンベアヤード
概要（平面図・断面図）

イ. 特徴

間ノ山地区に残存する2基の石造単アーチ橋のうち上流側のもので、橋長約8m、橋幅約6.5mとする。現在は上部がアスファルトで舗装され、鋼製の手摺り、門扉が設けられている。

1-3-13. 間ノ山下橋の概要

ア. 概要

間ノ山上橋の下流側に架かる石造単アーチ橋で、「人造石工法」とされるが詳細は不明である。内壁に「佐渡鉱山 廿七年十一月」と記された銘板が掛けられる。

イ. 特徴

橋長約10.3m、橋幅は左岸側が約5.2m、右岸側が約10.0m、中央付近の最小巾が約3.3mで、舗装などはされていない。大增産期の施設建設により、現在は橋として機能していない。

1-3-14. 文化財の歴史的価値

指定基準²¹

「(三) 歴史的価値の高いもの」による。

貴金属生産の一大拠点として発展した佐渡鉱山の近現代採鉱施設

佐渡における金銀採掘の歴史は古く、中世には西三川砂金山での採掘が本格化した。16世紀以降には鶴子銀山や相川金銀山が開かれ、産出量が飛躍的に増加した。江戸時代には、佐渡一国を直轄領とした幕府直営による鉱山経営が進められ、江戸時代を通じて国内最大の貴金属鉱山として繁栄を続けた。明治期には官営の鉱山として欧米の技術を積極的に導入し、機械化・近代化を推し進めた。その後も、明治29(1896)年の民間への払い下げを経、戦後の大縮小に至るまで、日本の財政基盤を支えるとともに、鉱山技術の発展に寄与し続けた。このように、日本における貴金属生産の一大拠点として発展した佐渡鉱山にあって、保守管理や運搬を含む一連の採鉱施設がまとまって残っており、近代の鉱山施設の構成を知る上で貴重である。

大增産期(昭和13[1938]～17[1942]年)における採鉱施設

昭和12(1937)年に「金資金特別会計法・産金法」、翌13年に「重要鉱物増産法」が施行され、大增産体制が整えられた。大增産体制は鉱山技術に革新をもたらし、佐渡鉱山においては明治期以来最高の産金量を記録したが、一方で乱掘による資源の枯渇を招き、休山への契機ともなった。旧佐渡鉱山採鉱施設は、大增産期の設備投資により整備拡充が図られた施設や機械類で、国策として増産が図られた時期の大規模鉱山施設の実態をよく表している。各施設や機械類は度々の改造や更新を受けているものの、建設当初の基本的な機能や形式は維持している。

21 国宝・重要文化財(建造物)指定基準。文化庁では、国宝及び重要文化財(建造物)の指定にあたり以下の基準を設けている。

重要文化財

建築物、土木建造物及びその他の工作物のうち、次の各号の一に該当し、かつ各時代又は類型の典型となるもの

- (一) 意匠的に優秀なもの
- (二) 技術的に優秀なもの
- (三) 歴史的価値の高いもの
- (四) 学術的価値の高いもの
- (五) 流派的又は地方的特色において顕著なもの

国宝

重要文化財のうち極めて優秀で、かつ、文化史的意義の特に深いもの

生産を支えた機械・道具類

各施設の内部には、直接生産を行った機械類だけでなく、作業時刻を知らせるベルや伝達手段としての黒板・看板類、作業に必要なものを収納する棚、発破の際に使用したすね当てまで、実際の作業風景を知る手掛かりとなるような道具類がよく残っている。これらは、操業時の雰囲気伝える上で重要なものである。

豊富に残る関連史料

「佐渡鉱山関係施設等設計図」（県指定文化財）など、施設や機械類の設計資料がよく残り、近代化における佐渡鉱山の発展過程や、設計段階での検討の様子が明らかとなる。これらと現存する建物を比較することで、その変遷を把握することができる。

1-4. 文化財保護の経緯

1-4-1. 保存事業履歴

採鉱施設に関わる事業内容を以下の表にまとめる。

表 1-5. 佐渡鉱山採鉱施設関連の保存事業

平成24（2012）年度	平成24年度史跡佐渡金銀山遺跡建造物現況把握調査 大立堅坑櫓、大立堅坑捲揚機室、高任粗碎場に対する調査計画を作成
平成25（2013）年度	平成25年度史跡佐渡金銀山遺跡建造物現況把握調査 鉄筋コンクリート造調査／大立堅坑捲揚機室、高任粗碎場 鉄骨造調査／大立堅坑櫓、高任粗碎場 地盤調査／大立堅坑櫓、高任粗碎場、鉱山事務所周辺
平成26（2014）年度	平成26年度史跡佐渡金銀山遺跡建造物現況把握調査 RC版詳細調査／大立堅坑櫓RC版 高任粗碎場現状地盤確認調査／高任粗碎場

1-4-2. 活用事業履歴

休山後に一部施設について公開を実施している。大立堅坑櫓、大立堅坑捲揚機室はガイド付の見学範囲として公開している。道遊坑及び高任坑は見学ルートの一部として公開している。電車車庫（機械工場）は、採鉱に関するパネル展示と機械類の展示を行い、公開している。間ノ山上橋、間ノ山下橋は通常望見できる立地にある。

なお、高任粗碎場、高任貯鉱舎及びベルトコンベアヤードは外部については通常望見が可能だが、内部は非公開である。

1-5. 保護の現状と課題

1-5-1. 保存の現状と課題

旧佐渡鉱山採鉱施設に含まれる一連の建造物はもともと鉱物の生産を目的としたものであり、恒久的なものとして建設されていない。平成元（1989）年の休山（操業停止）以降は、維持と公開のために小規模なメンテナンスは施されているものの、操業停止から25年以上が経過し、施設全体の老朽化が進行している。

坑内の漏水から機械を保護するために設けられた捲揚機室や、敷地の高低差を利用して建てられた高任粗碎場など、多くの施設が特殊な条件下にあり、破損を確認しても十分な計画なしには容易に対策を施せない。

一方で、各建造物は工場施設として実際に利用され生産を支えたという事実や関係性に大きな価値がある。それらの価値を示すのは、建造物の規模や形以外に、機械設置箇所変更のために行われ

た改造や、鉱石を砕いていく過程で生じた躯体の破損、といった痕跡である。建造物の保存を図りながら、価値を示す痕跡を残していくことを両立することが、今後の保存にあたり課題である。

また、建造物周囲は史跡に指定されているが、近年高任地区で石垣の崩落なども生じており、史跡保存との調整、検討も課題となる。

1-5-2. 活用の現状と課題

所有者である㈱ゴールデン佐渡により施設の一部は公開活用が実施されている。道遊坑及び高任坑は主要な見学ルートとなり、電車車庫（機械工場）はかつて使用された機械工具等が大部分は元あった位置のまま展示されている。また大立竪坑櫓と大立竪坑捲揚機室についてもガイド付きでの公開を実施している。

高任粗砕場は一層が外部より見学できるが、その他の範囲は見学できない。高任貯鉱舎及びベルトコンベアヤードも見学範囲に含まれていない。これら二つの建造物に加え、間ノ山上橋、間ノ山下橋は道路上から視認できるが、他の建造物を含めた採鉱施設全体の関連性が理解できるような整備がされていない。採鉱施設の生産システム及び各建造物のシステムにおける役割と関連が理解できるような公開及び活用を行うことが課題である。

また、採鉱施設は史跡の構成要素の一部を担うものであり、周辺の史跡構成要素と一体となった活用の検討も課題である。

1-6. 計画区域の設定

重要文化財（建造物）に指定されている採鉱施設は史跡指定²²の敷地内に立地しているため、採鉱施設周囲の敷地は原則的には史跡指定範囲を対象とした計画²³で取扱っているが、本計画においても採鉱施設の保存活用計画策定に必要な範囲に限り計画対象とする。必要な範囲は、主に第1章計画の概要、第4章防災計画、第5章活用計画とする。

保存活用計画全体に渡り対象とする区域を「計画区域1」とし、限定的に取扱う史跡指定範囲の区域を「計画区域2」とする。

なお、計画区域の設定については合わせて「図 1-35. 計画区域」を参照のこと。

1-6-1. 計画区域1

重要文化財（建造物）指定範囲とする。 図 1-35

1-6-2. 計画区域2

大立地区	大立竪坑櫓。大立竪坑櫓が立地する整地された範囲及び整地高さまでの昇降階段。大立捲揚機室（素掘り範囲も含む）。
高任・間ノ山地区	高任坑及び道遊坑（道遊坑はコンクリート巻されている範囲まで）、電車車庫（機械工場）が立地し鉱車軌道が敷設され整地された範囲及び整地高さまでの昇降道路。高任粗砕場、高任貯鉱舎及びベルトコンベアヤード、高任分析所、中尾変電所、間ノ山上橋、間ノ山下橋を含む範囲。間ノ山搗鉱場及びその周囲の整地された範囲。

22 佐渡鉱山採鉱施設を含む土地が史跡佐渡金銀山遺跡として国史跡に指定されている。

23 『史跡佐渡金銀山遺跡保存管理計画』（佐渡市、平成 28 [2016] 年）

2 章 保存管理計画

2-1. 保存管理の現状

2-1-1. 保存状況（破損状況）

旧佐渡鉱山採鉱施設は休山（操業停止）から25年以上が経過し様々な箇所で破損が見受けられるが、その規模や敷地形状の特異さから、破損が確認できても、容易に修理を行うことが出来ない。これまでの調査から「大立竪坑櫓」「大立竪坑捲揚機室」「高任粗砕場」について、特に破損が顕著であることが分かっている。

各重要文化財建造物の破損状況を以下にまとめる。

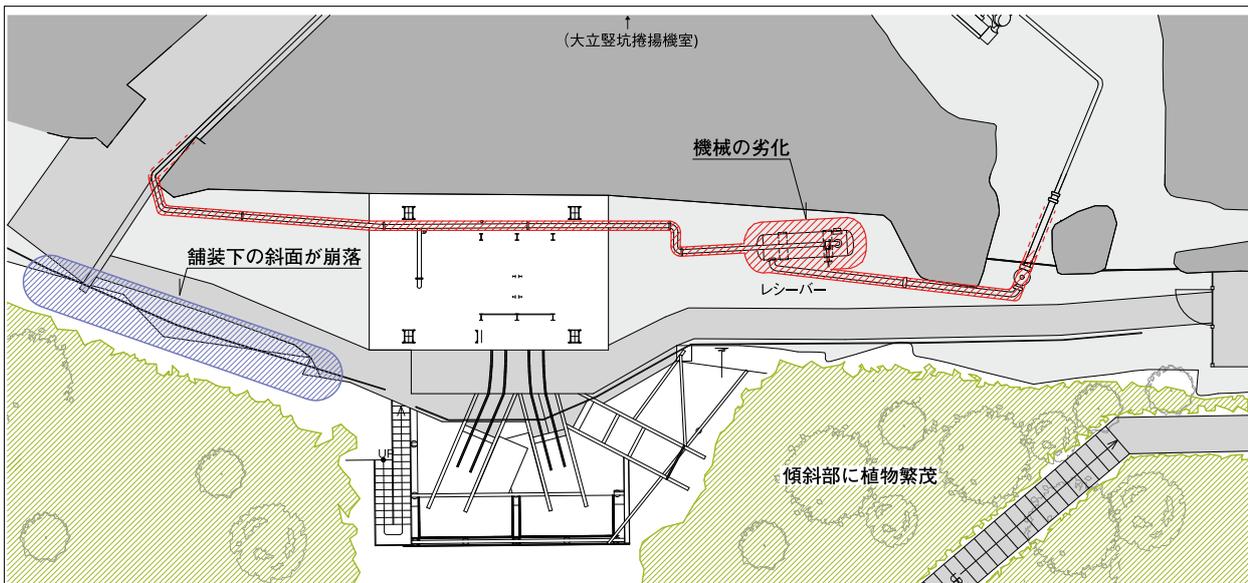
ア. 大立竪坑櫓

特に鉄骨櫓は破損が顕著で、塗装が剥落し、発錆と腐食が全体で進行している。部材の落下、欠失も多い。過去に溶接接合による補修も行われているが、補修材にも発錆と腐食が及んでいる。地震等の災害時には倒壊の危険性がある。

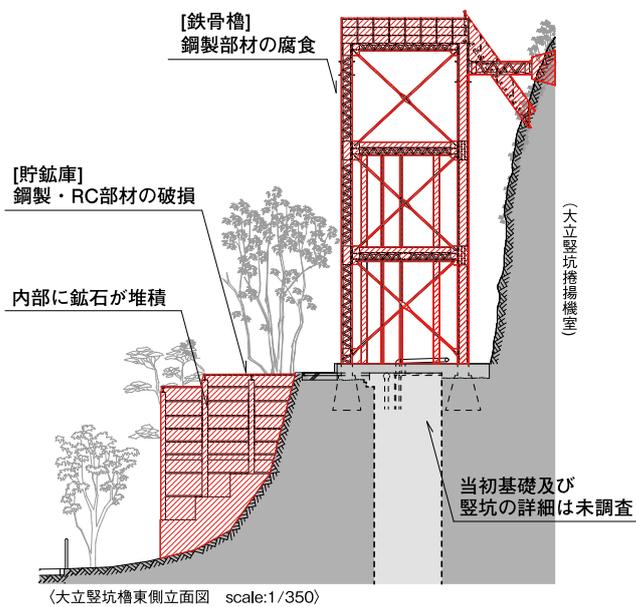
足元のRC版は休山直後に鉱山保安法にもとづく竪坑坑口閉塞のために実施されたもので、コンクリート強度や配筋等には問題ない。RC版下にはさらに閉塞された面があるようだが、詳細は確認できていない。

表2-1.大立竪坑櫓の破損状況

大立竪坑櫓	鉄骨櫓	主要構造部：鉄骨造 基礎：RC造
	貯鉱庫	主要構造部：鉄骨造 基礎：RC造
【鉄骨櫓】		
基礎	基礎は休山直後に施工されたRC版により覆われ、詳細は確認出来ない。RC版は坑口にH型钢を架け渡し、間を合板で塞ぎ、配筋を組んでコンクリートを打設している。RC版の配筋やコンクリート強度は健全である。H型钢には一部発錆が見られる。	
軸部	ラチス主脚、ラチス梁、接合部やブレースと鋼製部材全般に腐食が及ぶ。部材断面が大きく欠損し、構造耐力が低下している。岩盤へのラチス控繫梁は他の部材に比べて腐食が軽度。ただし梁接合部には孔食が生じる。 ケージ昇降用の鉄骨部材は櫓のフレームと比べて破損は軽度だが、腐食は進んでいる。	
造作	最上部を塞ぐ鉄板と滑車に発錆が見られる。大立竪坑捲揚機室へ降る鉄骨階段は比較的健全だが、手摺では腐食が進んでいる。また操業時に櫓を覆っていた波形鉄板は取外されている。	
塗装	全体で塗装が剥落している。	
【貯鉱庫】		
基礎	東西両面に大きな亀裂が生じている。打継不良か。	
軸部	鋼製部材全般で腐食が進んでいるが、櫓ほど顕著ではない。	
造作	チッパー周囲、壁面、排出口に用いられる鉄板で腐食が進んでいる。西面階段は道路レベルに降る範囲が取外されている（休山後の改造と考えられる）。	
機械	チッパーに発錆が見られるが、軽度。可動部の動きが悪い。	
塗装	全体で塗装が剥落している。梁や胴縁など横方向に用いられている部材で剥落が顕著。	



(大立竪坑槽平面図 scale:1/300)



(大立竪坑槽東側立面図 scale:1/350)



1. 鉄骨槽の鋼製部材。全般に腐食が及び、断面欠損が見られる。
2. 鉄骨槽柱脚。RC盤は勾配がなく、排水不良により部材が腐食。
3. 貯鉱庫内部。梁が腐食。内部には鉱石が堆積している。
4. 貯鉱庫西面。階段は一部取り外されている。周囲に植物が繁茂。
5. 敷地西側。一部斜面が崩落し、手摺が迫り出している。
6. 槽東側のレシーバー。塗装が剥がれ、発錆がみられる。

1	
2	
3	
6	5 4



図2-1.大立竪坑槽破損状況

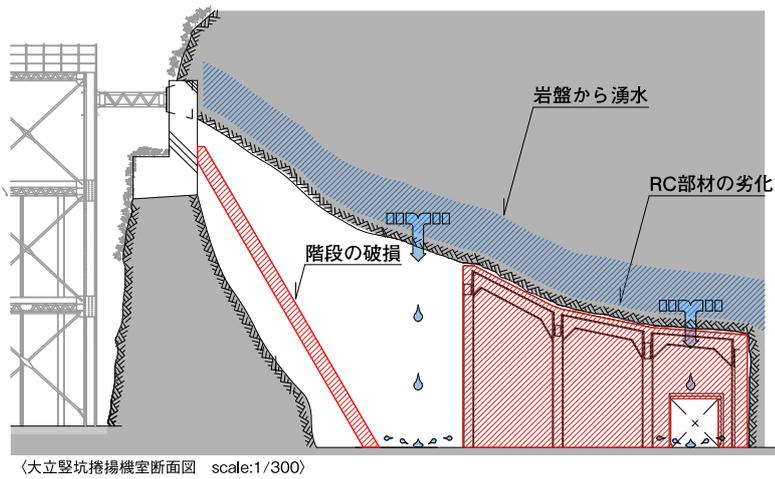
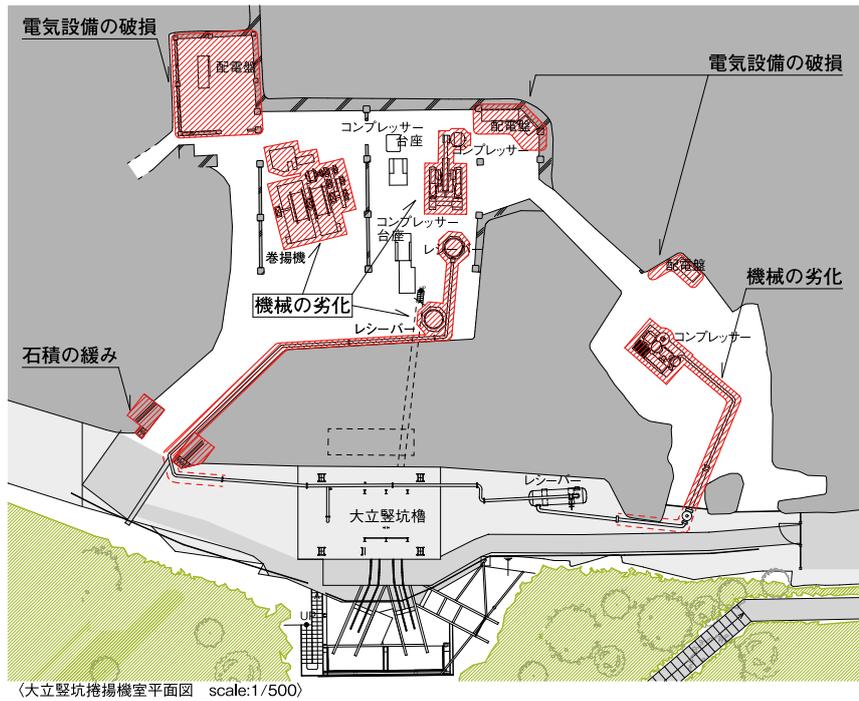
イ. 大立竪坑捲揚機室

RC造の建屋は柱、壁、天井とも全体に劣化が進行し、モルタル仕上げや躯体コンクリート片の剥離や欠損が顕著である。さらに鉄筋や鋼材の腐食による爆裂も随所に生じている。コンクリート自体も強度が低下し、中性化が進行している。破損の主要因は上部岩盤からの湧水漏水によるもので、時期によっては天井からの漏水が非常に多い。

建屋の状況から内部機械類も常に漏水が飛散する状態にある。主要な機械類は防錆塗装や油拭きにより防錆対策が施されているが、その他の設備類は発錆と腐食が顕著である。また、捲揚機設置足元のピット内は常時漏水が貯留している状態で機械基礎劣化の要因となっている。

表2-2.大立竪坑捲揚機室の破損状況

大立竪坑捲揚機室	建屋	主要構造部：RC造 基礎：不明
	出入口	主要構造部：RC造（一部は石造） 基礎：不明
	鋼索用開口部	主要構造部：RC造 基礎：－
	素掘範囲	主要構造部：－ 基礎：－
[建屋]		
基礎	状況不明。	
軸部	多数の柱、梁でモルタルの剥離、躯体の剥落、鉄筋や鋼材の露出が見られる。鉄筋や鋼材の腐食による爆裂も散見される。一部の柱にはジャンカが生じている。	
壁・天井	広範囲に、モルタルの剥離、躯体の剥落、鉄筋や鋼材の露出が見られる。鉄筋や鋼材の腐食による爆裂も散見される。破損は上部岩盤からの湧水漏水が主要因となっている。	
床	一部に穴が開いている。鉄筋の露出、被りコンクリートの浮きが見られる。	
機械・電気設備類	捲揚機、コンプレッサー、レシーバー、主要な配管は防錆対策が施されている。捲揚機設置足元ピット内は常時漏水が貯留し、機械基礎の腐食が進んでいる。機械周辺の鋼製柵や電気設備類など、主要な機械・配管以外のものは防錆対策が施されておらず、腐食が進んでいる。	
[出入口]		
基礎	状況不明。	
石造部	アーチ、壁石等に割損が生じている。目地材と石材が剥離している。	
壁・天井	躯体の剥落、鉄筋や鋼材の露出が見られる。鋼材の腐食による爆裂も一部見られる。	
床	目立った破損はない。	
[鋼索用開口部]		
壁・天井	躯体の剥落、欠損、コールドジョイントが見られる。	
[素掘範囲]		
素掘範囲	上部岩盤から湧水漏水があり、建屋や機械等を濡らしている。冬季には飛散した水が凍結している。	
造作	出入口付近の鋼枠は発錆が見られ、塗装の剥落が確認できる。鋼索用開口部への鋼製階段は全体に腐食が顕著。	
床	コンクリート土間の表面が劣化している。	



- 1.天井や梁が剥落し、鉄筋が露出。岩盤からの湧水漏水もみられる。
- 2.柱が大きく欠損。内部の鋼材が露出している。
- 3.巻揚機下部のピットに漏水が貯留。機械基礎の劣化にも影響。
- 4.配電室内部には電気設備が存置され、劣化も進んでいる。
- 5.出入口は壁石等に割損が発生し、目地材と石材が剥離している。
- 6.鋼索用開口部への階段。鋼材、木部ともに腐食が進んでいる。

1
2
3
6 5 4



図2-2.大立壁坑巻揚機室破損状況

ウ. 道遊坑及び高任坑

道遊坑内のRC造部分では、各所で亀裂や漏水が生じており、躯体が広範囲で剥落している箇所もある。部分的な補修は施されているが、破損は進行している。漏水が著しい箇所では波形ポリカーボネード板によって応急的に導水措置を行っている。亀裂は横断方向、縦断方向に生じているが、とくに打継部周辺に多く確認できる。石造部分ではRC造部分に比べて目に見える破損は少ないが、漏水は生じている。

また高任坑は、道遊坑に比べて破損は軽度だが、傾向は同様である。

表2-3.道遊坑及び高任坑の破損状況

道遊坑・高任坑	道遊坑	主要構造部：RC造（一部は石造） 基礎：－
	高任坑	主要構造部：RC造 基礎：－
〔道遊坑〕		
坑口（石造）	アーチに割損が生じている。壁石上部の石積が緩んでいる。	
壁・天井（石造）	エフロレッセンスが見られ全体に汚損があるが、その他に見た目上の破損はない。冬季は湧水漏水が凍結している。	
壁・天井（RC造）	横断方向、縦断方向の打継部の亀裂から湧水漏水が随所で生じており、破損の主要因となっている。広範囲でモルタルの剥離、躯体の欠損、エフロレッセンスが見られる。躯体の欠損箇所では鋼材が露出している。	
床	鉱車軌道に発錆が見られる。	
設備類	目立った破損はない。	
〔高任坑〕		
坑口（RC造）	道遊坑側、粗砕場側ともに、RC部分は表面が多少劣化しており、周囲の石積には若干緩みが見られる。道遊坑側坑口では躯体が剥離し、鉄筋が露出している。	
壁・天井（RC造）	横断方向、縦断方向の打継部の亀裂から湧水漏水が随所で生じており、破損の主要因となっている。広範囲でモルタルの剥離、躯体の欠損、エフロレッセンスが見られる。躯体の欠損箇所では鋼材が露出している。ただし、道遊坑ほど躯体の破損は大きくない。	
床	鉱車軌道に発錆が見られる。	
設備類	目立った破損はない。	
造作	粗砕場側坑口の木部塗装が剥落している。	

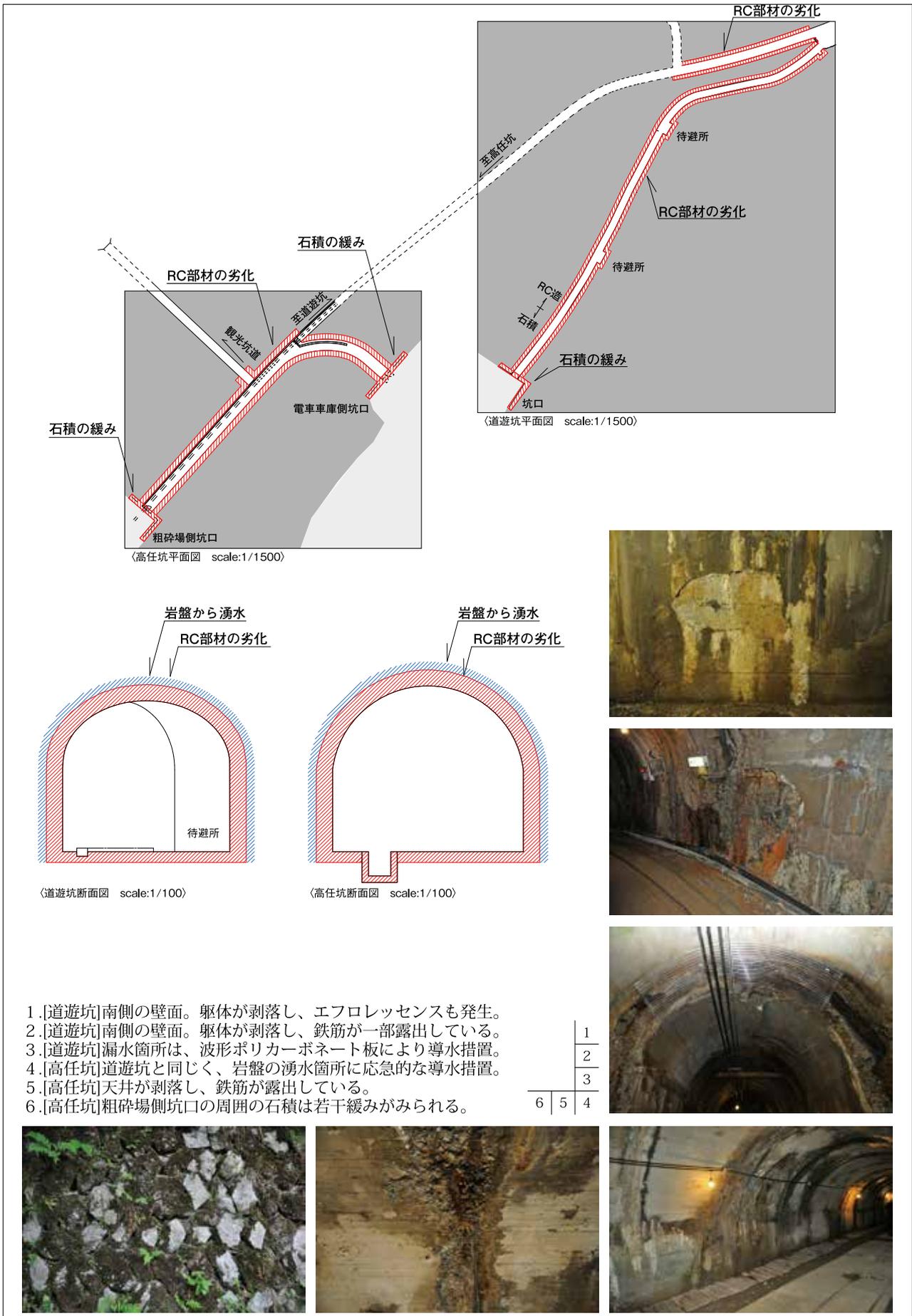


図2-3.道遊坑及び高任坑破損状況

エ．高任粗砕場

軸部や小屋組の鉄骨部材は、屋根が欠失し雨漏りが生じている第4～6層付近において、発錆と腐食が顕著に進行している。作業時の改造によってラチス梁等部材の一部が撤去されている箇所や一部に変形・座屈している部材も確認できる。漏水範囲にない部材については防錆塗料も残存して、健全な状態である。

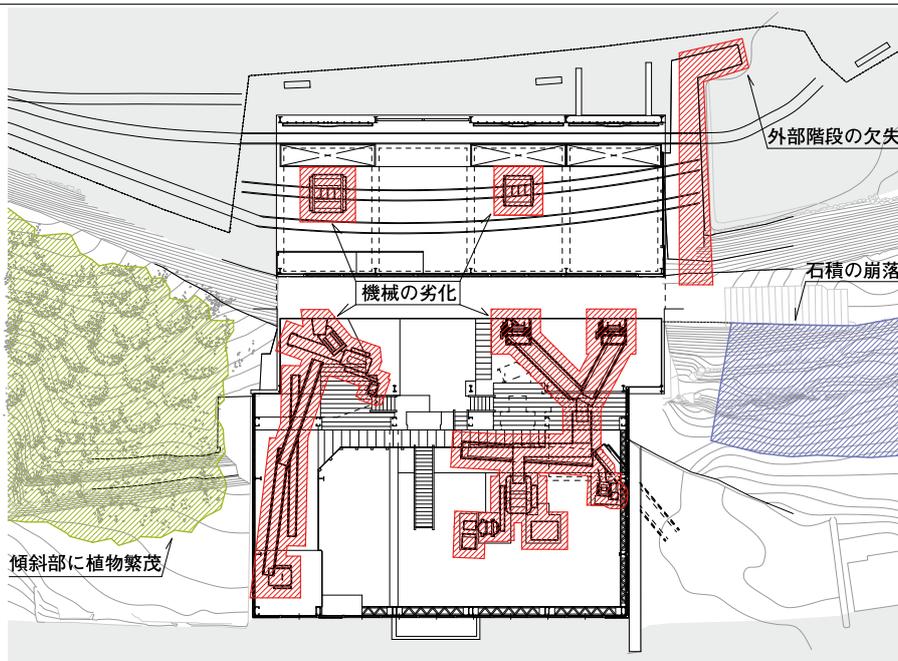
基礎や壁などのRC造部分は、部材の劣化、クラックや欠損が見られる。第2～4層では、作業時の鉱石や碎石衝突による破損（摩耗、欠損、亀裂）が顕著である。コンクリート強度も低く、中性化の進行も顕著である。

屋根は第4～6層の範囲で波形スレートが大きく欠失しており、雨漏りを生じている。これが、鉄骨部材、木部造作（階段、床板、手摺）、機械類の破損の主要因となっている。

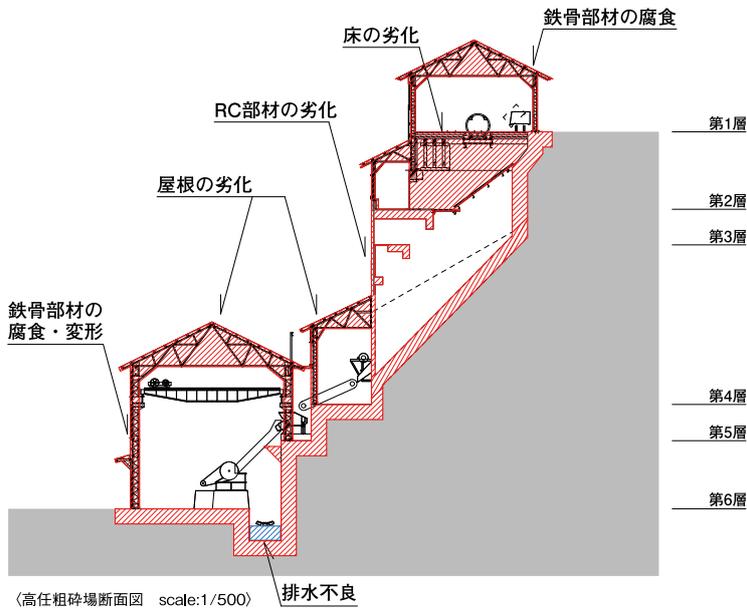
建具は第6層正面に木製ガラス窓が残るが、その他の大部分の窓は波形ポリカーボネート板に改造されている。主要な機械類は防錆塗装により防錆対策が施されているが、その他の機械・設備類は発錆と腐食が顕著である。

表2-4.高任粗砕場の破損状況

高任粗砕場	第1～3層	主要構造部：鉄骨造 基礎：RC造
	第4～6層	主要構造部：鉄骨造 基礎：RC造
[第1～3層]		
基礎 (一部軸部含む)	第2、3層では作業時の鉱石や碎石衝突による破損が著しく、破損は梁、壁、床に及ぶ。随所でクラック、躯体の欠損、梁の欠失（改造か）が見られる。躯体の欠損箇所では鉄筋が露出し、発錆も見られる。雨漏りによる汚損も生じている。	
軸部	全体に発錆が見られる。一部の部材で座屈が生じている。第1層の一部で梁が切断されている。	
小屋組	全体に発錆が見られる。一部の部材で座屈が生じている。	
屋根・外壁	屋根・外壁は波形スレート。全体に劣化が進み、屋根材の欠失も見られる。特に第2層軒先では屋根材が多く脱落している。外壁には複数箇所穴が開いている。	
床	第1層の床板は部分的に割損がある。床組は、見た目上特別な破損はない。第2、3層の床は鉱石や碎石衝突により表面が剥離している。	
造作	鋼製の手摺は発錆が見られる。第2層窓の大半は波形ポリカーボネート板に替えられている。	
機械・設備類	チップラー、傾斜軌条、グリズリーに発錆が見られる。	
塗装	軸部等の鉄部ではほとんど塗装が剥落している。	
[第4～6層]		
基礎	第4層では作業時の鉱石や碎石衝突による破損が著しい。随所でクラック、躯体の欠損が見られる。躯体の欠損箇所では鉄筋が露出し、発錆も見られる。第5、6層では随所に躯体の欠損、クラック、ジャンカが見られる。第6層の東側壁面は表面が劣化している。ベルトコンベアヤードとの接続部であるピット内には雨水が貯留している。	
軸部	全体に発錆が見られる。第6層南側では柱、梁に大きな変形が生じている。	
小屋組	全体に発錆が見られる。屋根材が欠失している範囲では、特に腐食が進んでいる。	
屋根・壁面	第4層で屋根材の欠失が顕著。雨水の侵入が防げない状態となっている。	
床	第4層の広範囲でモルタルの剥離、躯体の欠損、ジャンカ、エフロレッセンスが見られる。木部の床板も腐朽が顕著。	
造作	階段や手摺などが腐朽し崩壊している。建具は塗装の劣化や剥離、一部木部に腐朽が見られる。	
機械・設備類	クラッシャー等の主要な機械は防錆対策が施されている。特に4層と5層に配される小型の機械やベルトコンベアは雨漏りによる発錆が顕著で部材が滅失している箇所もある。	
塗装	軸部等の鉄部ではほとんど塗装が剥落している。	



〈高任粗砕場平面図 scale:1/400〉



〈高任粗砕場断面図 scale:1/500〉



第1層
第2層
第3層



第4層
第5層
第6層



1
2
3
6 5 4

1. 第3層天井。コンクリートが剥落し、鉄筋が露出。
2. 第4層。屋根が大きく破損しており、機械の発錆・腐食が顕著。
3. 第5層の足場及び第6層からの階段は、大きく破損している。
4. 第6層。南側は柱や梁が大きく変形している。
5. 第4層の屋根材が欠失。雨水が侵入して内部に影響。
6. 粗砕場南側の斜面。石積が崩落している。



図2-4.高任粗砕場破損状況

オ. 高任貯鋳舎及びベルトコンベアヤード

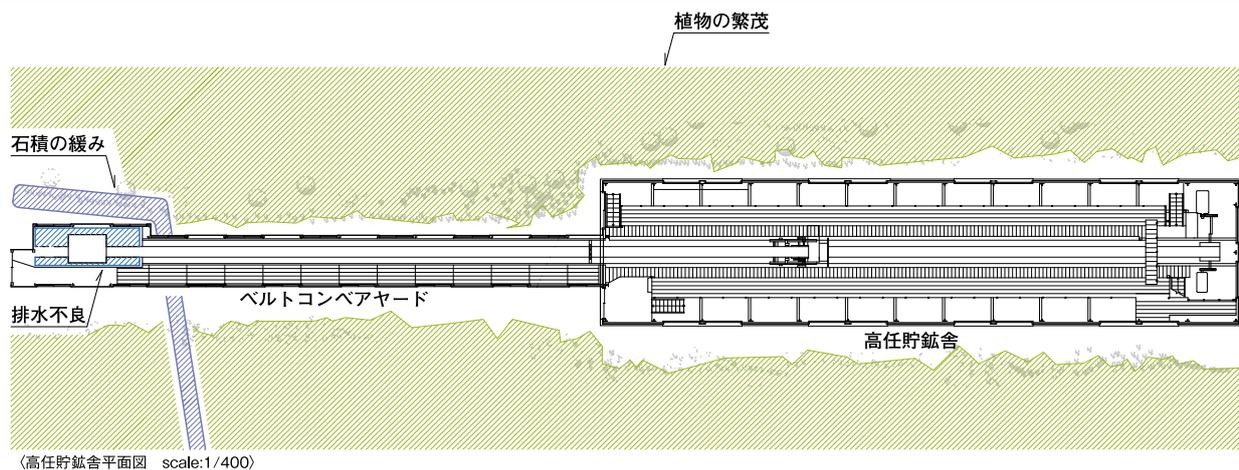
鉄骨造のベルトコンベアヤードのトラス下弦材で発錆と腐食が顕著で、水平ブレースが破断、分解しており、落下の危険性がある。

貯鋳舎は下部のRC造部分では第4層で一部に圧潰したようなクラックや躯体の欠損が生じている。鉄筋の腐食による爆裂も確認できる。外壁ではモルタル仕上げが広範囲で剥落している。鉄骨造の上屋は発錆が生じているが、比較的健全である。

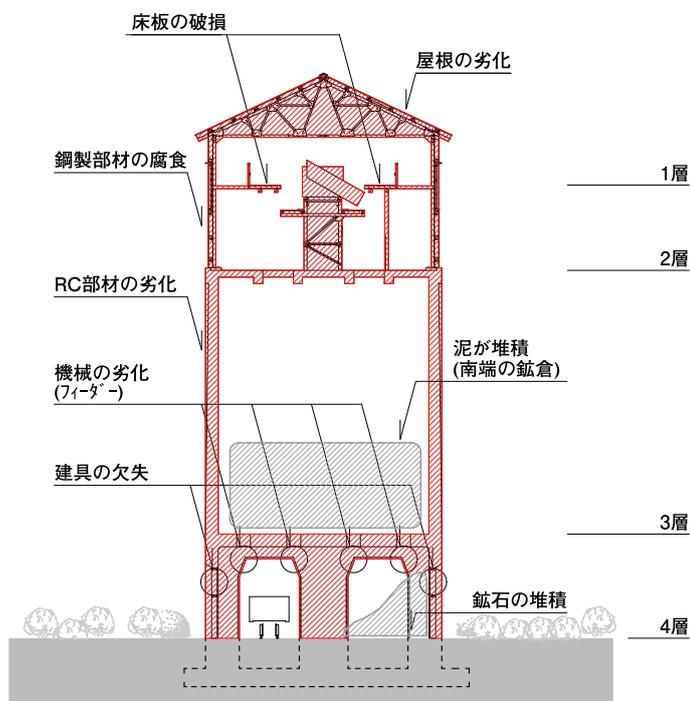
屋根・外壁の波形スレートは劣化が進み、小規模だが雨漏りがあり、内部木部造作の一部が腐朽している。建具は木製ガラス窓が残存するが、一部で波形ポリカーボネート板に改造されている。

表2-5.高任貯鋳舎及びベルトコンベアヤードの破損状況

高任貯鋳舎及び ベルトコンベアヤード	貯鋳舎 ベルトコンベアヤード	主要構造部：RC造、（上屋は鉄骨造） 基礎：RC造 主要構造部：鉄骨造
[貯鋳舎]		
基礎	状況不明。	
軸部・壁(RC造)	第4層では柱の一部に圧潰したようなクラックが生じている。随所に躯体の欠損、鉄筋の露出が見られる。鉄筋の腐食による爆裂も散見される。外壁ではモルタルが剥離している。	
軸部(鉄骨造)	全体に発錆が見られる。柱脚部ではコンクリートに割損が生じている。	
小屋組	全体に発錆が見られるが、それ以外に見た目上の破損はない。	
屋根・外壁	屋根・外壁(上屋のみ)は波形スレート。全体に劣化が進み、一部で屋根材の欠失も見られる。一部で雨漏りも生じている。	
床	コンクリート土間は表面が劣化している。作業台の床板は一部欠失し、部分的に雨漏りにより腐朽している。	
造作	作業足場の柱が折損している。	
機械・設備類	トリッパー、ベルトコンベア(電動機含む)、架台に発錆が見られる。	
塗装	軸部等の鉄部ではほとんど塗装が剥落している。	
[ベルトコンベアヤード]		
基礎	ベルトコンベアヤード出入口付近では、下部石積の緩みから基礎の亀裂が生じている。高任粗砕場との接続部となる地下ピット内には雨水が貯留されている。	
軸部	トラス下弦材の腐食が顕著で断面欠損している。下弦材の水平ブレース材は破断、分解している。一部に横座屈も生じている。その他の部材でも全体に発錆が見られる。	
小屋組	全体に発錆が見られるが、それ以外に見た目上の破損はない。	
屋根・外装材	屋根・外壁は波形スレート。全体に劣化が進み、一部で屋根材の欠失も見られる。一部で雨漏りも生じている。	
床	一部の床板が崩壊している。	
造作	建具は塗装の劣化や剥離、ガラスの破損が見られる。	
機械・設備類	ベルトコンベア、架台に発錆が見られる。	
塗装	軸部等の鉄部ではほとんど塗装が剥落している。	



〈高任貯鉱舎平面図 scale:1/400〉



〈高任貯鉱舎梁間断面図 scale:1/250〉



1. 波形スレート屋根は劣化が進行し、内部では雨漏りしている。
2. ベルトコンベアの鋼製架台。発錆がみられる。
3. 貯鉱庫第4層のRC造躯体には、欠損が生じ鉄筋が露出している。
4. 貯鉱庫外壁。モルタル仕上げが剥落している。
5. ベルトコンベアヤードのトラス下弦材。水平ブレースが破断。
6. ベルトコンベアヤード入口付近。粗砕場側に破損が見られる。

	1
	2
	3
6 5	4

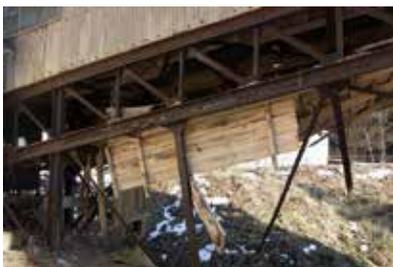


図2-5.高任貯鉱舎及びベルトコンベアヤード破損状況

カ. 電車車庫（機械工場）

木造の主屋本体は背面側が基礎、軸部を含めて改修されているが、現状で大きな破損はなく健全な状態である。

南面下屋（鉦車軌道屋根）は鉦車軌道を用いた軸部や小屋組で発錆と腐食が生じている。とくに柱脚部は掘立てになっており、腐食が顕著である。屋根の波形鉄板には発錆や部分的な穴開きが生じ、一部で漏水している。

表2-6.電車車庫（機械工場）の破損状況

電車車庫 （機械工場）	主屋	主要構造部：木造 基礎：RC造
	南面下屋	主要構造部：鉄骨造 基礎：—
[主屋]		
基礎	目立った破損はない。休山後に背面側基礎を改修している。	
軸部	目立った破損はない。休山後に背面側の柱、方杖を改修している。	
小屋組	目立った破損はない。	
屋根・外壁	屋根は瓦葺、外壁は下見板張り。瓦は一部にズレが生じているが大きな破損はない。	
床	コンクリート土間は表面が劣化している。	
造作	目立った破損はない。	
機械・設備類	目立った破損はない。	
[南面下屋]		
軸部	全体に発錆が見られる。	
小屋組	全体に発錆が見られる。	
屋根	屋根は波形鉄板。発錆や部分的な穴開きが見られる。一部で雨水が漏水している。	
床	鉦車軌道に発錆が見られる。	



図2-6.電車車庫（機械工場）破損状況

キ. 間ノ山上橋・間ノ山下橋

間ノ山上橋は橋面をアスファルト舗装にし、管理用通路として利用している。鋼製手摺のコンクリート土台が一部せり出すなど部分的に破損が生じているが、本体のアーチやスパンデルに大きな孕みや歪みは見られない。

間ノ山下橋は中尾変電所建設後に通路機能を失い、現在利用されていない。橋面他に植物が繁茂しているが、本体のアーチやスパンデルに大きな孕みや歪みは見られない。

表2-7.間ノ山上橋の破損状況

間ノ山上橋	主要構造部：石造
アーチ	目立った破損はない。
スパンデル	目立った破損はないが、壁石に植物が繁茂している。
橋面	目立った破損はない。
その他	鋼製の手摺のコンクリート土台が一部せり出している。

表2-8.間ノ山下橋の破損状況

間ノ山下橋	主要構造部：石造
アーチ	目立った破損はない。
スパンデル	目立った破損はないが、壁石に植物が繁茂している。
橋面	目立った破損はないが、橋面に植物が繁茂している。

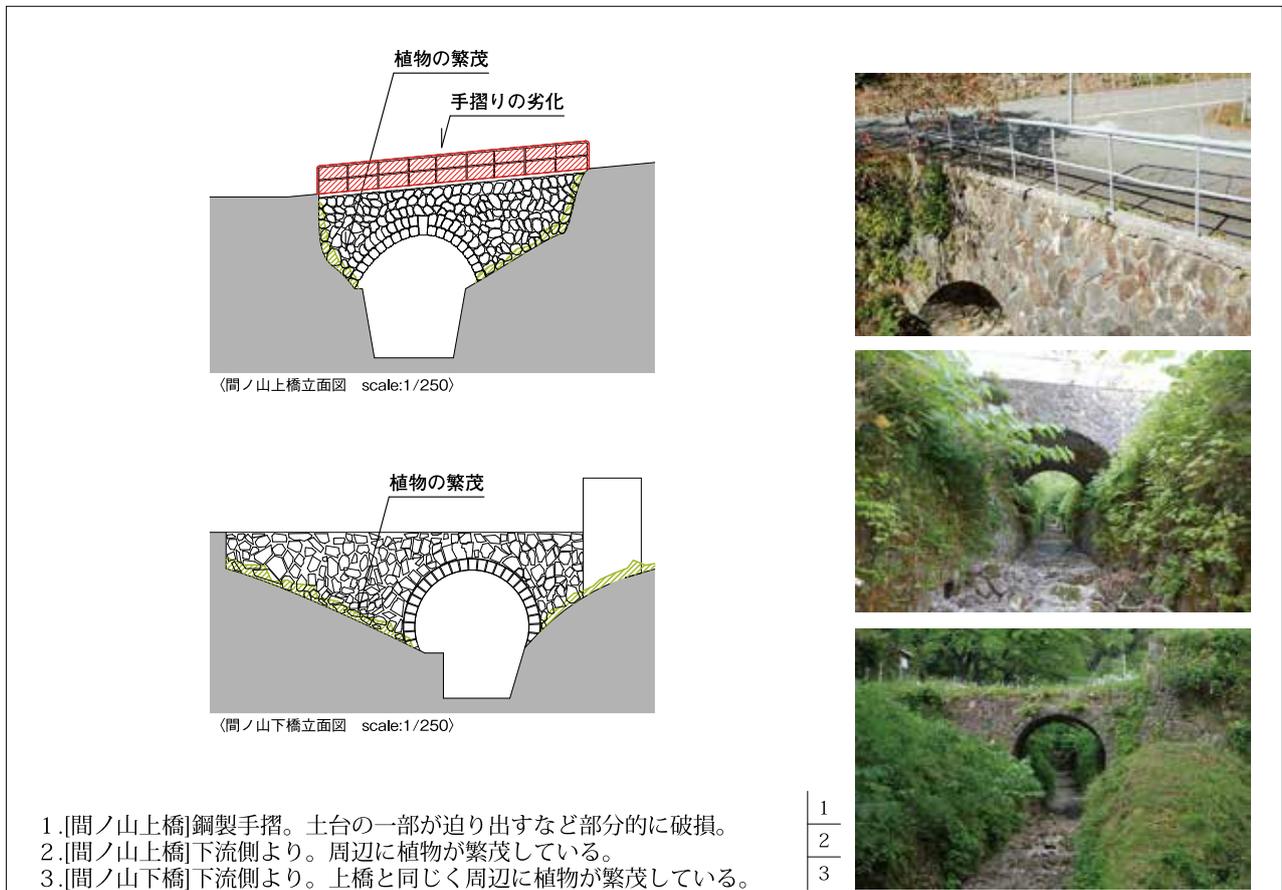


図2-7.間ノ山上橋・間ノ山下橋破損状況

2-1-2. 管理状況

旧佐渡鉱山採鉱施設の維持管理は、指定管理団体である佐渡市と所有者である㈱ゴールデン佐渡が共同で行っている。ただし、維持管理方法や内容について詳細は決まっていない。

道遊坑及び高任坑は「観光坑道点検マニュアル」（有料の自由見学範囲内の坑道が対象）を作成し日常点検と緊急時点検を実施している。坑道以外で有料の自由見学範囲に含まれる高任粗碎場の第1層、電車車庫は職員が清掃・巡回を行っている。有料のガイド付見学範囲に含まれる大立竪坑櫓と大立竪坑捲揚機室は見学時にガイドが異常等を発見した場合に支配人や社長に報告している。敷地全般については年に数回雑草類の除草や枝払いを行っている。

その他、高任粗碎場の第2～6層、高任貯鉱舎及びベルトコンベアヤード、間ノ山上橋、間ノ山下橋は日常の決まった管理は行われておらず、状態に応じて適宜点検や清掃が行われている。

2-2. 保護の方針

「重要文化財（建造物）保存活用計画策定指針」（文化庁文化財保護部，平成11（1999）年。以下「指針」と略す）に基づき、計画区域内の各重要文化財建造物について、次項以降に示す部分及び部位を設定し保護の方針を定める。

旧佐渡鉱山採鉱施設は、昭和13（1938）年施行の重要鉱物増産法に伴い新設拡充された一連の施設で平成元（1989）年まで操業した。操業停止後の改造や改修も見受けられるが、施設全体としては休山時の状態を良く留めている。生産システムの変更により建造物、機械類ともに改造が加えられたり更新されたりしているが、本計画では操業の中で加えられた変更については、採鉱施設の歴史の変遷を示す重要な要素と捉え、保護の方針を策定する。

2-2-1. 部分の設定と保護の方針

保存部分

文化財としての価値を守るために厳密に保存する部分。主として基準1又は2の部位により構成される部分。構造上特に問題を有する場合を除き、壁、柱、床、梁、屋根等の主要構造部及び通常望見できる範囲については、公共の文化財という観点から、原則として保存部分とする。

昭和13（1938）年の建設から平成元（1989）年の休山時までの変化を含めて文化財的価値を担うものと考え、休山時の状態を保つ範囲を保存部分とする。

該当： 各重要文化財建造物の外観及び内部の大半

保全部分

維持及び保全する部分。主として基準3又は4の部位により構成される部分。内部においては、改造により文化財としての原状が失われている部分、厳密な保存を必要とせずかつ全体としての価値を損なわない部分、管理、活用、補強等のために改変が必要な部分に限る。

休山後に管理や活用のために改造や改修が行われた部分および外構を保全部分とする。

該当： 大立竪坑櫓の外構／高任粗碎場の外構／高任貯鉱舎及びベルトコンベアヤードの外構
／電車車庫（機械工場）の東棟内部、東棟背面の下屋、道遊坑坑口付近の鉱車軌道屋根

その他部分

活用又は安全性の向上のために改変を行う部分で、主として部位の基準 4 又は 5 に該当する部位により構成される部分。

本計画ではその他部分に該当するものはない。

2-2-2. 部位の設定と保護の方針

基準 1

材料自体の保存を行う部位。装飾が施されるなど意匠上の配慮が必要な部位、特殊な材料又は仕様の部位、主要な構造を構成する部位。

当初の部材に限らず、生産システムの変更に伴う改造や更新のうち作業時に実施されたもので、上記の考え方に該当するものは基準 1 とする。設備類は、休山後に取付けられたことが明らかな道遊坑及び高任坑、電車車庫（機械工場）のもの以外は基準 1 として扱う。

該当： 主要構造部（軸部、躯体、小屋組、石積）、鋼製部材、コンクリート部材／作業時に使用されていた装置・機械類／作業時の雰囲気を残す看板類（看板類 A）、黒板、棚等の造作／設備類（配線、配電盤、配管、照明）

基準 2

材料の形状・材質・仕上げ・色彩の保存を行う部位。定期的な補修や材料の取替えが必要な部位。

主に床、壁面、屋根などの仕上げ材、樋や排水溝など定期的な補修や材料の取替えが必要な部位を基準 2 とする。

該当： 床（板張り）、屋根（波形スレート葺、瓦葺、波形鉄板葺）、壁面（波形スレート張り、下見板張り、モルタル仕上げ）、樋、排水溝等

基準 3

主たる形状及び色彩を保存する部位。活用又は補強等のために特に変更が必要な部位、保存部分との調和が必要な部位。

電車車庫（機械工場）の休山後（1989 [H1]）～重要文化財指定前までに改修された範囲（特に東棟の内外装、中央棟及び西棟の背面側）を基準 3 とする。

該当： 電車車庫（機械工場）の改修された基礎、柱、方杖、東棟の内外装と建具

基準 4

意匠上の配慮を必要とする部位。保存部分と意匠的に一体である部位。

休山後に付加されたことが明らかな補強材、管理活用のために付加されたもの、主に破損に対する応急措置として用いられた新建材（屋根、壁、天井、建具等）を基準 4 とする。

該当： 補強材（添木、鋼柱等）、管理活用のために付加されたもの（門扉、柵、舗装、配線、照明、看板類 [看板類 B]、消火設備、防犯設備等）、主に破損に対する応急措置として用いられた新建材（波形ポリカーボネート板、合板等）

基準 5

所有者が保存又は活用を考慮し自由に決定する部位。

本計画ではその他部位に該当するものはない。

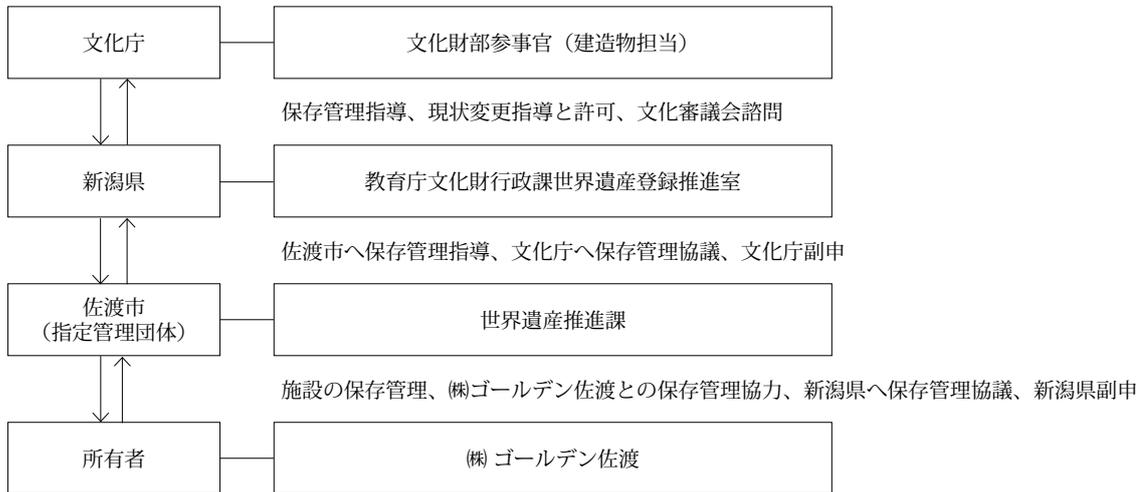
2-3. 管理計画

2-3-1. 管理体制

旧佐渡鉱山採鉱施設の保存管理は、指定管理団体である佐渡市と所有者である㈱ゴールデン佐渡が協働して行う。保存管理に疑義が生じた場合には両者で情報を共有し、必要に応じて文化庁、新潟県に協議や指導をあおぎ、許認可を求め、適切な管理を行う。

専門的な知見を必要とする場合は、専門家会議にて意見を聴取しつつ保存管理に反映する。

図2-8.管理体制図



2-3-2. 保存管理業務の分担

指定管理団体である佐渡市と所有者である㈱ゴールデン佐渡の保存管理に関わる業務分担について方針を示す。細部の項目については後述の「2-3-4. 軽微な修繕」に示す。

①. 文化財的価値の保存及び管理に関する内容

史跡及び重要文化財の文化財的価値を維持するための保存修理事業、整備事業、防災事業、災害復旧事業（地震、落雷、風水害等）は佐渡市が実施する。維持管理で日常的かつ軽微なものは㈱ゴールデン佐渡が実施する。

②. 公開活用に伴う整備に関する内容

㈱ゴールデン佐渡の観光業に資するための整備は、㈱ゴールデン佐渡が実施する。ただし、実施の際には佐渡市と協議し、了承・許可を得たうえで行う。

③. 鉱業権に関する内容

坑口閉鎖、立入禁止措置など鉱業法上必要な措置は㈱ゴールデン佐渡が実施する。

2-3-3. 保存環境の管理

ア. 清掃整頓に関する事項

清掃整頓は㈱ゴールデン佐渡職員により実施する。自由見学範囲に含まれる道遊坑及び高任坑、電車車庫（機械工場）、管理道路として利用している間ノ山上橋は日常の清掃整頓を行う。ガイド付の見学を実施している大立竪坑櫓および大立竪坑捲揚機室の立入範囲については、見学に支障のない程度に清掃整頓を行う。

その他現在公開していない建造物は破損も大きく日常の清掃整頓は困難であるため、周囲の樹木の枝払いや除草等、立ち入れる範囲において清掃整頓に努める。保存修理工事が完了し、公開活用

が開始する時点において見直しを行い、個別に内容を定める。

－注意点－

- 木部の清掃は箒や乾拭きで行い、必要に応じて水拭きする。
- 電気掃除機は広い部屋の中央部で使用し、周辺を傷めないよう注意する。
- 化学雑巾や薬品は極力使用しない。
- 敷居に入った砂や小石は取除き、建具及び敷居の摩耗を防ぐ。

イ. 日照通風の確保に関する事項

日照通風の確保は㈱ゴールデン佐渡職員により実施する。電車車庫（機械工場）は開口部を開閉し、室内の通風、換気を行う。天候により開口の範囲は適宜調節する。

現在公開していない高任粗砕場、高任貯鋳舎及びベルトコンベアヤードについては破損状況から日常の日照通風の確保は困難である。保存修理工事が完了し、公開活用が開始する時点において見直しを行い、個別に内容を定める。

ウ. 蟻害・虫害・腐朽防止に関する事項

日常的な蟻害・虫害・腐朽防止は㈱ゴールデン佐渡職員により実施する。

－注意点－

- 高任粗砕場では第1層について周囲からの植物の侵入を定期的な除草により防止する。第6層では、開口部（扉）付近の植物等を除去し、周囲が湿潤な状態とならないよう配慮する。
- 高任貯鋳舎及びベルトコンベアヤードでは、木造で外壁等が直接地面に接するベルトコンベアヤードの下屋について付近の植物等を除去し、周囲が湿潤な状態とならないよう配慮する。
- 電車車庫（機械工場）では、基礎廻りを点検する。また背面の山林は伐採や枝払いを適宜行い、落葉が建物近くで堆積しないよう配慮する。
- 防腐防虫処理が必要な場合には佐渡市と協議し対応を決定する。

エ. 鉄部・機械類・躯体から露出した鉄筋等の防錆処理

各建造物の鉄部と機械類について、適切に防錆処理を行う。詳細は次項「2-3-4. 軽微な修繕（建造物の維持管理）」に示す。

オ. 風水雪害に関する事項

台風、大雨の警報等に接した場合、㈱ゴールデン佐渡職員により可能な応急対策を施す。台風や大雨の後は、安全に配慮し、各重要文化財建造物について巡回点検を行い、佐渡市と情報を共有する。破損が生じた場合、写真撮影等により状況を記録し、可能な応急措置を施し、き損届を佐渡市へ提出する。

カ. き損・盗難・防火等の事故防止に関する事項

㈱ゴールデン佐渡職員が巡回し、夜間は建物や敷地への出入口を施錠する。

2-3-4. 軽微な修繕（建造物の維持管理）

建造物の維持管理における修理届を要しない小規模な修繕について、対象、該当範囲、内容、主体を以下の表にまとめる。原則として表記以外の修繕を行う場合には、文化庁に修理届を提出する。軽微な修繕に該当するか判断が難しい場合には佐渡市と(株)ゴールデン佐渡により協議し、文化庁へ確認する。軽微な修繕のうち、作業時にメンテナンスとして通常行われていたものは、今後も(株)ゴールデン佐渡が主体となり実施することで、鉱山施設の保守点検技術継承に努める。

表2-9. 軽微な修繕一覧表

対象	該当範囲	内容	主体		備考	
			G佐渡	佐渡市		
大立竪坑櫓	建造物周囲の敷地	落石、倒木、沈下、崩落等の災害防止及び復旧		○		
		周辺樹木の伐採、剪定	○			
		周辺の除草	○			
	鉄骨櫓	鉄部塗装		○		部分的な塗直し。在来と同様の塗料を使用する。※
				○		
	貯鉱庫	"		○		"
			基礎（RC造）露出した鉄筋の防錆対策	○		部分的な補修。
[装置・機械類]	チッパー、滑車、レシーバー、配管	鉄部塗装	○		在来と同様の塗料を使用する。	
[外構]	鋼製手摺、門扉、柵	鉄部塗装	○		重要文化財指定範囲外で、史跡の本質的価値を構成する諸要素に含まれない。	
	コンクリート舗装	補修	○		"	
大立竪坑捲揚機室	建屋 捲揚機室A, B 配電室	モルタル仕上げの欠損、剥離部の塗替え	○		部分的な補修※	
		露出した鉄筋の防錆対策	○		部分的な補修※	
	捲揚機	鉄部塗装	○		在来と同様の塗料を使用する。	
		下部ピット内の水抜き	○			
	コンプレッサー、レシーバー、配管	鉄部塗装	○			
	[設備類]	配電盤等	防錆対策（漏水対策）	○		
[その他]	排水溝	堆積物除去	○			
道遊坑及び高任坑	側壁・アーチ（RC造）	漏水対策	○		ポリカーボネート板等による導水措置	
		落下危険部の除去	○			
	側壁・アーチ（石造）	目地補修	○		部分的な補修	
	鉱車軌道	埋没部沈下修正、土砂の鋤取り	○			
		防錆対策	○			
コンクリート舗装	補修	○				
[設備類]	照明	電球の交換	○			
高任粗砕場	建造物周囲の敷地	落石、倒木、沈下、崩落等の災害防止及び復旧		○		
		周辺樹木の伐採、剪定	○			
		周辺の除草	○			
	基礎	露出した鉄筋の防錆対策	○		部分的な補修※	
	軸部	鉄部塗装	○		部分的な塗直し	
	屋根・壁面（外装材）	破損・欠損部の葺直し	○		部分的な葺直し※	
	建具	建具廻りの塗装	○		タッチアップ程度	
		建付け調整	○		少数の場合。金物補修を含む。	
		割損ガラスの取替え	○		"	
		パテ補修	○		"	
	造作（木部）	作業通路、木製階段等の塗装、防虫・防腐処理	○			
	樋	軒樋・竪樋の清掃	○			

対象	該当範囲	内容	主体		備考	
			G佐渡	佐渡市		
高任粗砕場 〔装置・機械類〕	チッパー、傾斜軌条、グリズリー、各フィーダー類、ベルトコンベア、クラッシャー、配管、各架台等	鉄部塗装、防錆対策	○		在来と同様の塗料を使用する。	
	〔設備類〕	鉦車軌道	○			
	〔その他〕	照明	○			
		排水溝	○			
高任貯鉦舎及び ベルトコンベアヤード	建造物周囲の敷地	落石、倒木、沈下、崩落等の災害防止及び復旧		○		
		周辺樹木の伐採、剪定	○			
		周辺の除草	○			
	基礎（躯体）	露出した鉄筋の防錆対策	○		部分的な補修※	
		モルタル仕上げの欠損、剥離部の塗替え	○		部分的な補修※	
	軸部	鉄部塗装	○		部分的な塗直し※	
	屋根・壁面（外装材）	破損・欠損部の葺直し	○		部分的な葺直し※	
	建具	建具廻りの塗装	○		タッチアップ程度	
		建付け調整	○		少数の場合。金物補修を含む。	
		割損ガラスの取替え	○		//	
		パテ補修	○		//	
	造作（木部）	作業足場、木製階段等の塗装、防虫・防腐処理	○			
	〔装置・機械類〕	トリッパー、ベルトコンベア（電動機含む）、メリックスケール	防錆対策	○		
		〔設備類〕	照明	○		
	電車車庫 （機械工場）	建造物周囲の敷地	落石、倒木、沈下、崩落等の災害防止及び復旧		○	
周辺樹木の伐採、剪定			○			
周辺の除草			○			
軸部（木造）		防虫・防腐処理	○			
屋根・壁面（外装材）		瓦のズレ直し	○			
		反った下見板への釘打ち	○			
建具		建具廻りの塗装	○		タッチアップ程度	
		建付け調整	○		少数の場合。金物補修を含む。	
		割損ガラスの取替え	○		//	
〔装置・機械類〕		各機械、鉦車	防錆対策	○		
〔設備類〕		照明	電球の交換	○		
〔鉦車軌道屋根〕		軸部	防錆対策	○		
		小屋組	防錆対策	○		
		屋根	波形鉄板葺直し、漏水対策	○		部分的な葺直し、補修
		鉦車軌道	埋没部沈下修正、土砂の鋤取り	○		
		防錆対策	○			
間ノ山上橋 間ノ山下橋	建造物周囲の敷地	落石、倒木、沈下、崩落等の災害防止及び復旧		○		
		周辺樹木の伐採、剪定	○			
		周辺の除草	○			
	〔間ノ山上橋〕	アーチ、スパンドレル	目地補修		○	部分的な補修
	アスファルト舗装	補修	○			
	手摺、門扉	鉄部塗装	○			
〔間ノ山下橋〕	アーチ、スパンドレル	目地補修		○	部分的な補修	

※ 足場の組立等を伴う作業については、別途協議する。

2-4. 修理計画

2-4-1. 2015-16 [H27-28] 年度に実施・予定する修理と応急措置

修理の緊急性が高い高任粗砕場と大立竪坑捲揚機室について、保存修理工事着手前に必要な事前調査を、調査工事として2015-16 [H27-28] 年度に行う。また高任貯鉱舎及びベルトコンベアヤードのベルトコンベアヤード部分について落下の危険性があるため応急措置を施す。

ア. 高任粗砕場

2014 [H26] 年度の現状地盤調査に基づき、さらに詳細を確認するために建物内外の要所でボーリング調査を行い、地盤（岩盤）の状況及び断層の確認等を行う。またボーリング孔内及び建物内部に傾斜計を設置し、岩盤の動きを観測する。調査結果に応じた対策案を検討する。

イ. 大立竪坑捲揚機室

R C造建屋の正確な形状を3次元測量により計測し、要所断面図を作成し保存修理に向けた基礎資料とする。さらに歪み等の変形による破損箇所を確認する。

ウ. 高任貯鉱舎及びベルトコンベアヤード

落下の危険性があるベルトコンベアヤード下部に応急措置として仮設支持材を設置する。

2-4-2. 2017 [H29] 年度以降に予定する修理

破損状況、近年実施した調査の結果を受けて、大立竪坑櫓・大立竪坑捲揚機室・高任粗砕場の3棟について修理の緊急性が高いと判断し、2017 [H29] 年度より保存修理工事着手を予定する。

保存修理工事実施にあたっては周囲の史跡整備と連携調整をはかる。また、合わせて防災施設設置と公開活用のための整備も実施を予定する。

各建造物の修理方針、修理概要について以下の表にまとめる。

表2-10.大立竪坑櫓の修理予定

大立竪坑櫓	
着手予定年度	2017 [H29] 年度
修理方針	部分修理+構造補強 基礎補修、鉄骨補修、防錆塗装等
修理概要	<ul style="list-style-type: none"> ・素屋根設置 ・構造補強設置 ・R C版部分開口（竪坑坑口内部確認、補修検討、公開方法検討） ・鉄骨部材補修 ・鉄骨部材防錆処理 ・貯鉱庫補修 ・鉄骨櫓覆屋の復原整備検討

表2-11.大立竪坑捲揚機室の修理予定

大立竪坑捲揚機室	
着手予定年度	2017 [H29] 年度
修理方針	部分修理 コンクリート補修、防水対策、石積補修、機械類防錆処理
修理概要	<ul style="list-style-type: none"> ・内部足場設置 ・コンクリート補修（断面修復工法、モルタル仕上げ補修） ・防水処理 ・出入口部分石材補修 ・機械類防錆処理

表2-12.高任粗砕場の修理予定

高任粗砕場	
着手予定年度	2017 [H29] 年度
修理方針	屋根葺替+部分修理+構造補強 鉄骨補修、コンクリート補修、外壁、内部造作、建具、機械類防錆処理
修理概要	<ul style="list-style-type: none"> ・素屋根設置 ・屋根、壁、内部造作等解体 ・岩盤対策（調査工事結果に応じて） ・コンクリート補修（断面修復工法、モルタル仕上げ補修） ・鉄骨部材補修（溶接補修、部材取替、リベット接合） ・構造補強設置 ・外装補修（屋根、壁等） ・内装補修（内部木部造作等） ・建具補修（一部木製ガラス窓等復原整備） ・鉄骨部材防錆処理 ・機械類防錆処理
懸案事項	・史跡指定範囲の南側石垣崩落部整備との調整

2-4-3.2023 [H35] 年度以降に予定する修理

前項に示した建造物以外のものは2023 [H35] 年度以降、破損程度と緊急度に応じて必要な事前調査を行い、保存修理工事着手を予定する。各建造物の応急措置の想定、事前調査の概要、修理方針を以下の表にまとめる。

表2-13.道遊坑・高任坑の修理予定

道遊坑・高任坑	
着手予定年度	2023 [H35] 年度以降
応急措置の想定	躯体コンクリート剥落・欠損箇所への対策 <ul style="list-style-type: none"> ・漏水対策（ポリカーボネート板等による導水措置） ・モルタル補修
事前調査	破損要因の究明 <ul style="list-style-type: none"> ・破損状況の詳細確認 ・上部地盤状況の詳細確認
修理方針	部分修理 コンクリート補修、石積補修、漏水対策等

表2-14.高任貯鉱舎及びベルトコンベアヤードの修理予定

高任貯鉱舎及びベルトコンベアヤード	
着手予定年度	2023 [H35] 年度以降
応急措置の想定	「2-4-1.2015 [H27-28] 年度に実施・予定する修理と応急措置」参照
事前調査	<ul style="list-style-type: none"> ・地盤調査 ・鉄骨部分現況調査（貯鉱舎上屋、ベルトコンベアヤード） ・RC造部分現況調査 ・耐震診断
修理方針	屋根葺替+部分修理+構造補強 鉄骨補修、コンクリート補修、外部壁、内部造作、建具、機械類防錆処理、 構造補強（見込み）

表2-15.電車車庫（機械工場）の修理予定

電車車庫（機械工場）	
着手予定年度	2023 [H35] 年度以降
応急措置の想定	特になし
事前調査	耐震診断
修理方針	半解体修理 東棟内部等については復原整備検討、構造補強（見込み）

表2-16.間ノ山上橋の修理予定

間ノ山上橋	
着手予定年度	2023 [H35] 年度以降
応急措置の想定	特になし
事前調査	耐震診断（管理道路として利用しているため）、躯体調査（主要構造等の確認）
修理方針	部分修理 目地補修、構造補強等

表2-17.間ノ山下橋の修理予定

間ノ山下橋	
着手予定年度	2023 [H35] 年度以降
応急措置の想定	特になし
事前調査	特になし
修理方針	部分修理 目地補修等

3 章 環境保全計画

3-1. 基本方針

旧佐渡鉱山採鉱施設の建造物は全て史跡佐渡金銀山遺跡の指定地内に立地し、「史跡の本質的価値を構成する要素」¹に含まれている。史跡佐渡金銀山遺跡については、『史跡佐渡金銀山遺跡保存管理計画』（佐渡市、平成 28 [2016] 年）を作成し、包括的に史跡指定範囲の保存及び管理の方針を記している。よって重複を避けるため、本計画では、『史跡佐渡金銀山遺跡保存管理計画』から旧佐渡鉱山採鉱施設に関連する内容を援用し、必要な場合に項目を追加することとする。

3-1-1. 『史跡佐渡金銀山遺跡保存管理計画』における基本方針

山林や市街地、沿岸に立地する史跡指定地の周辺環境及び景観との一体性を確保すること、史跡からの眺望や史跡への良好な眺望を保全することを考慮して周辺域の環境保全の方向性を検討する²。

3-2. 保全方針

3-2-1. 防災・管理上必要な施設の設置方針

指定地の中には、地滑りや土石流、土砂災害等の恐れがある地域や隣接地で落石が発生している急斜面もあるため、現状調査・災害履歴調査等に基づき、必要に応じて急峻な斜面地等の崩落防止策を講じるものとする。既存の擁壁等防災施設は定期的点検に基づき排水施設の清掃等による機能の維持を図るとともに、更新に際しては、史跡景観に調和した工法等についても検討する³。

また、重要文化財の防火対策として必要な場合、水源確保のための防火水槽を設置する。設置に際しては遺構に配慮した設置方法を検討する。

3-2-2. 土地・樹木等の自然に係る景観や環境の保全方針

史跡指定範囲の大半を占める樹木の管理では、遺構の保存と樹木の維持の両面から適切な措置を講じる。石垣などの遺構直上又は周辺の樹木を早期に除去する。また、樹根の成長や倒木により遺構に影響を与える可能性がある既存木は経過観察をしながら除去を進める。その一方で、土砂の崩落・流出防止の観点や遺構及びその周辺環境の維持のため、下草刈りやツル切、枯枝・実生木処理等の林床管理を行う⁴。

3-2-3. 整備方針

- 保存すべき史跡の所在地や範囲、価値の内容を周知するために、標識、説明板等を適宜設置する。
- 史跡佐渡金銀山遺跡は平成 6 年度の史跡指定以降、数回の追加指定や名称変更を行っており、指定地も広範囲に分布している。これら史跡の内容を周知し、文化財保護意識の啓発を図る

1 史跡の保存管理計画においては、その指定範囲の構成要素を区分し、区分に応じた方針や対応を決定している。詳しくは、『史跡佐渡金銀山保存管理計画』（佐渡市、平成 28 [2016] 年）「第三章 保存管理計画 2. 史跡を構成する要素の特定（1）史跡を構成する要素の整理」を参照。

2 同上。「第三章 保存管理計画 1. 保存管理の基本方針 オ. 史跡の周辺環境保全」より抜粋。

3 同上。「第三章 保存管理計画 3. 保存管理の方法と地区区分（1）保存管理の方法 1）管理 ②防災」より抜粋。

4 同上。「第三章 保存管理計画 3. 保存管理の方法と地区区分（1）保存管理の方法 1）管理 ①保存管理」より抜粋。

ためにも、適切な位置に最新の情報に基づいた名称標や史跡の説明板等を設置する。

- 既に設置済みの保存施設については、点検や維持的措置によって適切に施設の維持管理を行い、史跡名称・説明内容の変更等にも適宜対応するものとする。覆屋については日常的・定期的維持管理によって、遺構の風化・劣化を抑制する機能の維持を図る。
- 保存施設の更新・新設に際しては、点在する史跡を有機的に関連づける統一したデザインを用いるとともに、史跡景観に配慮した規模・色彩・形状等とする。⁵

3-3. 周囲の構成要素

3-3-1. 大立地区

ア. 大立地区の構成要素⁶

大立地区に含まれる構成要素を以下の表に示す。

表3-1. 大立地区の構成要素

区 分		構成要素	
本質的価値を構成する諸要素	中近世遺構		—
	近現代遺構（動産類含む）	地上遺構	採鉱関連遺構（大立竪坑櫓及び関連遺構、大立竪坑捲揚室及び関連遺構、大立竪坑捲揚室内動力機械類、敷地造成地形・石垣、間歩跡）
		地下遺構	採鉱関連遺構（大立竪坑、通洞坑等地下坑道）、鉱車軌道など採鉱・運搬関連機械類
	遺構と一体となった土地		採鉱関連遺構と一体となった土地
本質的価値に準ずるもの		—	
その他の諸要素	史跡の保護や良好な風致の形成に資する要素	史跡整備関連施設	登録文化財名称板、説明板・名称板等野外解説施設、見学通路、サクラ等修景植栽、竪坑坑口遮蔽施設、柵・門扉・手すり類、注意板、電気等設備関連施設、捲揚室天井等補強施設（鉄骨）
		自然的要素	丘陵斜面地等の自然地形 二次林（ユキグニミツバツツジ・アカマツ群集・イヌザクラ・コナラ群集等）、スギ植林、保安林
		社会的要素	—
	史跡の価値に直接関係しない要素	自然的要素	—
		社会的要素	記念碑

イ. 重要文化財建造物以外の構成要素の保全方針⁷

- 竪坑櫓や竪坑捲揚室、捲揚室と一体となった動力機械等の遺構や、遺構と一体となった土地の適切な保存管理を図る。
- 柵類等の管理施設は維持的措置によって、適切に現状を維持するとともに、更新に際しては、周辺の景観に調和した素材等を用いる。
- 指定地の森林部分は保安林（土砂崩壊防備・土砂流出防備）に指定されており、土砂の崩壊・流出を抑制する防災機能を維持するために必要な森林の管理を行う。森林植生の中で人工林の部分については、景観の大きな変化を避けるために、保安林の指定施業要件に基づいて択伐をくり返し実施する等、より公益的機能が高度な針広混交林への林相改良を図る。
- 史跡と直接関係しない記念碑は指定外への移設等を検討する。

5 4項目全て、同上。「第三章 保存管理計画 3. 保存管理の方法と地区区分（1）保存管理の方法 1）管理 ①保存管理」より抜粋。

6 同上。「第三章 保存管理計画 4. 地区区分別の保存管理の方法 G：近代遺跡 G-1：大立地区近代施設エリア」より抜粋。

7 同上。「第三章 保存管理計画 4. 地区区分別の保存管理の方法 G：近代遺跡 G-1：大立地区近代施設エリア」より抜粋。

3-3-2. 間ノ山・高任地区

ア. 間ノ山・高任地区の構成要素⁸

間ノ山・高任地区に含まれる構成要素を以下の表に示す。

表3-2. 間ノ山・高任地区の構成要素

区 分		構 成 要 素	
本質的価値を構成する諸要素	中近世遺構	近世鉱山集落跡（間ノ山清右衛門町等）	
	近現代遺構（動産類含む）	地上遺構及び地下遺構	鉱石運搬関連遺構（高任坑（坑道内外部軌道等関連建造物）及び関連遺構、高任堅坑櫓、資材等運搬関連一遊坑（坑道内外部軌道等関連建造物）及び関連遺構） 選鉱関連遺構（粗砕場（建造物）及び関連遺構、粗砕場内破砕関連機械・設備類、貯鉱舎及びベルトコンベアヤード（建建物）及び軌道等関連遺構、ベルトコンベアヤード内ベルトコンベア及び動力機械類） 管理関連遺構（佐渡鉱山機械工場（建造物）及び関連遺構、佐渡鉱山機械工場内修理機械類・軌道、軌道及び渡り廊下、分析所（建造物）及び関連遺構、分析所内鉱石分析器具等、中尾変電所（建造物）及び関連遺構、上アーチ橋、下アーチ橋、諏訪隧道・神明トンネル（建造物）及び排水溝、土留石垣等関連遺構、濁川護岸石積） 製錬関連遺構（搗鉱場（建造物）及び関連遺構） その他（敷地造成地形・石垣・コンクリート擁壁）
		地下遺構	採鉱関連遺構（高任堅坑）、近代鉱山関連遺構（選鉱場、鉱山住宅等）
	遺構と一体となった土地 本質的価値に準ずるもの	生産関連遺構と一体となった土地 旧鉱山事務所、旧浴場、倉庫等小屋類	
その他の諸要素	史跡の保護や良好な風致の形成に資する要素	史跡整備関連施設	登録有形文化財名称板、説明板・名称板・案内板・道標等野外解説施設、ベンチ、四阿、サクラ・シバ等修景植栽、金鉱石・磨石展示、堅坑坑口遮蔽施設、柵・門扉・手すり類、注意板、電気等設備関連施設、防災施設（火災報知器・消火設備）
		自然的要素	丘陵斜面地、谷間平坦地、河川（濁川・右沢） 二次林（イヌザクラ・コナラ群集等）
		社会的要素	駐車場、便所、食堂
	史跡の価値に直接関係しない要素	自然的要素	—
		社会的要素	記念碑、電柱・電線類、看板類、小屋、食堂、道路及び関連施設、橋梁等河川施設

イ. 重要文化財建造物以外の構成要素の保全方針⁹

- 高任坑や道遊坑といった鉱石・資材運搬坑道遺構や、粗砕場・貯鉱舎及び関連機械類等の選鉱関連遺構、機械工場及び修理機械類・分析場・変電所・搗鉱所・橋梁・トンネル等鉱山管理関連遺構等の様々な生産関連の近代の建造物からなる地上遺構や地下遺構と一体となった土地の適切な保存管理を図る。
- 搗鉱場の遺構上及び周辺に繁茂する植物は、遺構の保存の上から、除草、伐採等を行い、土砂の堆積が見られた場合は撤去する。
- 濁川の護岸は改修等に際しては復旧等も視野に入れ工法を検討し、施設管理者と調整を行う。また、石積遺構が残存する箇所については、モニタリングや破損・劣化状況調査等に基づき計画的に補修や復旧を行う。その手法については、河川の公益的機能の維持の上からも施設管理者と協議・調整の上進めていくものとする。
- 古文書等の記録類には当地区に近世の集落跡等があったとされていることから、計画的な発掘調査等により、地下遺構の把握に努めるとともに、土地の掘削等に際しては、近代のみな

8 同上。「第三章 保存管理計画 4. 地区区分別の保存管理の方法 G：近代遺跡 G-2：間ノ山・高任地区（諏訪隧道・神明トンネル含む）」より抜粋。

9 同上。「第三章 保存管理計画 4. 地区区分別の保存管理の方法 G：近代遺跡 G-2：間ノ山・高任地区（諏訪隧道・神明トンネル含む）」より抜粋。

らず近世遺構の保存も図る。

- 鉱山操業時から存在した事務所や倉庫等の歴史的建造物以外の管理施設については、当面は現状を維持する。将来的な取扱いについては、履歴調査等を基に整備計画等で検討する。
- 史跡の周知のための統一したデザインの史跡標柱・説明板等の保存施設の設置・更新を適切に行う。
- その他既存の見学通路や管理施設等の文化財保存活用施設は、現状を維持し、必要に応じて更新する。
- 道路及び関連施設は、史跡の見学上、管理上必要な施設としてその機能を維持する。
- 既存の食堂、駐車場等の来訪者のための便益的施設は、史跡指定地外で代替地が得がたいこと、山間部といった史跡の立地上からも、公開・活用の上で必要な施設として当面は現状を維持するが、更新に際しては、景観に配慮した形状・意匠・色調等とし、除去も検討する。
- 修景木等の植栽植物は、定期的な維持的措置によって一定の状況を維持する。その他二次林等の適切な保存管理を図り、遺構上や遺構周囲へ侵入・繁茂しないようにする。

3-4. 防災上の課題と対策

3-4-1. 想定される自然災害¹⁰

ここでは防災計画で取扱う地震対策、火災対策、風対策以外の内容について示す。

ア. 大雨・洪水

夏・秋季の大量の降雨による地盤のゆるみや急激な河川の増水によって、史跡内の急傾斜地や構造物等に破損等の被害が確認されている。また、坑道など地下水位の上昇等で被害の発生が懸念される箇所が存在する。

イ. 雪

史跡は海岸や平地だけでなく山間にも分布するため、降雪や積雪による被害、降雪時の枝折れによる樹木被害や建造物の第二次被害、また、建造物周辺や通路等の凍結や急峻な斜面地の崩壊も想定される。

ウ. 土砂災害（土砂崩れ・落石）

指定地内は山間部の斜面地を含んでいることから、降雨時期や融雪期におけるがけ崩れ・地すべり・土石流による地形の浸食が発生する可能性の高い場所や、岩盤露出部分で落石が発生している箇所がある。

3-4-2. 劣化等による遺構の崩壊等¹¹

史跡の中でも、特に近現代遺産を構成する要素は劣化が著しく、自然災害や人為的災害と関連して、又は建設材料の劣化等により単独でも遺構の崩壊等が起こる可能性がある。

3-4-3. 今後の対処方針 1（遺構の劣化状況や災害発生のおそれのある箇所の把握）¹²

本史跡は、史跡指定地が広域に分散しており、また構成要素には様々な材料を用いて構築された建造物・構造物が数多く含まれている。そのため、指定地内の各地区や各要素に対して有効な防災対策を検討するには、史跡の現状や自然条件が遺構に与える影響の把握が必要である。遺構の劣化

10 同上。「第Ⅲ章 保存管理計画 7. 防災計画（1）想定される災害 1）自然災害」より抜粋。

11 同上。「第Ⅲ章 保存管理計画 7. 防災計画（1）想定される災害 3）その他（劣化等による遺構の崩壊等）」より抜粋。

12 同上。「第Ⅲ章 保存管理計画 7. 防災計画（2）災害への対応 1）遺構の劣化状況や災害発生のおそれのある箇所の把握」より抜粋。

や地盤の自然崩壊等による落盤等の災害に備えるためには、維持管理の一環として必要に応じて定期点検（モニタリング）等を行い、各種災害に対する事前の予防措置及び災害発生後の対応を適切に実施する。

定期点検（モニタリング）については、史跡指定地が広域であることを踏まえ、遺構の立地環境から災害の影響を受けることにより、遺構の保存上又は公開活用上の問題が発生する可能性が高い危険箇所を予め把握し、その分布状況を地図上に記載しておき、定期的（年1回程度）や災害後に効率的かつ計画的に点検を行えるようにする。

3-4-4. 今後の対処方針2（自然災害への対応）¹³

本史跡が山間に多く遺存する文化財であるという特徴から、災害の中でも特に、近現代遺産を構成する要素の一つである石垣や法面の崩落に代表される土砂災害が近年では顕在化しており、緊急対応や計画的な崩落防止処置のほか、斜面の保全対策等の検討が必要である。また、倒壊の危険性のある石垣等の工作物や樹木等については、調査・点検のうえ倒伏防止のための暫定的な措置を行った上で計画的な対応措置を検討していくこととする。

こうした防災のための措置を施す場合でも、史跡そのものや景観への影響に十分配慮する。なお、緊急的措置や暫定的な措置の場合でも、史跡への影響を与えないよう配慮しつつ、景観の調和に努める。

次に、主な自然災害に対する対応の考え方を示す。以下にあげた自然災害のほか、落雷等のその他の災害については、発生の頻度や被害の状況を踏まえて、適宜対応を検討していく。

ア. 水害対策

水害による被害が予想される危険箇所の抽出や被害の拡大防止について事前に検討する。なお、河川に関しては、河川管理者のもと洪水や土石流に対する対応が行われている。

イ. 雪害対策

史跡の気象条件をふまえ、建造物周辺や通路等の除雪を行う。また、被害が生じた部分については、経過観察により原因や脆弱部分を把握し、必要な対応策を検討する。

ウ. 土砂災害対策

急峻な斜面地で発生の可能性が高い、地すべり・がけ崩れ・土石流について市がまとめたハザードマップにおける災害の危険性が高い区域、過去のき損発生か所、点検によって小規模な変化が認められるか所を中心に監視と経過観察を行う。その結果、土砂の流出や崩壊等の危険性が生じた場合は、関係機関と協議しながら被害の拡大を予防する措置や現状復旧等の必要な措置を講じる。

相川金銀山周辺の岩盤が露出している場所については、落石等による事故に備えて防護柵や防護ネット等の安全対策を関係機関と連携して計画的に講じる。

13 「第Ⅲ章 保存管理計画 7. 防災計画（2）災害への対応 2）自然災害への対応」より抜粋。

4 章 防災計画

4-1. 防火防犯対策

4-1-1. 火災時の安全性に係る課題

各建造物について、燃焼特性、延焼の危険性、防火管理の現状と利用状況に係る課題を以下に示す。

表4-1.各建造物の安全性に燃焼特性・延焼の危険性・現状と課題一覧

建造物名称	燃焼特性	延焼の危険性	現状と課題
大立竪坑槽	主要構造部を鉄骨造、基礎をRC造とし、木部造作材が無い ため、燃焼性は低い。周囲に可燃物も置かれていない。 ただし耐火構造ではない。	山の一部を切り開いた立地であり周囲に樹木が林立する。特に下部の貯鉱庫には樹木が隣接し覆いかぶさるような状態となっている。	防災関連設備は設置されていない。日常の巡回点検範囲に含まれていない。現在ガイド付で公開中。 巡回点検の実施が課題。
大立竪坑捲揚機室	主要構造部をRC造とし、木部造作材も無い ため、燃焼性は低い。内部に可燃物も置かれていない。 また、機械や照明等も現在通電されていない状態。	大立竪坑槽背面岩盤を開削した内部に立地しており、周囲からの延焼の危険性は低い。	防災関連設備は設置されていない。日常の巡回点検範囲に含まれていない。現在ガイド付で公開中。 防災設備の設置、巡回点検の実施が課題。
道遊坑	主要構造部を石造及びRC造とし、燃焼性は低い。 ただし、一部仕上げに木材を用い、内部照明用に配線がなされている。	坑道という性質上、延焼の危険性は低い。坑口付近にも可燃物は少ない。	消防法上必要な設備は設置済。巡回点検を実施。現在一般公開中。
高任坑	主要構造部をRC造とし、燃焼性は低い。 ただし、一部仕上げに木材を用い、内部照明用に配線がなされている。	坑道という性質上、延焼の危険性は低い。坑口付近にも可燃物は少ない。	消防法上必要な設備は設置済。巡回点検を実施。現在一般公開中。
高任粗砕場	主要構造部を鉄骨造とするが、耐火構造ではない。階段や建具等、内部木部造作を持つ。内部空間が細かく分節されていないため、着火すると短時間に燃広がる可能性がある。	周囲に近接した山林はない。木造の中尾変電所が西側に位置するが20m以上離れている。 ベルトコンベアヤードは近接しており、延焼の危険性がある。	防災関連設備は設置されていない。日常の巡回点検範囲に含まれていない。現在未公開。 巡回点検の実施が課題。公開に向けて設置が必要な設備の確認が必要。
高任貯鉱舎及びベルトコンベアヤード	主要構造部をRC造及び鉄骨造とするが、鉄骨部分は耐火構造ではない。ベルトコンベアヤード下屋は木造である。作業足場等内部木部造作材を持つ。内部空間が一つながりで、着火すると短時間で燃広がる可能性がある。	周囲に近接した山林はない。鉄骨造の高任粗砕場、高任分析所、木造の中尾変電所と近接し、延焼の危険性がある。	防災関連設備は設置されていない。日常の巡回点検範囲に含まれていない。現在未公開。 巡回点検の実施が課題。公開に向けて設置が必要な設備の確認が必要。
電車車庫(機械工場)	主要構造部を木造とし耐火構造としない。外部内部ともに露出した木部が多くあり、軸部の径も小さく、燃焼性は非常に高い。	背面に山林が近接し、南東側には鉄骨造の旧浴室と旧鉱山事務所が近接しており、延焼の危険性がある。	消防法上必要な設備は設置済。日常の巡回点検範囲に含まれていない。現在一般公開中。 巡回点検の実施、文化財保護の観点からの消火設備設置の検討が課題。

建造物名称	燃焼特性	延焼の危険性	現状と課題
間ノ山上橋	主要構造部を石造とし可燃性の高い仕上げ材等はなく、燃焼性は低い。	周囲に近接した山林はない。高任粗碎場、高任貯鉱舎及びベルトコンベアヤード、中尾変電所と近接し、延焼の危険性がある。	特別な課題はない。
間ノ山下橋	主要構造部を石造とし可燃性の高い仕上げ材等はなく、燃焼性は低い。	周囲に近接した山林はない。高任粗碎場、高任貯鉱舎及びベルトコンベアヤード、中尾変電所と近接し、延焼の危険性がある。	特別な課題はない。

4-1-2. 防火管理計画

ア. 防火管理者の氏名及び住所

氏名 石見幸則

住所 新潟県佐渡市姫津 1217-29

イ. 防火管理区域の設定

各重要文化財建造物の周囲 20 m以内の建造物等（第一次近接建造物等 [樹木を含む]）と土地、第一次近接建造物の周囲 5 m以内の建造物等（第二次近接建造物等）と土地、防火管理上必要な建物を防火管理区域とする。 図 4-1

また、災害時に防災対策本部を設置するゴールデン佐渡本館（以下本章において本館と略す）、さらに道遊坑及び高任坑と接続する公開中の坑道について、同区域に追加する。本計画では防火管理区域を 4 つの範囲に区分する。

防火管理区域1： ゴールデン佐渡本館と坑道（道遊坑，高任坑を含む）

防火管理区域2： 大立地区（大立竪坑櫓，大立竪坑捲揚機室）

防火管理区域3： 高任地区A（電車車庫，旧浴室，旧鉱山事務所）

防火管理区域4： 高任地区B（高任粗碎場，高任貯鉱舎及びベルトコンベアヤード，間ノ山上橋，間ノ山下橋，高任分析所，中尾変電所）

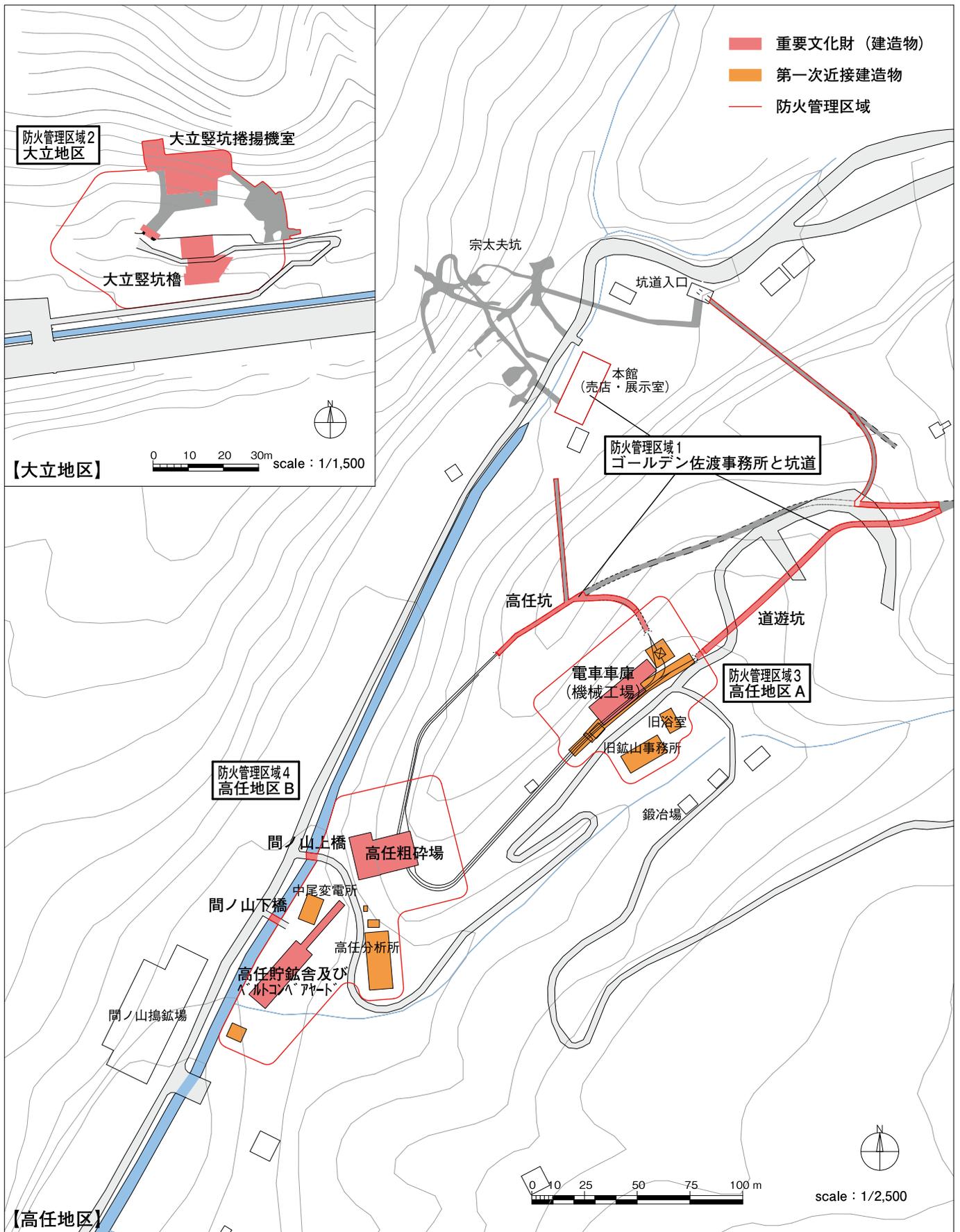


図4-1.防火管理区域図

ウ. 防火環境の把握

防火管理区域内の第一次、第二次近接建造物等の燃焼特性、現状と課題を以下の表にまとめる。

表4-2.防火環境一覧

区域	第一次近接建造物等 と燃焼特性 (下線は第一次近接建造物等)	第二次近接 建造物等 と燃焼特性	現状と課題
ゴールデン佐渡本館と坑道(道遊坑・高任坑を含む)	該当なし	該当なし	該当なし
大立地区 大立竪坑櫓・大立竪坑捲揚機室周囲	樹木が林立(大立竪坑櫓の貯鉱庫周辺)。生木のため燃焼性は低い。	該当なし	通常周辺での火気使用はない。公道沿いに位置し一般見学者も接近可能。日常の巡回点検範囲から外れ、火気を感知する設備の設置なし。ただし公共の電線が付近になく電気設備設置には検討が必要。
高任地区A 電車車庫(機械工場)周囲	旧鉱山事務所と旧浴室。主要構造部を鉄骨造とするが、耐火構造ではない。内部に木部造作材を使用。燃焼性は高い。 高任竪坑櫓。主要構造部を鉄骨造とするが、耐火構造ではない。燃焼性は低い。 背面側山林(樹木)。生木のため燃焼性は低い。	該当なし	防災関連設備は設置されていない。日常の巡回点検範囲に含まれていない。旧浴室1階は見学者も利用可能なトイレを設置。旧鉱山事務所は作業員休憩所兼物置として利用。旧浴室は冬季に石油ストーブ1個使用。
高任地区B 高任粗砕場、高任貯鉱舎及びベルトコンベアヤード、間ノ山上橋、間ノ山下橋周囲	中尾変電所、便所、小屋。主要構造部を木造とする。燃焼性は高い。 高任分析所。主要構造部を鉄骨造とするが、耐火構造ではない。燃焼性は低い。 トイレ(南側駐車場内)。主要構造部を木造とする。燃焼性は高い。	該当なし	防災関連設備は設置されていない。日常の巡回点検範囲に含まれていない。トイレは一般見学者の利用が可能。その他は現在未公開の範囲。

エ. 予防措置

①. 火気の管理

重要文化財建造物内及び周囲で火気を使用しない。喫煙、たき火、花火等を禁止する。

②. 可燃物の管理

建造物(重要文化財、第一次・第二次近接建造物等)内及び周囲には可燃物を出来る限り置かない。内部及び周囲を整理整頓する。

③. 警備

一般公開範囲に加えて、ガイド付公開範囲、その他公開範囲以外についても巡回点検を実施する。施錠管理はゴールデン佐渡職員により行っている。

④. 避難経路

一般公開範囲内避難経路、ガイド付公開範囲の避難経路、公開範囲拡大に伴う避難経路案をそれぞれ図表に示す。

⑤. 収容人員の管理

一般公開範囲は券売所にて入場者数を把握している。ガイド付公開範囲は参加人数が制限されており、ガイド及びマイクロバス運転手が人員を把握している。今後拡大を予定する公開範囲は全てガイド付公開範囲にならう。

オ. 消火体制

(株)ゴールデン佐渡では火災時に備えて「佐渡金山消防計画」(2005 [平成 17] 年作成、2015 [平成 27] 年一部変更)を作成し、消火体制を整えている。消火体制については上記計画を参照すること。

4-1-3. 防犯計画

ア. 事故歴

過去に、き損、盗難、放火等はない。

イ. 事故防止のための措置

巡回点検を実施し、警戒に努める。

ウ. 今後の対処方針

上記に定めたように警戒を実施するが、公開範囲の拡大に応じて機械警備導入を検討する。

4-1-4. 防災設備（消防・防犯）計画

それぞれの防火管理区域内における各防災設備の設置状況、課題、計画を示す。

ア. 防火管理区域1： ゴールデン佐渡本館と坑道（道遊坑，高任坑を含む）

①. 設置状況

表4-3. 防災設備設置状況①

区分	設備名称	設置の有無	設置箇所
火災警報設備	自動火災報知設備	○	本館
	非常用放送設備	○	本館，道遊坑，高任坑
	屋外消火栓（水道管直結）	○	本館
	消火器	○	本館，道遊坑，高任坑
避雷設備		該当なし	
防犯設備		該当なし	
その他	誘導灯	○	道遊坑，高任坑
	非常照明	○	道遊坑，高任坑

②. 課題

消防法上必要な設備は設置済みであり、保守点検も適切に実施しているため、特別な課題はない。

③. 防災設備計画

現状の防災設備を維持し、適切な保守点検を行い、耐用年数を経過したものについては順次更新していく。他の区域において自動火災報知設備（感知器）を設置する場合、受信盤は本館事務所に設置する。

イ. 防火管理区域2：大立地区（大立竪坑櫓，大立竪坑捲揚機室）

①. 設置状況

防災設備は設置されていない。

②. 課題

大立竪坑捲揚機室については、ガイド付の制限された公開範囲だが、内部を公開しているために、防災設備設置が必要と消防より指導を受けている。ただし、周辺道路に電線がなく、防災設備設置

に関しては電力会社も含めた協議・調整が必要となる。

消防法上は消火設備を必要としないが、保存修理工事の際には文化財防災の観点から消火栓等の消火設備設置の要否及び水源確保の方法を検討する。

③. 防災設備計画

大立竪坑捲揚機室に消防法上必要となる以下の防災設備を設置する。

- 自動火災報知設備
- 非常警報設備（自動火災報知設備有効範囲は省略）
- 消火器具

ウ. 防火管理区域3：高任地区A（電車車庫，旧浴室、旧鉱山事務所）

①. 設置状況

表4-4.防災設備設置状況②

区分	設備名称	設置の有無	設置箇所
火災警報設備	自動火災報知設備	○	電車車庫
消火設備	屋外消火栓（水道管直結）	○	電車車庫～道遊坑坑口間
	消火器	○	電車車庫
避雷設備		該当なし	
防犯設備	赤外線センサー	○	電車車庫
その他	誘導灯	○	電車車庫

②. 課題

電車車庫には、消防法上必要な設備は設置済みであり、保守点検も適切に実施している。第一次近接建造物である旧浴室及び旧鉱山事務所には防災設備は未設置であり、今後設置を検討する。

水道管直結型の屋外消火栓があるが、今後、消火設備の水源確保の方法については検討する。

③. 防災設備計画

旧浴室と旧鉱山事務所について、以下の防災設備設置を検討する。

- 自動火災報知設備
- 消火器具

エ. 防火管理区域4：高任地区B（高任粗砕場，高任貯鉱舎及びベルトコンベアヤード，間ノ山上橋，間ノ山下橋，高任分析所，中尾変電所）

①. 設置状況

防災設備は設置されていない。

②. 課題

高任粗砕場、高任貯鉱舎及びベルトコンベアヤード、高任分析所、中尾変電所について、公開を実施するには防災設備の設置が必要である。

消防法上は消火設備を必要としないが、保存修理工事の際には文化財防災の観点から消火栓等の消火設備設置の要否及び水源確保の方法を検討する。

③. 防災設備計画

高任粗砕場、高任貯鉱舎及びベルトコンベアヤードについて、公開を実施する際には消防上必要となる以下の防災設備を設置する。

- 自動火災報知設備
- 非常警報設備（自動火災報知設備有効範囲は省略）
- 非常通報設備（消防機関へ通報する火災報知設備）
- 消火器具
- 避難器具（3階以上で直通階段1のみの階）

高任分析所、中尾変電所については活用計画の策定に合わせて消防法上必要となる防災設備を改めて確認し、設備を整えた上で公開活用を実施することとする。

4-1-5. 保守管理計画

前述（「4-1-2. 防火管理計画 オ. 消火体制」）の「佐渡金山消防計画」を参照。

4-2. 耐震対策

4-2-1. 耐震診断

各重要文化財建造物の地震時の安全性に係る課題、改善措置、今後の対処方針について以下の表にまとめる。

表4-5.耐震対策一覧

建造物名称	地震時の安全性に係る課題	改善措置	今後の対処方針
大立竪坑櫓	耐震診断実施済（2013 [H25]年）。全ての部材を健全と仮定した場合、耐震性能には問題ない。ただし、各部材は著しく腐食が進行し、健全性を完全に回復させる修理が困難な状況。	修理において可能な限り部材の劣化を抑制し、健全性の回復を図る。既存櫓と別に補強鉄骨を設け、既存櫓を支持する補強案を検討する。	保存修理工事にて耐震補強措置を施す。
大立竪坑捲揚機室	岩盤内部に設置された建屋は現時点で耐震性の評価は困難である。	日常点検にて破損等を確認し、異常の早期発見に努める。	左の通り、異常の早期発見に努める。異常を発見した場合、応急措置を講じ、対策を検討する。
道遊坑	現時点で、地震時の安全性の確認方法については不明である。	日常点検にて破損等を確認し、通常時と異なる位置での出水など異常の早期発見に努める。	左の通り、異常の早期発見に努める。異常を発見した場合、応急措置を講じ、対策を検討する。
高任坑	現時点で、地震時の安全性の確認方法については不明である。	日常点検にて破損等を確認し、通常時と異なる位置での出水など異常の早期発見に努める。	左の通り、異常の早期発見に努める。異常を発見した場合、応急措置を講じ、対策を検討する。
高任粗砕場	耐震診断実施済（2013 [H25]年）。一部に耐震性能の不足が認められる。屋根材の崩落による漏水により、鉄骨鋼材の一部で劣化が進んでいる。また、鉄骨建屋4～6層の南側に变形があり支持地盤の移動や傾斜面での盤流が危惧される。	耐震性能の不足については、補強を施す。漏水については応急措置を施す。また、地盤の現状と特性を把握し、状況に応じた措置を施す。	左の通り、まず地盤の現状と特性を把握するための調査を実施する（2015-16年）。また、応急措置として漏水対策（2014年）を行っている。保存修理工事と合わせて耐震対策を施す。
高任貯鉱舎及びベルトコンベアヤード	保存修理工事実施時期と合わせて耐震性能を評価する。	当面の崩落を防止するための応急措置として、ベルトコンベアヤード部分を仮設支持により補強する。	左の通り、応急措置を施し、保存修理工事と合わせて耐震性能を評価し、耐震性能に不足があった場合、補強対策を施す。

建造物名称	地震時の安全性に係る課題	改善措置	今後の対処方針
電車車庫 (機械工場)	保存修理工事実施時期と合わせて耐震性能を評価する。	日常点検にて瓦等の脱落が懸念される場合に防止措置を行う。	左記の通り、必要な点検・防止措置を行い、保存修理工事と合わせて耐震性能を評価し、耐震性能に不足があった場合、補強対策を施す。
間ノ山上橋	亀裂やはらみはなく、過去の地震被害や日常的な車両通行による破損も確認できない。健全な状態を保っていると考えられる。通常管理道路として利用されており、公開時には見学動線にもなるため、耐震性の検証を行う。	日常点検にて破損等を確認し、異常の早期発見に努める。	左の通り、異常の早期発見に努める。異常を発見した場合、応急措置を講じ、対策を検討する。
間ノ山下橋	亀裂やはらみはなく、過去の地震被害も確認できない。健全な状態を保っていると考えられる。	日常点検にて破損等を確認し、異常の早期発見に努める。	左の通り、異常の早期発見に努める。異常を発見した場合、応急措置を講じ、対策を検討する。

「平成 25 年度史跡佐渡金山遺跡建造物現況把握調査」において、耐震診断を実施済の大立竪坑槽及び高任粗砕場に関する診断結果等の詳細は、実施時の報告書を参照すること。

4-3. 耐風対策

4-3-1. 被害の想定

強風時に高任粗砕場、高任貯鉱舎及びベルトコンベアヤード、電車車庫（とくに鉱車軌道屋根）は屋根材がたびたび飛散している。高任粗砕場や高任貯鉱舎及びベルトコンベアヤードは屋根材の劣化も進んでいるため、今後も飛散の可能性がある。

4-3-2. 今後の対処方針

高任粗砕場については、屋根材が崩落した範囲で漏水防止対策を施す。強風時には飛散がないか点検を行う。保存修理工事に合わせて飛散防止対策を施す。

高任貯鉱舎及びベルトコンベアヤードは、強風時に飛散がないか点検を行う。保存修理工事に合わせて飛散防止対策を施す。

電車車庫（鉱車軌道屋根含む）は、強風時に飛散がないか点検を行う。瓦のズレ、鉱車軌道屋根の飛散があった場合、破損が軽微であれば、修繕を施す（「第 2 章保存管理計画 2-3-4. 軽微な修繕」参照）。

5 章 活用計画

5-1. 活用計画の基本方針

5-1-1. 活用計画の基本方針

旧佐渡鉱山採鉱施設は既に史跡佐渡金銀山遺跡の一部と合せて、一般公開を行っている。本計画では、公開範囲や方法を抜本的に変更するのではなく、現状に合わせて、より充実した活用計画を定める。今後は各重要文化財建造物の保存修理工事の進捗に応じて、順次公開範囲を拡げながら計画を実行、修正していく。

以下に活用計画の基本方針を定める。

- ・ 史跡佐渡金銀山遺跡全体と連携し、佐渡市西部地域活性化の一端を担うものとする。
- ・ 施設全体の生産工程、各建造物の関連、採鉱施設の歴史的変遷について、見学者の理解を促す公開・展示を行う。
- ・ 敷地形状を活かした大規模な採鉱施設を、操業時の雰囲気とともに体感できるものとする。
- ・ 施設全体を取り囲む特異な立地環境を体感できるものとする。
- ・ 機械や道具等小さなスケールにも注目し、操業時の人々の記憶に触れられるよう工夫する。

なお、旧佐渡鉱山採鉱施設と一体で公開している史跡佐渡金銀山遺跡指定範囲等についても必要に応じて本計画内で取扱うこととする。

5-1-2. 活用計画実施の考え方

本計画では、まず旧佐渡鉱山採鉱施設の全体計画を示す。個別の活用については、各建造物の保存修理工事と共に詳細計画を進めていくものとする。ただし、大きな変更等を伴わずに仮設的な措置で実施できる活用については、保存修理に先行して実施することも検討する。活用の実施にあたっては、事前に関係者間で十分な協議を行う。

5-2. 公開活用基本計画

5-2-1. ブロックの設定

旧佐渡鉱山採鉱施設と史跡佐渡金銀山遺跡（一体で公開している範囲）について、ブロックを設定し、「主な機能、ブロックに含む建造物（重要文化財建造物等）、概要と主な課題、見学公開におけるテーマ」をまとめる。

なお、先行して策定している「史跡佐渡金銀山遺跡整備基本計画」（2014, 佐渡市）と用語の混用を避けるため、各区域をブロックと称する。

表5-1.各ブロックの活用機能一覧他

	ブロック/ 主な機能	建造物等 下線は重要文化財	概要/主な課題	見学公開のテーマ
A	大立 ブロック 見学公開	大立竪坑櫓、大立 竪坑捲揚機室、大 立竪坑	ガイド付公開を実施。採鉱施設の始点であり、官営期 初期に掘削・採鉱が始められた大立竪坑がある。生産 工程、採鉱施設を理解するための重要なブロック。 鉄骨櫓と捲揚機、竪坑、道遊坑・高任坑との関係性が 把握しづらい。	竪坑内作業との連携 を示す 特殊な敷地形状に合 わせた捲揚機の配置 を説明 道遊坑・高任坑への つながりを示す
B	エントランス ブロック 見学公開、展 示、管理、便益	ゴールデン佐渡本 館、券売所、宗太 夫坑他	見学者の大半が利用。B～Gブロックへの入退場を管 理する。宗太夫坑とゴールデン佐渡本館では鉱山全体 の歴史を概観する内容を展示。その他に売店や便所な どの便益施設を揃える。	鉱山の歴史（近世） を紹介
C	道遊坑 ブロック 見学公開、展示	道遊坑	見学動線。操業時の坑道をそのまま利用。一部に鉱車 等を展示。 大立竪坑と高任地区を結ぶ動線としての重要性が説明 されていない。	大立竪坑からのつな がりを示す
D	高任神社 ブロック 見学公開	高任神社、高任鉱 夫浴場及び更衣場 跡、高任事務所跡	高任神社、高任鉱夫浴場及び更衣場跡、高任事務所跡 等、生産以外の高任地区の変遷を物語る遺構が残る。 煉瓦基礎などが何の遺構であるか明示されていない。	高任地区の事務や生 活機能の重要性を示 す
E	高任坑 ブロック 見学公開、展示	高任坑、高任竪坑	見学動線。操業時の坑道をそのまま利用。 見学動線以外の役割を果たしていない。高任竪坑との 関係性が把握しづらい。	高任地区の短期間 における変遷を紹介
F	電車車庫 ブロック 見学公開、展 示、管理、便益	電車車庫、旧浴 室、旧鉱山事務所	電車車庫では装置や機械類の多くをかつての位置のま まに展示。旧浴室、旧鉱山事務所は管理利用している。 機械・道具類の展示が主となり、操業時の雰囲気が損 なわれている。	高任地区の保守点検 機能の重要性を示す
G	高任公園 ブロック 見学公開	高任公園	展望のある広場。 軌道は残るが、「高任坑－高任粗砕場－道遊坑」の連 続性が把握しにくくなっている。	特殊な敷地形状に布 置された施設を展望
H	高任・間ノ山 ブロック 見学公開	高任粗砕場、高任 貯鉱倉及びベルト コンベアヤード、 間ノ山上橋、間ノ 山下橋、高任分析 所、中尾変電所	未公開範囲（保存修理完了に合わせて順次公開を予 定）。高任粗砕場、高任貯鉱倉及びベルトコンベアヤ ード等、採鉱の中心施設以外にも高任分析所や中尾変 電所などがまとまって位置する、生産工程、採鉱施設 を理解するための重要なブロック。 未公開のため、採鉱施設の主要部分を見学できない。	大規模な施設、敷地 形状に合わせた建築 形式の説明 鉱石と碎石の貯鉱、 粗砕、選鉱、運搬の 工程を示す
I	間ノ山搗鉱場跡 ブロック 見学公開	間ノ山搗鉱場跡	稼働時には高任粗砕場とベルトコンベアで接続し運用 された施設である間ノ山搗鉱場の跡が残る。 高任粗砕場との関係性が把握しづらい。	高任粗砕場とのつな がりを示す

図5-1.大立地区の配置計画

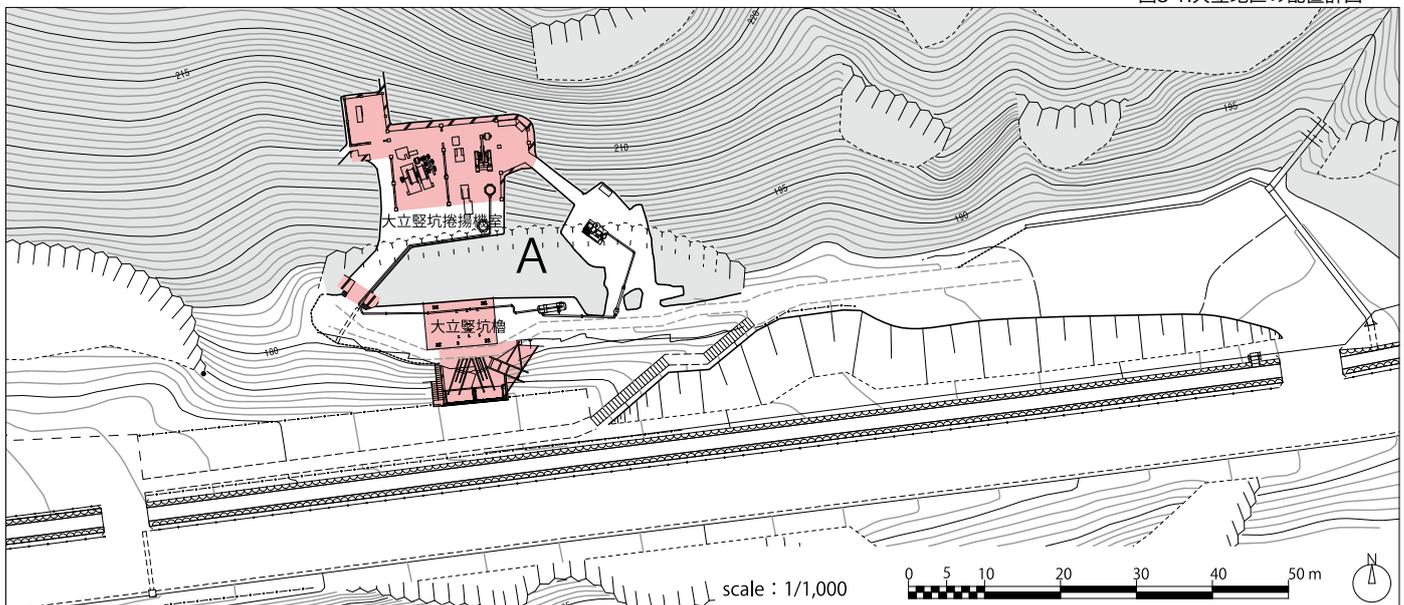
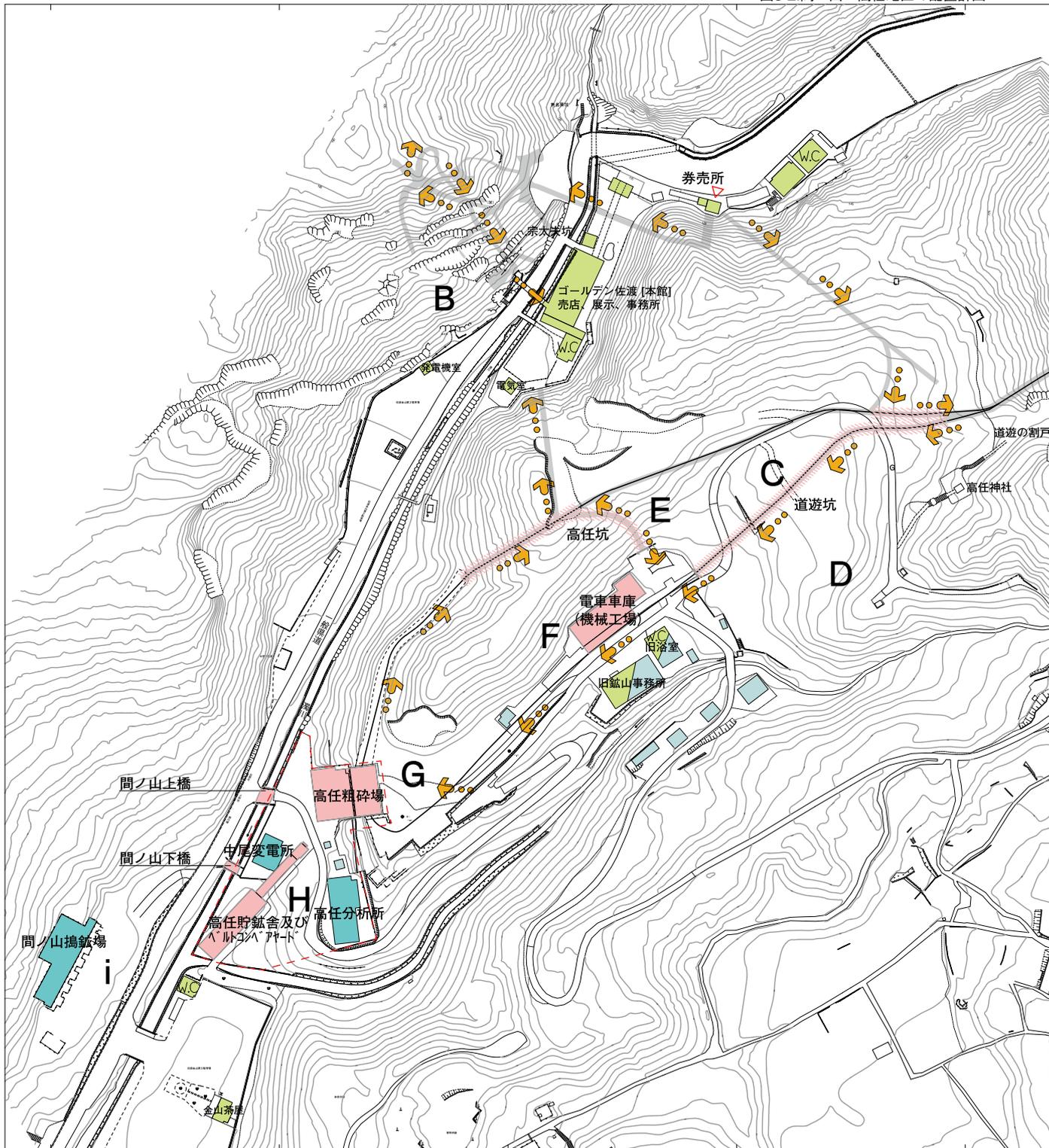


図5-2.間ノ山・高任地区の配置計画



scale : 1/2,500



— 凡例 —

- 重要文化財（建造物）
- 史跡の本質的価値を構成する要素（地上遺構）
- 史跡の本質的価値に準ずるもの
- 管理・便益施設
- 坑道
- 坑道
- 主要見学動線（有料区域内の自由見学）
- 見学公開ブロック
- 非公開範囲—保存修理工事完了に合わせて、
順次ガイド付公開を開始。

この計画区域図は（株）オリスが佐渡市の委託を受け、平成19年度に作成した測量図を利用している。
座標系は平成14年国土交通省告示第9号の規程による第Ⅶ座標系

5-2-2.大立ブロック (A)

ア. 基本方針

採鉱施設の主要施設として公開活用する。施設における役割、作業時の様子が理解できる活用や整備を行う。当面は現状と同じくガイド付の公開とする。公開時には見学者のヘルメット着用を義務付ける。自由見学を実施する場合には、計画を見直す。

主な機能 見学公開、展示(一部)

イ. 見学公開のテーマ

- ・ 大立竪坑と大立竪坑櫓、大立竪坑捲揚機室、道遊坑・高任坑との作業の関係性を示す
- ・ 敷地形状に合わせた、竪坑と捲揚機の配置と施設の建設

ウ. 動線計画

作業時の作業員動線を利用し見学動線を設定する。貯鉱庫脇の階段を用い、貯鉱庫下から鉄骨櫓足元まで上られる動線を設ける。出入口より大立竪坑捲揚機室に入り、機械の脇を通り建屋奥から素掘りの拡張範囲に抜けて、掘削範囲から出る。なお、貯鉱庫脇の階段は最下部が撤去されているため、動線を設定するためには階段の一部復原又は整備の検討が必要となる。

エ. 平面計画及び展示計画

大立竪坑櫓の鉄骨櫓足元から貯鉱庫上のチッパー間にケージと鉱車を展示し、「鉄骨櫓ー貯鉱庫」の工程を可視化する。ケージと鉱車を実物とするか複製品とするかは詳細計画で判断する。

捲揚機から鉄骨櫓最上部の滑車まで鋼索を繋げて、大立竪坑櫓と大立捲揚機室の関係性を明示する。捲揚機後方では、見学者が運転台に立ち、捲揚機操縦時の視線を体感できるようにする。運転台の囲いについては復原又は整備を検討する。

捲揚機室内部の公開範囲を仕切る境界柵は取り払う。ガイド付の公開とするうちは、解説・誘導サインの設置は最小限にする。照明設備については、消防設備設置のために大立竪坑捲揚機室内に通電が必要となるため、既存の照明器具を再利用できるよう努める。

課題

- ・ 大立竪坑櫓足元、竪坑坑口を塞ぐRC版の取扱い
- ・ 大立竪坑櫓、鉄骨櫓を覆う波形鉄板の復原又は整備
- ・ 大立竪坑櫓、貯鉱庫上の覆屋の復原又は整備
- ・ 大立竪坑櫓、貯鉱庫脇の鋼製階段の復原又は整備
- ・ 大立竪坑捲揚機室、捲揚機後方の運転台囲いの復原又は整備

オ. 施設整備計画及び外構整備計画

新たに計画する管理便益施設はない。自由見学を実施する場合に、見学者の入退場管理のための施設の要否を検討する。

外構整備として、周辺の前身建物の遺構表示を検討する。公開範囲を仕切る門扉、手摺、柵、階段、駐車場については老朽化してきた時点で改修を検討する。



図.5-3 大立竪坑櫓前

1986 [S61] 年撮影。鉄骨櫓と貯鉱庫間。左手に鉄骨櫓を覆う波形鉄板、背後に鉄骨櫓足元から貯鉱庫までの覆屋が写る。

5-2-3. 高任坑ブロッカー高任坑（E）

ア. 基本方針

主要な見学動線として公開を継続しながら、一部に展示機能を持たせ、高任地区の変遷等を紹介する。

主な機能 見学公開

イ. 見学公開のテーマ

- 見学動線として公開
- 高任竪坑閉鎖後に一部が坑内火薬類取扱所となった痕跡等を示す

ウ. 動線計画

現状と同じく、各ブロックをつなぐ見学動線として利用する。

エ. 平面計画及び展示計画

高任竪坑側の坑口から、観光坑道への合流地点までの間に展示を行い、近代以降の高任地区における短期間での変遷の様子等を紹介する。展示ケースは壁際に設置し、展示ケース設置に合わせて、照明及び配線等を計画する。

また、高任竪坑側の坑口周囲に坑内火薬類取扱所を設置した際に生じたと思われる痕跡等を見学者に理解できるように示す。

課題

- 展示テーマ及び内容の検討

オ. 施設整備計画及び外構整備計画

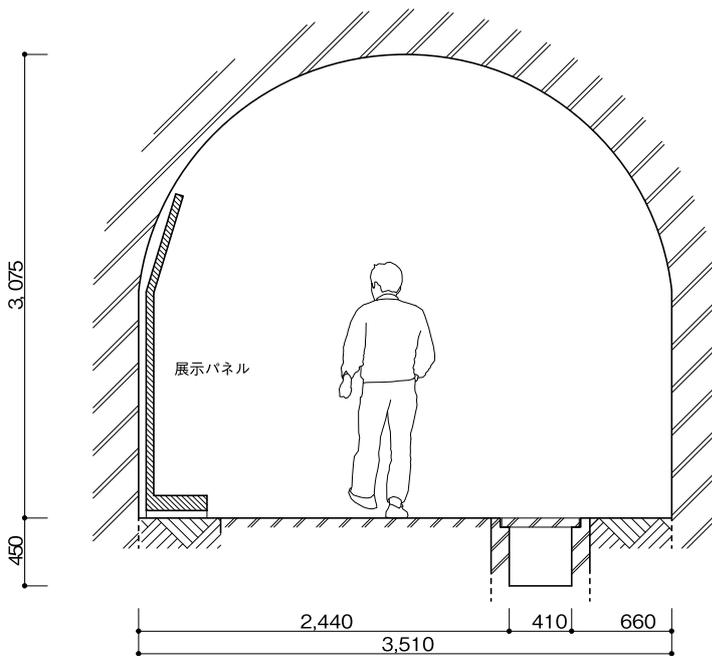
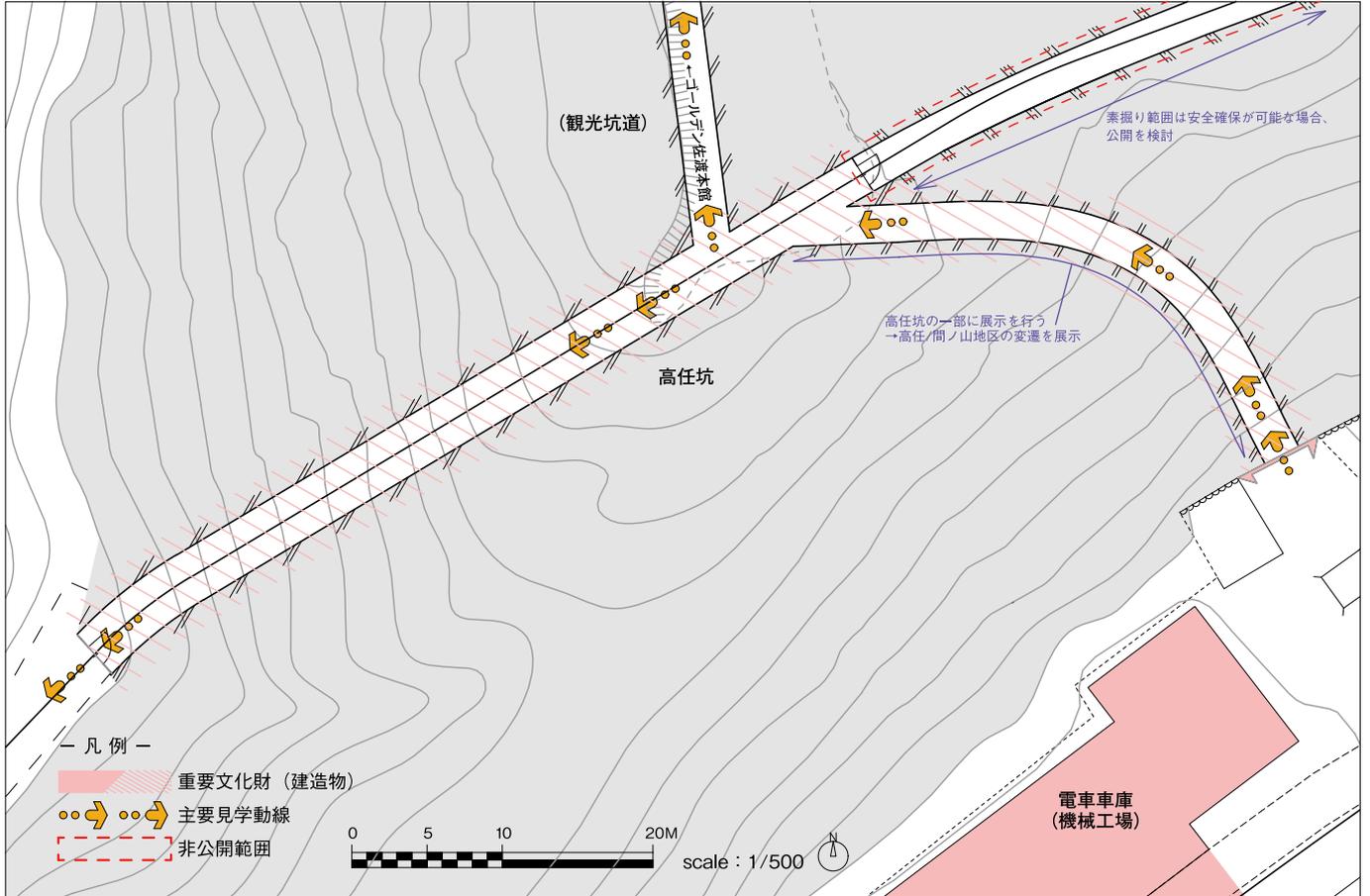
新たに計画する管理便益施設、外構整備はない。



図.5-5 高任坑 高任竪坑側坑口周囲の痕跡

高任竪坑側坑口周囲の壁、足元に残る痕跡。この範囲に「坑内火薬取扱所」が設置を計画した図面資料が残っており、設置の際に生じた痕跡の一部と考えられる。

図5-6.高任坑ブロック（E）活用計画



scale : 1/50

5-2-4. 電車車庫ブロック（F）－電車車庫（機械工場）

ア. 基本方針

鉦山における保守点検機能を担う施設として公開活用する。施設における役割、作業時の様子が理解できる活用や整備を行う。保存修理工事と合わせて具体的な整備・展示内容を計画する。内部は現状と同様、自由見学を主体とする。

主な機能 見学公開、展示

イ. 見学公開のテーマ

- 保守点検機能を担う施設として公開
- 様々な機械や道具類の展示

ウ. 動線計画

現状と同様、道遊坑坑口寄りの開口部を主要出入口とする。内部はルートを決めず、機械や道具類の展示範囲以外は自由に見学できるようにする。

エ. 平面計画及び展示計画

浜石や煉瓦など、休山後に機械類周囲に整備されたものは手法や範囲を見直す。極力、作業風景が想起できるような雰囲気再現する。また、休山後に改装された東棟は元作業員の休憩スペースであった。修理工事実施にあたっては、休憩スペースとしての復元又は整備も検討する。

課題

- 東棟の復元又は整備

オ. 施設整備計画及び外構整備計画

新たに計画する管理便益施設、外構整備はない。



図.5-7 作業時の電車車庫東棟内部の様子



図.5-8 休山直後の電車車庫内部1



図.5-9 休山直後の電車車庫内部2

5-2-5. 高任公園ブロック (G)

ア. 基本方針

採鉱施設を見渡す敷地として公開活用する。眺望を確保しながら、このブロックの操業時の雰囲気再現することに努める。

主な機能 見学公開

イ. 見学公開のテーマ

- 道遊の割戸、高任貯鉱舎及びベルトコンベアヤード、間ノ山搗鉱場跡を見渡す眺望を確保
- 操業時の雰囲気を再現することで、運搬経路としての性格を示す

ウ. 動線計画

操業時の鉱車動線を利用し見学動線を設定する。高任坑から抜けて鉱車軌道上を歩き、高任粗碎場第1層を抜けて、電車車庫へ至る動線とする。

エ. 平面計画及び展示計画

休山後に失われた、高任坑－高任粗碎場（第1層）－電車車庫をつなぐ鉱車軌道屋根の復原又は整備を検討する。

課題 _____

- 鉱車軌道屋根の復原整備

オ. 施設整備計画及び外構整備計画

新たに計画する管理便益施設はない。

外構整備としては、鉱車軌道屋根の復原又は整備を計画する。

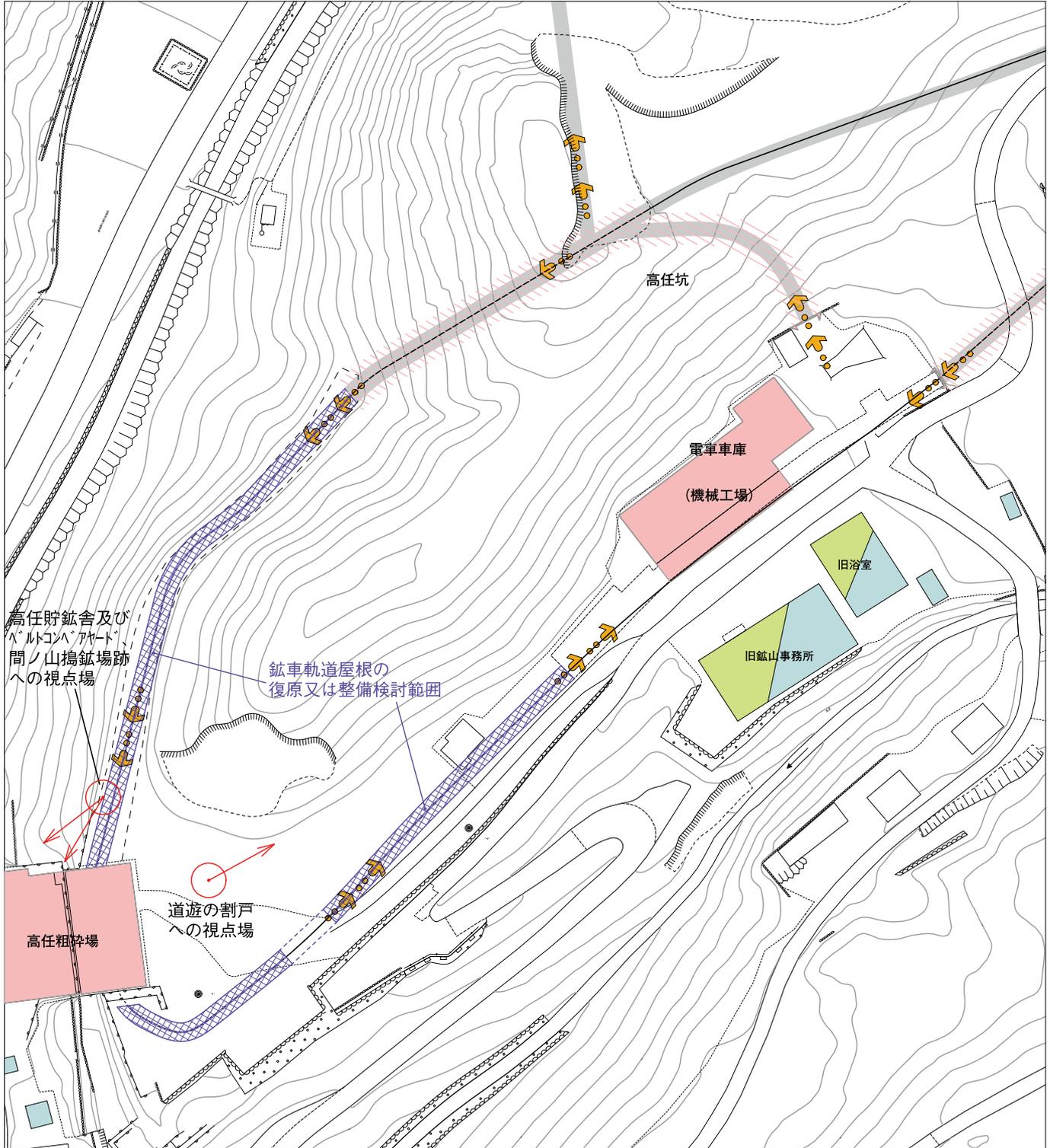


図.5-10 1976 [S51] 年航空写真 (国土地理院)
高任粗碎場、高任貯鉱舎及びベルトコンベアヤードなどが写る。高任坑－高任粗碎場－道遊坑に鉱車軌道屋根が架かるのが分かる。



図.5-11 高任地区遠景
旧高任事務所付近からの撮影。右手に電車車庫、左手に旧浴室が写る。中央には電車車庫から高任粗碎場（第1層）に向かい延びる鉱車軌道屋根が写る。簡易な軸組に波形鉄板が葺かれている。

図5-12.高任公園ブロック (G) 活用計画



— 凡例 —

- 重要文化財 (建築物)
- 史跡の本質的価値を構成する要素 (地上遺構)
- 史跡の本質的価値に準ずるもの
- 管理・便益施設
- 坑道
- 主要見学動線 (有料区域内の自由見学)

この計画区域図は (株) オリスが佐渡市の委託を受け、平成19年度に作成した測量図を利用している。
座標系は平成14年国土交通省告示第9号の規程による第七座標系

5-2-6. 高任・間ノ山ブロック（H）－高任粗砕場

ア. 基本方針

採鉱施設の主要施設として公開活用する。施設における役割、作業時の様子が理解できる活用や整備を行う。公開は保存修理工事完了後に実施する。大立ブロックと同じくガイド付の公開とする。公開時には見学者のヘルメット着用を義務付ける。自由見学を実施する場合には、計画を見直す。

主な機能 見学公開、展示（一部）

イ. 見学公開のテーマ

- ・ 敷地形状に合わせて建設された大規模施設の体感
- ・ 第1層から第6層まで、生産工程の順を追った見学を可能にする

ウ. 動線計画

作業時の作業員動線を利用し、第1層から第6層までの見学動線を設定する。第3層は天井高が低く、内部に立ち入っての見学は困難なため、入口から内部を覗く程度の見学とする。

なお、作業時の作業員動線は第1層から第4層までの経路が失われている。保存修理工事と合わせて、該当範囲の復原又は整備により動線を確保するか、見学用に鉄骨階段を新規に整備するなど別な方法により動線を確保するかを検討する。また将来的に、かつて間ノ山搗鉱場へ接続していたベルトコンベアヤードを見学動線として整備可能であるか、法的、技術的課題を検証する。

エ. 平面計画及び展示計画

第1層脇より外部階段にて第2層に降る。第2層では鉱倉や鉱石の貯鉱、第1層の床組の見学と合わせて、鉱倉前のスペースで行われていた発破の状況が理解できるよう、発破時に用いられていた道具類を展示する。第2層から再度外部階段にて第4層へ降り、内部へ入る。内部階段にて第5、6層へ降る。第4、5層では大規模な空間において、各種機械類を見渡し、採鉱と砕石、それぞれの工程に沿って設置された機械の数や種類の違いを把握することができる。

ガイド付の公開を条件とするため、サインや解説版など二次的な展示は極力少なくし、機械や道具類も作業時に使用していた状況を再現するように展示する。

チップラーやクレーンなど動力が不要な機械は、一部可動できる状態にすることを検討する。

照明設備は既存照明器具の再利用を主とするが、鉱倉や第1層の床組など暗がりを見学するために、新規で展示・見学用の照明器具を設置する。

課題

- ・ 第1層から第4層への作業員動線の復原又は整備の検討
- ・ 上記動線の復原又は整備が困難な場合の代替案の検討

オ. 施設整備計画及び外構計画

新たに計画する管理便益施設はない。

外構整備として、粗砕場脇の見学動線（階段）設置と合わせて、周囲の石垣を整備する。石垣は史跡の指定範囲となるため、取合いや方法については十分に検討する。



図.5-13 間ノ山地区1（部分を拡大）
高任粗砕場脇に石垣と一体に作られた階段が写る。

図5-14.高任粗碎場活用計画

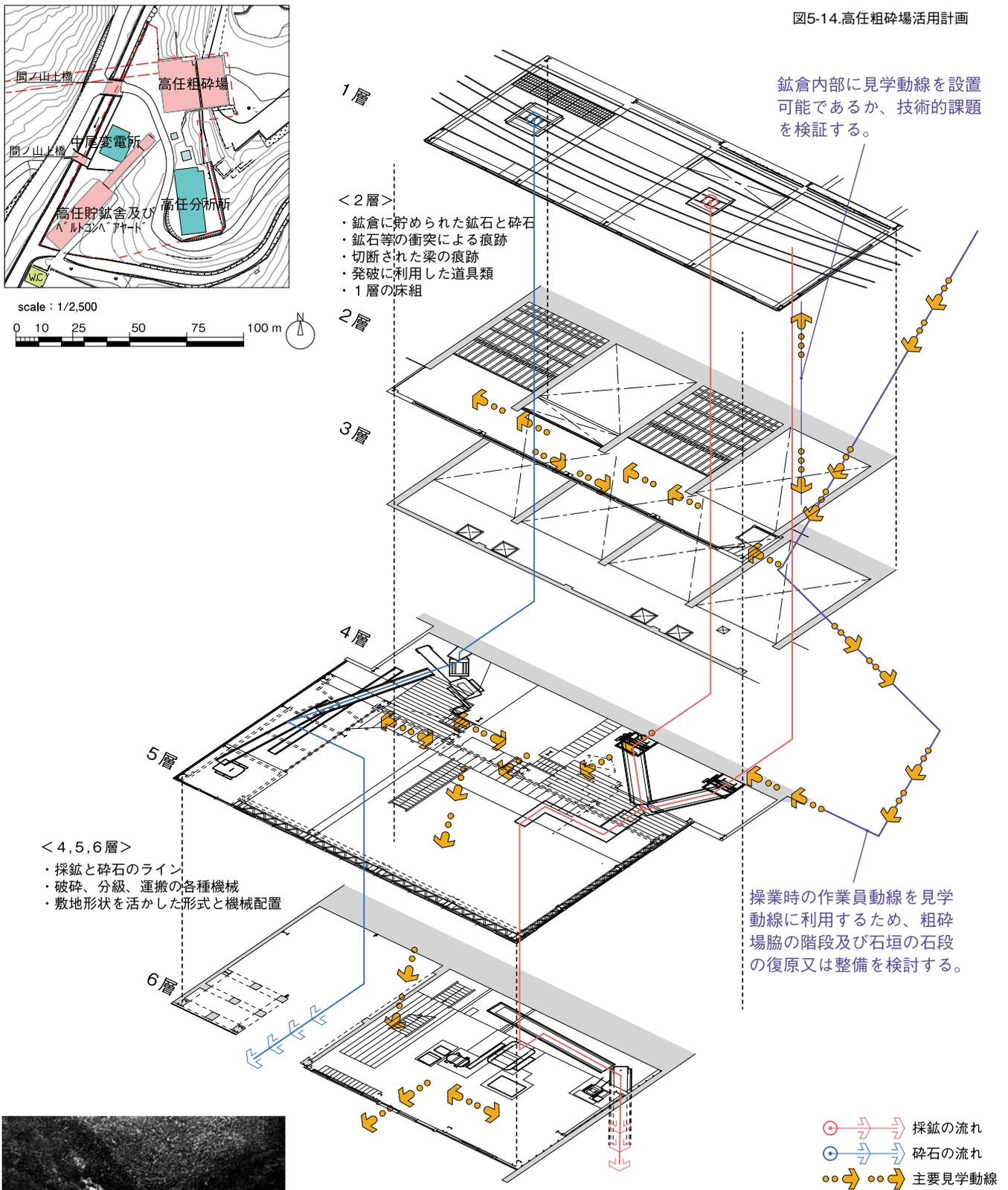


図5-15 間ノ山地区2 (部分を拡大)
かつて粗碎場と間ノ山搗鉬場をつないだ
ベルトコンベアヤード

5-2-7. 高任・間ノ山ブロック（H）－高任貯鉱舎及びベルトコンベアヤード

ア. 基本方針

採鉱施設の終点を担う主要施設として公開活用する。施設における役割、操業時の様子が理解できる活用や整備を行う。公開は保存修理工事完了後に実施する。大立ブロックと同じくガイド付の公開とする。内部の見学、または頭上からの落下物の危険がある範囲での見学にはヘルメット着用を義務付ける。自由見学を実施する場合には、計画を見直す。

主な機能 見学公開、展示（一部）

イ. 見学公開のテーマ

- ・ 大規模な貯鉱施設の体感
- ・ 採鉱施設の終点としての貯鉱機能を理解できるような見学

ウ. 動線計画

高任粗砕場側からベルトコンベアヤードを通り、鉱倉上部西側までの見学ルートを設定する。またベルトコンベアヤード入口脇の斜面（外部）を下り、貯鉱舎の最下層まで至るルートの確保を検討する。貯鉱舎足元を整備し、接近した見学を可能にする。動線の設定・整備にあたっては、十分な安全対策を施し、法的・技術的課題を検証し実施する。

エ. 平面計画及び展示計画

鉱倉の上部西側まで公開することで、各鉱倉に鉱石を振り分けるトリッパーや、ベルトコンベアを動かす電動機、鉱倉上部の作業スペース／部品ストックスペースとしての役割が把握できるようにする。立入りが困難な東側についても、ベルトコンベアの交換部品などに照明をあてることで、ガイドが説明しやすいように工夫する。自由見学を想定していないため、パネル展示など文字による解説板の設置は極力控え、操業時の作業風景、雰囲気をもっと体感しやすくする。

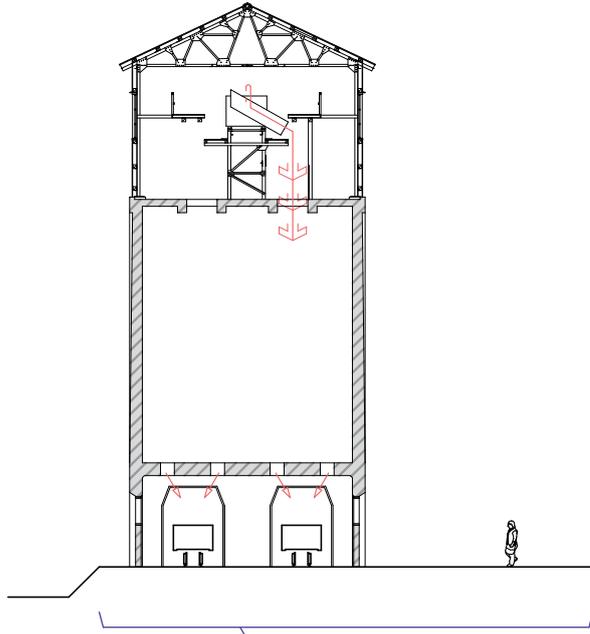
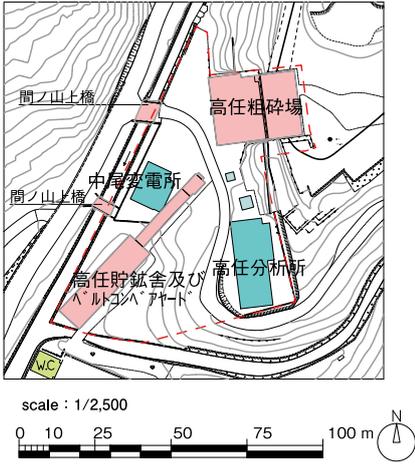
課題

- ・ 見学範囲の安全確保

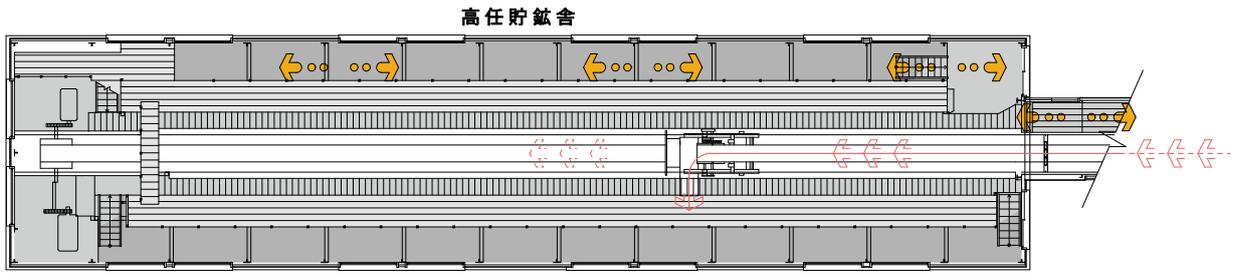
オ. 施設整備計画及び外構整備計画

新たに計画する管理便益施設、外構整備はない。

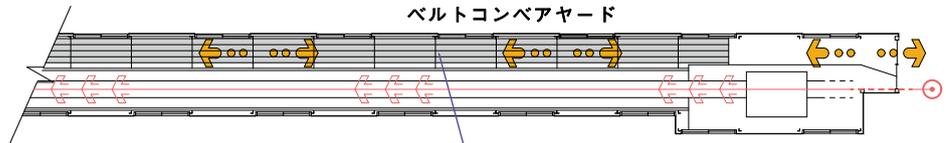
図5-16.高任貯鉱舎及びベルトコンベアヤード活用計画



接近して見学できるように貯鉱舎周辺を整備する。
また、安全の確保が可能な場合、フィーダーの取付く最下層に立ち入った見学を検討する。



●→ ●→ 主要見学動線
⊕→ ⊕→ ⊕ 鉱石の流れ



安全の確保が可能な場合、ベルトコンベアヤードを通り、内部に立ち入った見学を検討する。

5-2-8. 実施の手順

各ブロックの公開活用実施の手順について示す。

ア. 大立ブロック (A)

大立竪坑櫓と大立竪坑捲揚機室の保存修理工事時に、計画の見直しを図る。工事中の調査結果を踏まえて、現計画内容及び項目の可否を確認する。工事完了に合わせて、公開活用を実施する。

イ. 道遊坑ブロック (C)

大立竪坑と高任地区を結ぶ主要動線としての道遊坑の性格を、解説・誘導サインによって示すか、パンフレット等により示すかを検討し、検討結果を受けて実施に移す。検討及び実施にあたっては、以下の点に留意する。

- 現在の鉱車展示等を含めて、道遊坑全体を検討する。
- その他ブロックにおける解説・誘導サインの設置、パンフレット作成の方針と整合性をもたせる。

ウ. 高任神社ブロック (D)

表出している遺構を確認し、必要に応じて発掘調査を実施し、遺構の内容を確定する。道遊坑坑口から高任神社までの見学者誘導の方法を検討する。検討結果を受けて実施に移す。

エ. 高任坑ブロック (E)

展示企画を作成し、企画に沿った展示を実施する。展示企画にあたっては以下の点に留意する。

- 史跡佐渡金銀山遺跡における他の展示内容と調整する。
- 展示は間ノ山・高任地区変遷の説明を軸に企画する。

オ. 電車車庫(機械工場)ブロック (F)

当面は現状の公開活用を継続する。保存修理が必要となった場合や、耐震診断を実施して耐震対策が必要と判断された場合、合わせて計画を見直し、工事完了と合わせて新たな公開活用を実施する。

カ. 高任公園ブロック (G)

高任粗砕場の保存修理工事と合わせて、鉱車軌道屋根の復原又は整備の可否を検討する。検討結果を受けて実施に移す。

キ. 高任・間ノ山ブロック (H) -高任粗砕場

高任粗砕場の保存修理工事時に、計画の見直しを図る。工事中の調査結果を踏まえて、現計画内容及び項目の可否を確認する。工事完了に合わせて、公開活用を実施する。

ク. 高任・間ノ山ブロック (H) -高任貯鉱舎及びベルトコンベアヤード

高任貯鉱舎及びベルトコンベアヤード保存修理工事時に、計画の見直しを図る。工事中の調査結果を踏まえて、現計画内容及び項目の可否を確認する。工事完了に合わせて、公開活用を実施する。

6 章 保護に係る諸手続き

6-1. 保護に係る諸手続き

旧保存及び活用にあたり改修等を行う場合に、文化財保護法に基づき必要となる主な手続きについて示す。手続きに要する書類（申請書、届出等）は佐渡市より新潟県教育庁文化財行政課を通して文化庁へ提出する。

6-1-1. き損届

重要文化財建造物の所有者等は、所有する重要文化財の全部又は一部が滅失し、若しくはき損し、又はこれを亡失し、若しくは盗み取られたときは、き損の拡大を防ぐ応急措置を施し、その事実を知った日から 10 日以内に文化庁長官に「き損届」を提出する。

—文化財保護法第 33 条

表6-1. き損届に記載する項目

き損届に記載する項目
1. 重要文化財の名称及び員数
2. 指定年月日及び指定書の記号番号
3. 重要文化財の指定書記載の所在の場所
4. 所有者の氏名又は名称及び住所
5. 管理責任者がある場合は、その氏名及び住所
6. 管理団体がある場合は、その名称及び事務所の所在地
7. 滅失、き損等の事実の生じた日時及び場所
8. 滅失、き損等事実の生じた当時における管理の状況
9. 滅失、き損等の原因、並びにき損の場合はその箇所及び程度
10. 滅失、き損等の事実を知った日
11. 滅失、き損等の事実を知った後に取られた措置その他参考となるべき事

※き損の場合は、写真又は見取図その他き損の状態を示す書類を添える。

6-1-2. 修理届

重要文化財建造物の修理を行う場合、修理に着手する 30 日前までに、工事内容を記した「修理届」を提出する。ただし、国庫補助金の交付を受けて修理を行うとき、また現状変更の許可を受けて修理を行うとき等は修理届は不要である。

—文化財保護法第 43 条の 2

表6-2. 修理届に記載する項目

修理届に記載する項目
1. 重要文化財の名称及び員数
2. 指定年月日及び指定書の記号番号
3. 重要文化財の指定書記載の所在の場所
4. 所有者の氏名又は名称及び住所
5. 管理責任者がある場合は、その氏名及び住所
6. 管理団体がある場合は、その名称及び事務所の所在地
7. 修理を必要とする理由
8. 修理の内容及び方法
9. 現在の所在の場所と指定書記載の場所と異なるときは、現在の所在の場所
10. 修理のために所在の場所を変更するときは、変更後の所在の場所並びに修理の終了後復すべき所在の場所及びその時期
11. 修理の着手及び終了の予定時期
12. 修理施工者の氏名及び住所又は名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地
13. その他参考となるべき事項

6-1-3. 現状に変更を及ぼす行為

所有者等が、重要文化財建造物の現状を変更する場合には、文化庁長官の許可を受けなければならない。

—文化財保護法第 43 条第 1 項

ア. 許可を要する行為

・ 保存修理に伴う復元的行為

保存修理に伴い、重要文化財建造物を建設当初または改変後のある時期の姿に復原しようという場合。

・ 保存管理上の行為

地上げや移築、構造補強等。構造補強は本来の構造形式や意匠全体の変更に係る場合や恒久的な補強を行う場合に、現状変更の許可を有する。

・ 活用のための行為

活用のために、現状を変更しようとする場合。この場合には、建造物の特性や文化財的価値を考慮するものとする。

イ. 許可を必要としない行為

・ 維持の措置

- ① 事前に修理届を提出する場合 …指定時の現状を復する行為（6.1.2 修理届）
- ② 事後に事務連絡をする場合 …き損の拡大を防止する応急措置（6.1.1 き損届）

表6-3.現状変更許可申請書に記載する項目

現状変更許可申請書に記載する項目
1. 重要文化財の名称及び員数
2. 指定年月日及び指定書の記号番号
3. 重要文化財の指定書記載の所在の場所
4. 所有者の氏名又は名称及び住所
5. 管理責任者がある場合は、その氏名及び住所
6. 管理団体がある場合は、その名称及び事務所の所在地
7. 許可申請者の氏名及び住所又は名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地
8. 現状変更を必要とする理由
9. 現法変更等の内容及び実施の方法
10. 現在の所在の場所と指定書記載の場所と異なるときは、現在の所在の場所
11. 現状変更等のために所在の場所を変更するときは、変更後の所在の場所並びに現状変更等の終了後復すべき所在の場所及びその時期
12. 現状変更等の着手及び終了の予定時期
13. 現状変更等に係る工事その他の行為の施行者の氏名及び住所又は名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在
14. その他参考となるべき事項

6-1-4. 保存に影響を及ぼす行為

所有者等が、重要文化財建造物の保存に影響を及ぼす行為をしようとする場合には、文化庁長官の許可を受けなければならない。

ただし、その影響が軽微であれば、事前の許可は不要である。

—文化財保護法第 43 条第 1 項

保存に変更を及ぼす行為の許可を得る場合、「保存に影響をおよぼす行為」の許可申請書を提出する。行為が軽微にあたるかどうか不明な場合についても許可申請書を提出し、許可の可否を確認する。許可申請書は「6.1.3 現状に変更を及ぼす行為」と同様の内容にて記載する。

なお、影響が軽微な行為については、「2-3-4. 軽微な修繕（建造物の維持管理）」を参照のこと。

部 分部位の設定(一覧表・写真帳)

一覧表	84
写真帳	94

大立竪坑槽

部分	部位	基準	現状・摘要	備考
0.265 mm 保存部分	床面（基礎）	1	コンクリート基礎	当初。現在は RC 版下に埋設。
		4	RC 版	休山後に整備
	主要構造部	1	鋼製ラチェット主脚（山形鋼、平鋼、矩形断面）、鋼製ラチェット梁（山形鋼、平鋼、矩形断面）、鋼製梁（組立梁）、鋼製アレス（山形鋼）、鋼製ラチェット控緊梁、ガセットプレート	塗装は「基準 4」
		4	鋼製アレス	鋼製母屋桁は棟部分のみ
	最上部	1	鉄板張り（床）、鋼製手摺り、鋼製階段、社章（三菱）	塗装は「基準 4」
	装置・機械	1	滑車×2、鋼製ケージ昇降装置（I 形鋼、レール）、鋼製ケージ用柵、レバー、鋼管（圧縮空気）	滑車は最上部塗装は「基準 4」
2 貯鉱庫 保存部分	床面（基礎）	1	コンクリート基礎	
	軸部	1	鋼製柱（鋼管）、鋼製梁（H 形鋼）、鋼製胴縁（レール）	塗装は「基準 4」
	壁面	1	鉄板張り	塗装は「基準 4」
	頂部（地表面）	1	鉄板張り（床）、鋼製手摺り	
		4	コンクリート舗装、鋼製手摺り	休山後に整備
	装置・機械	1	チャック×3、鉱車軌道、排出口（碎石取出し用）	
	その他	1	鋼製階段、看板類 A（鉄板×8 枚）	
3 外構 保全部分	装置・機械	1	レバー、ケーシングレター、鋼管（圧縮空気）	
	その他	1	鋼製手摺り	貯鉱庫と同時期の製作か
		2	排水溝	
		4	コンクリート舗装、鉄製蓋、鋼製門扉、鋼製柵×2、鋼製手摺り	休山後に整備

大立竪坑捲揚機室

部分	部位	基準	現状・摘要	備考
1 捲揚機室 A (東側) 保存部分	床面	1	コンクリート土間	
		2	排水溝	
	躯体	1	柱、梁、壁、天井	RC 造
		2	珪砂仕上げ	
	装置・機械	1	コンプレッサ×1、コンプレッサ台座×3、レシーバー×1、鋼管（圧縮空気）、鋼製囲い	
	設備	1	電気設備類、配電盤、配線、碍子、スイッチ	
		4	雨樋	
	照明	1	ブラケットライト	
	その他	1	工具掛、鋼製柵	
4		柵（鋼製支柱、ロープ）		
2 捲揚機室 B (西側) 保存部分	床面	1	コンクリート土間	
		2	排水溝	
	躯体	1	柱、梁、壁、天井	RC 造
		2	珪砂仕上げ	
	装置・機械	1	捲揚機	
	設備	1	配電盤、配線、碍子、スイッチ	
		4	雨樋	
	その他	1	ケージ信号表、鉄板（珪書き用）	
		4	柵（鋼製支柱、ロープ）	
3 配電室 保存部分	床面	1	コンクリート土間	
		2	排水溝	
		4	鉄製蓋	
	躯体	1	柱、梁、壁、天井	RC 造
	設備	1	電気設備類、配電盤、配線、碍子	変圧器、開閉器、遮断機、配電箱等
		4	雨樋	
照明	1	ペンダントライト		
4 出入口 保存部分	床面	2	排水溝	
		4	コンクリート土間	
	アーチ	1	要石、迫石、迫受石	
	ハンドレール	1	壁石、耳石	
	装置・機械	1	鋼管（圧縮空気）	
5 鋼索用開口部 保存部分	壁面	1	コンクリート巻	
	その他	1	鋼製階段	踏板は木製
6 素堀範囲 保存部分	床面	2	排水溝	
		4	コンクリート土間、鉄製蓋	
	躯体	1	壁	RC 造。配電室南側の一部。
	装置・機械	1	レシーバー×1、鋼管（圧縮空気）	
	設備	1	配線、碍子	
	鉄骨架構	4	鋼柱（鋼製柱、梁、ブレース）、矢木（丸太）	坑口付近。
	その他	1	鋼製階段、コンクリート建具枠	階段は竪坑檜の鋼索用開口部へ
		4	柵（鋼製支柱、ロープ）	
7 素堀範囲 (S43以降拡張部分) 保存部分	床面	1	コンクリート土間	
	装置・機械	1	コンプレッサ、鉤車軌道、鋼管（圧縮空気）	
	設備	1	電気設備類、配線、碍子	
	その他	4	鋼製柵	

道遊坑及び高任坑

部分	部位	基準	現状・摘要	備考
1 道遊坑坑道（石造範囲） 保存部分	床面	4	コンクリート舗装、側溝、コンクリート蓋	
	側壁・アーチ	1	石積	
	装置・機械	1	鉱車軌道	
	設備	1	配線、碍子、配管	
	照明	4	裸電球、非常用照明	
2 道遊坑坑道（RC造範囲） 保存部分	床面	4	コンクリート舗装、側溝、コンクリート蓋	
	側壁・アーチ	1	側壁、アーチ	RC造
		4	波形ポリカーボネート張り	防水用
	装置・機械	1	鉱車軌道	
	設備	4	配線、碍子、配管、梁（架線用）、非常用電話機、インターホン、スピーカー	
	照明	4	裸電球、非常用照明、誘導灯	
	その他	4	看板類B	休山後に整備
3 道遊坑坑口 保存部分	アーチ	1	要石、迫石、迫受石	
	マンホール	1	壁石	
	設備	4	配電盤、配線、碍子、配管	
	その他	1	鋼管	休山後に整備
4 高任坑坑道 保存部分	床面	4	コンクリート舗装、側溝、コンクリート蓋、木製蓋	
	側壁・アーチ	1	側壁、アーチ	RC造
		4	波形ポリカーボネート張り	防水用
	建具	4	木製片開き戸	道遊坑への分岐路
	装置・機械	1	鉱車軌道	
	設備	4	配線、碍子	
	照明	4	裸電球	
	その他	4	看板類B、矢木（丸太）	矢木は道遊坑側坑口付近
5 高任坑坑口（道遊坑側） 保存部分	アーチ	1	アーチ	RC造
	壁面	1	壁石	
	設備	4	配管	
6 高任坑坑口（粗砕場側） 保存部分	アーチ	1	アーチ	RC造
	壁面	1	壁石	
		4	下見板張り	
建具	4	木製片開き戸		

「高任坑－高任粗砕場－道遊坑」をつなぐ鉱車軌道は重要文化財建造物指定範囲に含まれており、他の鉱車軌道と同様、「基準1」として取扱う。

高任粗砕場

部分	部位	基準	現状・摘要	備考
1 第1層 保存部分	床面（基礎）	1	鋼製落下防止網	
		2	板張り	
	軸部	1	鋼製ララス柱、鋼製ララス桁（山形鋼、平鋼）、鋼製方杖（山形鋼）、ガセットプレート、胴縁	
	小屋組	1	鋼製フィンクロス、鋼製母屋桁、鋼製振止め、鋼製水平ブレース（山形鋼）、鋼製ブレース（丸鋼）、ガセットプレート、母屋桁	鋼製母屋桁は棟部分のみ
	建具	4	嵌殺し窓	波形ポリカーボネート、窓欠失部
	装置・機械	1	鉱車軌道、傾斜軌条×2、チャプラー×2、チャプラーレキ架構	傾斜軌条は1つ欠失
	設備	1	配線、碍子、配管、スイッチ	
	その他	1	木製間仕切り、看板類A	間仕切りは北西隅の作業員待機所
	欠失		開口部建具（引違い窓）	
2 第1層 外部 保存部分	壁面	2	波形スレート張り、波形鉄板張り、板張り	板張りは東面の一部
		4	波形鉄板張り、波形ポリカーボネート張り	南面妻壁のみ
	屋根	2	波形スレート葺	
	その他	1	砕石置場（コンクリート）	側面に「S4 □」の筈書きあり
3 第1層 外構 保全部分	装置・機械	1	鉱車軌道	
	その他	1	階段	
		4	解説板、鋼製手摺り	
4 第2層 A（南端） 保存部分	躯体	1	柱、梁、壁	RC造
	軸部（第1層床組）	1	土台、束、梁受、梁、方杖、筋交い、鋼製梁（I形鋼、レール）	RC躯体（壁）の上に構成
	壁面	2	板張り	南西隅。砕石からの保護用か。
	機械・装置	1	鋼製架台	用途不明
	設備	1	配線、碍子、スイッチ	
5 第2層 B（中央南） 保存部分	躯体	1	柱、梁、壁	RC造
	軸部（第1層床組）	1	土台、束、梁受、梁、方杖、筋交い、鋼製梁（I形鋼、レール）	RC躯体（壁）の上に構成
	機械・装置	1	ゲリスリー（I形鋼、レール）、チャプラー架台（溝形鋼）、木製架構	木製架構は西側天井。用途不明。
	照明	1	照明（ワットのみ）	
	その他	1	I形鋼	壁面。ゲリスリーの痕跡か。
6 第2層 C（中央北） 保存部分	躯体	1	柱、梁、壁	RC造
	軸部（第1層床組）	1	土台、束、梁受、梁、方杖、筋交い、鋼製梁（I形鋼、レール）	RC躯体（壁）の上に構成
	設備	1	配線、碍子、スイッチ	
	その他	1	鋼製手摺り、木製収納箱（すね当て用）	
7 第2層 D（北端） 保存部分	躯体	1	柱、梁、壁	RC造
	軸部（第1層床組）	1	土台、束、梁受、梁、方杖、筋交い、鋼製梁（I形鋼、レール）	RC躯体（壁）の上に構成
	機械・装置	1	ゲリスリー（I形鋼、レール）、チャプラー架台（溝形鋼）	
	設備	1	碍子	
8 第2層 西側通路 保存部分	床面（基礎）	1	コンクリート土間	第3層上部
	軸部	1	鋼製ララス柱、鋼製ララス桁（山形鋼、平鋼）、鋼製柱（山形鋼）、ガセットプレート、胴縁	
	小屋組	1	鋼製フィンクロス（山形鋼）、ガセットプレート、母屋桁	
	壁面	2	板張り	北面
	建具	4	嵌殺し窓	波形ポリカーボネート、窓欠失部
	設備	1	バル	
	欠失		開口部建具（引違い窓）	
9 第2層 南側出入口 保存部分	床面（基礎）	1	階段	第3層上部
	軸部	1	土台、柱、梁、桁、鋼製柱（レール）	
	壁面	2	板張り	
	建具	1	木製片開き戸	
	天井面	2	板張り	
	設備	1	配線、碍子、スイッチ	
10 第3層 A（南端） 保存部分	躯体	1	梁、壁、天井	RC造
	軸部	1	鋼製梁（I形鋼）	
	その他	1	フック	梁に取付く。用途不明。
11 第3層 B（中央南） 保存部分	躯体	1	梁、壁、天井	RC造。梁は一部欠損。
	軸部	1	鋼製梁（I形鋼）	
	その他	1	フック	梁に取付く。用途不明。

高任粗碎場

部分	部位	基準	現状・摘要	備考	
12 第3層 C (中央北) 保存部分	躯体	1	梁、壁、天井	RC造。梁は一部欠損。	
	軸部	1	鋼製梁 (I形鋼)		
13 第3層 D (北端) 保存部分	躯体	1	梁、壁、天井	RC造	
	軸部	1	鋼製梁 (I形鋼)		
14 第3層 西側通路 保存部分	床面	1	コンクリート土間		
	その他	1	鋼製梯子×4、支柱 (RC造×1、木造×1)、木製蓋	蓋は第4層への床面。ほぼ欠失。	
15 第2・3層 外部 保存部分	屋根	2	波形スレート葺		
	壁面	2	波形スレート張り		
	設備	2	樋		
16 第4層 南側 (上層) 保存部分	床面 (基礎)	2	板張り		
	躯体	1	壁		
	軸部	1	鋼製ララス柱、鋼製ララス桁 (山形鋼、平鋼)、ガセットプレート、胴縁		
	小屋組	1	鋼製フィクテラス (山形鋼)、ガセットプレート、母屋桁		
	建具	1	木製引違い窓		
	機械・装置	1	ロスフィーダー×2		
	設備	1	配線、碍子		
	その他	1	木製階段、木製手摺り、看板類 A		
	欠失		開口部建具 (片開き戸か)	南側出入口	
17 第4層 南側 (下層) 保存部分	床面 (基礎)	1	コンクリート土間		
		2	板張り		
	躯体	1	壁	RC造	
	軸部	1	鋼製ララス柱、鋼製ララス桁 (山形鋼、平鋼)、ガセットプレート、胴縁		
	機械・装置	1	バルコニー×2、バルコニー架台×2、ガラスリフィーダー×1、ガラスリフィーダー架台×1		
	設備	1	配線、碍子、配管		
	その他	1	木製階段×2、木製梯子		
	18 第4層 中央 保存部分	床面 (基礎)	1	コンクリート土間	
		躯体	1	壁	RC造
軸部		1	鋼製ララス桁 (山形鋼、平鋼)、ガセットプレート、胴縁		
小屋組		1	鋼製フィクテラス (山形鋼)、ガセットプレート、母屋桁		
機械・装置		1	バルコニー、鋼製架台		
設備		1	配線、碍子		
その他		1	鉄製蓋 (壁面)	第3層からの鉱石出口を閉塞	
19 第4層 北側 保存部分		床面 (基礎)	1	コンクリート土間	
	2		板張り		
	躯体	1	壁	RC造	
	軸部	1	鋼製ララス柱、鋼製ララス桁 (山形鋼、平鋼)、ガセットプレート、胴縁		
	小屋組	1	鋼製フィクテラス (山形鋼)、ガセットプレート、母屋桁		
	建具	1	木製引違い窓		
	機械・装置	1	クワッシャー、トロンム、フィーダー、バルコニー (一部)		
	設備	1	配電盤、配線、碍子、配管		
	その他	1	木製手摺り、看板類 A		
20 第4層 外部 保存部分	屋根	1	越屋根		
		2	波形スレート葺		
	壁面	2	波形スレート張り		
	設備	1	換気扇		
21 第5層 南側 保存部分	床面 (基礎)	1	コンクリート基礎	南東の一部	
	躯体	1	壁	RC造	
	軸部	1	鋼製ララス柱 (山形鋼、平鋼、矩形断面)、鋼製ララス桁、鋼製ララス梁 (山形鋼、平鋼)、鋼製胴縁 (山形鋼)、ガセットプレート、胴縁		
	小屋組	1	鋼製フィクテラス (山形鋼)、鋼製水平ブレース、鋼製母屋桁、鋼製振止め (山形鋼)、鋼製ブレース (丸鋼)、ガセットプレート、母屋桁		
	建具	1	木製引違い窓、木製引違い欄間窓、木製嵌殺し窓		
		4	嵌殺し窓、嵌殺し欄間窓	波形ガラスボード、窓欠失部	
装置・機械	1	走行クレーン、走行クレーン架台			

高任粗砕場

部分	部位	基準	現状・摘要	備考	
	設備	1	配線、碍子、換気扇		
	照明	1	ペンダントライト		
	その他	1	木製足場、木製手摺り、木製階段、鋼製足場持送り、木製梯子		
	欠失		開口部建具（引違い窓）	南側面	
22 第5層 北側 保存部分	床面（基礎）	2	板張り		
	躯体	1	壁	RC造	
	軸部	1	鋼製ラスタ柱（山形鋼、平鋼、矩形断面）、鋼製ラスタ桁、鋼製ラスタ梁（山形鋼、平鋼）、鋼製胴縁（山形鋼）、ガセットプレート、胴縁		
	小屋組	1	鋼製フィクテラス（山形鋼）、鋼製水平ブレース、鋼製母屋桁、鋼製振止め（山形鋼）、鋼製ブレース（丸鋼）、ガセットプレート、母屋桁		
	建具	1	木製引違い窓、木製引違い欄間		
		4	嵌殺し窓、嵌殺し欄間窓	波形ポリカーボネート、窓欠失部	
	装置・機械	1	バルコニーア、クレーン、クレーン架台		
	設備	1	配電盤、配線、碍子		
	照明	1	ペンダントライト		
	その他	1	木製梯子×2、鋼製手摺り		
	欠失		開口部建具（引違い窓）	北側面	
	23 第6層 南側 保存部分	床面（基礎）	1	コンクリート土間、鉄板張り	
2			板張り		
躯体		1	壁	RC造	
軸部		1	鋼製柱脚（プレート）、鋼製ラスタ柱、鋼製ラスタ桁（山形鋼、平鋼、矩形断面）、鋼製ラスタ梁（山形鋼、平鋼）、鋼製柱（H形鋼）、ガセットプレート		
		4	鋼製筋交い（H形鋼）	南面	
建具		1	木製引違い戸、木製両開き欄間窓、木製引違い窓、木製引違い欄間窓		
機械・装置		1	クラッシャー、クラッシャー架台、サンブロークラッシャー、サンブロークラッシャー架台、シュート、シュート架台、鋼製架台		
設備		1	配管、配電盤×3、防塵用ケージ、配線、碍子、スイッチ		
照明		1	ブラケットライト		
ピット		1	バルコニーア、バルコニーア架台、木製階段	階段は破損大	
その他		1	作業台、木製部品棚×2、木製囲い		
欠失			開口部建具（引違い戸）	西側	
24 貯鉱舎への運搬経路 保存部分		躯体	1	壁、天井	RC造
		装置・機械	1	バルコニーア、バルコニーア架台	
	設備	1	配線		
25 第6層 北側 保存部分	床面（基礎）	4	アスファルト舗装		
	躯体	1	柱、梁、壁	RC造	
	軸部	1	鋼製ラスタ柱、鋼製ラスタ桁（山形鋼、平鋼、矩形断面）、鋼製ラスタ梁（山形鋼、平鋼）、鋼製柱（H鋼、レール）、ガセットプレート		
設備	1	配線			
26 第5・6層 外部 保存部分	屋根	2	波形スレート葺		
	壁面	2	波形スレート張り		
	設備	1	配線、碍子		
		2	樋		
	庇	1	出桁、方杖、側桁、母屋、垂木（角材）		
		2	波形鉄板葺		
その他	1	コンクリート囲い、コンクリート壁	囲いは西側		
27 第5・6層 外構 保全部分	法面	1	石積、コンクリート基礎		
	その他	4	土留		

高任貯鉄倉及びベルトコンベアヤード

部分	部位	基準	現状・摘要	備考
1 ベルトコンベアヤード 保存部分	床面（基礎）	1	コンクリート土間	
		2	板張り	
	軸部	1	鋼製柱、鋼製胴縁（山形鋼）、胴縁、ガセットプレート	
		1	鋼製キングポストラス、鋼製母屋桁（山形鋼）、ガセットプレート、母屋桁	
	壁面	4	合板張り	窓破損箇所の一部
	建具	1	木製引違い窓	
	装置・機械	1	ベルトコンベア、コンベアスケール、ベルトコンベア架台	
	設備	1	配管、配線、碍子	
その他	1	黒板		
2 ベルトコンベアヤード 外部 保存部分	屋根	2	波形スレート葺	
	壁面	2	波形スレート張り	
	橋桁	1	鋼製トラス桁（山形鋼、溝型鋼）、ガセットプレート	
2		足場板		
3 ベルトコンベアヤード 下屋 保存部分	床面（基礎）	1	コンクリート土間	
	軸部	1	土台、柱、梁、束	
	小屋組	1	登り梁、母屋桁	
	建具	1	木製引違い戸	
	設備	1	配電盤、配線、碍子、スイッチ	
4 ベルトコンベアヤード 下屋 外部 保全部分	屋根	2	波形鉄板葺	
	壁面	2	板張り	
5 ベルトコンベアヤード 外構 保全部分	法面	1	石積	
	その他	4	アスファルト舗装	
6 貯鉄倉 鉄骨造上屋 保存部分	床面（基礎）	1	コンクリート基礎、コンクリート土間	鉄倉上部
	軸部	1	鋼製柱脚（プレート）、鋼製柱、鋼製筋交い、鋼製胴縁（山形鋼）、ガセットプレート、胴縁	
	小屋組	1	鋼製フィンクルラス、鋼製母屋桁、鋼製振止め（山形鋼）、ガセットプレート、母屋桁	
	壁面	1	換気口（ガリ）	妻壁。南側は板で覆う。
	建具	1	木製引違い窓	ベルトコンベアヤード側の妻面のみ現存
		4	嵌殺し窓	波形ポリカーボネート、窓欠失箇所
	装置・機械	1	ベルトコンベア、ベルトコンベア架台、ベルトコンベア電動機×2、トリッパ	
	設備	1	配電盤×2、配管、配線、碍子、バル	
	照明	1	ブラケットライト、ハンダントライト（裸電球）	
	作業足場 A（上段）	1	柱、梁、桁、根太、木製手摺り、渡し板（手摺り付）	
		2	板張り（床）、腰板	
	作業足場 B（中段）	1	梁、桁、木製階段×4、木製ハンフ×1	
		2	板張り（床）	
	作業足場 C（南側下段）	2	板張り（床）	電動機などの作業用
その他	1	部品棚		
欠失		開口部建具（引違い窓）		
7 貯鉄倉 RC 造鉄倉 保存部分	躯体	1	壁、床、梁	RC 造
	その他	1	鋼製梯子、木製梯子	
8 貯鉄倉 RC 造下層 保存部分	躯体	1	柱、梁、壁、天井	RC 造
	建具	1	木製回転窓	回転窓は3つのみ現存
	機械・装置	1	フィーダー、木製砕石取出口	取出口は開口部を広げて設置
その他	1	支持材（柱、梁、天井等）		
9 貯鉄倉 外部 保存部分	屋根	2	波形スレート葺	
	壁面	2	波形スレート張り、モルタル仕上げ	
10 貯鉄倉 外構 保全部分	橋	4	鋼製橋×1	

電車車庫（機械工場）

部分	部位	基準	現状・摘要	備考
1 東棟 保全部分	床面（基礎）	1	ｺﾝｸﾘｰﾄ基礎	平成の改修以前の基礎
		4	ｺﾝｸﾘｰﾄ土間	
	軸部	1	柱、敷桁	
		3	方杖	
	小屋組	1	ｷﾝｸﾞﾎﾟｽﾄﾗｽ、母屋桁、棟木、鼻母屋	
	屋根	2	垂木、野地板	
	壁面	4	合板張り、巾木	
	建具	3	木製引違い窓	
	設備	1	配線、碍子	
		4	ｽﾄｰﾌﾟ、火災報知機、赤外線ﾍﾞﾝﾞ	
	照明	4	ﾊﾞﾝﾞﾞﾄﾗｲﾄ（蛍光灯）	
	その他	4	展示設備（展示棚等）	
2 東棟 外部 保存部分	屋根	2	棧瓦葺	
	壁面	2	下見板張り	
4		波形鉄板張り	背面側	
3 中央棟 保存部分	床面（基礎）	1	ｺﾝｸﾘｰﾄ基礎、ｺﾝｸﾘｰﾄ土間	正面側（平成の改修以前の基礎）
		3	ｺﾝｸﾘｰﾄ基礎	背面側
		4	煉瓦ﾌﾞﾛｯｸ、浜石	
		軸部	1	土台、柱、敷桁
	軸部	3	柱、方杖	柱は背面側
		小屋組	1	ｷﾝｸﾞﾎﾟｽﾄﾗｽ、母屋桁、棟木、鼻母屋
	小屋組	4	添木	
		屋根	2	垂木、野地板
	壁面	4	合板張り	
	建具	1	木製引違い窓、木製引違い欄間窓、木製片引き戸、木製引違い戸、木製片開き戸	正面側
		4	嵌殺し窓、嵌殺し欄間窓	波形ﾌﾟﾘｰﾌﾞﾈｯﾄ、窓欠失箇所。
	装置・機械	1	転車台×5、鉦車軌道、蓄電池式機関車用架台、機械類	
	設備	1	配線、碍子、電話	
		4	赤外線ﾍﾞﾝﾞ、火災報知機、防犯設備基盤	
	照明	4	ﾊﾞﾝﾞﾞﾄﾗｲﾄ（蛍光灯）	
	その他	1	足場板、木製手摺り	梁上
		4	展示設備（床置解説板、壁掛け解説ﾌﾟｰﾄﾞ、展示棚）	
	4 中央棟 外部 保存部分	床面	1	踏段（ｺﾝｸﾘｰﾄ）
屋根		2	棧瓦葺	
壁面		2	下見板張り	
設備		1	ｽｲｯﾁ	
その他		4	看板類 B	南東側出入口に「機械工場」
5 西棟 保存部分		床面（基礎）	1	ｺﾝｸﾘｰﾄ基礎、ｺﾝｸﾘｰﾄ土間
3	ｺﾝｸﾘｰﾄ基礎		背面側（西側）	
4	煉瓦ﾌﾞﾛｯｸ、浜石			
軸部	1		土台、柱、敷桁	
軸部	3	柱、方杖		
	小屋組	1	ｷﾝｸﾞﾎﾟｽﾄﾗｽ、母屋桁、棟木、振止め、鼻母屋	
屋根	2	垂木、野地板		
壁面	4	合板張り		
建具	1	木製引違い窓、木製引違い欄間窓	正面側。欄間は転用材か。	
	3	木製片開き戸、木製引違い窓		
	4	嵌殺し欄間窓	波形ﾌﾟﾘｰﾌﾞﾈｯﾄ、窓欠失箇所	
装置・機械	1	機関車修理場、鉦車軌道、機械類		
設備	1	配線、碍子、ｽｲｯﾁ		
	4	配電盤、赤外線ﾍﾞﾝﾞ、火災報知機		
照明	4	ﾊﾞﾝﾞﾞﾄﾗｲﾄ（蛍光灯）		
その他	1	木製梯子		
	4	展示設備（床置解説板、壁掛け解説ﾌﾟｰﾄﾞ、展示棚）		
6 西棟 外部 保存部分	屋根	2	棧瓦葺	
	壁面	2	下見板張り	

電車車庫（機械工場）

部分	部位	基準	現状・摘要	備考
7 東棟下屋（背面） 保全部分	床面（基礎）	1	コンクリート基礎、コンクリート土間	
	軸部	1	土台、柱	
		4	間柱、筋交い	
	小屋組	1	登り梁、母屋桁	
	壁面	4	胴縁	
	建具	4	木製片開き戸	
	設備	4	火災報知機	
	照明	4	シーリングライト（蛍光灯）	
8 東棟下屋（背面）外部 保全部分	屋根	4	波形鉄板葺	
	壁面	4	波形鉄板張り、波形ポリカーボネート張り	
9 中央棟下屋 保存部分	軸部	1	鋼製柱（レール）	
	小屋組	1	鋼製梁、鋼製束、鋼製登り梁、鋼製母屋桁、鋼製斜材（レール）、鋼製梁受け（山形鋼）、母屋桁	
	屋根	2	波形鉄板葺	
	装置・機械	1	鉦車軌道、機械類	
	設備	1	配線、碍子	
10 西棟下屋 保存部分	軸部	1	鋼製柱（鋼管）、鋼製桁（レール、山形鋼、溝形鋼）	
	小屋組	1	鋼製登り梁（溝形鋼）、鋼製梁、鋼製束、鋼製斜材、鋼製母屋桁（レール）、母屋桁	
	屋根	2	波形鉄板葺	
	装置・機械	1	鉦車軌道、機械類、ファンブロック	
	設備	1	配線、碍子、ドラムコード	
11 鉦車軌道屋根（道遊坑側） 保全部分	軸部	4	鋼製柱、鋼製桁、鋼製方杖（レール）	
	小屋組	4	鋼製梁、鋼製束、鋼製登り梁（レール）、母屋桁	
	屋根	4	波形スレート葺	
	装置・機械	1	鉦車軌道、転轍機	
	その他	4	アスファルト舗装、解説板	
12 鉦車軌道屋根（粗碎場側） 保存部分	軸部	1	鋼製柱、鋼製桁、鋼製方杖（レール）、柱	
	小屋組	1	鋼製梁、鋼製束、鋼製登り梁、鋼製母屋桁（レール）、母屋桁、束	
	屋根	2	波形鉄板葺、垂木	
	装置・機械	1	鉦車軌道	
	その他	1	鋼製棚	レール、木材等収納
13 外構 保全部分	装置・機械	1	鉦車軌道	中央棟東側からの一部
	その他	4	アスファルト舗装、消化器具箱	

間ノ山上橋

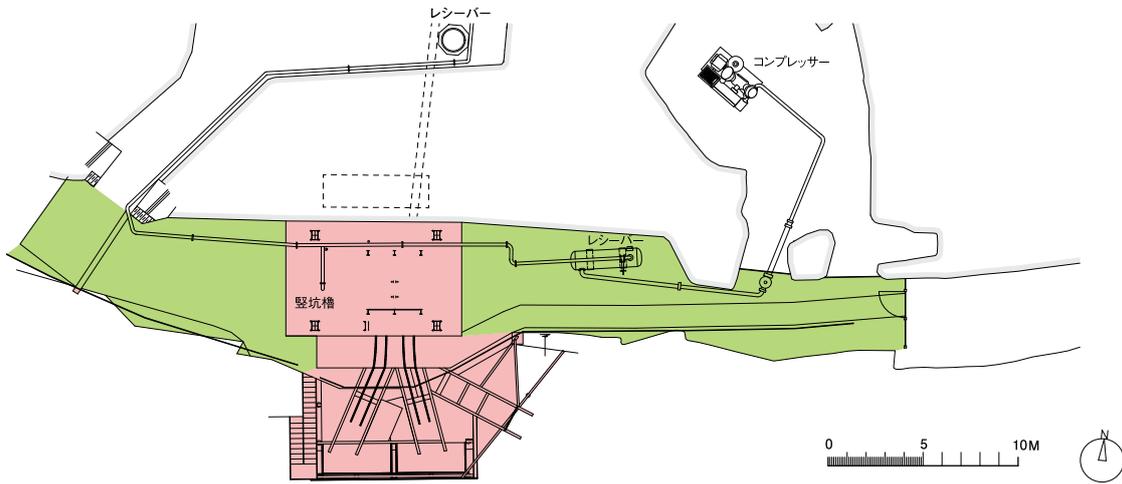
部分	部位	基準	現状・摘要	備考
1 石造単アーチ橋 保存部分	アーチ	1	要石、迫石	
	カブドレ	1	壁石	
	橋面	4	アスファルト舗装	
	その他	1	鋼製手摺り、鋼製門扉	

間ノ山下橋

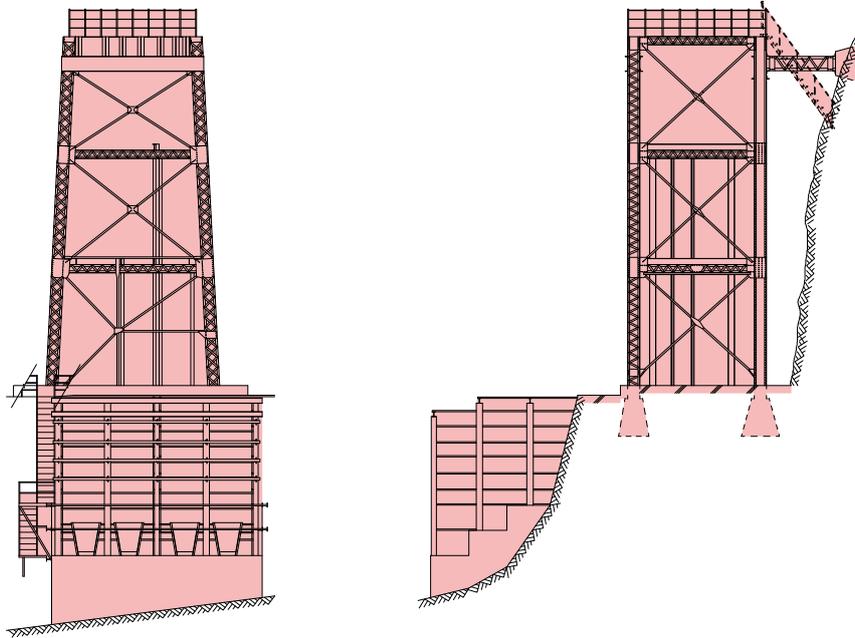
部分	部位	基準	現状・摘要	備考
1 石造単アーチ橋 保存部分	アーチ	1	要石、迫石	
	カブドレ	1	壁石	
	その他	1	銘板	

凡例

- : 保存部分
- : 保全部分
- : その他部分



平面図

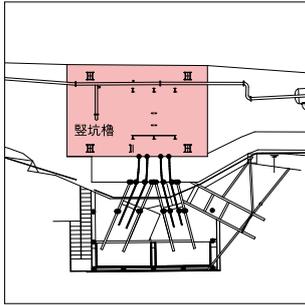


正面立面図

西側立面図

大立豎坑槽

1 鉄骨櫓
[保存部分]



鋼製テラス控梁
[基準1]

鋼製階段
[基準1]

最上部 (西より)



鋼製ケーシング昇降装置
[基準1]

鋼管 [基準1]

RC版 [基準4]

柱脚部 (西面)



鉄板張り・滑車×2 [基準1]



最上部

鋼製ケーシング用柵
[基準1]

パイプ [基準1]

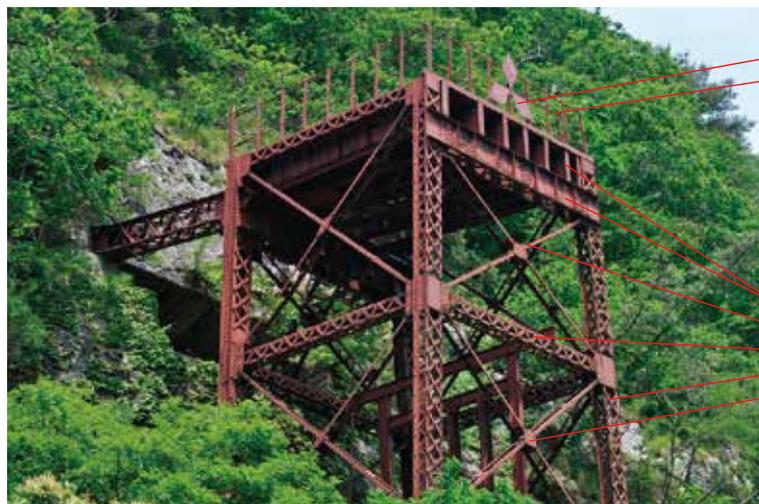
柱脚部 (南面)



社章
鋼製手摺り
[基準1]

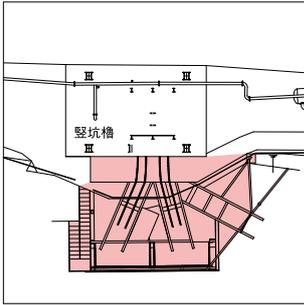
鋼製梁
鋼製アレス
鋼製テラス主脚
がセットプレート
[基準1]

南西より



2 貯鉱庫

[保存部分]



鋼製手摺り
[基準4]

コンクリート舗装
[基準4]

鉱車軌道
[基準1]

頂部 (北より)



鋼製階段 [基準1]



西面

チャプラー [基準1]

鉄板張り [基準1]

頂部 (東より)



鋼製梁 [基準1]

コンクリート基礎
[基準1]

頂部下面



鋼製柱 [基準1]

コンクリート基礎 [基準1]

看板類A [基準1]

鋼製胴縁
[基準1]

鉄板張り [基準1]

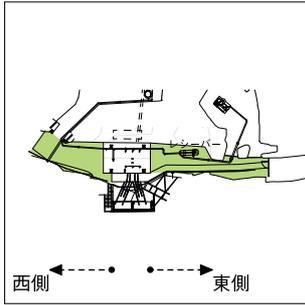
排出口(碎石取出し用)
[基準1]

南西より



3 外構

[保全部分]



鋼製手摺り [基準1]

排水溝 [基準2]

鉄製蓋 [基準4]

西側



鋼製柵 [基準4]



捲揚機室 拡張部分出入口

西側



レバー [基準1]

鋼管 [基準1]

レバー (東側)



鋼製柵 [基準4]

クーラセパレーター [基準1]

鋼製門扉 [基準4]

鋼製手摺り [基準4]

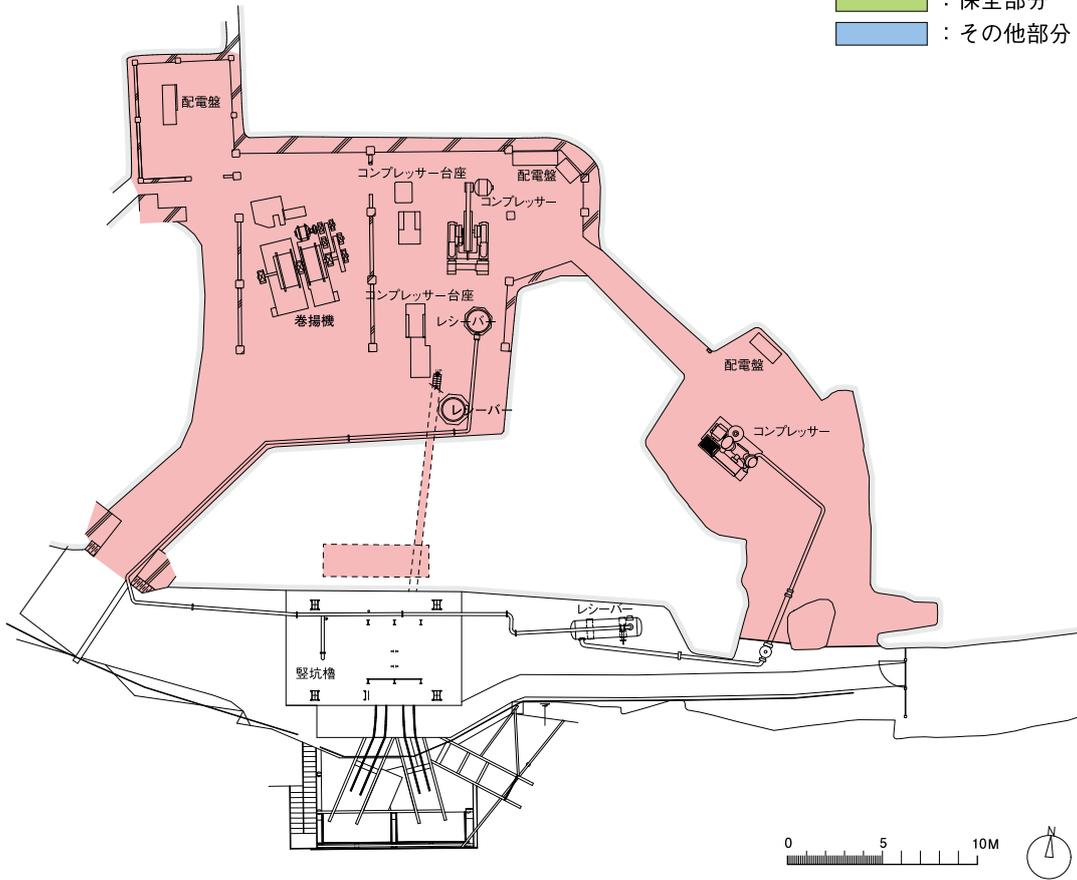
コンクリート舗装 [基準4]

東側

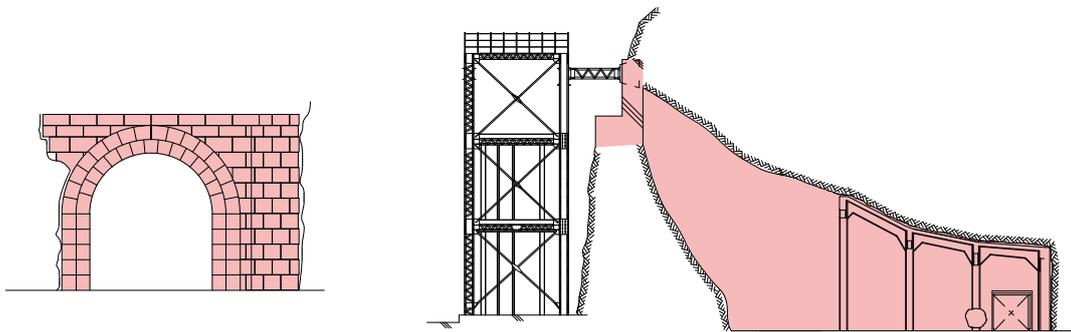


凡例

- : 保存部分
- : 保全部分
- : その他部分



平面図

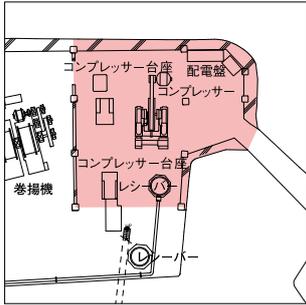


坑口 立面図

断面図

大立縦坑巻揚機室

1 捲揚機室A(東側)
[保存部分]



コンプレッサー [基準1]

鋼製囲い [基準1]

柵 [基準4]

北西より



工具掛 [基準1]



西面

ブラケットライト [基準1]

雨樋 [基準4]

電気設備類 [基準1]

スイッチ [基準1]

小室 (南東より)



配電盤 [基準1]

鋼製柵 [基準1]

小室 (南西より)



柱・梁・天井・壁 [基準1]

外仕上げ [基準2]

コンプレッサー台座 [基準1]

コンクリート土間 [基準1]

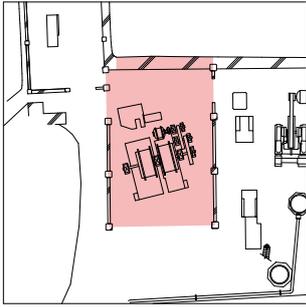
レシバ- [基準1]

鋼管 [基準1]

南西より



2 捲揚機室B(西側)
[保存部分]



柱・梁・天井・壁
[基準1]

配電盤・碍子 [基準1]

北東より



捲揚機 [基準1]

配線 [基準1]

北西より



ケージ信号表 [基準1]



ケージ信号表(東壁面)

鉄板(炬燵き用)
[基準1]

鉄板(西壁面)



モルタル仕上げ
[基準2]

柵 [基準4]

スイッチ [基準1]

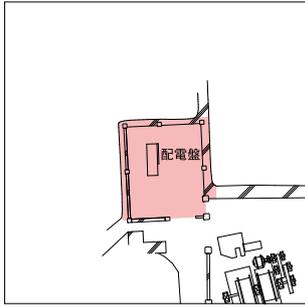
コンクリート土間
[基準1]

排水溝 [基準2]

南より



3 配電室
[保存部分]



柱・梁・天井・壁
[基準1]



東面

配線・碍子 [基準1]



北面

雨樋 [基準4]



南面

外部 (南より)



電気設備類 [基準1]



ペンダントライト [基準1]

配電盤 [基準1]

コンクリート土間
[基準1]

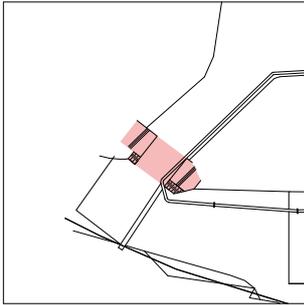
排水溝 [基準2]

鉄製蓋 [基準4]

南より

4 出入口

〔保存部分〕



- 耳石 [基準1]
- 壁石 [基準1]
- 要石 [基準1]
- 迫石・迫受石 [基準1]
- コンクリート土間 [基準4]



外部

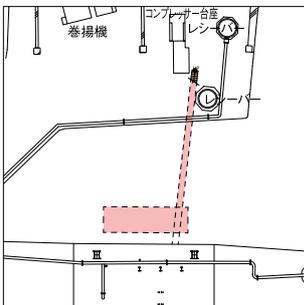
- 鋼管 [基準1]
- 排水溝 [基準2]



内部

5 鋼索用開口部

〔保存部分〕



- 鋼製階段 [基準1]



内部

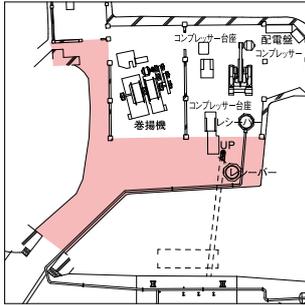
- コンクリート巻 [基準1]



外部

6 素堀範囲

〔保存部分〕



- 矢木 [基準4]
 - 鋼柱 [基準4]
 - コンクリート土間 [基準4]
 - 排水溝 [基準2]
 - 鉄製蓋 [基準4]
- 坑口側 (北西より)



コンクリート建具枠 [基準1]



坑口内部

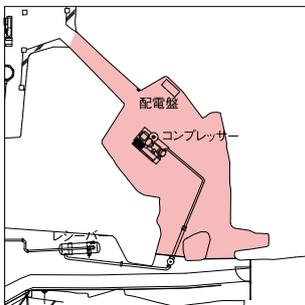
- 鋼製階段 [基準1]
- レジャー [基準1]
- 鋼管 [基準1]

捲揚機室A南側



7 素堀範囲 (S43以降拡張部分)

〔保存部分〕



- 配線 [基準1]
- 鋼製柵 [基準4]
- 鉱車軌道 [基準1]

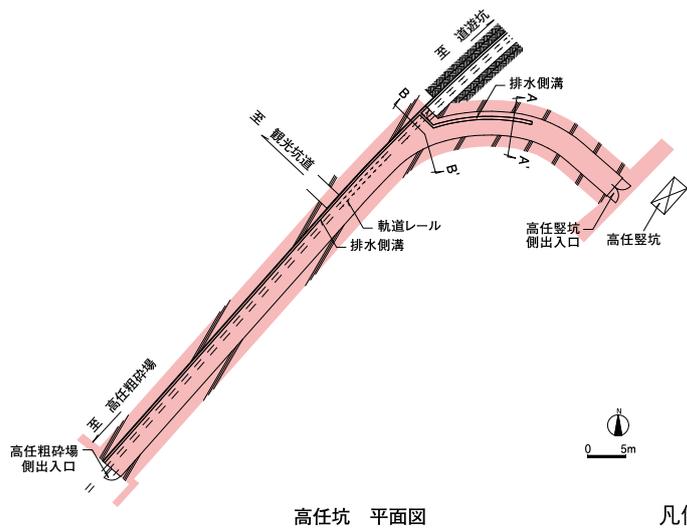
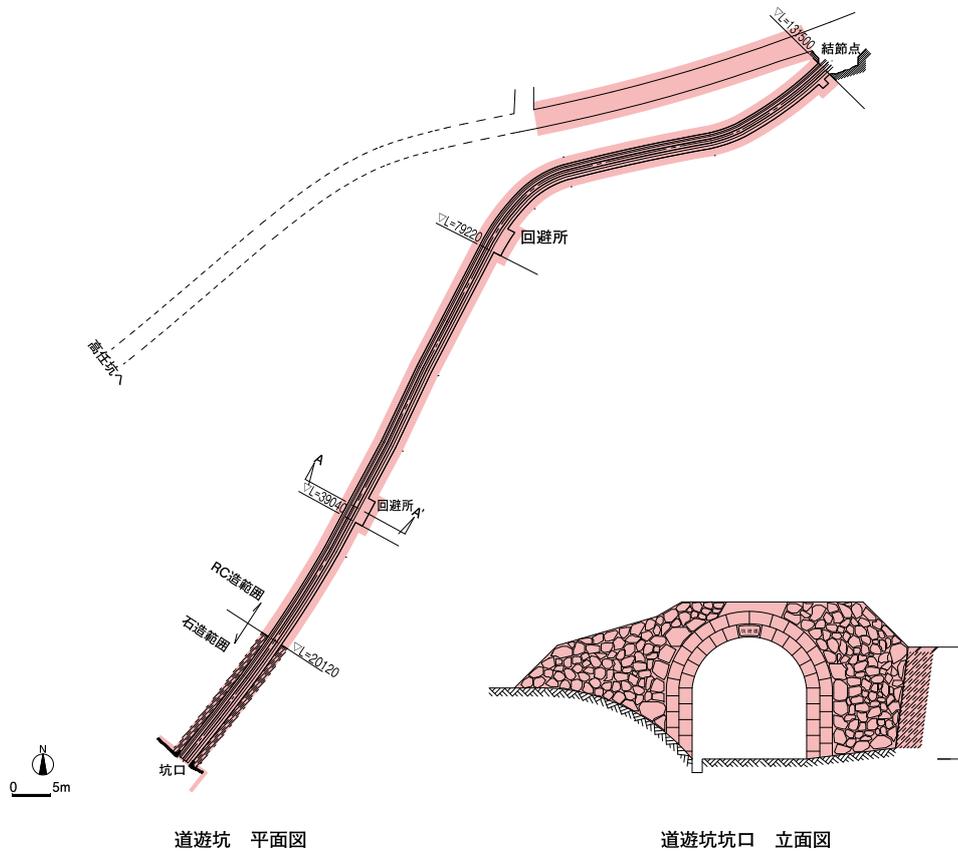
南側



- 電気設備類 [基準1]
- コンプレッサー [基準1]
- 鋼管 [基準1]
- コンクリート土間 [基準1]

北側

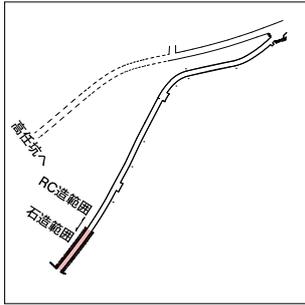




- 凡例
- : 保存部分
 - : 保全部分
 - : その他部分

道遊坑及び高任坑

1 道遊坑坑道(石造範囲)
[保存部分]



石積 [基準1]



コンクリート範囲境
(コンクリート範囲より)

コンクリート範囲境
(石積範囲より)



非常用照明
[基準4]

配線・端子
[基準4]

裸電球 [基準4]

設備類



配管 [基準4]

側溝・コンクリート蓋
[基準4]

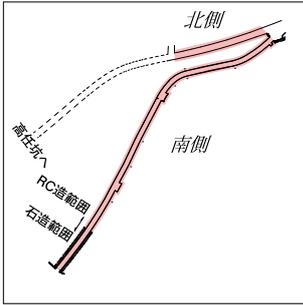
鉞車軌道 [基準1]

コンクリート舗装
[基準4]

坑口付近より



2 道遊坑坑道 (RC造範囲)
[保存部分]



ス^レカ [基準4]

インターホ [基準4]



南側中央付近

配線・碍子 [基準1]

裸電球 [基準4]

看板類B [基準4]

側溝・コンクリト蓋 [基準4]

南側待避所 (坑口側)



波形^レリカ^レホ^レネット張り [基準4]



南側中央付近

側壁・7^ノ子 [基準1]

コンクリト舗装 [基準4]

北側 (東より)



非常用電話機 [基準4]

梁 [基準4]

誘導灯 [基準4]

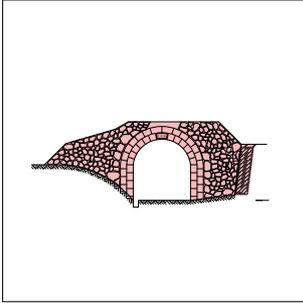
配管 [基準4]

鉱車軌道 [基準1]

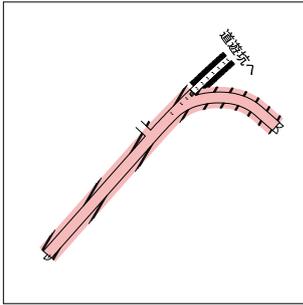
南側中央付近



3 道遊坑坑口 [保存部分]



4 高任坑坑道
[保存部分]



配線・碍子
[基準4]



側溝・木製蓋
[基準4]

粗碎場側坑口より

波形ホリカーボネット張り
[基準4]

側壁・7子 [基準1]



粗碎場側坑口付近

裸電球 [基準4]

木製片開き戸
[基準4]

鉸車軌道 [基準1]



分岐路

矢木 [基準4]



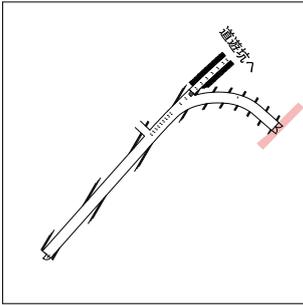
コンクリート舗装
[基準4]

側溝・コンクリート蓋
[基準4]

道遊坑側坑口より

5 高任坑坑口 (道遊坑側)

[保存部分]



7-子 [基準1]

配管 [基準4]

外部



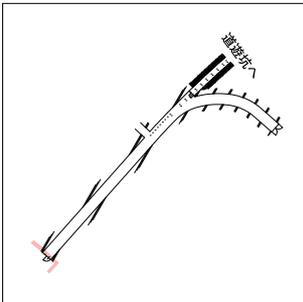
壁石 [基準1]

外部



6 高任坑坑口 (粗砕場側)

[保存部分]



壁石 [基準1]

7-子 [基準1]

下見板張り [基準4]

鉱車軌道 [基準1]
(高任粗砕場まで)

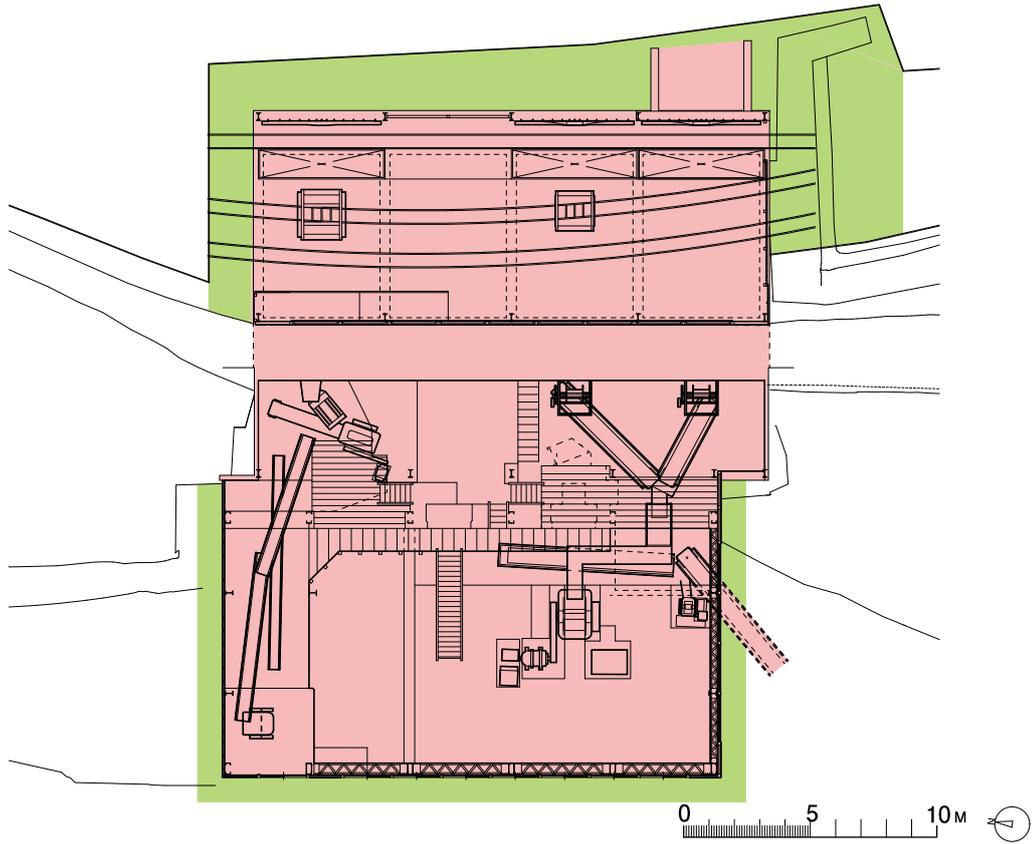
外部



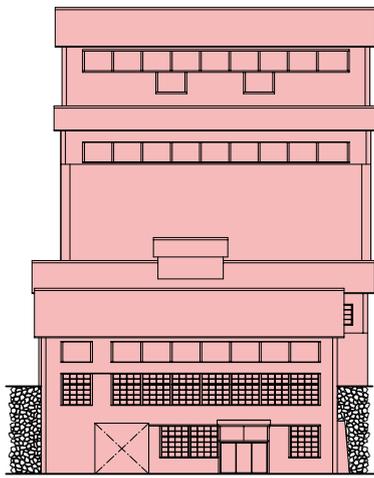
木製片開き戸 [基準4]

内部

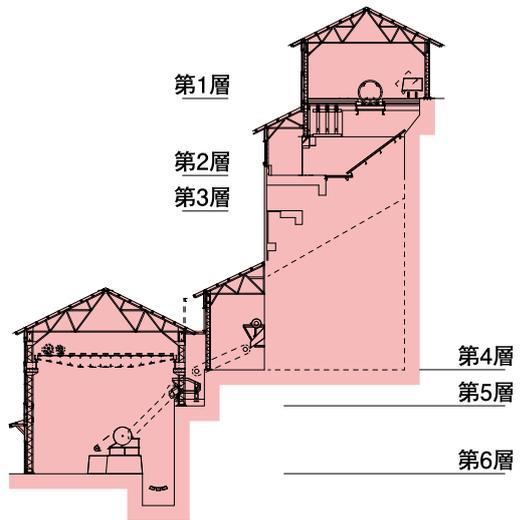




平面図



正面立面図



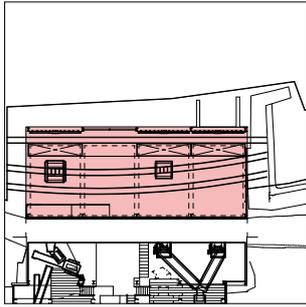
梁間断面図

凡例

- : 保存部分
- : 保全部分
- : その他部分

高任粗碎場

1 第1層
[保存部分]



木製間仕切り [基準1]



作業員待機所

嵌殺し窓 [基準4]

スイッチ [基準1]

胴縁 [基準1]

西面



鋼製ブレース [基準1]

母屋桁 [基準1]

鋼製振止め [基準1]

鋼製水平ブレース [基準1]

鋼製方杖 [基準1]

鋼製ヲス桁 [基準1]

小屋組



チップラーブレイク架構 [基準1]

配管 [基準1]

傾斜軌条 [基準1]

板張り [基準2]

鉱車軌道 [基準1]

北より



鋼製フィンクス [基準1]

鋼製ヲス柱 [基準1]

チップラー [基準1]

鋼製落下防止網 [基準1]

配線・磚子 [基準1]

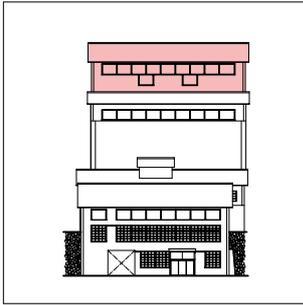
看板類A [基準1]



北東より

2 第1層 外部

[保存部分]



- 波形スレート張り [基準2]
- 波形ポリカーボネート張り [基準4]
- 波形鉄板張り [基準4]
- 板張り [基準2]
- 碎石置場 [基準1]



南東より

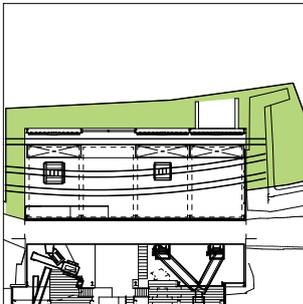
- 波形スレート葺 [基準2]
- 鉱車軌道 [基準1]
(高任坑まで)



北面

3 第1層 外構

[保全部分]



- 鋼製手摺り [基準4]
- 鉱車軌道 [基準1]
(道遊坑まで)
- 階段 [基準1]



南側

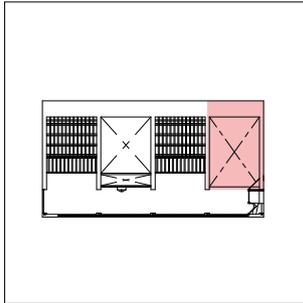
- 鋼製手摺り [基準4]
- 解説板 [基準4]



北東より

4 第2層 A (南端)

[保存部分]



板張り [基準2]



南西隅



配線 [基準1]

柱・梁 [基準1]

スイッチ [基準1]

西側壁面

梁 [基準1]

壁 [基準1]

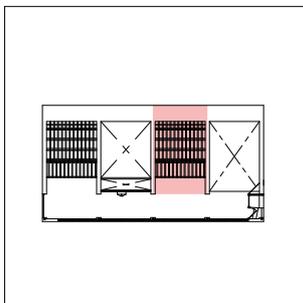
鋼製架台 [基準1]

西より



5 第2層 B (中央南)

[保存部分]



照明(ソケット) [基準1]

木製架構 [基準1]

鋼製梁 [基準1]

第1層床組



チップラ架台 [基準1]

土台・筋交い・束 [基準1]

グリグリ [基準1]

全景

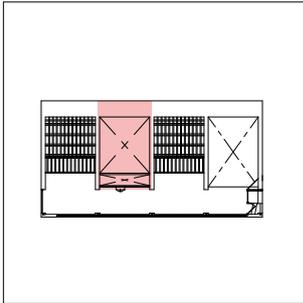
I形鋼 [基準1]

南面



6 第2層 C (中央北)

[保存部分]



通路側 (東より)

梁 [基準1]



西より

配線・碇子 [基準1]

スイッチ [基準1]

鋼製手摺り [基準1]

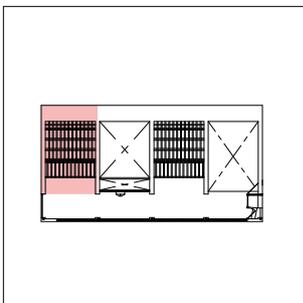
木製収納箱 [基準1]

通路側



7 第2層 D (北端)

[保存部分]



北面

梁 [基準1]

方杖 [基準1]

碇子 [基準1]

梁受 [基準1]

第1層床組



チアプラ架台 [基準1]

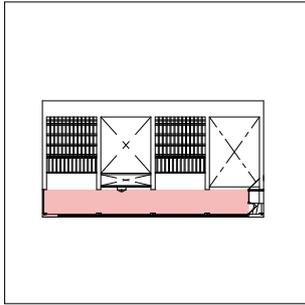
グリグリ [基準1]

西より



8 第2層 西側通路

[保存部分]



1°/ [基準1]



1°/

母屋桁 [基準1]

鋼製桁 [基準1]

嵌殺し窓
[基準4]

鋼製柱 [基準1]

コンクリート土間
[基準1]

南より



鋼製桁柱 [基準1]

鋼製フィンクス [基準1]

鋼製柱 [基準1]

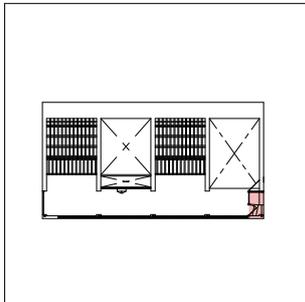
板張り [基準2]

北面



9 第2層 南側出入口

[保存部分]



板張り [基準2]

木製片開き戸
[基準1]



内部

配線・碼子 [基準1]

柱・梁 [基準1]

鋼製柱 [基準1]

スリッパ [基準1]

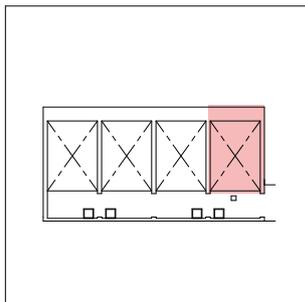
階段 [基準2]

外部



10 第3層 A (南端)

[保存部分]



鋼製梁 [基準1]



北西より

梁・壁・天井
[基準1]

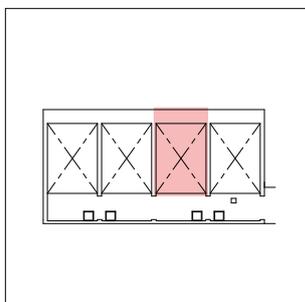
7ㄅ [基準1]



南西より

11 第3層 B (中央南)

[保存部分]



梁・壁・天井
[基準1]



南西より

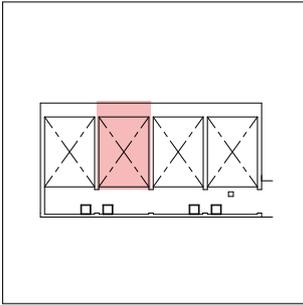
鋼製梁 [基準1]



北西より

12 第3層 C (中央北)

[保存部分]



梁・壁・天井
[基準1]



南西より

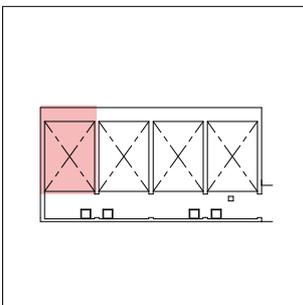
鋼製梁 [基準1]



北西より

13 第3層 D (北端)

[保存部分]



梁・壁・天井
[基準1]



北面

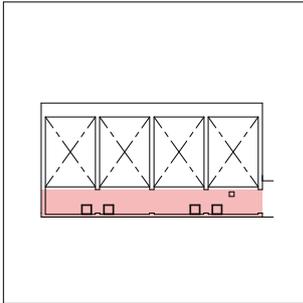
鋼製梁 [基準1]



南西より

14 第3層 西側通路

[保存部分]



鋼製梯子 [基準1]

梯子

支柱 [基準1]

コンクリート土間 [基準1]

A前面より



梁・壁・天井 [基準1]

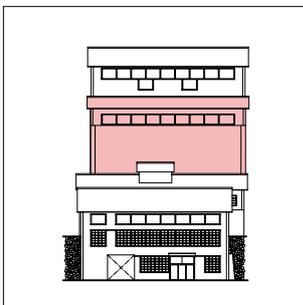
支柱 [基準1]

C前面より



15 第2・3層 外部

[保存部分]



波形スレート葺 [基準2]

波形スレート張り [基準2]

桶 [基準2]

西面

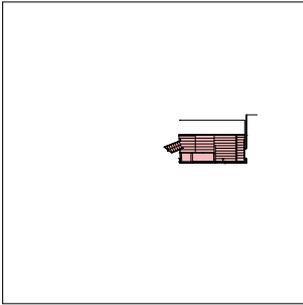


第3層南側出入口



16 第4層 南側（上層）

〔保存部分〕



鋼製フィンクス
鋼製ヲス桁
鋼製ヲス柱
〔基準1〕

木製手摺り
〔基準1〕

木製階段
〔基準1〕

南東より



母屋桁〔基準1〕

ロフィターの一部

看板類A〔基準1〕

壁〔基準1〕

建具(欠失)

板張り〔基準2〕

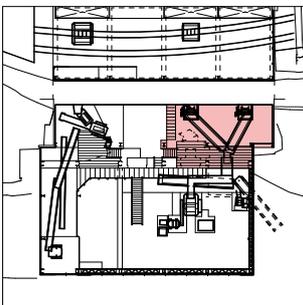
ロフィター〔基準1〕

南面



17 第4層 南側（下層）

〔保存部分〕



鋼製ヲス柱
〔基準1〕

南より



ハココンバー
〔基準1〕

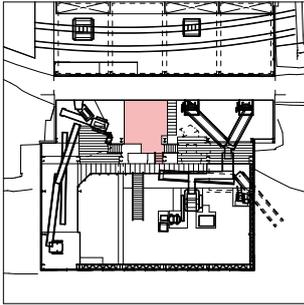
ハココンバー
架台
〔基準1〕

ハココンバー

北西より



18 第4層 中央
[保存部分]



鉄製蓋 [基準1]

壁 [基準1]



壁面



南側

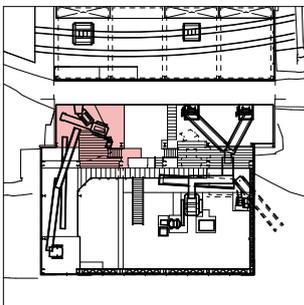
コンクリート
[基準1]

鋼製架台
[基準1]



詳細

19 第4層 北側
[保存部分]



鋼製フィンクス
鋼製ナス桁
鋼製ナス柱
[基準1]

木製引違い窓 [基準1]

トンネル [基準1]

クラッシャー [基準1]

木製手摺り
[基準1]



南より

配電盤 [基準1]

看板類A [基準1]

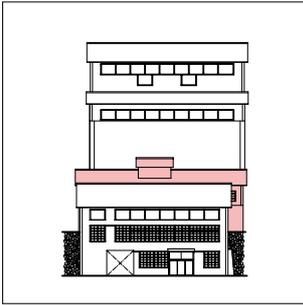
配管 [基準1]

南東より



20 第4層 外部

[保存部分]



越屋根 [基準1]

波形スレート葺
[基準2]



南西より

波形スレート張り
[基準2]

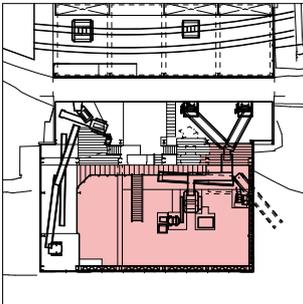
換気扇 [基準1]



西面(北側)

21-1 第5層 南側

[保存部分]



鋼製ヲス梁
鋼製ヲス桁
[基準1]

木製引違い欄間窓
木製引違い窓
木製嵌殺し窓
[基準1]



西面

木製梯子 [基準1]

鋼製ヲス柱

壁 [基準1]

木製足場・木製手摺り
鋼製足場持送り
[基準1]

木製階段 [基準1]



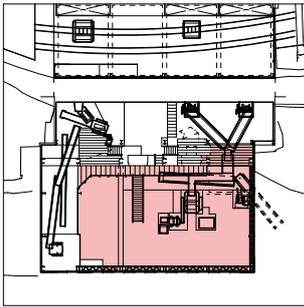
南面(東側)



木製足場(東面)

21-2 第5層 南側

〔保存部分〕



- 鋼製母屋桁 [基準1]
- 母屋桁 [基準1]
- 鋼製水平ブレース [基準1]
- 鋼製フィントラス [基準1]
- ガセットプレート [基準1]
- 鋼製振止め [基準1]

小屋組



- 嵌殺し欄間窓
- 嵌殺し窓 [基準4]

- 換気扇 [基準1]

- 配線・碍子 [基準1]

南面



走行クレーン (東側詳細)



走行クレーン (西側)

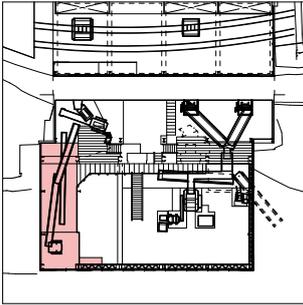
- ハンダタイト [基準1]

- 走行クレーン
- 走行クレーン架台 [基準1]



南西より

22 第5層 北側
[保存部分]



- 木製梯子 [基準1]
- 鋼製手摺り [基準1]
- クレーン [基準1]
- クレーン架台 [基準1]



南西側

- ハンダライト [基準1]

- 木製梯子 [基準1]

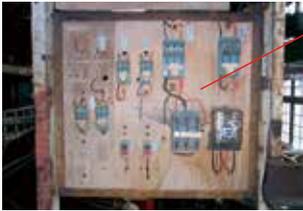
- 配電盤 [基準1]

- ハットコンパ
[基準1]

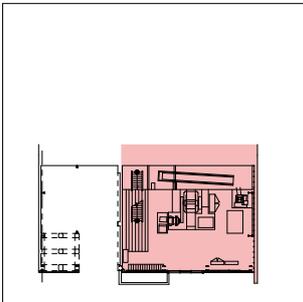
- 板張り [基準2]

配電盤 (南側中央)

東より



23-1 第6層 南側
[保存部分]



- 防塵用ケージ [基準1]

- スイッチ [基準1]

- 木製囲い [基準1]

- 配線・碍子 [基準1]

- 配電盤 [基準1]

西面 (南側)

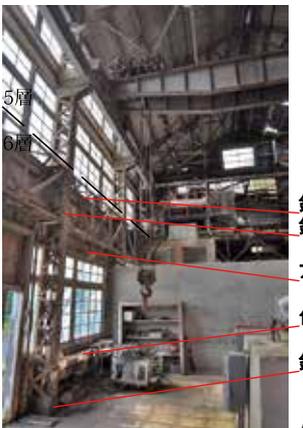


- 木製引違い欄間窓
- 木製引違い窓
- 木製両開き欄間窓
- 木製引違い戸 [基準1]

- 鋼製トラス桁 [基準1]
- 鋼製トラス柱 [基準1]
- ブラケットライト [基準1]
- 作業台 [基準1]
- 鋼製柱脚 [基準1]

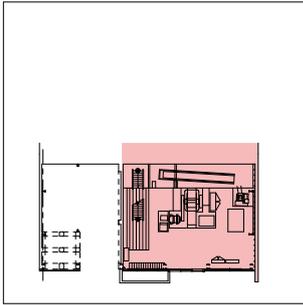
南より

西面 (北側)



23-2 第6層 南側

〔保存部分〕



シュート架台 [基準1]

ハットコンヘア
ハットコンヘア架台
[基準1]

配管 [基準1]

ピット



木製部品棚
[基準1]



鋼製架台 [基準1]

木製階段 [基準1]

部品棚 (サンブレーククラッシャー付近)



架台 (第5層への階段下)

鋼製柱 [基準1]

鋼製トラス梁 [基準1]

鋼製筋交い [基準4]

シュート [基準1]

配電盤 [基準1]

南面



壁 [基準1]

木製部品棚
[基準1]

板張り [基準2]

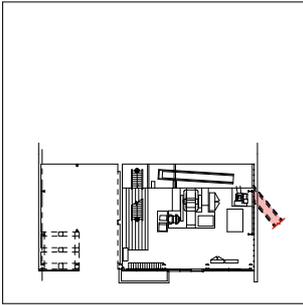
クラッシャー [基準1]

クラッシャー架台
[基準1]

南西より



24 貯鉱舎への運搬経路 [保存部分]



壁・天井 [基準1]

Λコンクリート
[基準1]

配線 [基準1]

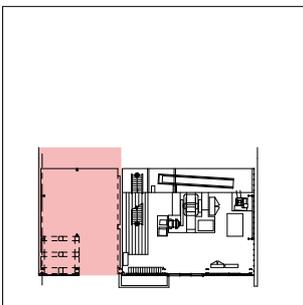


貯鉱舎Λコンクリート付近

Λコンクリート架台
[基準1]



25 第6層 北側 [保存部分]



柱・梁・壁
[基準1]

鋼製トラス桁 [基準1]

アスファルト舗装
[基準4]

南東より



壁 [基準1]

東面

鋼製トラス梁 [基準1]

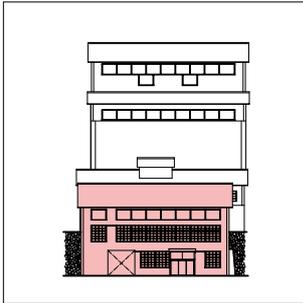
鋼製柱 [基準1]

北面



26 第5・6層 外部

[保存部分]



波形スレート葺
[基準2]



東面 (第4層より)

樋 [基準2]

配線・碇子
[基準1]

(庇)方杖、出桁、破風等
[基準1]

波形鉄板葺
[基準2]

コンクリート囲い
[基準1]

波形スレート張り [基準2]

コンクリート壁
[基準1]

南西より

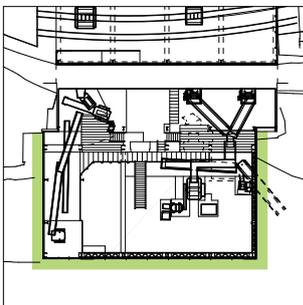


第6層西側



27 第5・6層 外構

[保全部分]



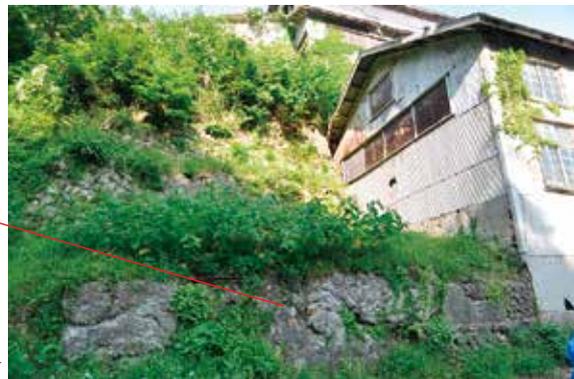
石積 [基準1]

土留 [基準4]

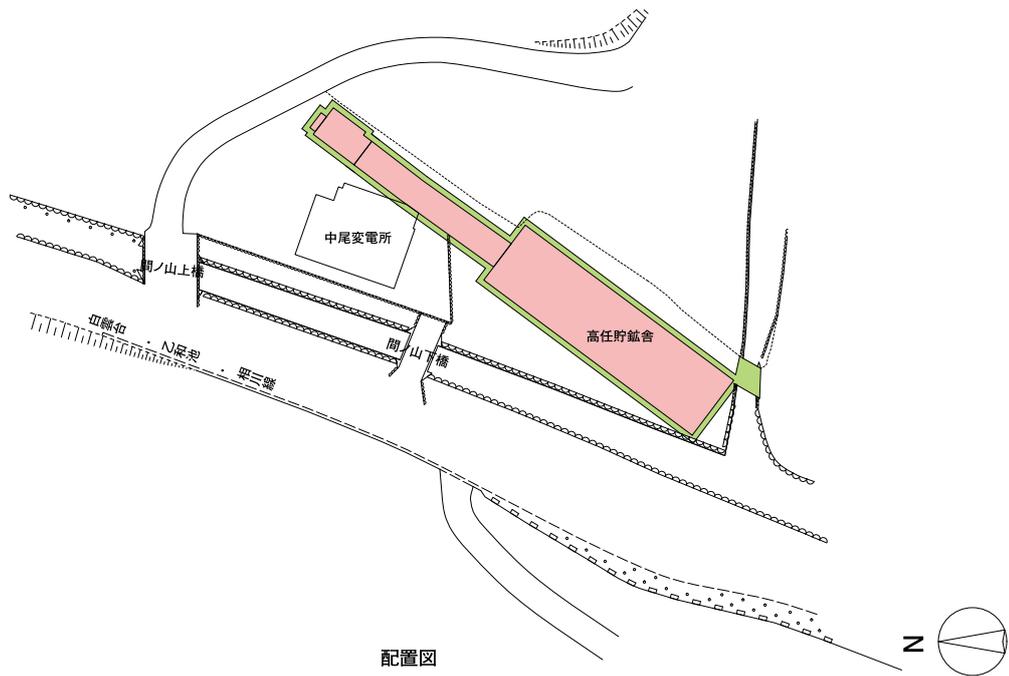


南側

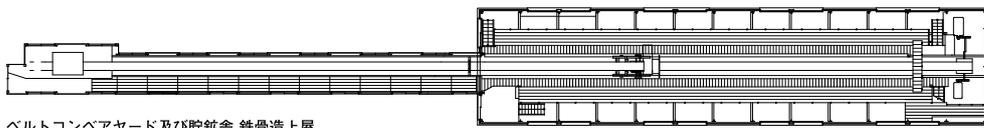
コンクリート基礎
[基準1]



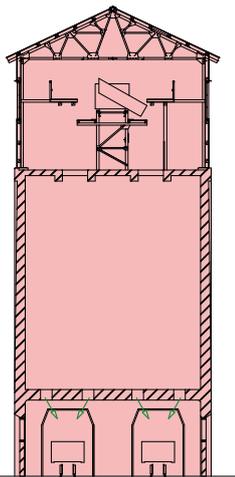
北側



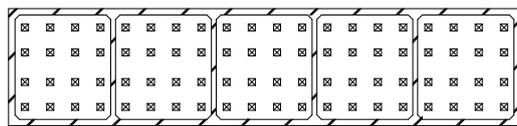
配置図



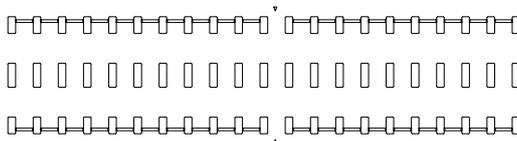
ベルトコンベアヤード及び貯鉱倉 鉄骨造上屋



貯鉱倉 梁間断面図



貯鉱倉 RC造鉱倉



貯鉱倉 RC造下層

0 5m

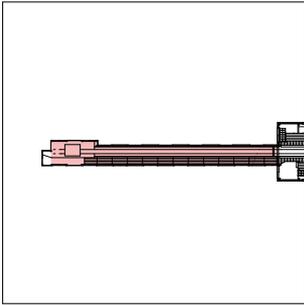
平面図

凡例

- : 保存部分
- : 保全部分
- : その他部分

高任貯鉱倉及びベルトコンベアヤード

1 ベルトコンベアヤード
[保存部分]



コンベアスケール
[基準1]

コンクリート土間
[基準1]

出入口付近 (南より)



黒板 [基準1]



出入口付近 (西壁面)

母屋桁
鋼製母屋桁
ガセットプレート
鋼製柱
[基準1]

胴縁 [基準1]

Λ形コンベア
Λ形コンベア架台
[基準1]

貯鉱舎付近 (北より)



鋼製キングポスト
[基準1]

配管 [基準1]

板張り [基準2]

貯鉱舎鉄骨造上屋より



合板張り [基準4]

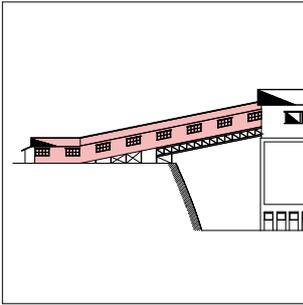
配線・磚子
[基準1]

木製引違い窓
[基準1]

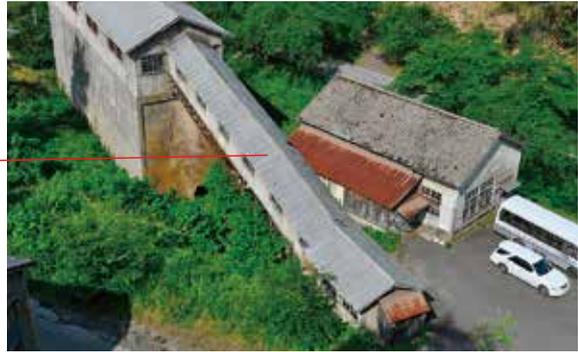
出入口付近より



2 ベルトコンベアヤード 外部
[保存部分]



波形スレート葺
[基準2]



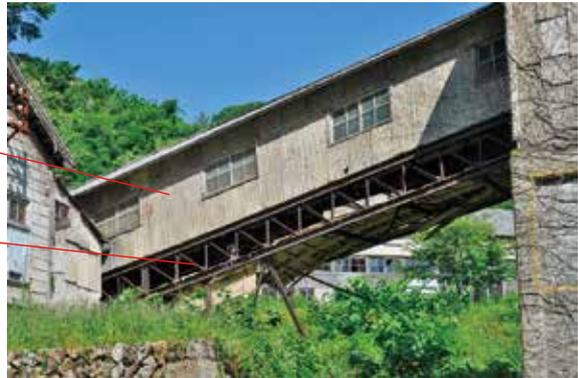
全景 (粗碎場より)

足場板 [基準2]



波形スレート張り
[基準2]

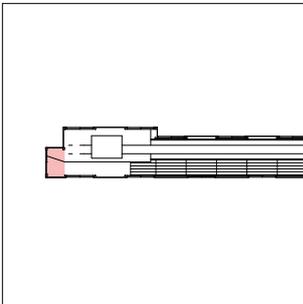
鋼製トラス桁
[基準1]



見上げ

西面

3 ベルトコンベアヤード下屋
[保存部分]



母屋桁 [基準1]

登り梁 [基準1]

梁 [基準1]

束 [基準1]



木製引違い戸
[基準1]

東面

配線・碇子
[基準1]

配電盤 [基準1]

スイッチ [基準1]

柱 [基準1]

土台 [基準1]

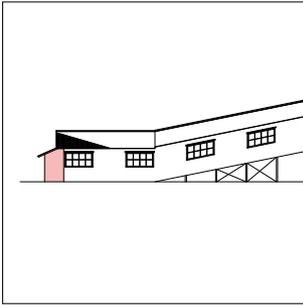


コンクリート土間
[基準1]

西面

小屋組

4 ベルトコンベアヤード下屋 外部
[保存部分]



波形鉄板葺
[基準2]



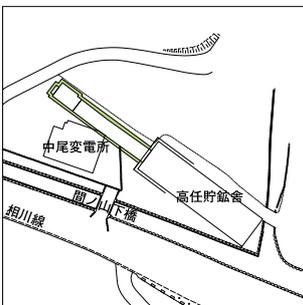
北西より

板張り
[基準2]



北東より

5 ベルトコンベアヤード 外構
[保全部分]



石積 [基準1]



橋桁



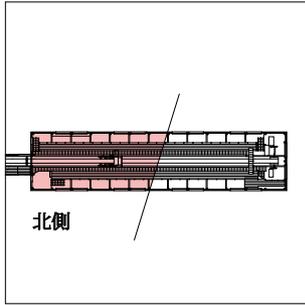
石積

アスファルト舗装
[基準4]



西面

6-1 貯鋳舎 鉄骨造上屋 (北側)
[保存部分]

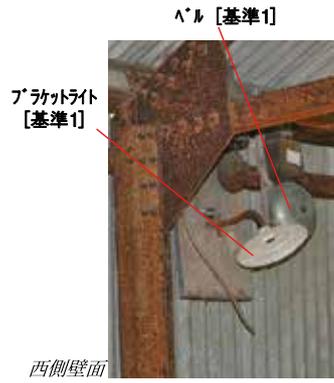
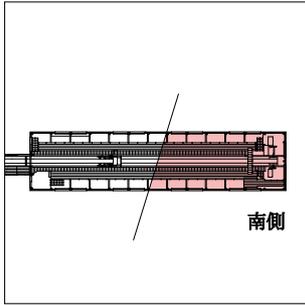


ベルトコンベア架台 (西側中央付近より)



北西より (作業場A)

6-2 貯鉱舎 鉄骨造上屋 (南側)
[保存部分]



渡し板 [基準1]



換気口 [基準1]
(板張り) [基準2]

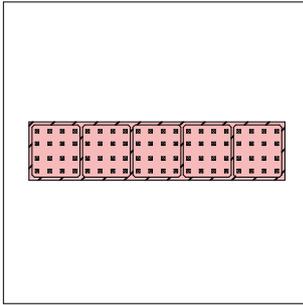


ベルトコンベア電動機 [基準1]



ベルトコンベア電動機 (南側)

7 貯鉱舎 RC造鉱倉
[保存部分]



鉄骨造上屋より (昇降用梯子)



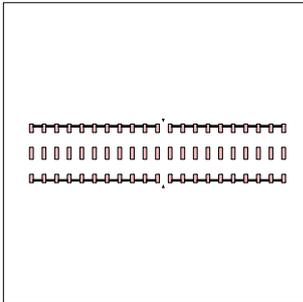
壁・床・梁
[基準1]

鋼製梯子
[基準1]

木製梯子
[基準1]

鉄骨造上屋より

8 貯鉱舎 RC造下層
[保存部分]



フィター [基準1]

柱・梁・壁・天井
[基準1]

西側通路 (北より)



支持材(柱) [基準1]

天井面



木製回転窓
[基準1]

窓 (北西側)

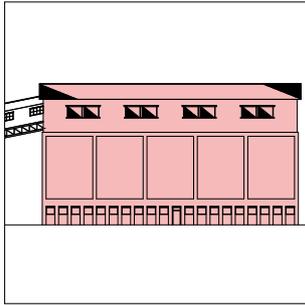
木製碎石取出口
[基準1]

東面 (外部より)



9 貯鉱舎 外部

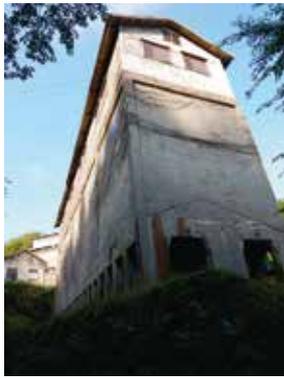
[保存部分]



波形スレート葺
[基準2]



南より



南西より

波形スレート張り
[基準2]

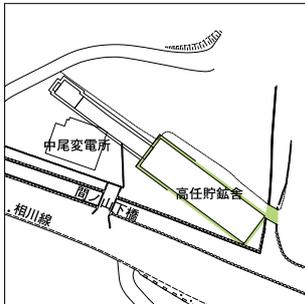
モルタル仕上げ
[基準2]



西面

10 貯鉱舎 外構

[保全部分]



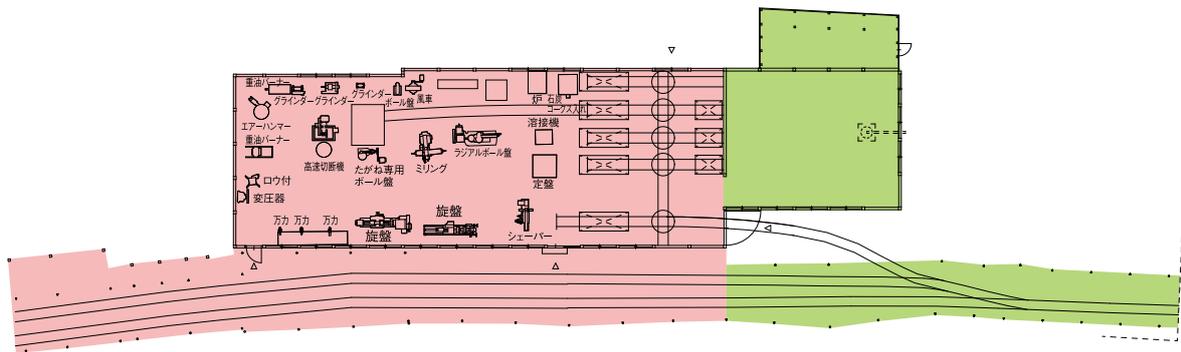
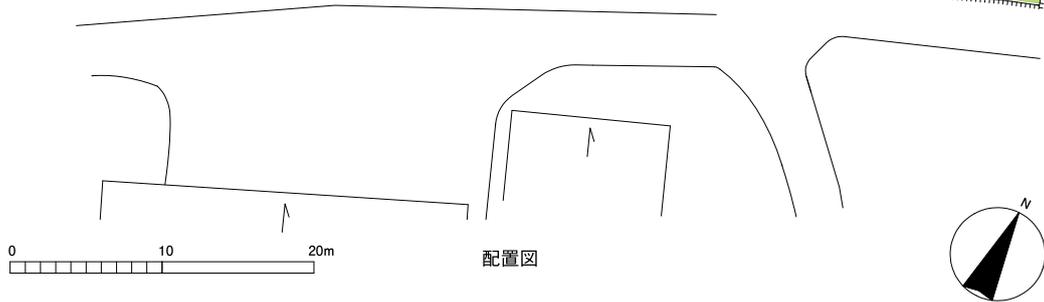
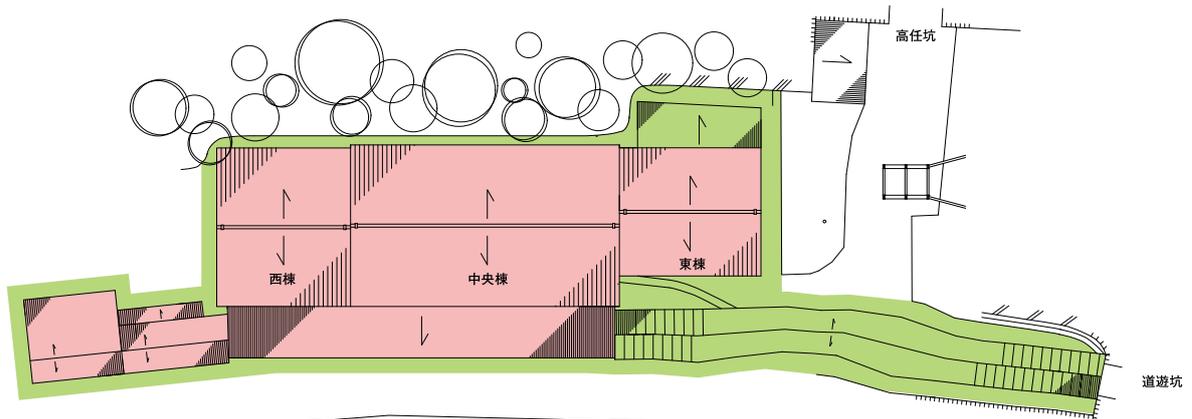
銅製橋 [基準4]



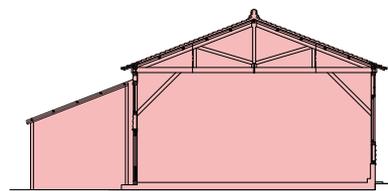
橋



橋



平面図



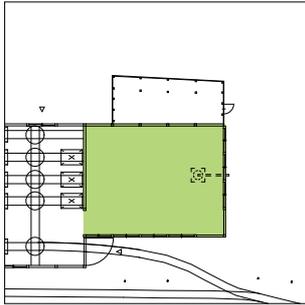
中央棟 梁間断面図

凡例

- : 保存部分
- : 保全部分
- : その他部分

電車車庫 (機械工場)

1 東棟
[保全部分]



方杖 [基準3]

木製引違い窓 [基準3]

ストーブ [基準4]

コンクリート土間 [基準4]
北西より



火災報知機 [基準4]

キングポスト [基準1]

小屋組 (東妻面)

ペンダントライト [基準4]

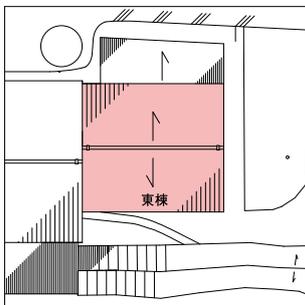
合板張り [基準4]

巾木 [基準4]

南東より



2 東棟 外部
[保存部分]



棧瓦葺 [基準2]

下見板張り [基準2]

南東より

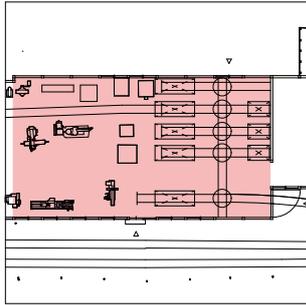


波形鉄板張り [基準4]

背面側



3 中央棟
[保存部分]



柱 [基準3]

木製引違い戸 [基準1]

コンクリート基礎 [基準3]

コンクリート土間 [基準1]

鉱車軌道・転車台 [基準1]
南東より



木製片開き戸 [基準1]

合板張り [基準4]

赤外線センサー [基準4]

蓄電池式機関車用架台 [基準1]

展示設備(床置解説板) [基準4]

東面



火災報知機 [基準4]

木製片引き戸 [基準1]



南面

防犯設備基盤 [基準4]

電話 [基準1]

南面 (出入口付近)



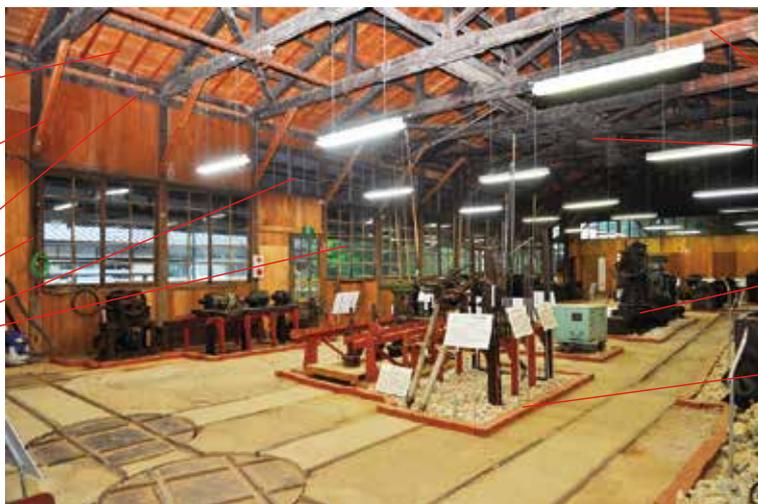
垂木・野地板 [基準2]

方杖 [基準3]

敷桁 [基準1]

柱 [基準1]

木製引違い欄間窓
木製引違い窓 [基準1]



キングポストラス [基準1]

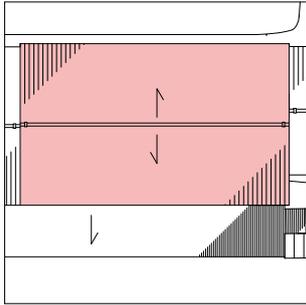
足場板・木製手摺り [基準1]

機械類 [基準1]

煉瓦ブロック・浜石 [基準4]

北東より

4 中央棟 外部
[保存部分]

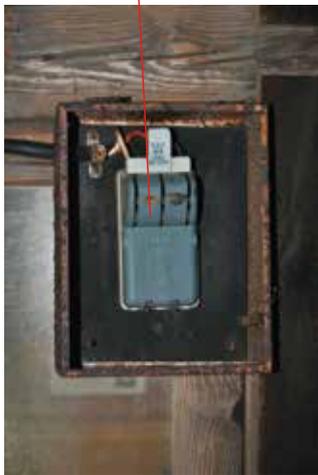


下見板張り [基準2]



背面側

スイッチ [基準1]



階段 [基準1]

南面



棧瓦葺 [基準2]

壁面 (南面中央付近)

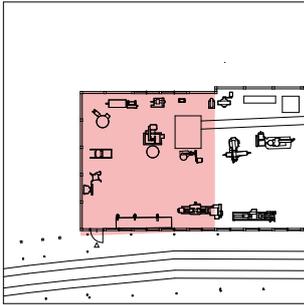


全景



南面

5 西棟
[保存部分]



(南面)

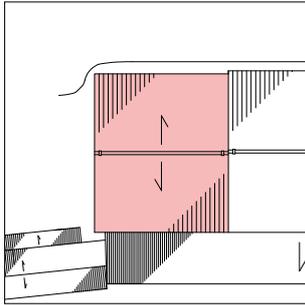
(西面、北面)

欄間



6 西棟 外部

[保存部分]



棧瓦葺 [基準2]



妻面

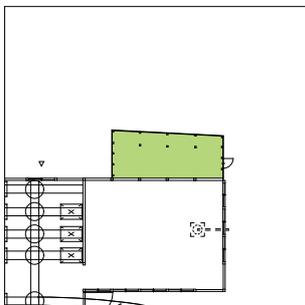
下見板張り [基準2]



南側

7 東棟下屋 (背面)

[保全部分]



火災報知機 [基準4]

シーリングライト [基準4]

間柱 [基準4]

コンクリート土間 [基準1]

西面



母屋桁 [基準1]

登り梁 [基準1]

柱 [基準1]

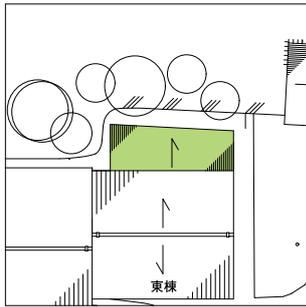
木製片開き戸 [基準4]

筋交い [基準4]

東面



8 東棟下屋（背面） 外部
 [保全部分]



波形鉄板葺
 [基準4]

波形ポリカーボネート張り
 [基準4]



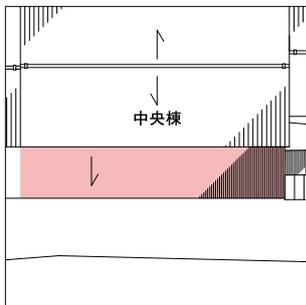
西面

波形鉄板張り [基準4]



北面

9 中央棟下屋
 [保存部分]



鋼製母屋桁 [基準1]

鋼製登り梁 [基準1]

鋼製柱 [基準1]



南東より（出入口付近）

波形鉄板葺 [基準2]



全景

鋼製斜材 [基準1]

鋼製束 [基準1]

鋼製梁 [基準1]

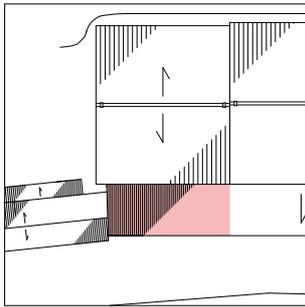
鋼製梁受け [基準1]



小屋組（出入口付近）

10 西棟下屋

[保存部分]



- 鋼製母屋桁 [基準1]
- 鋼製登り梁 [基準1]
- 波形鉄板葺 [基準2]
- 鋼製桁 [基準1]
- 鋼製梁 [基準1]
- 鋼製柱 [基準1]



小屋組 (西端)



南東より

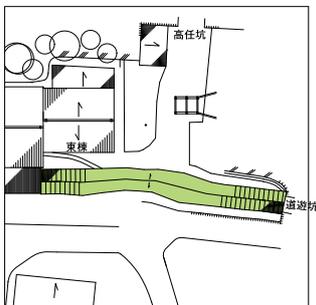
- フェンブロック [基準1]
- 鋼製束 [基準1]
- 鋼製斜材 [基準1]
- ドラムコート [基準1]



小屋組 (西端)

11 鉱車軌道屋根(道遊坑側)

[保全部分]



- 母屋桁 [基準4]
- 鋼製梁 [基準4]
- 鋼製柱 [基準4]
- 転轍機 [基準1]
- 解説板 [基準4]

東より(道遊坑坑口付近)



波形スレート葺 [基準4]



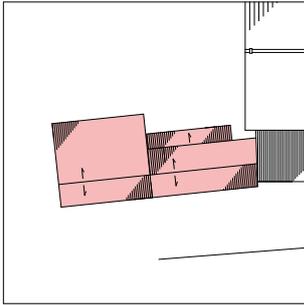
- 鋼製登り梁 [基準4]
- 鋼製束 [基準4]
- 鋼製方杖 [基準4]
- 鉱車軌道 [基準1]

アスファルト舗装 [基準4]
全景 西より



12 鉸車軌道屋根(粗碎場側)

[保存部分]



波形鉄板葺 [基準2]

鋼製方杖 [基準1]
鋼製柱 [基準1]

鉸車軌道 [基準1]



全景

展示設備(床置解説板) [基準4] 垂木 [基準2]



棚 (背面側)

母屋桁 [基準1]

鋼製束 [基準1]
鋼製梁 [基準1]
鋼製登り梁 [基準1]

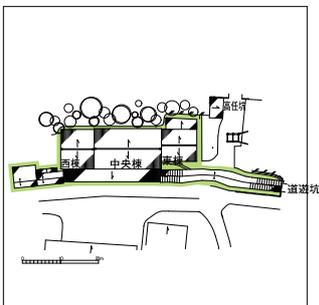
鋼製棚 [基準1]



西より

13 外構

[保全部分]



アスファルト舗装 [基準4]



全景

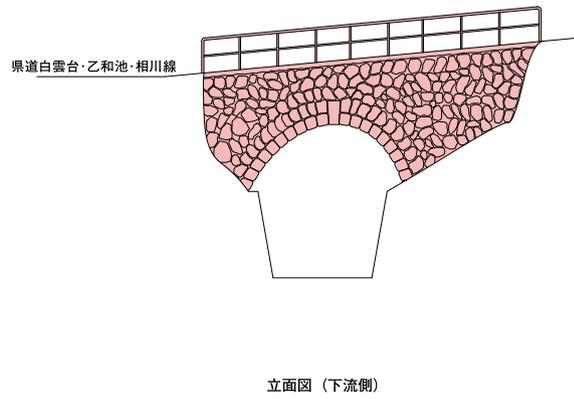
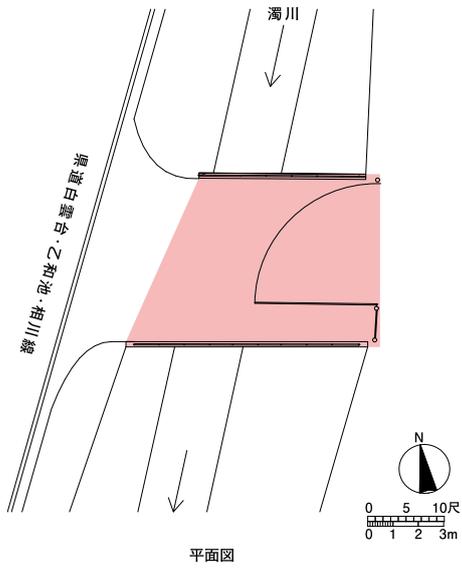
消火器具箱 [基準4]



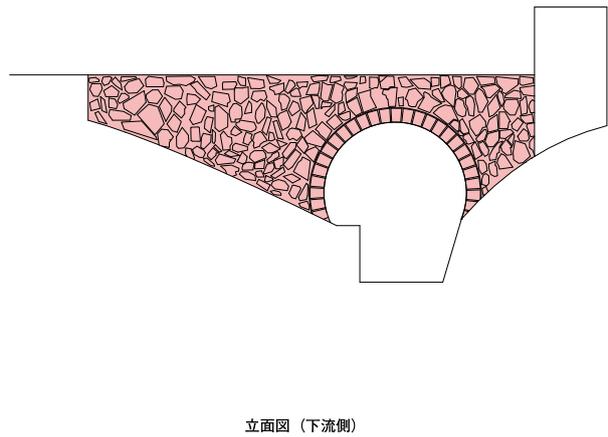
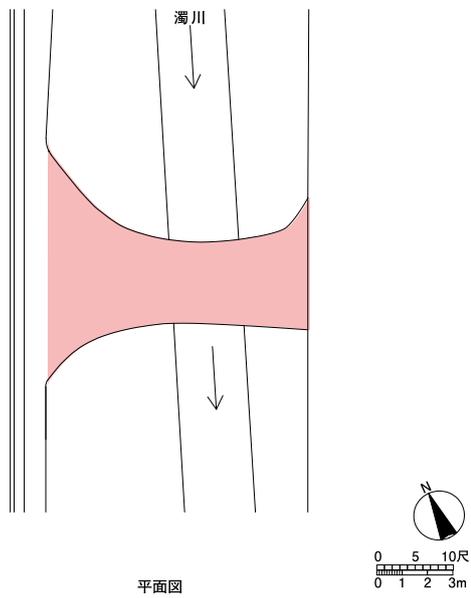
棚 (背面側)



西より



間ノ山上橋



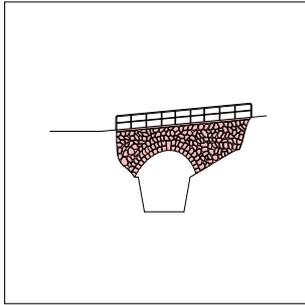
間ノ山下橋

凡例

- : 保存部分
- : 保全部分
- : その他部分

間ノ山上橋・間ノ山下橋

1 石造単アーチ橋
[保存部分]



要石 [基準1]

迫石 [基準1]



上流側

壁石 [基準1]



上流側 アーチ詳細

地盤接地面 (東側)



鋼製門扉
[基準1]

鋼製手摺り
[基準1]

アスファルト舗装
[基準4]

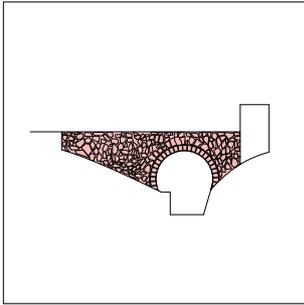


橋面 (西より)



下流側

1 石造単アーチ橋
[保存部分]



全景 (南西より)

要石 [基準1]



上流側

迫石 [基準1]



下流側 アーチ詳細

銘板 [基準1]



銘板 (東側)

壁石 [基準1]



下流側

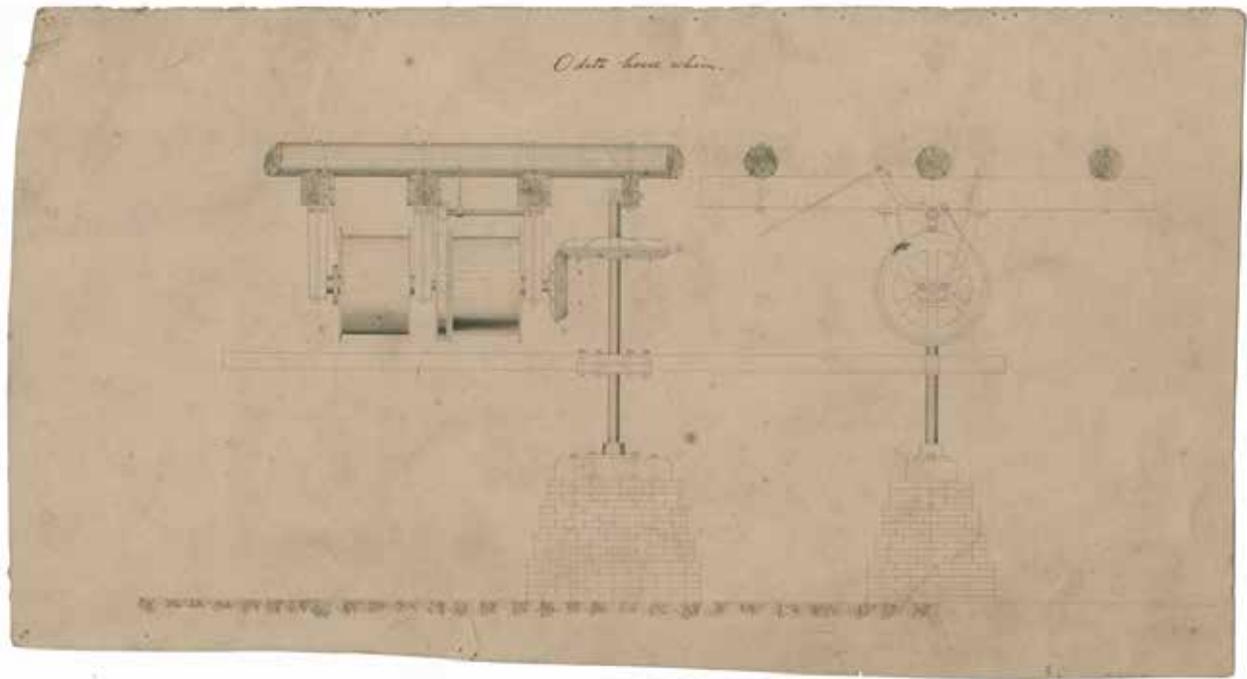
関連資料

佐渡金銀山遺跡には多数の図面・写真資料が残る。そのうち、旧佐渡鉱山採鉱施設に関連する主要なものを選定し、まとめる。

- 大立竪坑櫓、大立竪坑捲揚機室関連資料 …………… 150
- 道遊坑・高任坑関連資料 …………… 164
- 高任粗碎場関連資料 …………… 168
- 高任貯鉱舎及びベルトコンベアヤード関連資料 …………… 176

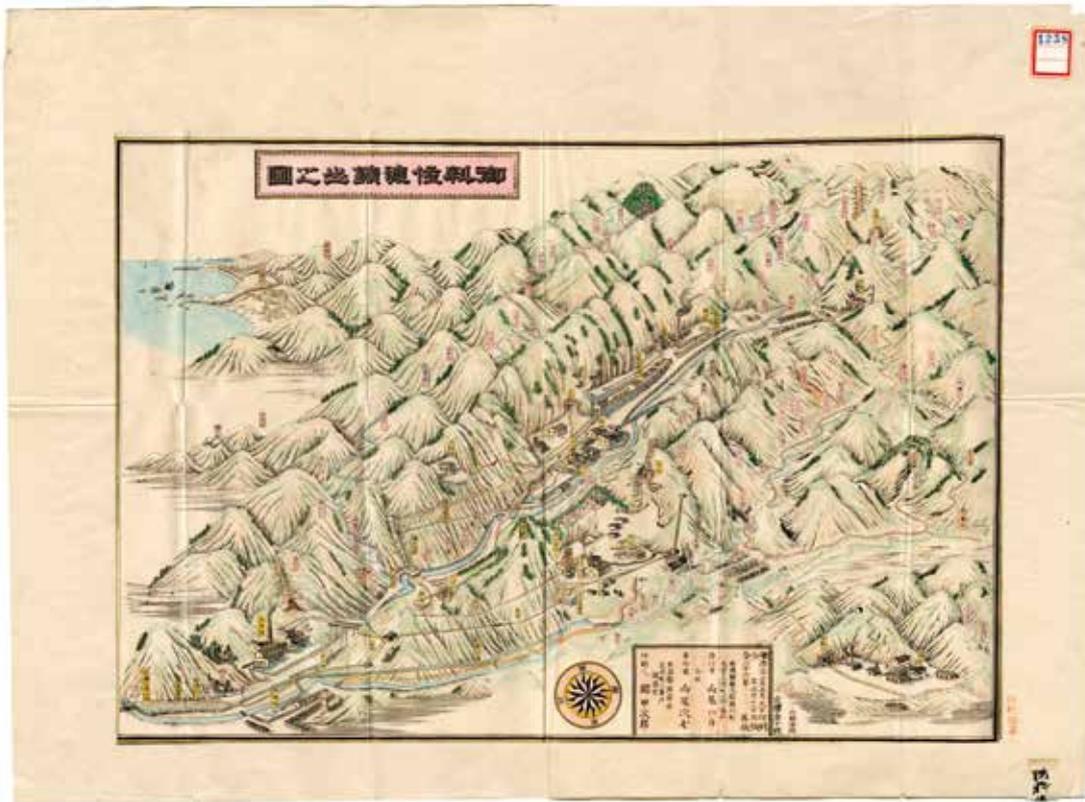
資料番号 (収納番号)
関連建造物
名称

D8639
大立竪坑櫓、大立竪坑捲揚機室
Odate horse winch.



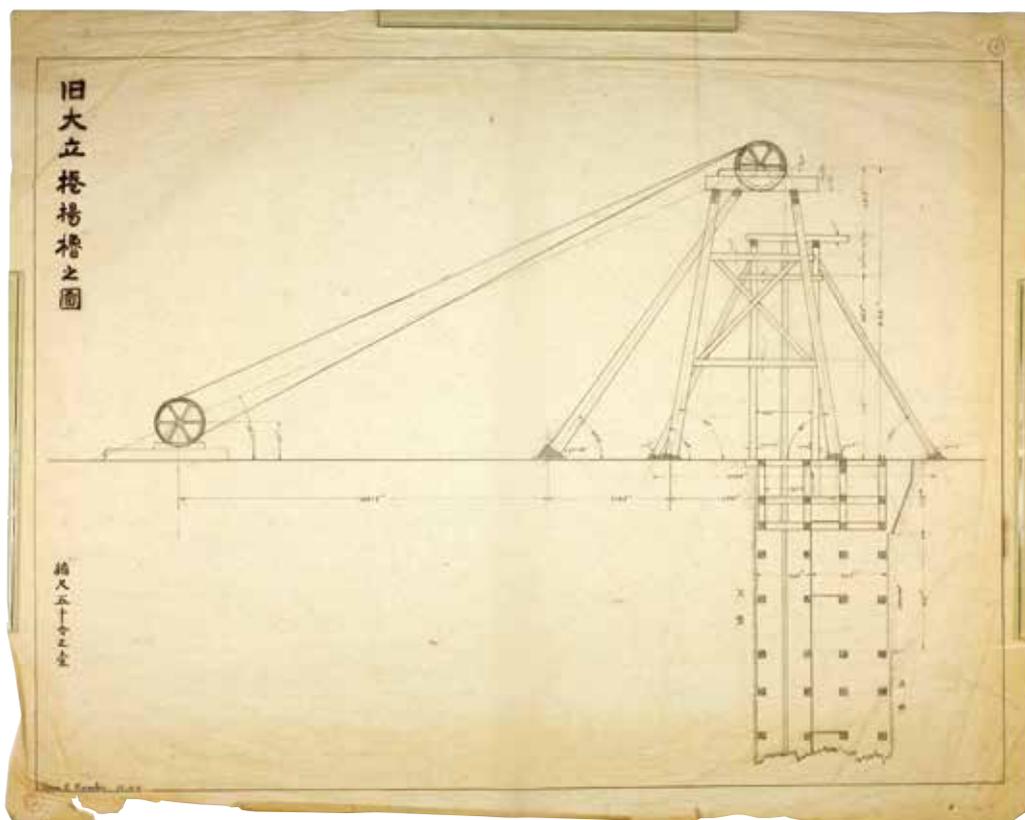
資料番号 (収納番号)
関連建造物
名称

舟崎文庫No.1238
大立竪坑櫓、大立竪坑捲揚機室
御料佐渡鉾山之図



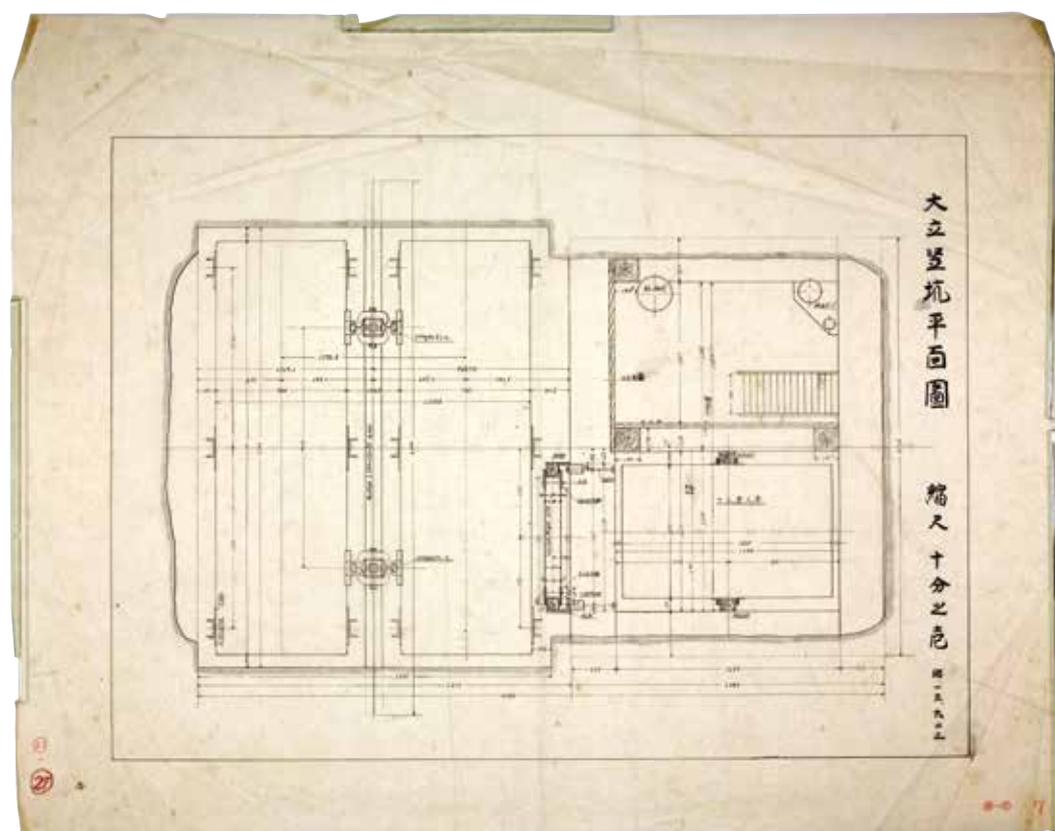
資料番号 (収納番号)
関連建造物
名称

県No.12-63
大立竪坑櫓、大立竪坑捲揚機室
旧大立捲揚櫓之図



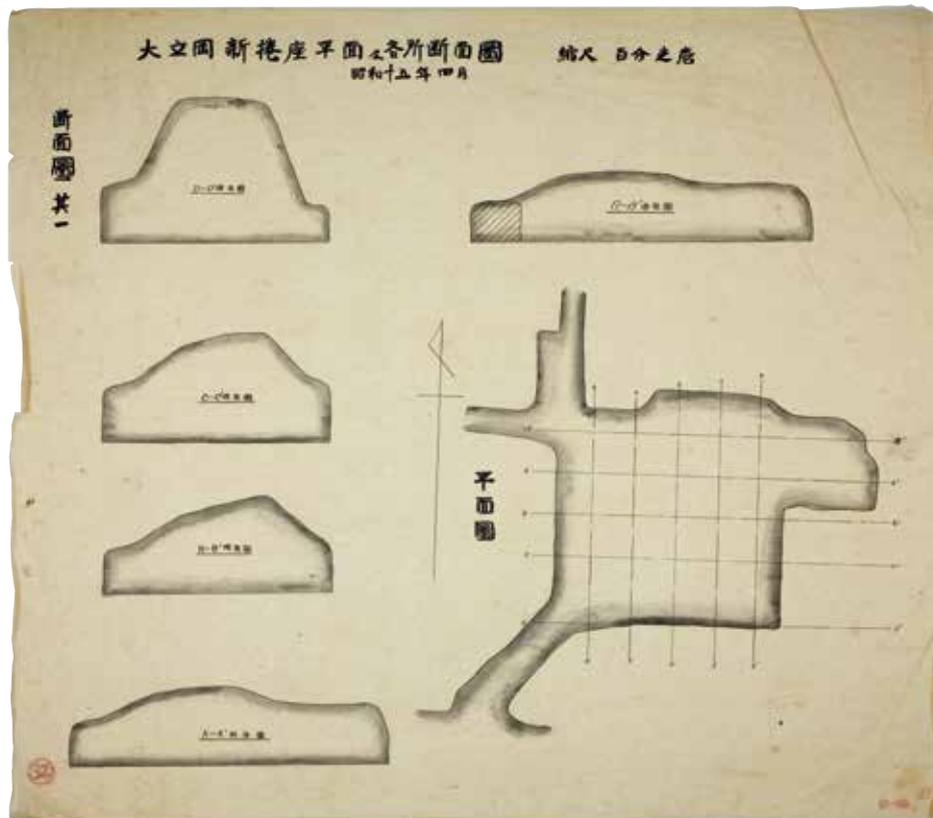
資料番号 (収納番号)
関連建造物
名称

県No.12-19
大立竪坑櫓、大立竪坑捲揚機室
大立竪坑平面図



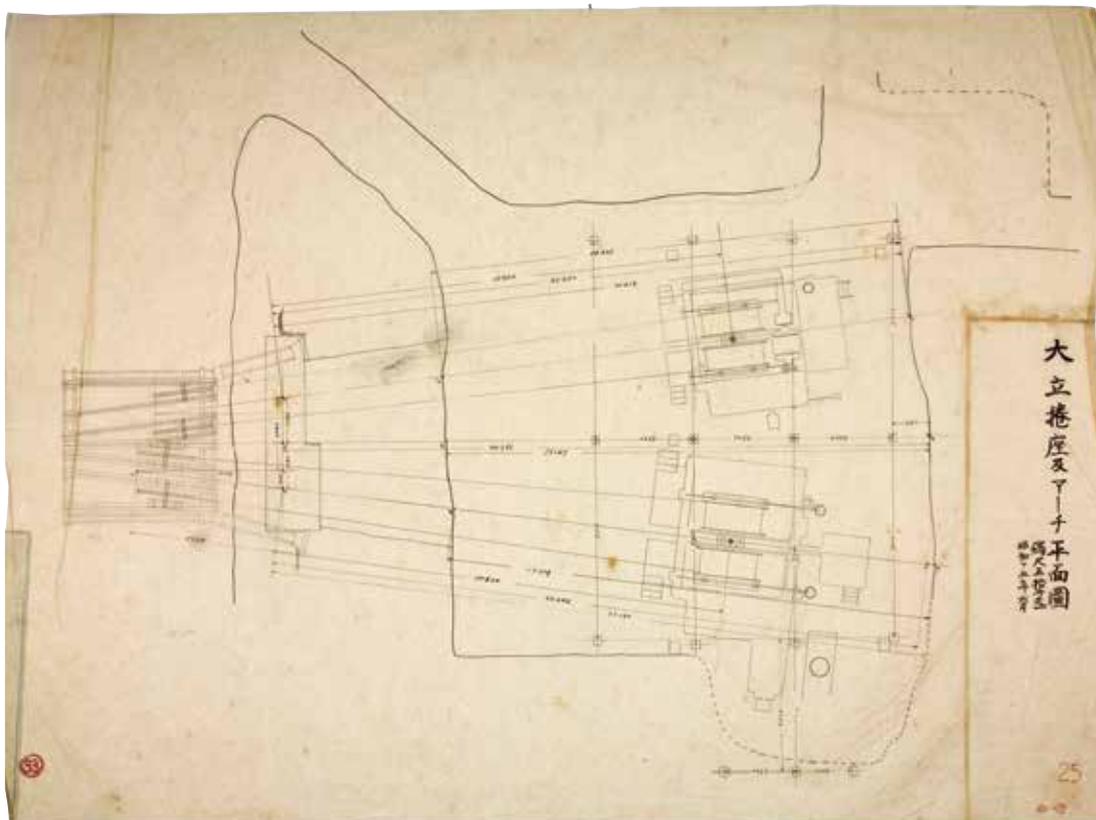
資料番号 (収納番号)
関連建造物
名称

県No.11-57
大立竪坑櫓、大立竪坑捲揚機室
大立岡新捲座平面及各所断面図



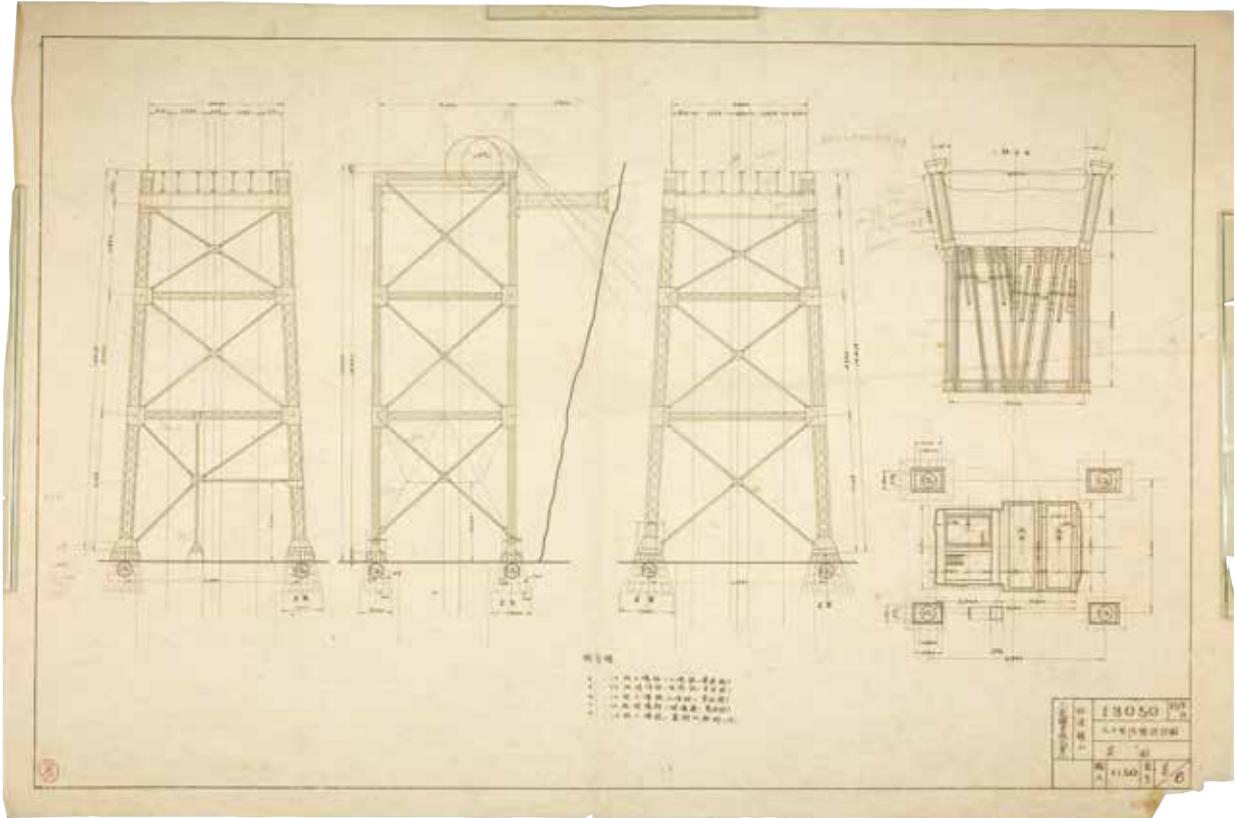
資料番号 (収納番号)
関連建造物
名称

県No.11-70
大立竪坑櫓、大立竪坑捲揚機室
大立捲座及アーチ平面図



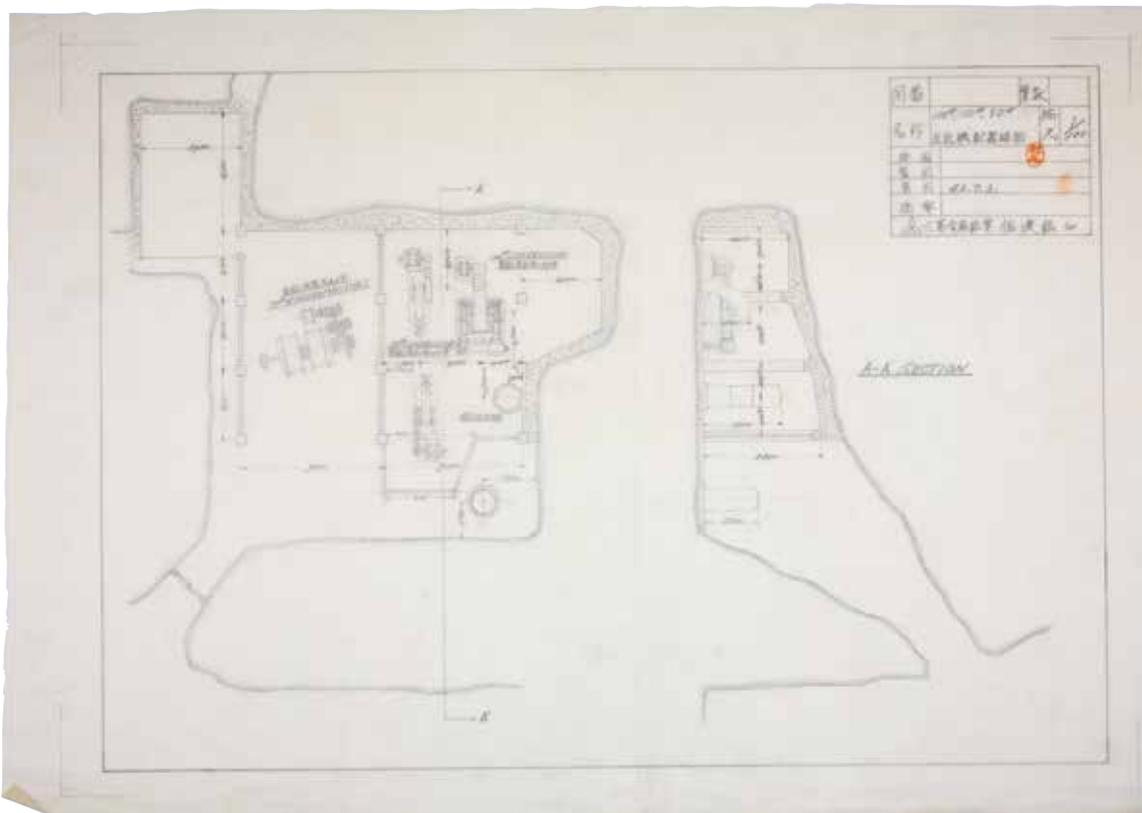
資料番号 (収納番号)
 関連建造物
 名称

県No.20-5
 大立竪坑櫓、大立竪坑捲揚機室
 大立竪坑櫓設計図



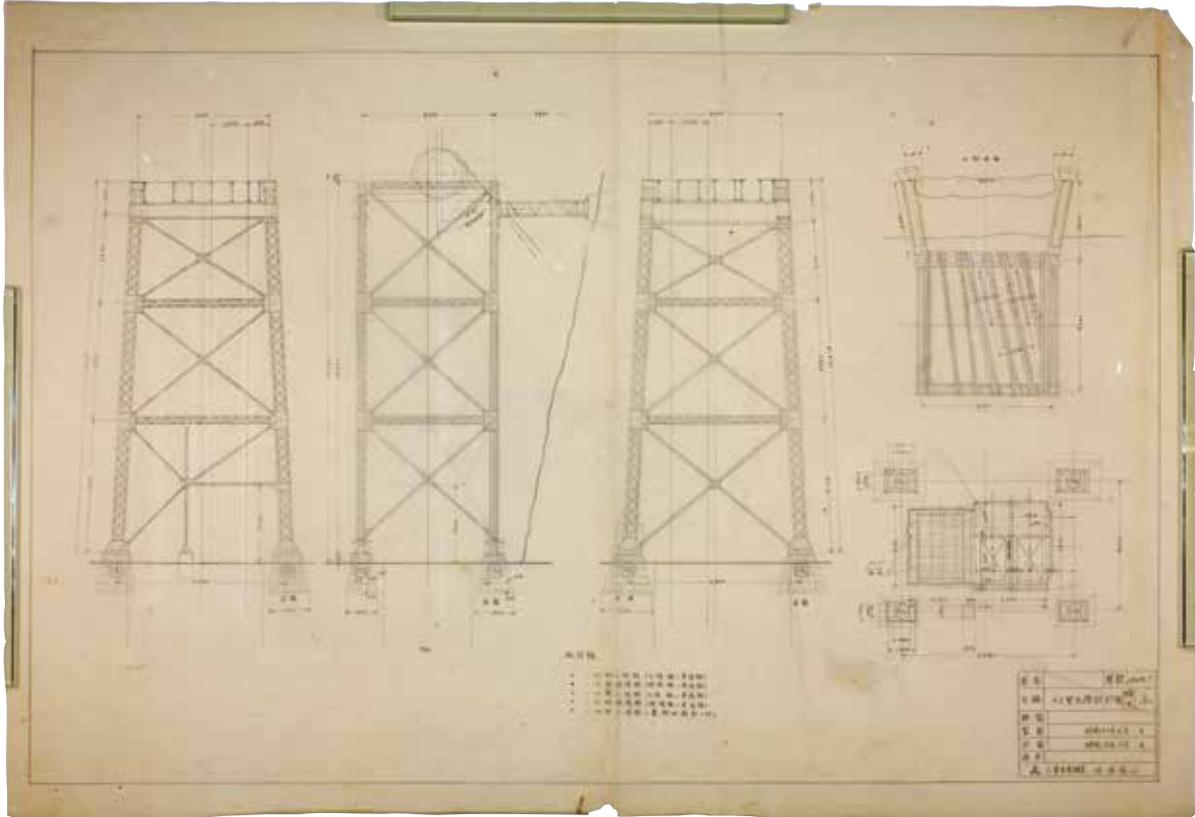
資料番号 (収納番号)
 関連建造物
 名称

県No.19-9-2
 大立竪坑櫓、大立竪坑捲揚機室
 100HP、100HP、50HP 圧気機配置略図



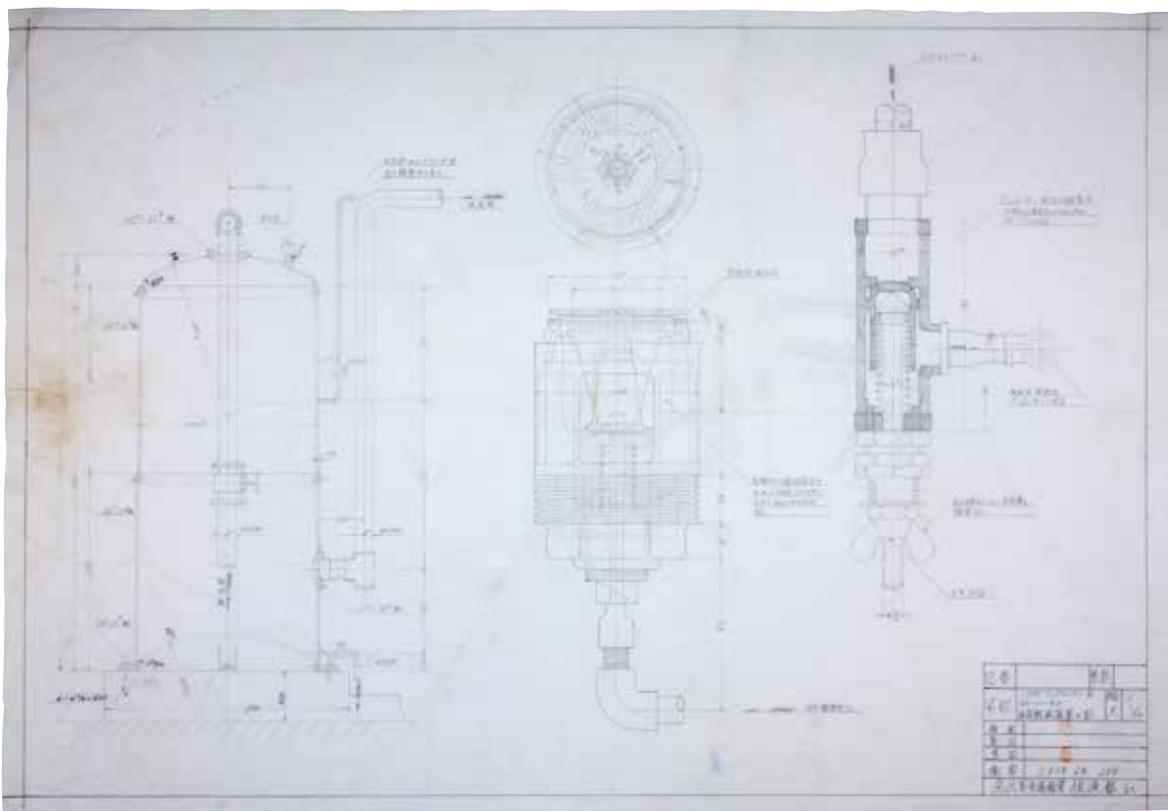
資料番号 (収納番号)
関連建造物
名称

県No.12-67
大立竪坑櫓、大立竪坑捲揚機室
大立竪坑櫓設計図



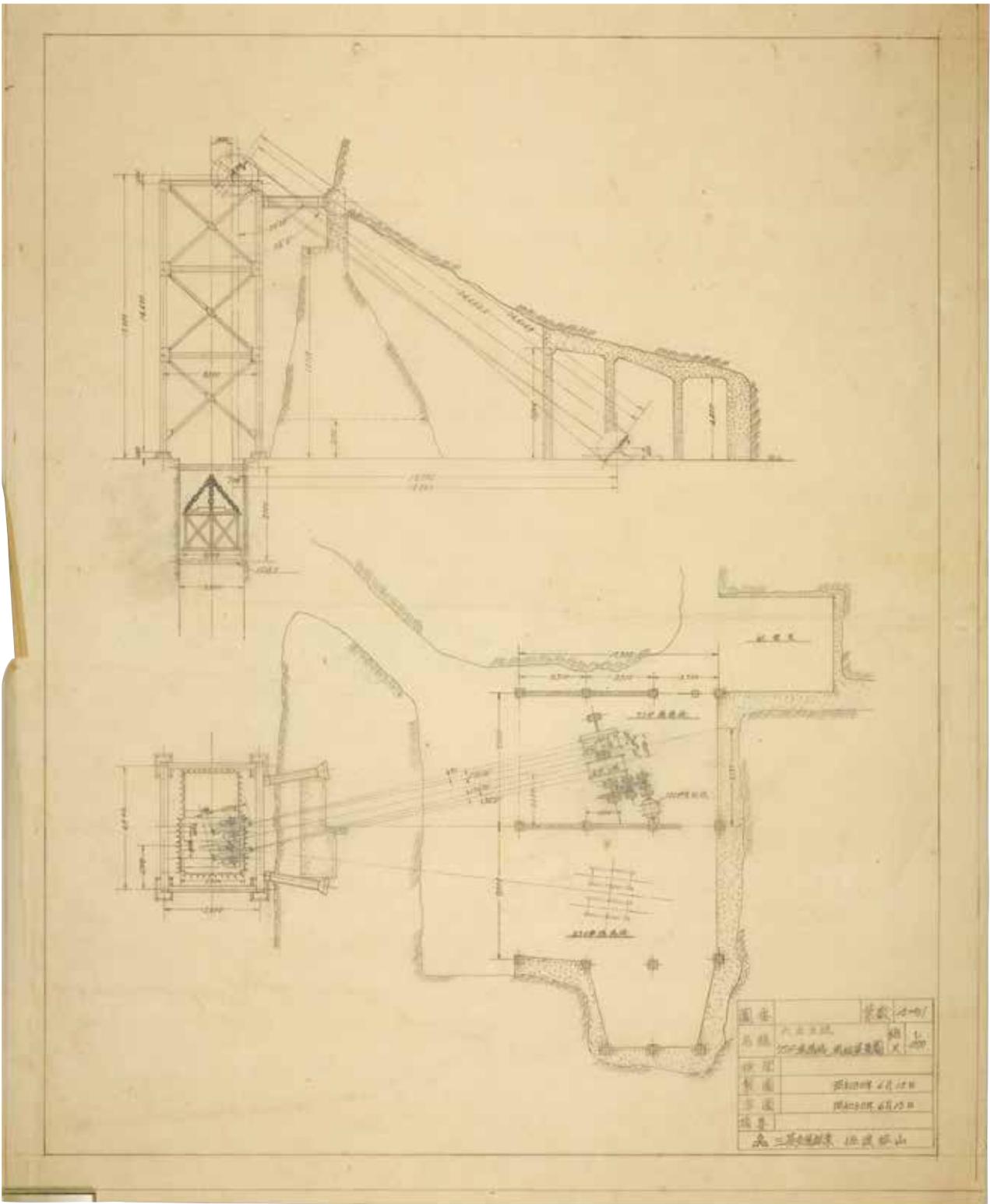
資料番号 (収納番号)
関連建造物
名称

県No.19-12-2
大立竪坑櫓、大立竪坑捲揚機室
100Pコンプレッサー用レシーバー及び負荷軽減装置の図



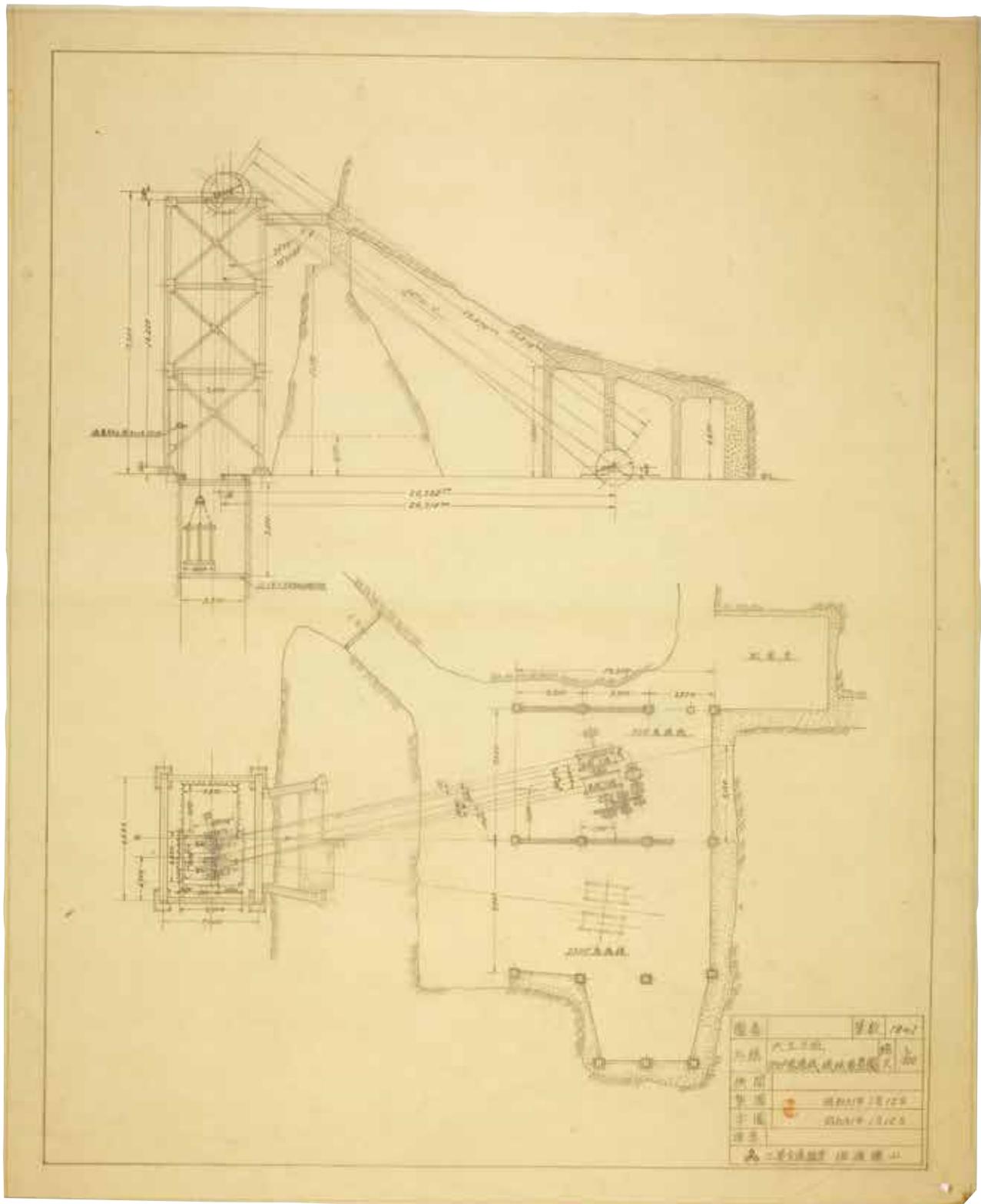
資料番号 (収納番号)
 関連建造物
 名称

県No.12-51
 大立竪坑櫓、大立竪坑捲揚機室
 大立立坑 75HP捲揚機、機械装置図



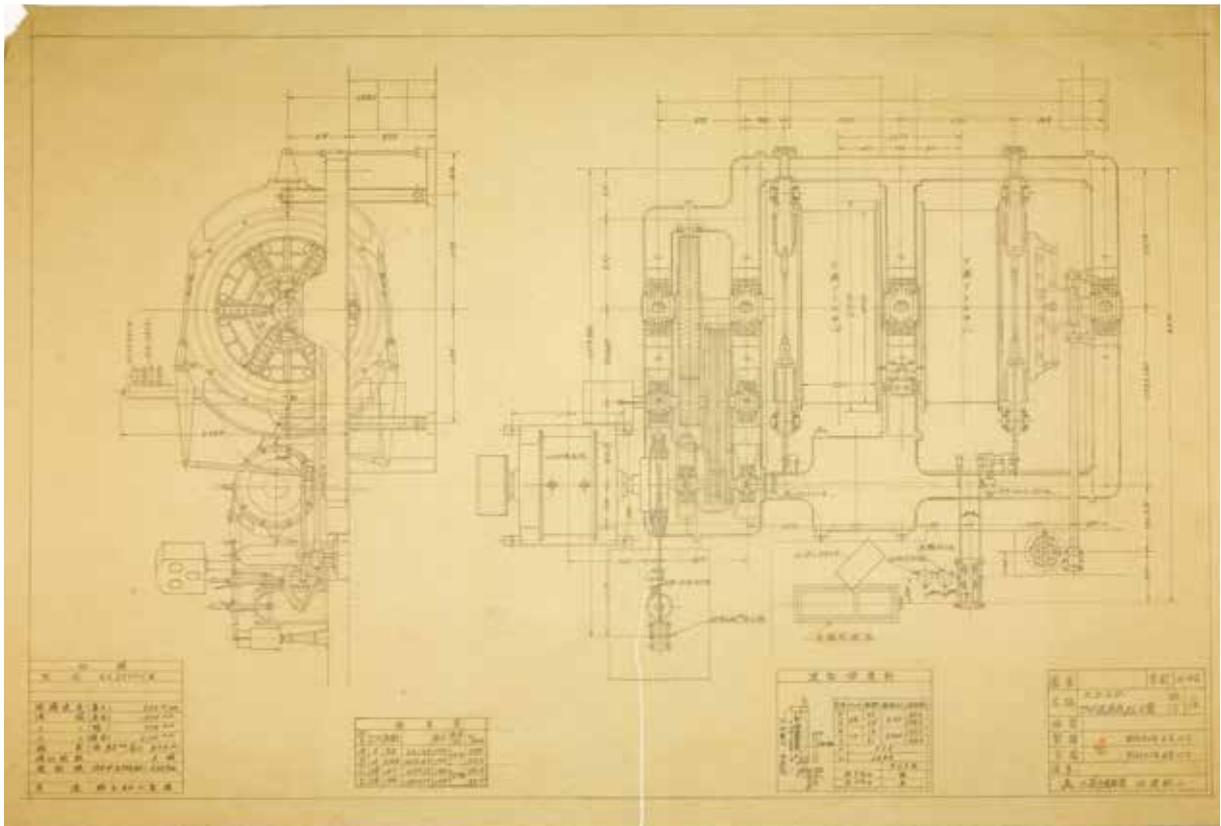
資料番号 (収納番号)
 関連建造物
 名称

県No.20-8
 大立竪坑櫓、大立竪坑捲揚機室
 大立立坑 75HP捲揚機、機械装置図



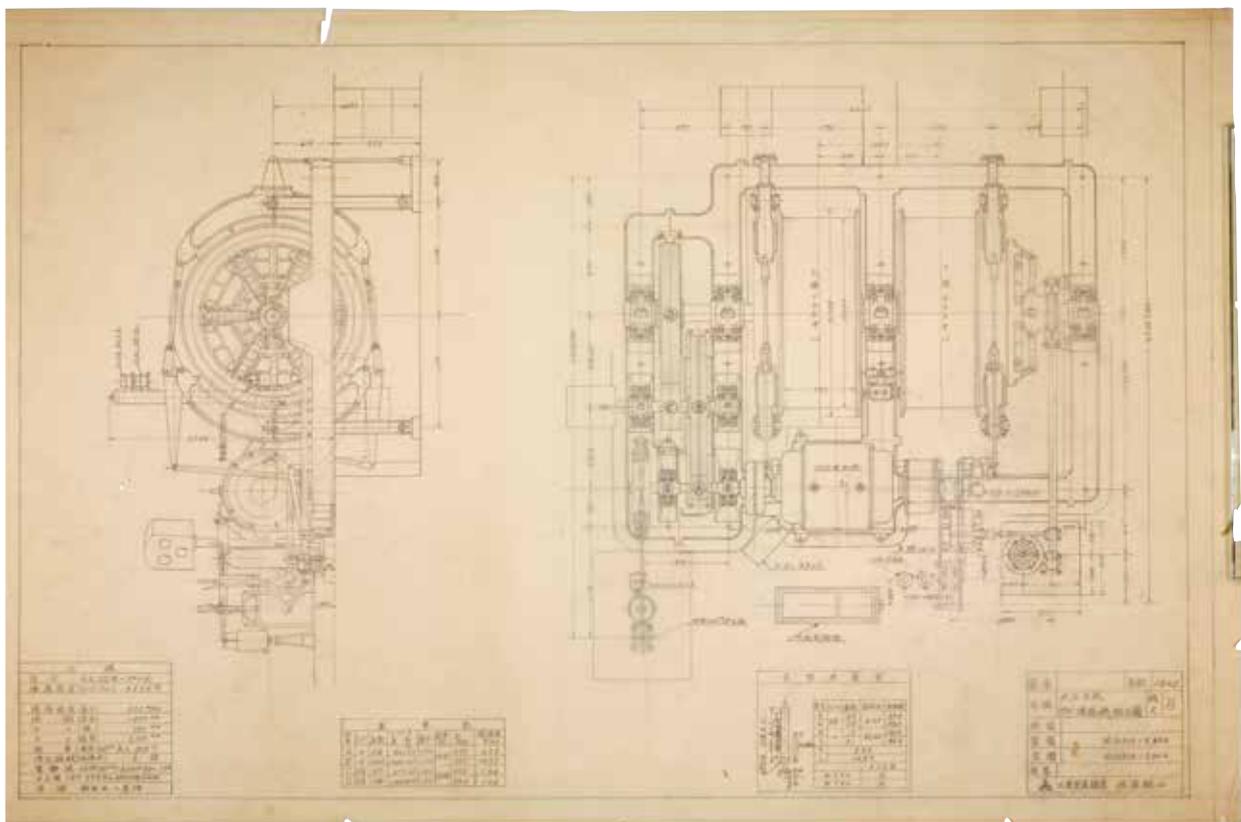
資料番号 (収納番号)
関連建造物
名称

県No.12-65
大立竪坑櫓、大立竪坑捲揚機室
大立立坑 75HP捲揚機組立図



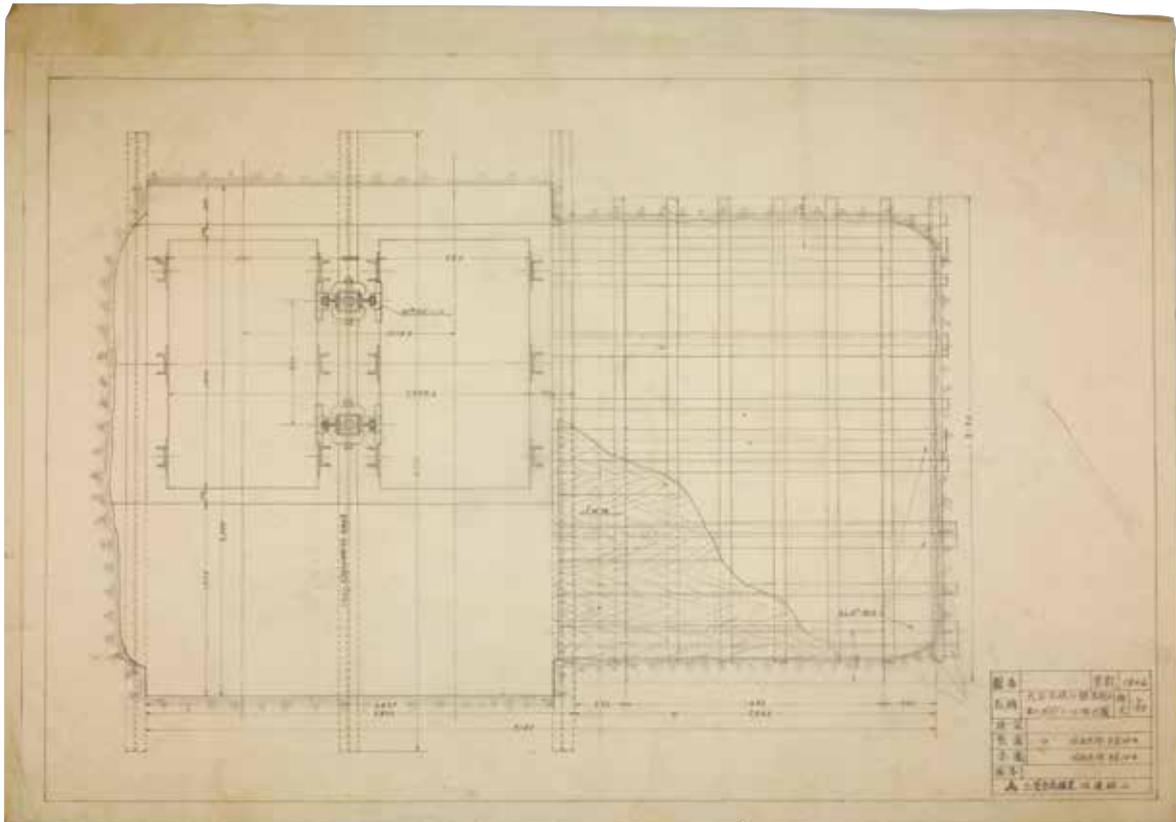
資料番号 (収納番号)
関連建造物
名称

県No.20-6
大立竪坑櫓、大立竪坑捲揚機室
大立立坑 75HP捲揚機組立図



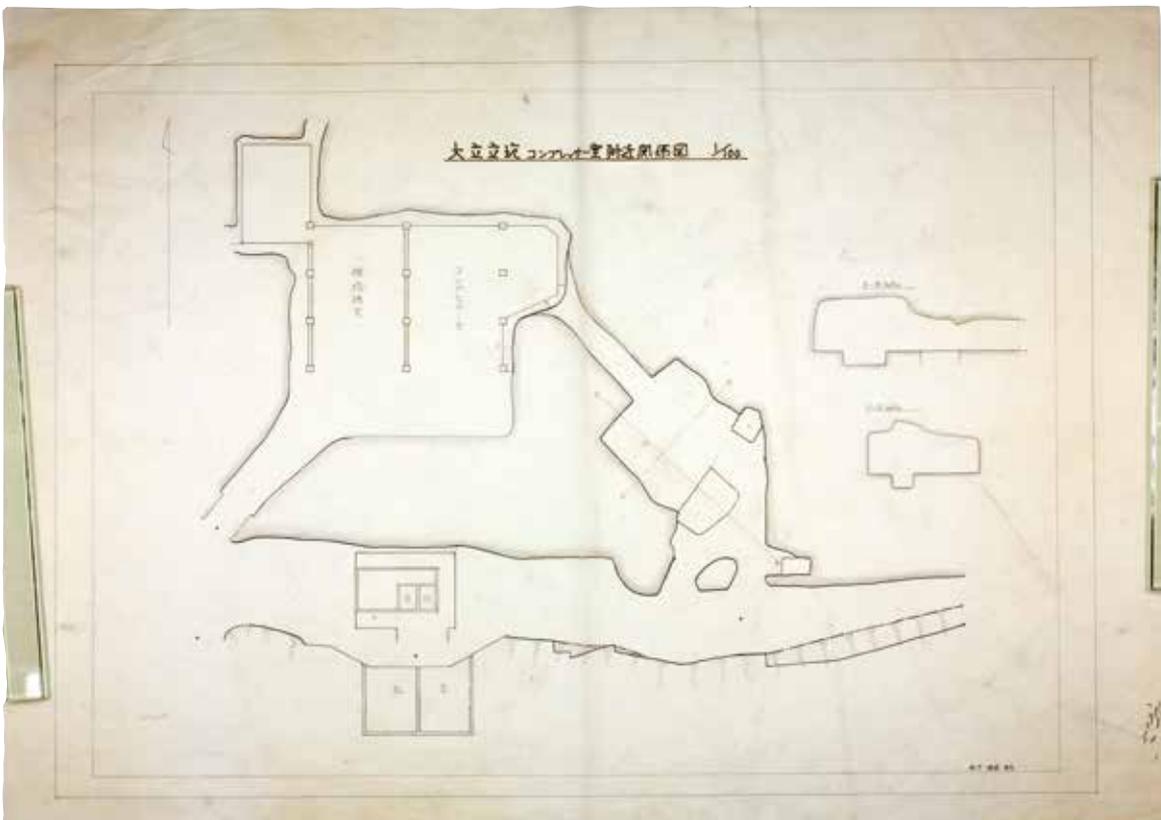
資料番号 (収納番号)
関連建造物
名称

県No.12-23
大立竪坑櫓、大立竪坑捲揚機室
大立立坑口墜落防止並にガイドレール取付図



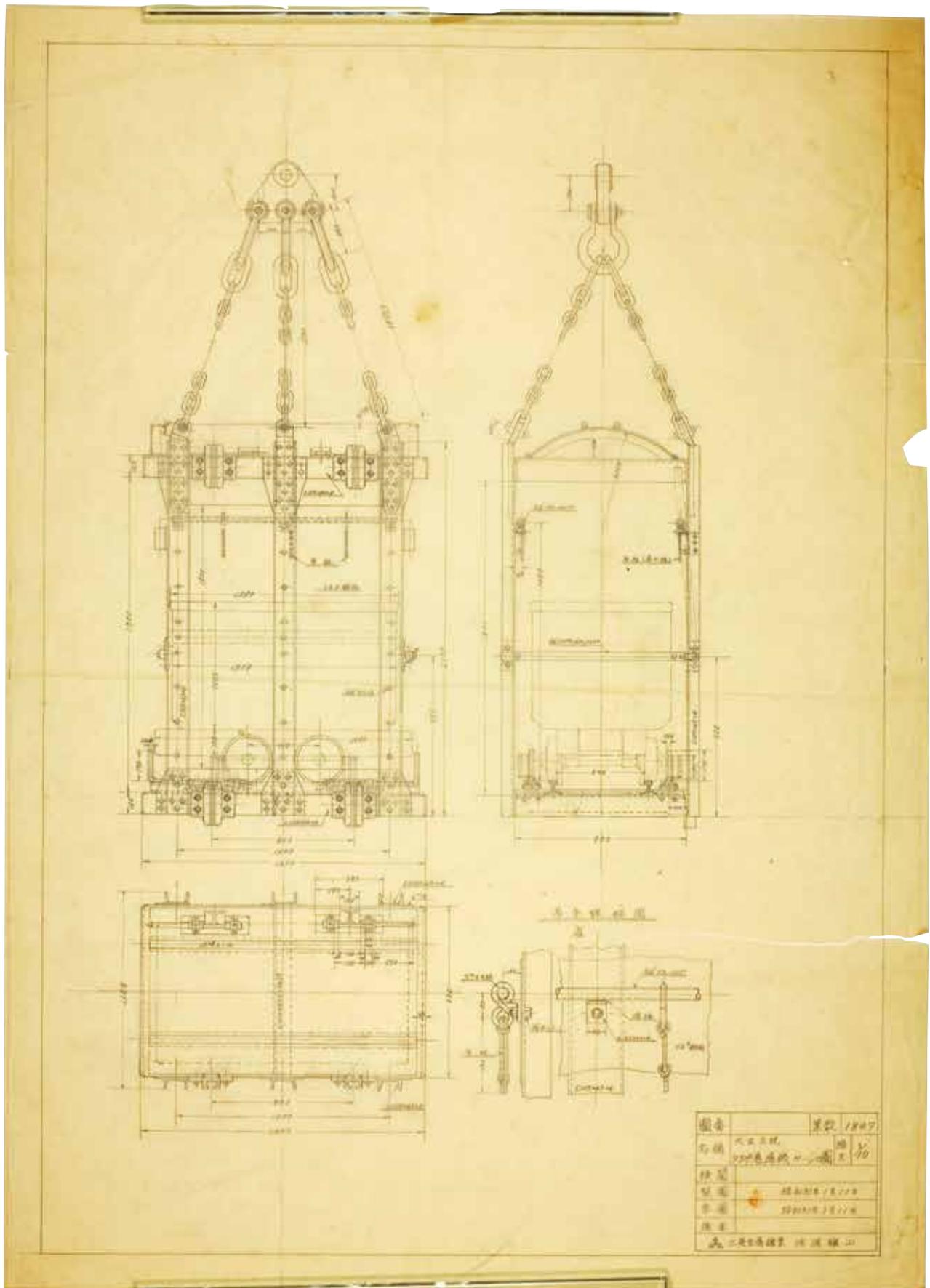
資料番号 (収納番号)
関連建造物
名称

県No.19-1-1
大立竪坑櫓、大立竪坑捲揚機室
大立立坑コンプレッサー室附近関係図



資料番号 (収納番号)
 関連建造物
 名称

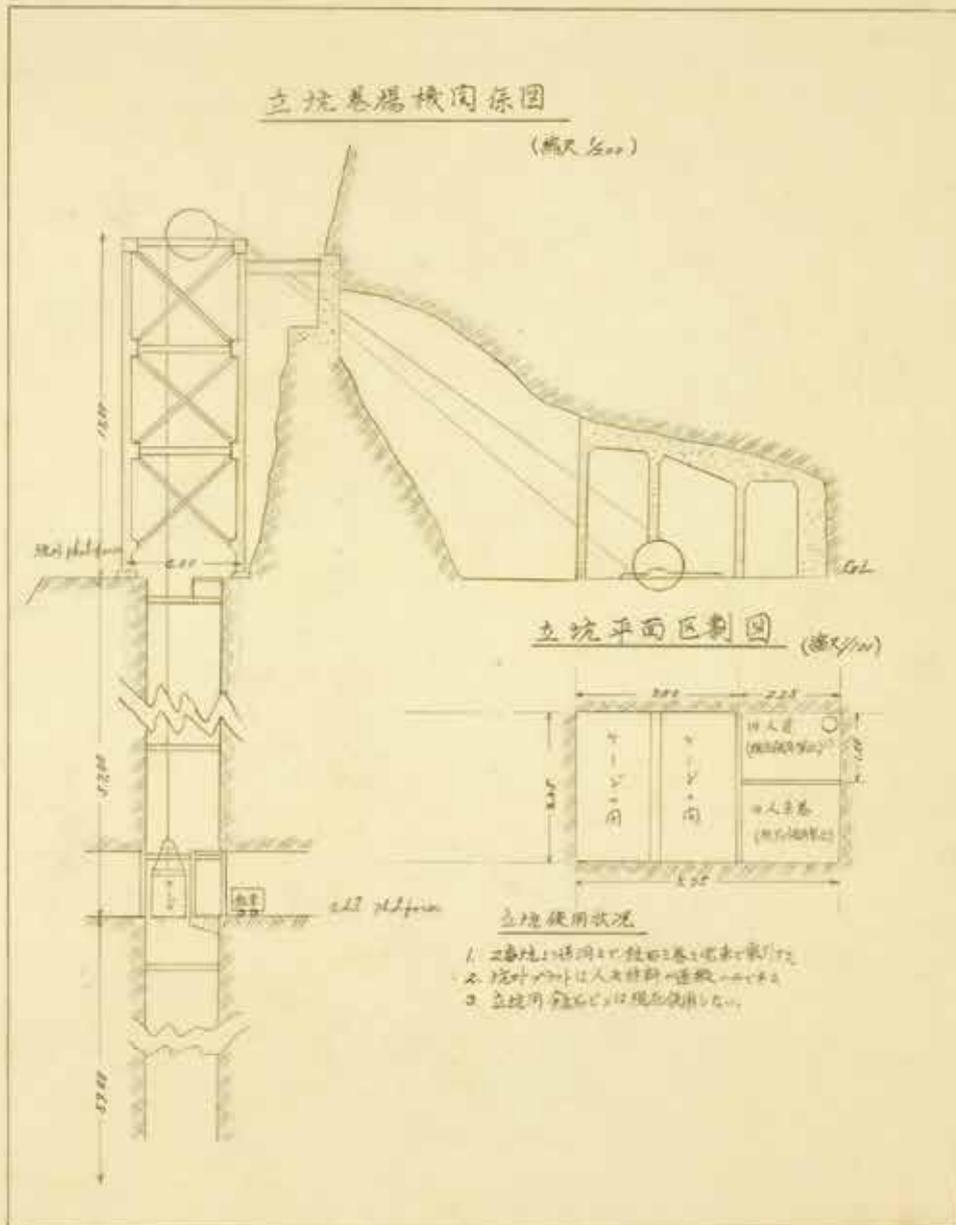
県No.12-11
 大立竪坑櫓、大立竪坑捲揚機室
 大立立坑 75HP捲揚機ケージ之図



製者	東武	年次	1947
石積	大立立坑	層	10
積層	75HP捲揚機ケージ	工	10
製造	昭和22年/12/20		
検査	昭和23年/12/20		
備考	大立立坑 75HP捲揚機ケージ		

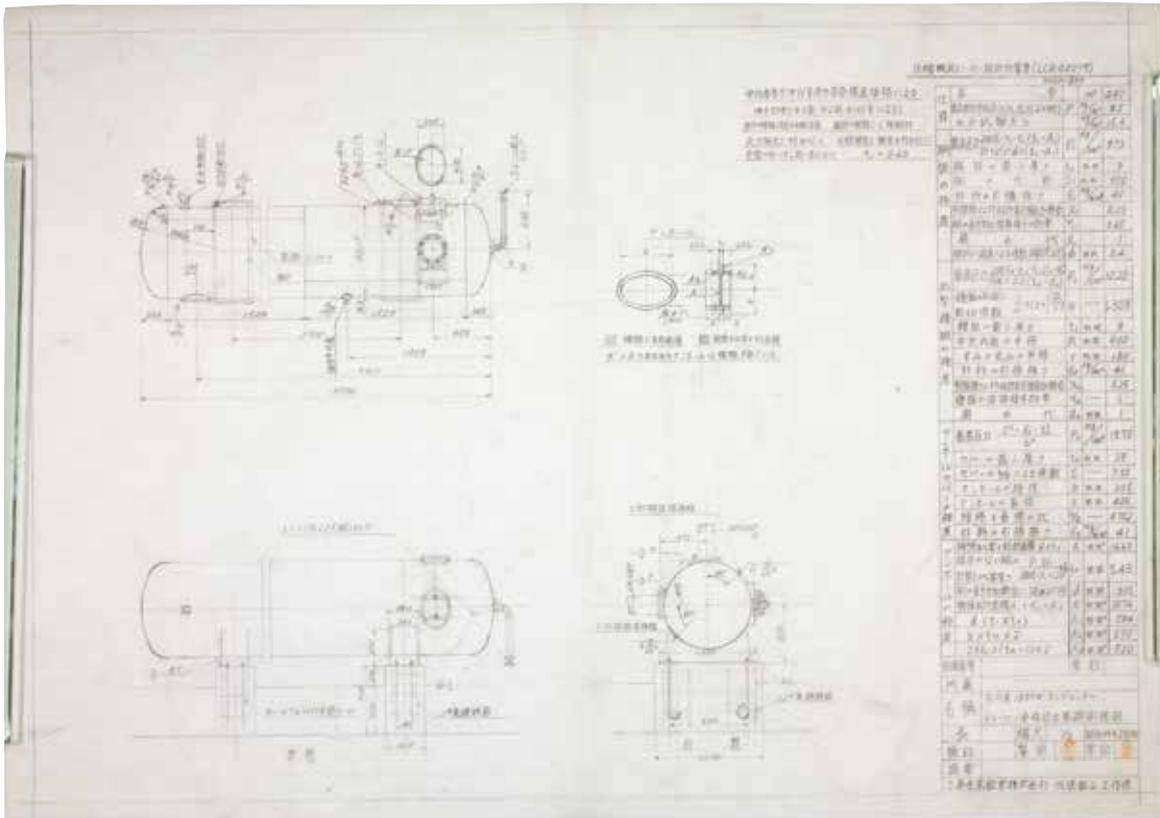
資料番号 (収納番号)
 関連建造物
 名称

県No.12-9-2
 大立竪坑櫓、大立竪坑捲揚機室
 立坑巻揚機関係図・立坑平面区割図



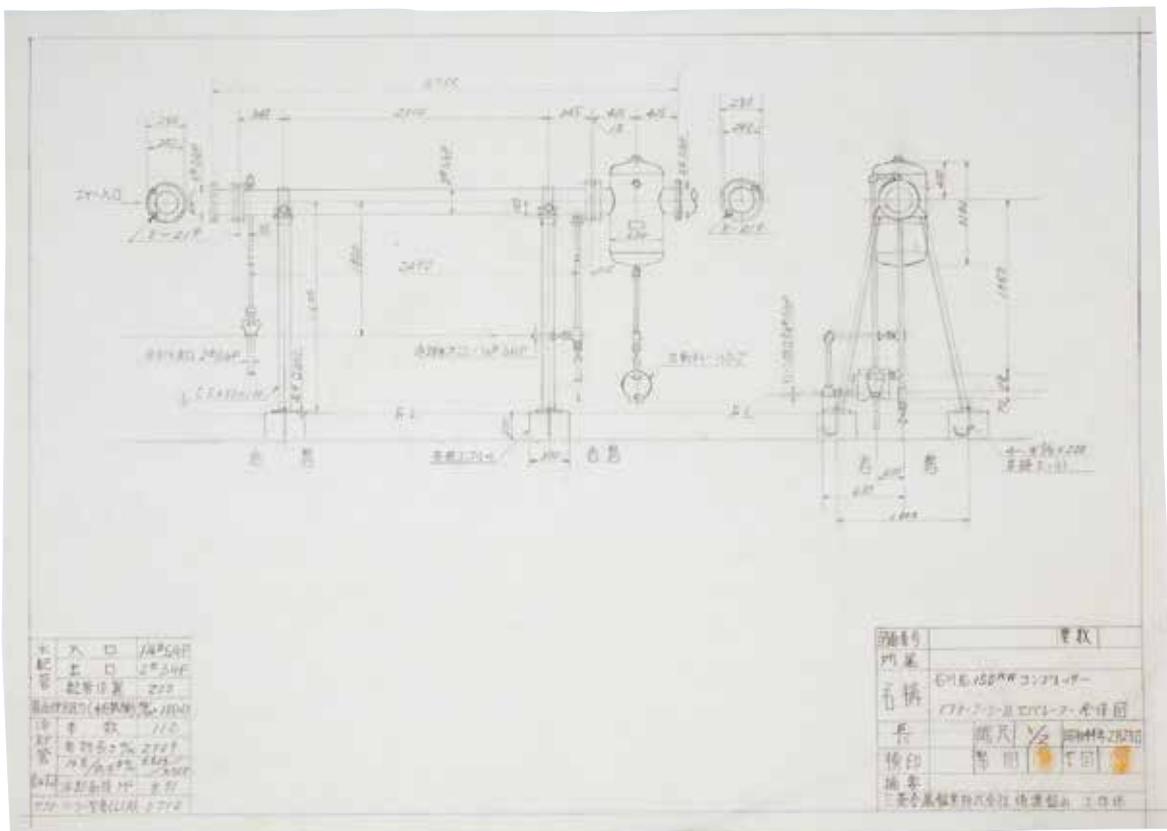
資料番号 (収納番号)
 関連建造物
 名称

県No.19-6-1
 大立竪坑櫓、大立竪坑捲揚機室
 石川島WN112型コンプレッサー レシーバー全体図及基礎関係図



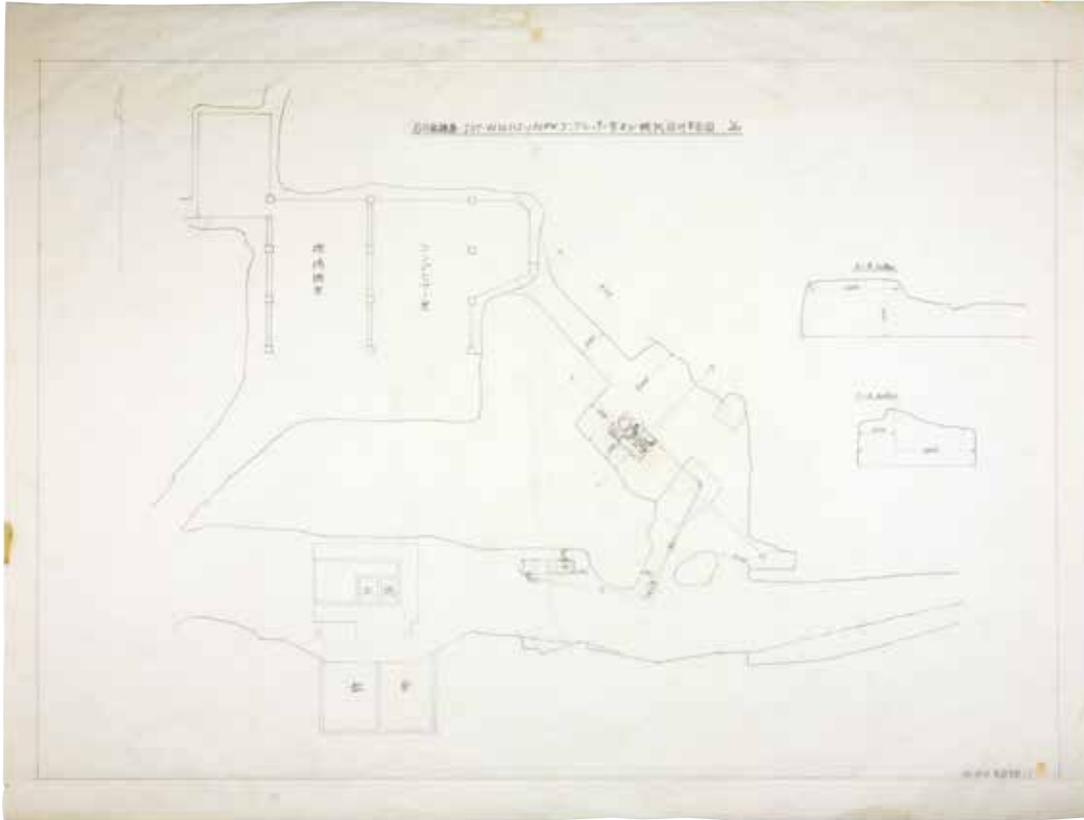
資料番号 (収納番号)
 関連建造物
 名称

県No.19-8-4
 大立竪坑櫓、大立竪坑捲揚機室
 石川島WN112型コンプレッサー アフタークーラー及セパレーター全体図



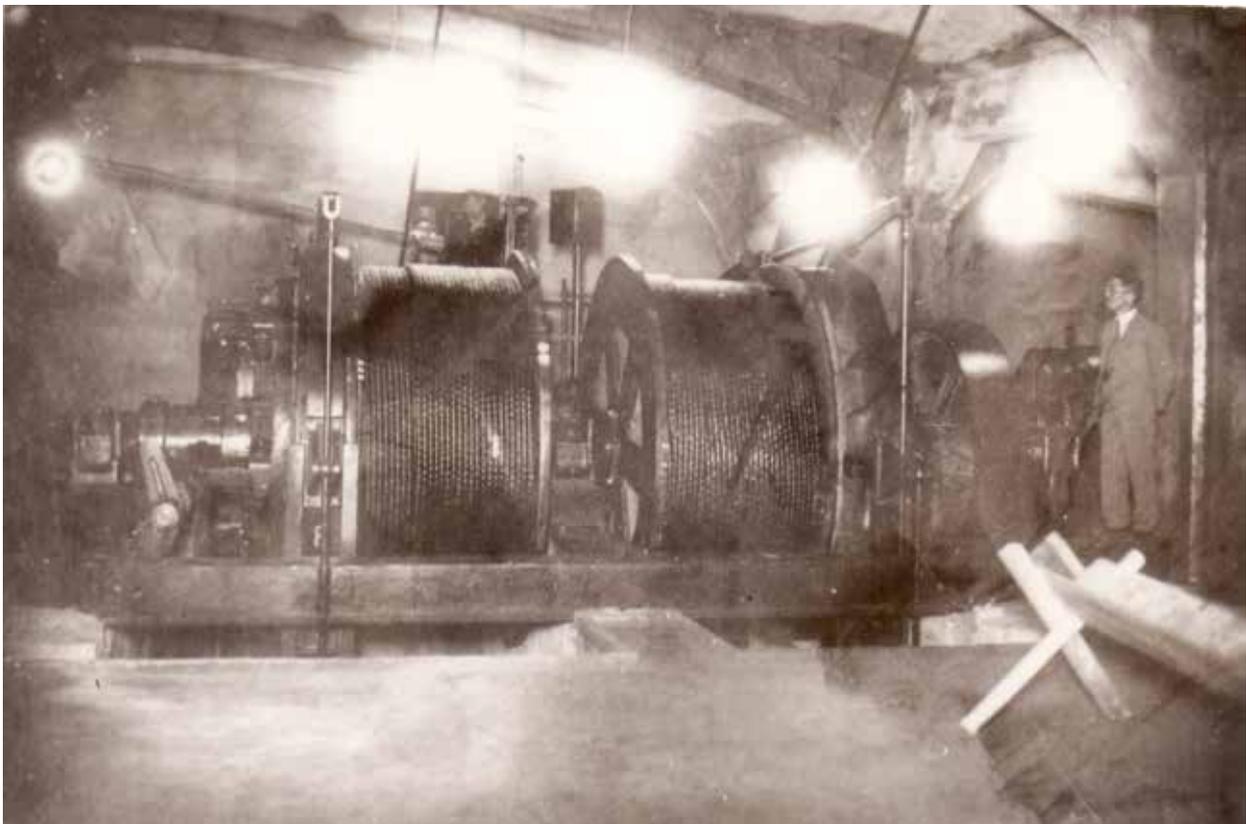
資料番号 (収納番号)
関連建造物
名称

県No.19-8-1
大立竪坑櫓、大立竪坑捲揚機室
石川島播磨JOY-WN112-150KWコンプレッサー室及び機械据付平面図



資料番号 (収納番号)
関連建造物
名称

OldPhoto031 (2-1)
大立竪坑櫓、大立竪坑捲揚機室
大立竪坑複胴捲揚機



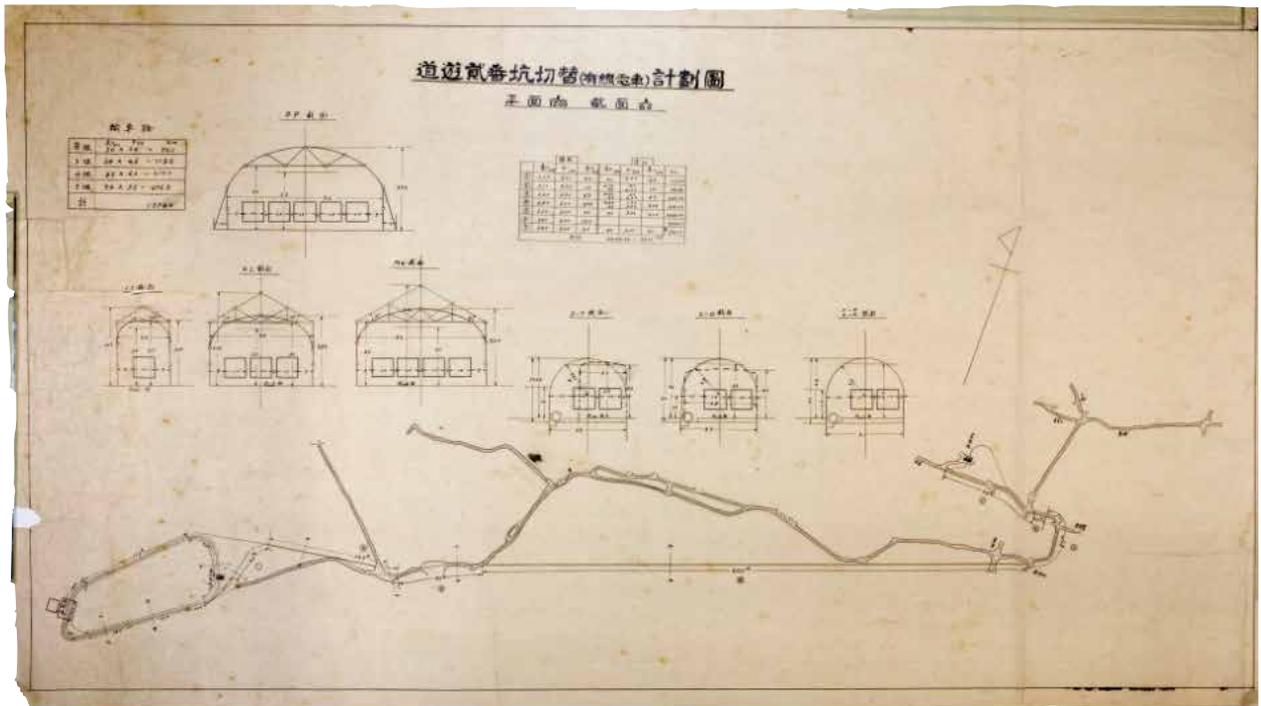
資料番号（収納番号）
関連建造物
名称

039（7-2）
大立竪坑櫓、大立竪坑捲揚機室
大立竪坑櫓



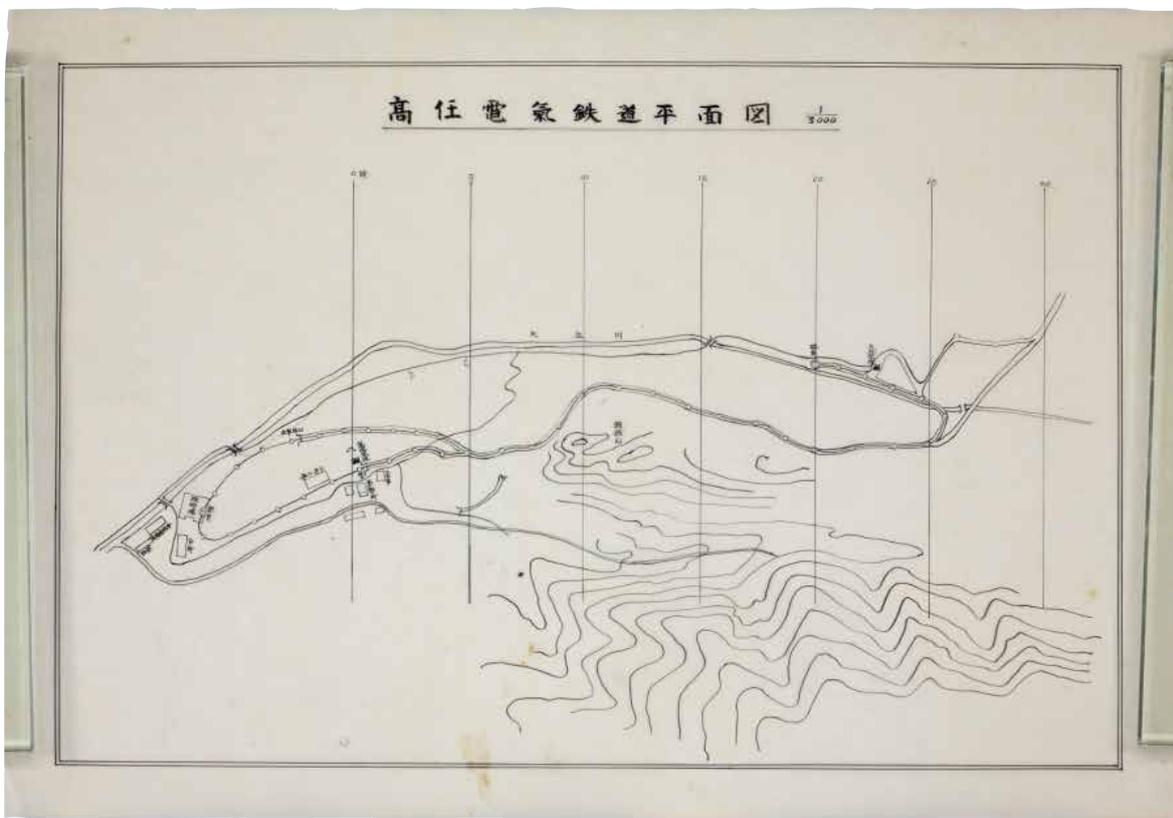
資料番号
 関連建造物
 名称

県No6-28
 道遊坑・高任坑
 道遊貳番坑切替（有線電車）計画図



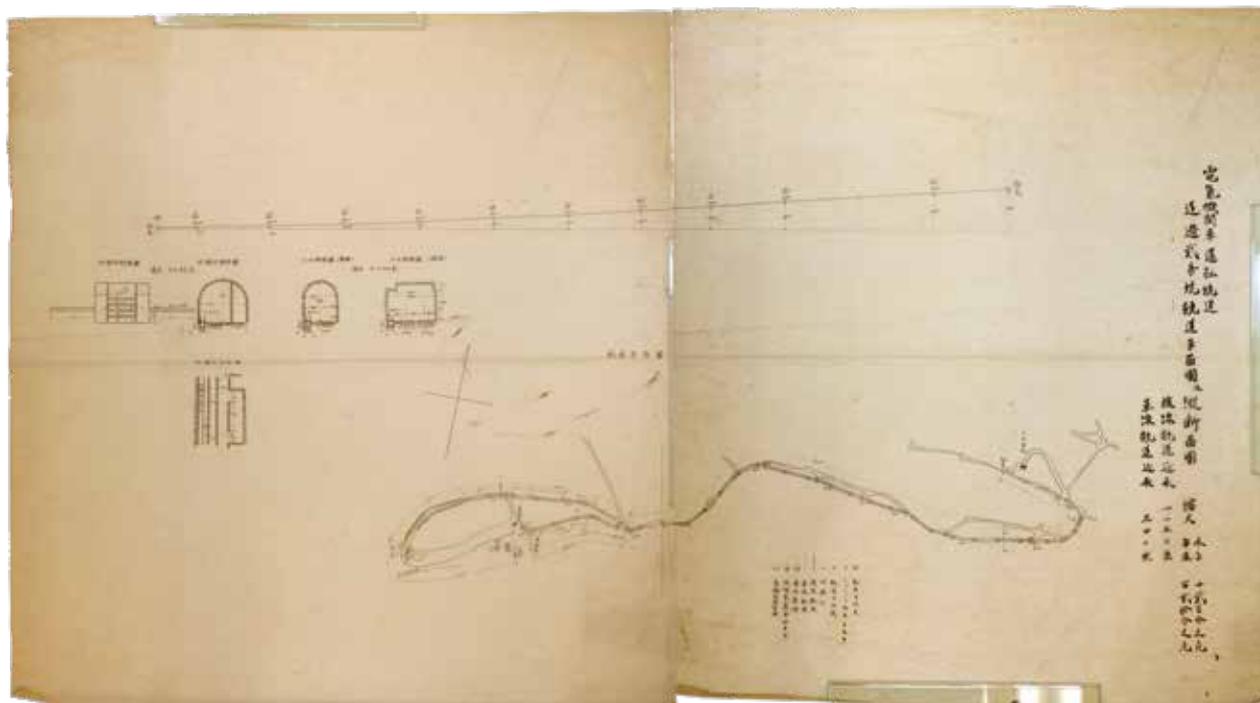
資料番号
 関連建造物
 名称

県No19-30-3
 道遊坑・高任坑
 高任電気鉄道平面図



資料番号
関連建造物
名称

県No6-43 (左図)・44 (右図)
道遊坑・高任坑
電気機関車運転坑道 道遊貳番坑軌道平面図及縦断面図



資料番号
関連建造物
名称

Kin gin_zanka_shakuyou001
道遊坑・高任坑
道遊坑



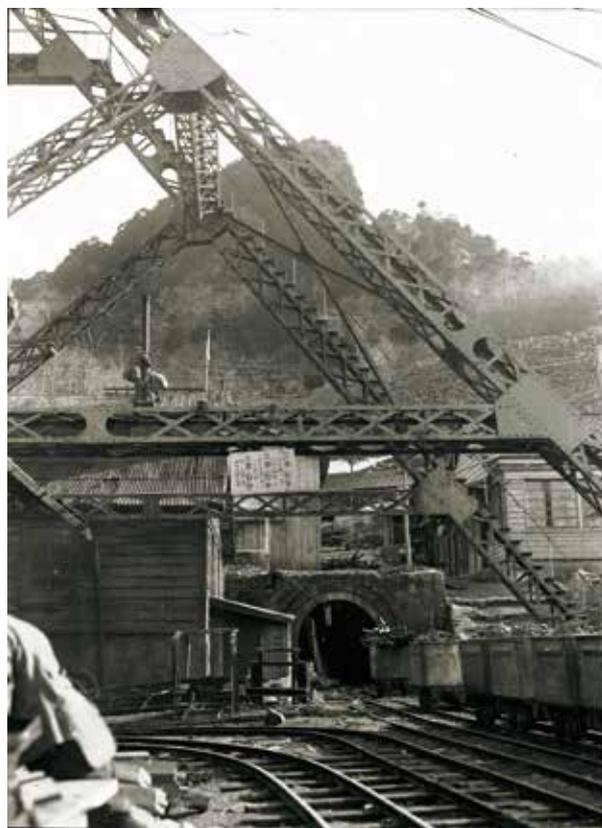
資料番号
関連建造物
名称

Kin gin_zanka_shakuyou022
道遊坑・高任坑
記念撮影（道遊坑）



資料番号
関連建造物
名称

Kin gin_zanka_shakuyou061
道遊坑・高任坑
道遊坑



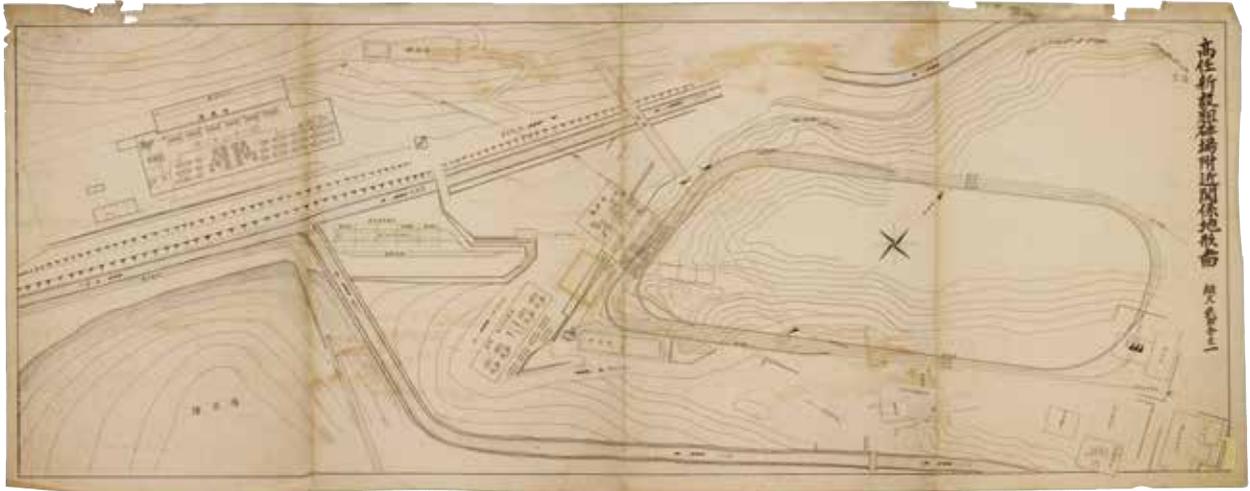
資料番号
関連建造物
名称

President_alubam020
道遊坑・高任坑
高任地区遠景



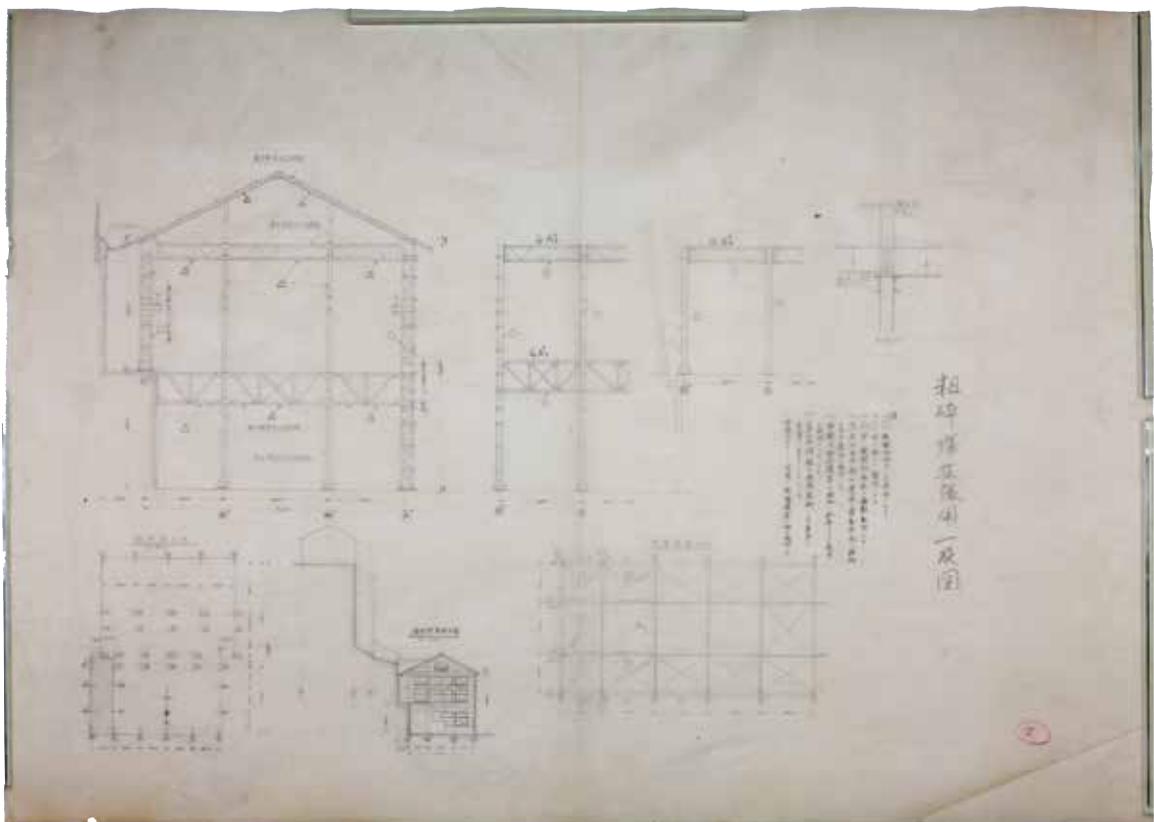
資料番号
関連建造物
名称

県No.1-3
高任粗碎場
高任新設粗碎場附近関係地形図



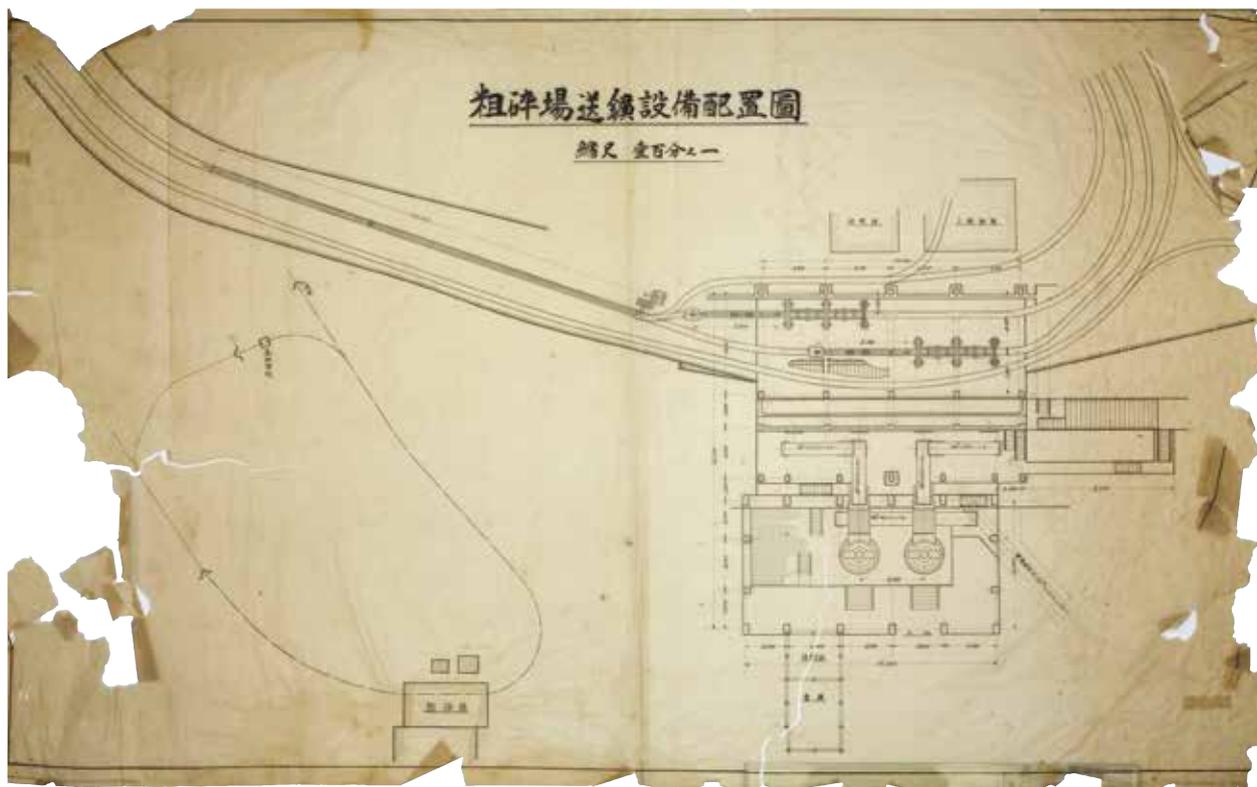
資料番号
関連建造物
名称

県No.20-40
高任粗碎場
粗碎場拡張用一般図



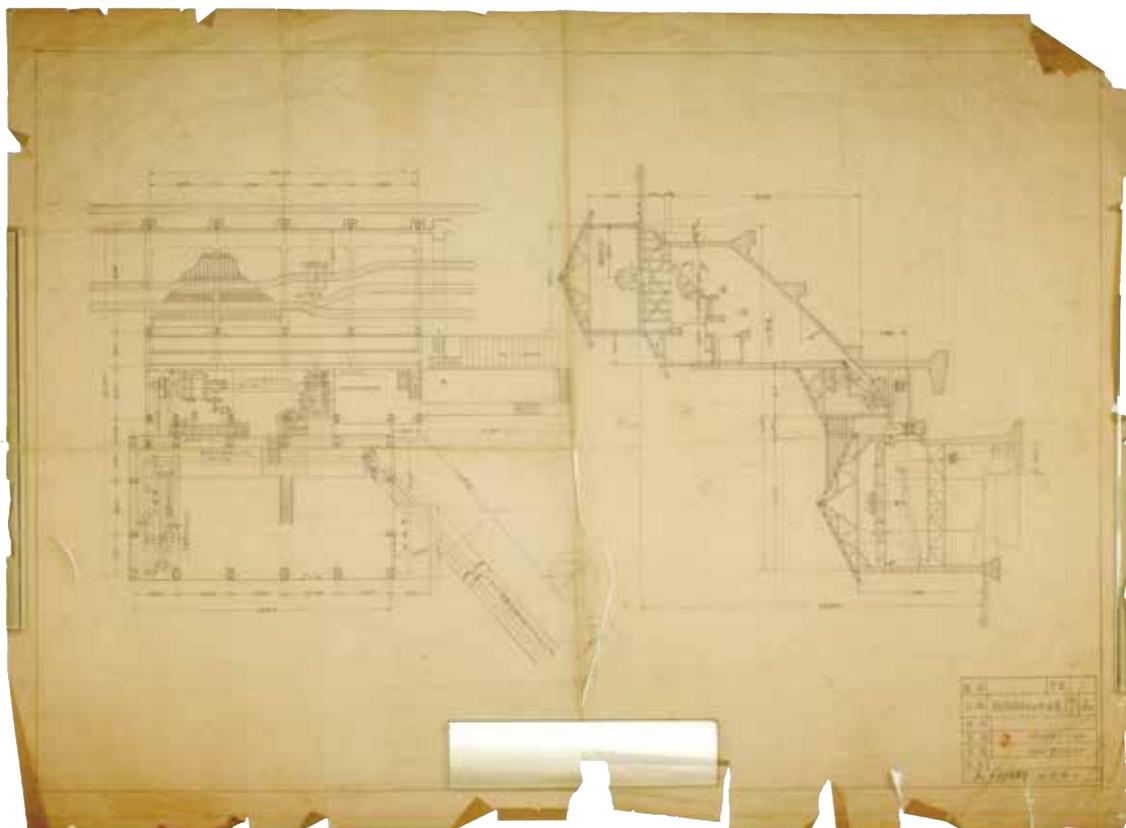
資料番号
関連建造物
名称

県No.15-48
高任粗碎場
粗碎場送鋸設備配置図



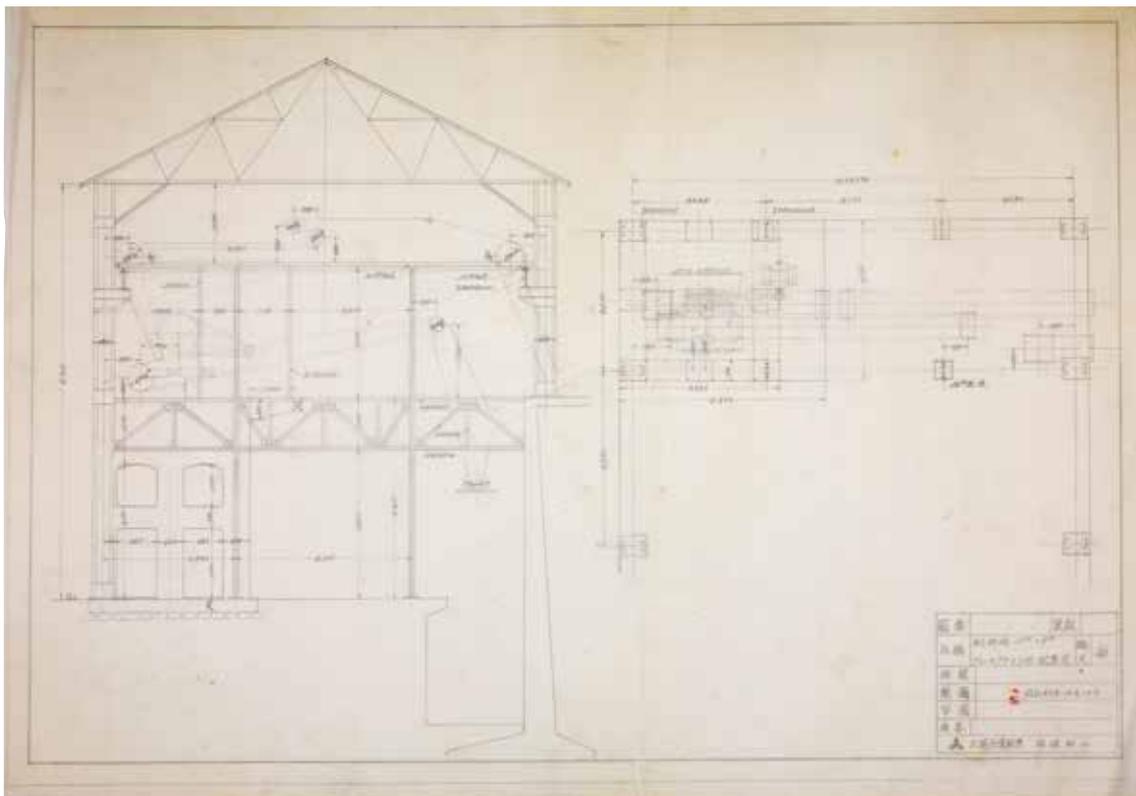
資料番号
関連建造物
名称

県No.15-6
高任粗碎場
粗碎場平面及断面図



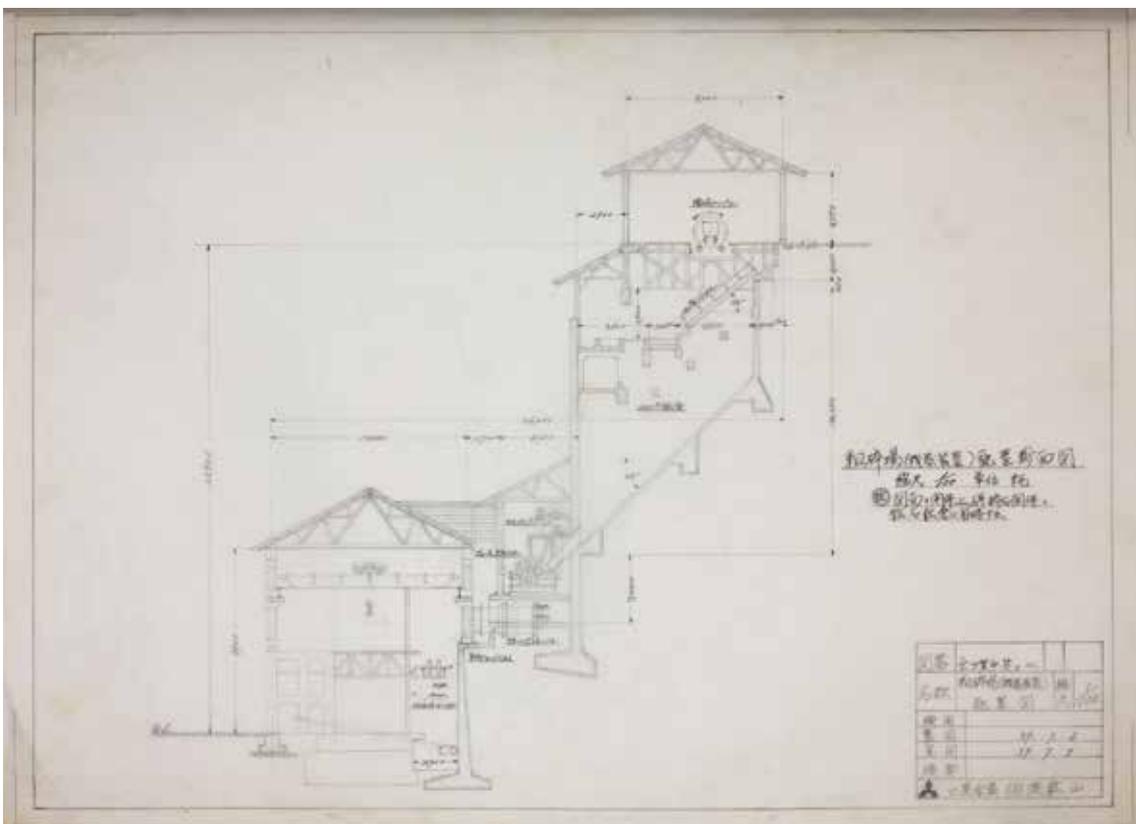
資料番号
関連建造物
名称

県No.19-19-1
高任粗碎場
粗碎場15吋×9吋ブレーキクラッシャー配置図



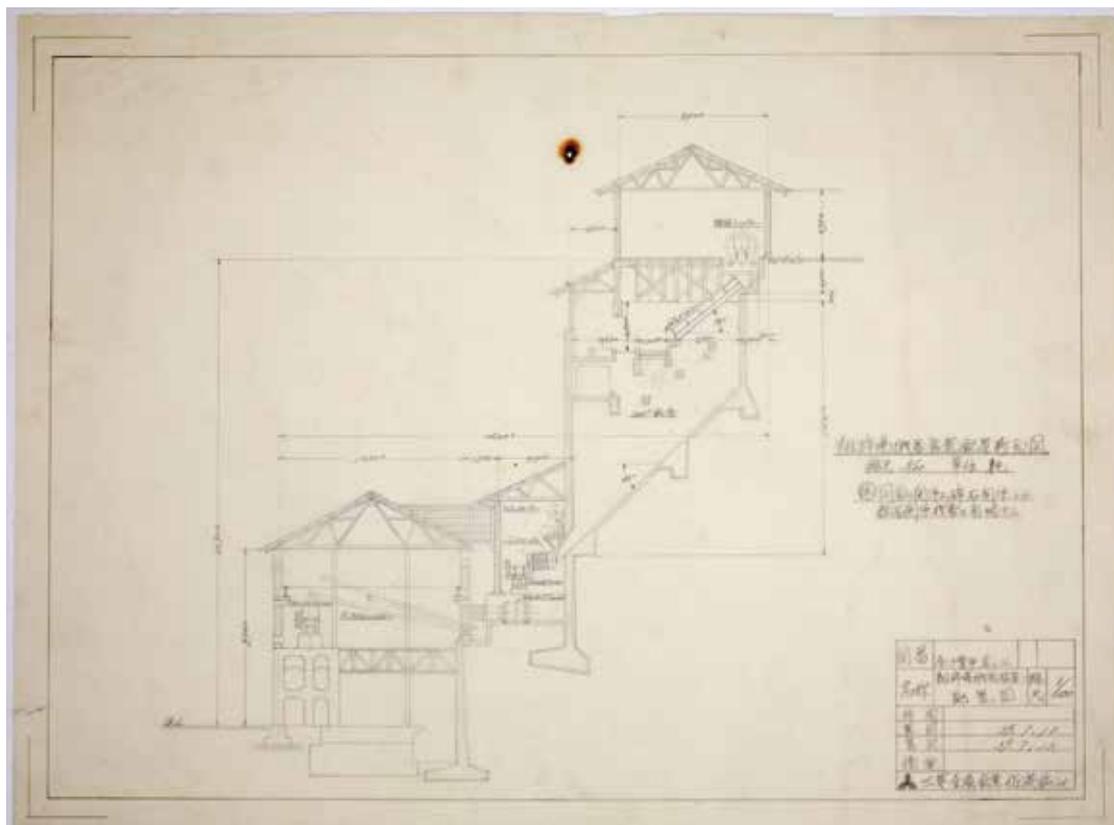
資料番号
関連建造物
名称

県No.15-67-1
高任粗碎場
粗碎場（機器装置）配置図



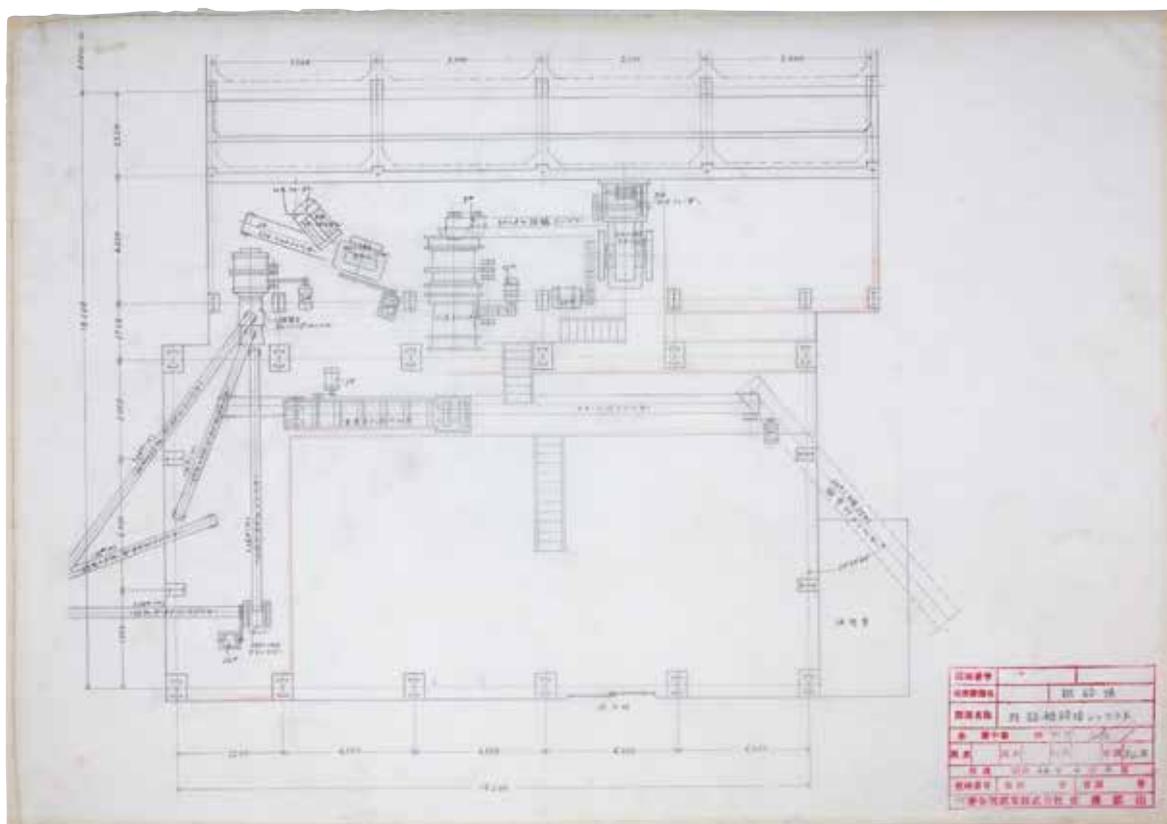
資料番号
関連建造物
名称

県No.15-58
高任粗碎場
粗碎場（機器装置）配置図



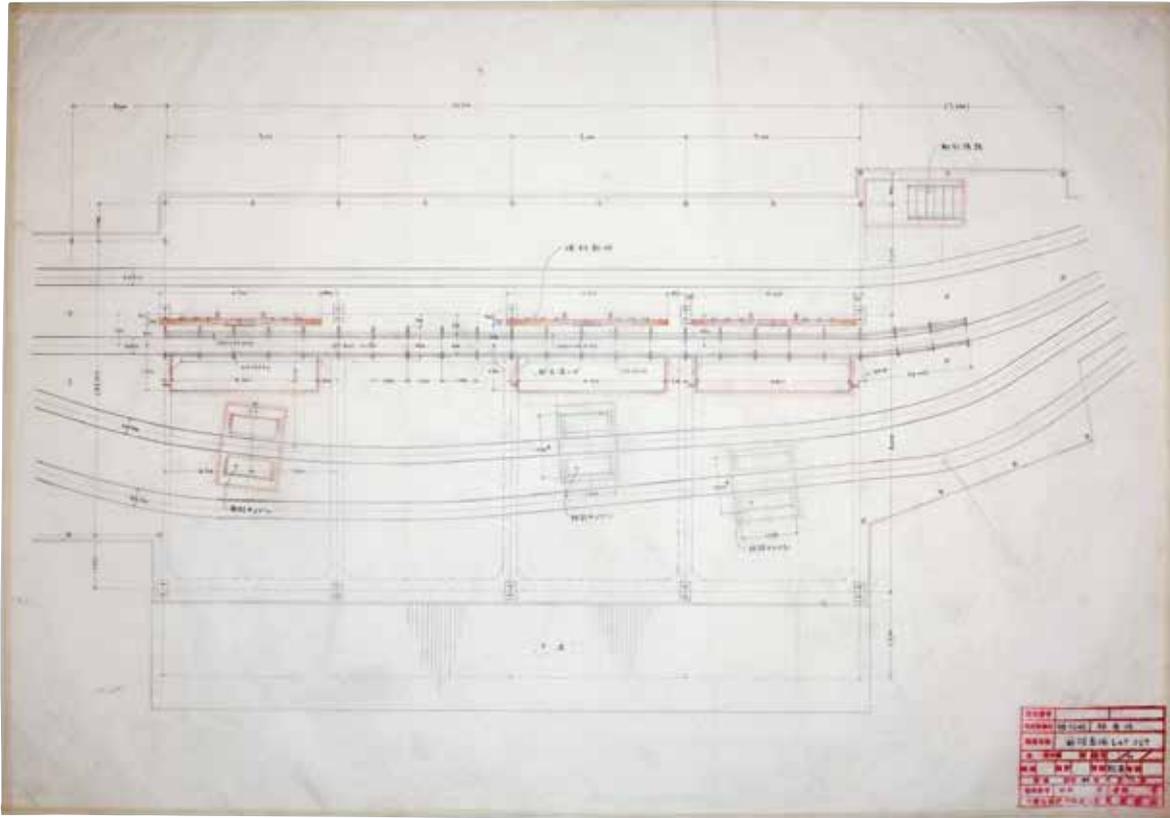
資料番号
関連建造物
名称

県No.15-62
高任粗碎場
既設粗碎場レイアウト



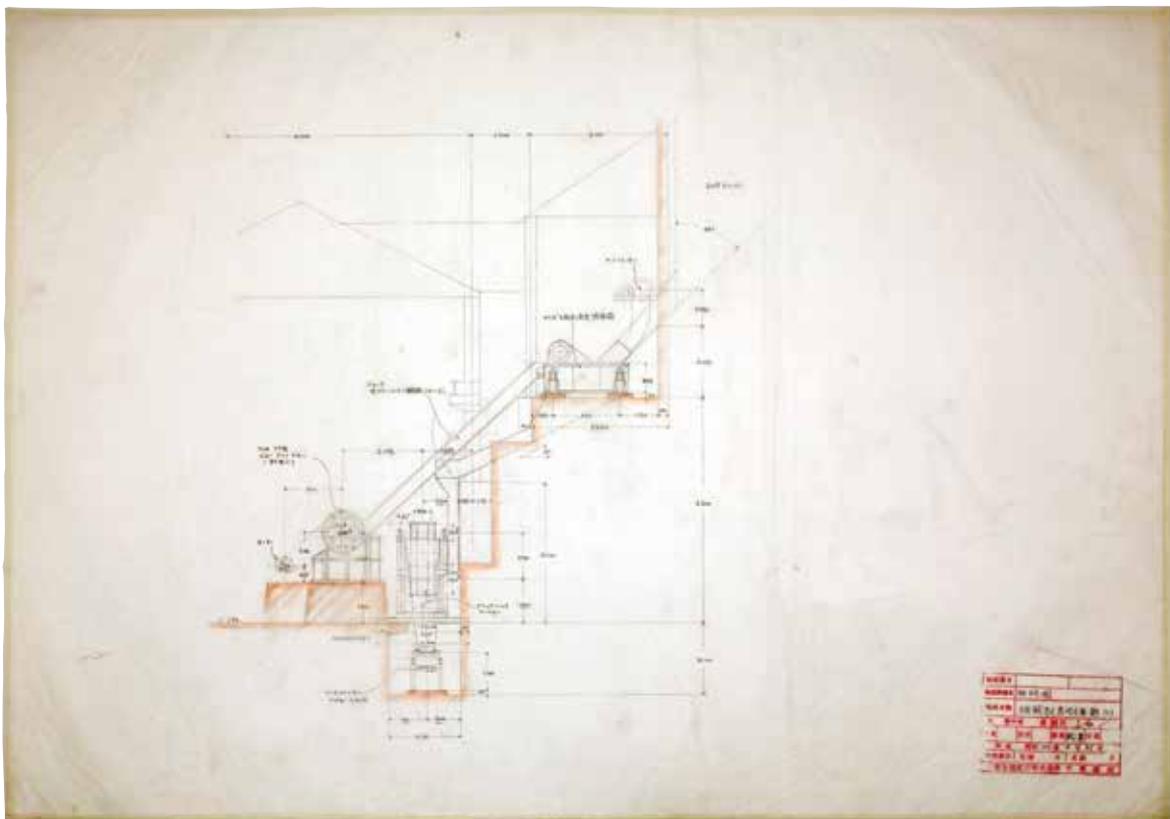
資料番号
関連建造物
名称

県No.15-54
高任粗碎場
新操車場LAY OUT



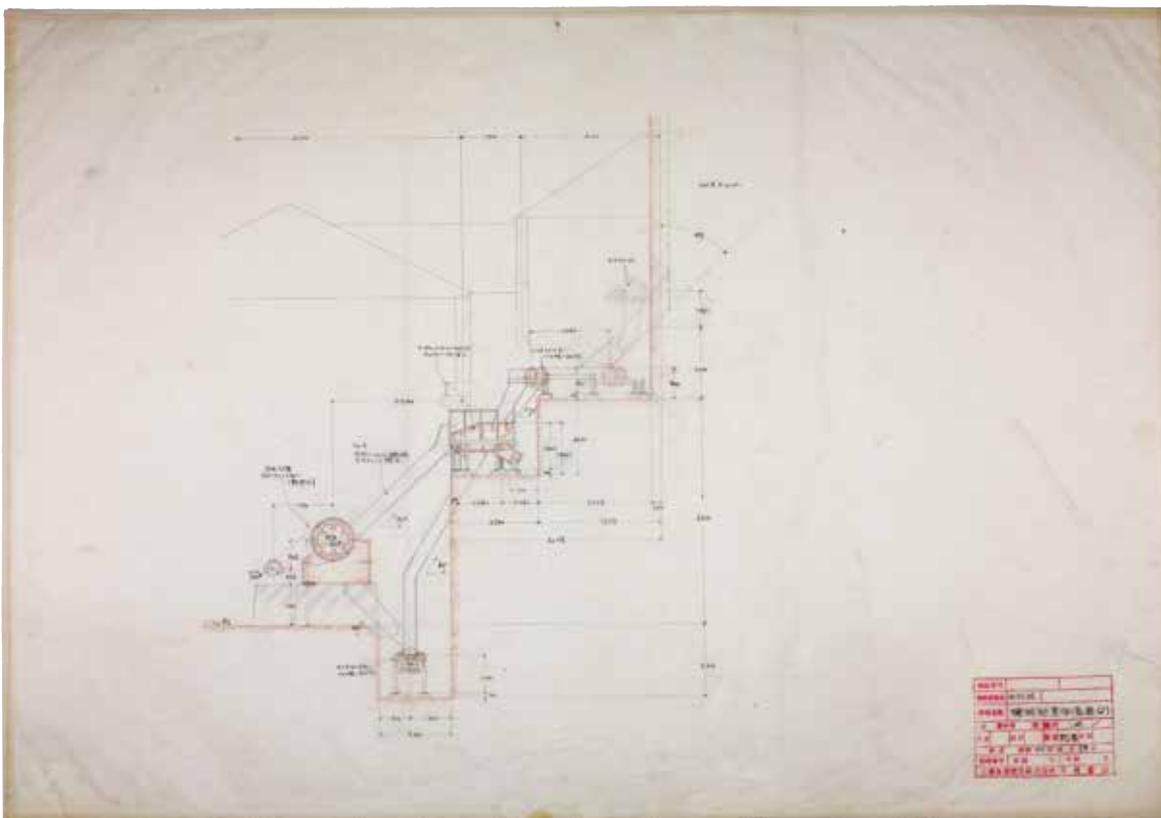
資料番号
関連建造物
名称

県No.15-57
高任粗碎場
機械配置側面図(1)



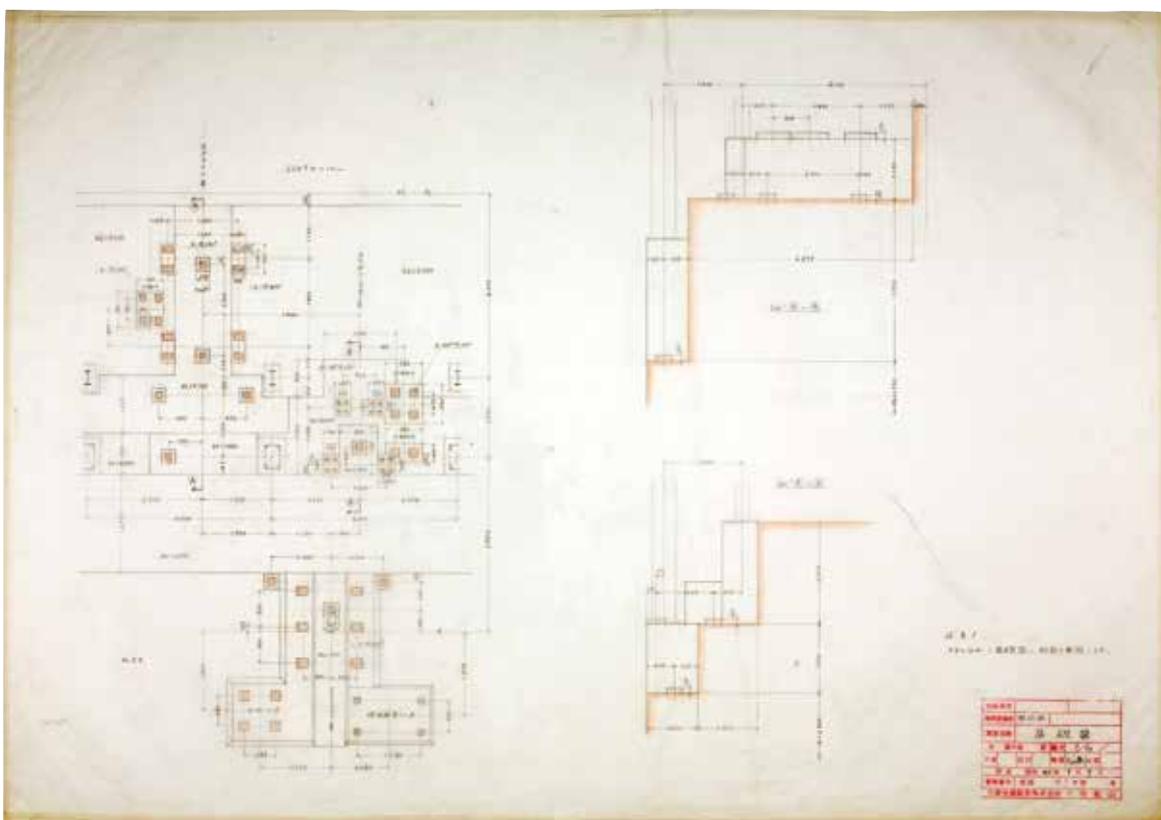
資料番号
関連建造物
名称

県No.16-5
高任粗碎場
機械配置側面図(2)



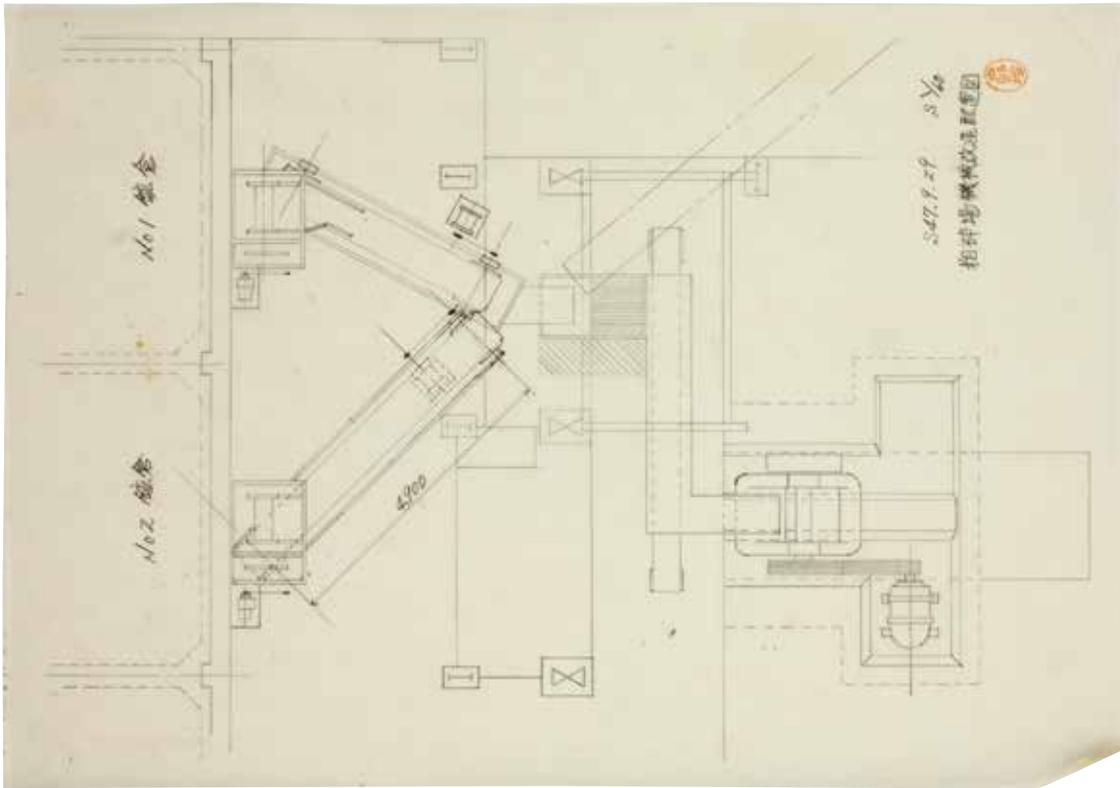
資料番号
関連建造物
名称

県No.15-60
高任粗碎場
基礎図



資料番号
関連建造物
名称

県No.15-67-2
高任粗碎場
粗碎場機械改造配置図



資料番号
関連建造物
名称

Kin gin_zanka_shakuyou052
高任粗碎場
高任粗碎場建設工程-19



資料番号
関連建造物
名称

MineOffice_BlueAlbum1015
高任粗碎場
間ノ山・高任地区遠景



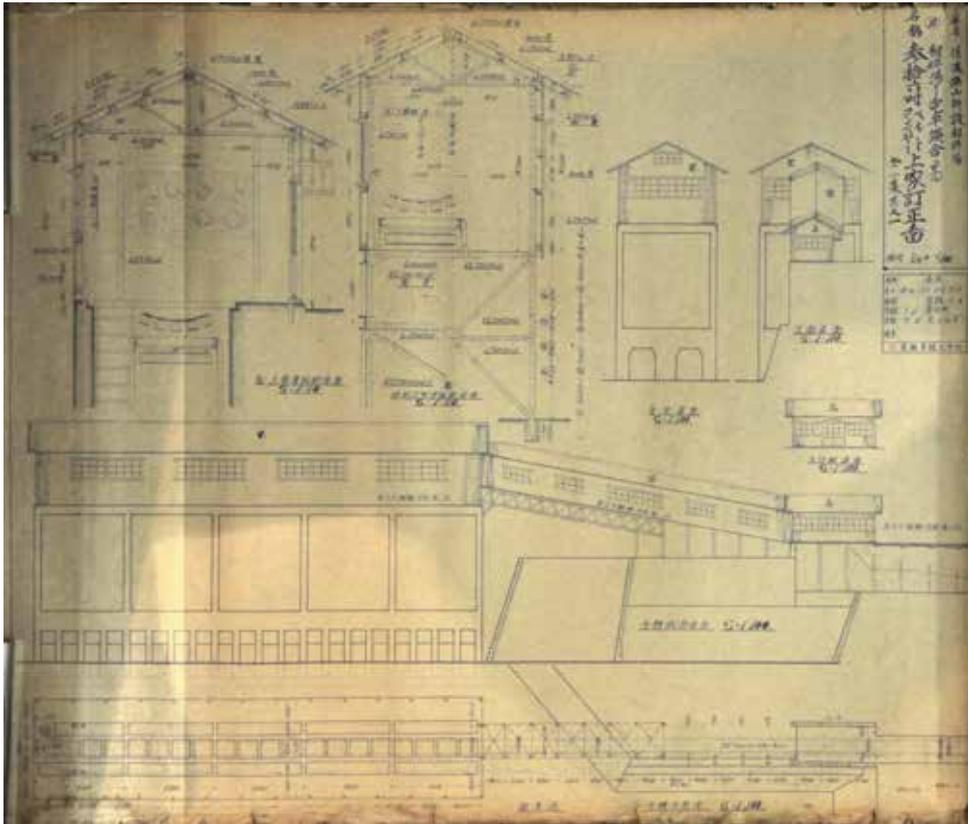
資料番号
関連建造物
名称

035 (8-1)
高任粗碎場
(高任・間ノ山地区遠景 一絵葉書「三菱佐渡鉱山 搗鉱製錬所全景 碎鉱場並ニ鉱石」)



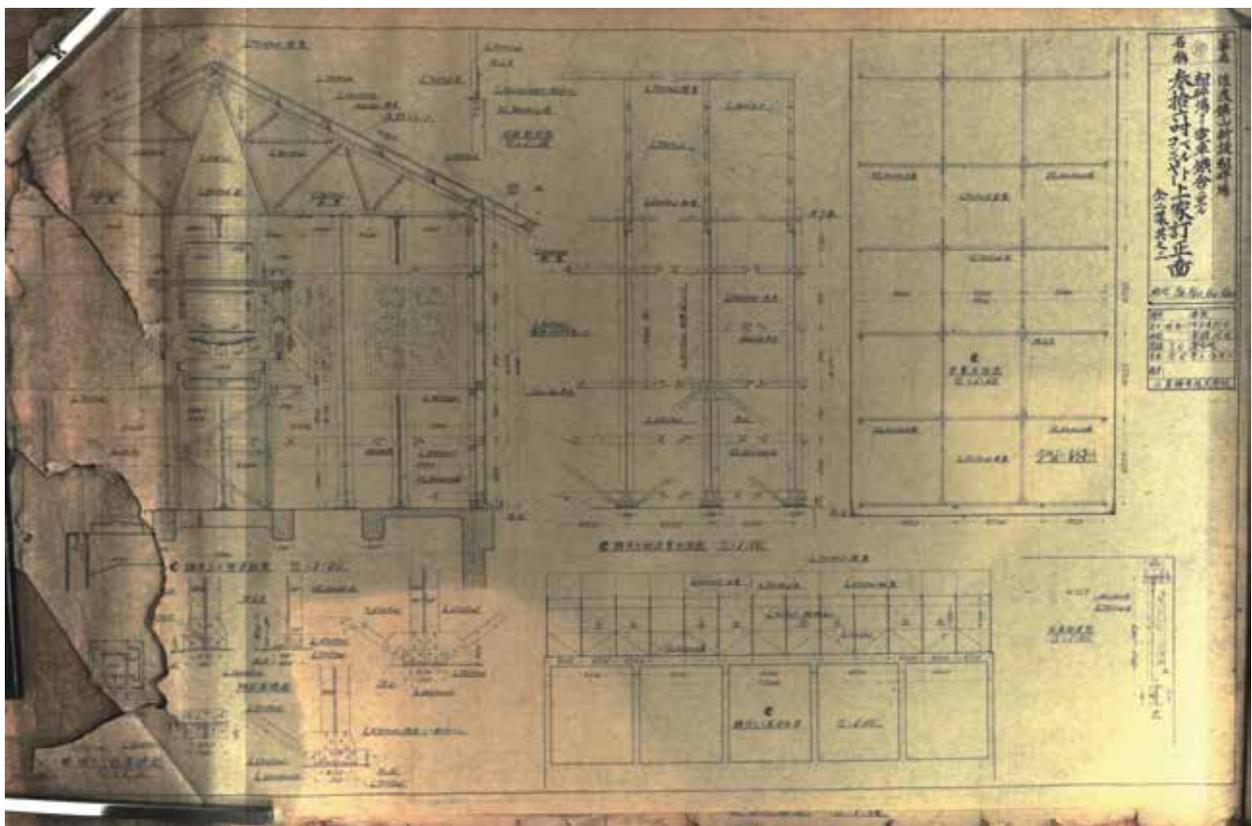
資料番号
関連建造物
名称

D1635-24
高任貯鉄舎及びベルトコンベアヤード
高任粗碎場 粗碎場ヨリ電車鑛舎ニ至ル 三十六吋ベルトコンベヤー上家訂正圖



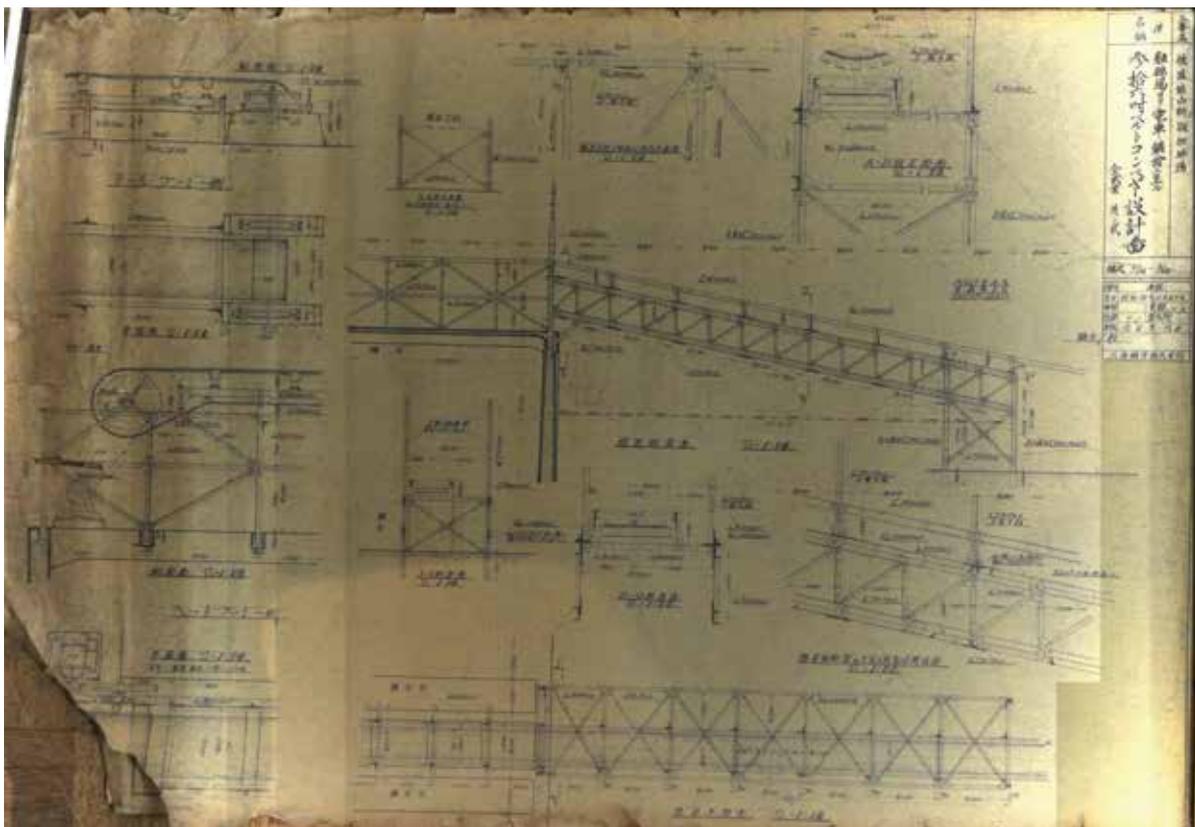
資料番号
関連建造物
名称

D1635-25
高任貯鉄舎及びベルトコンベアヤード
高任粗碎場 粗碎場ヨリ電車鑛舎ニ至ル 三十六吋ベルトコンベヤー上家訂正圖



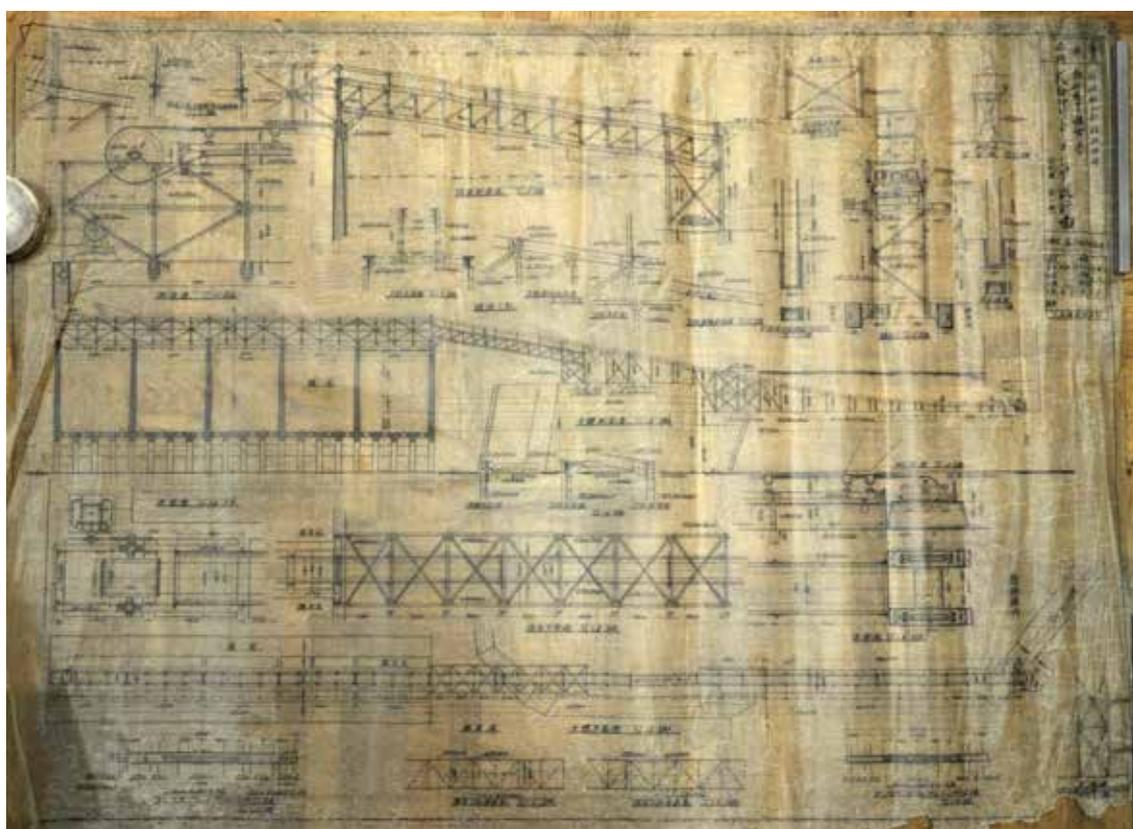
資料番号
関連建造物
名称

D1635-26
高任貯鉱舎及びベルトコンベアヤード
高任粗碎場 粗碎場ヨリ電車鑛舎ニ至ル 三拾六吋ベルトコンベヤー設計圖



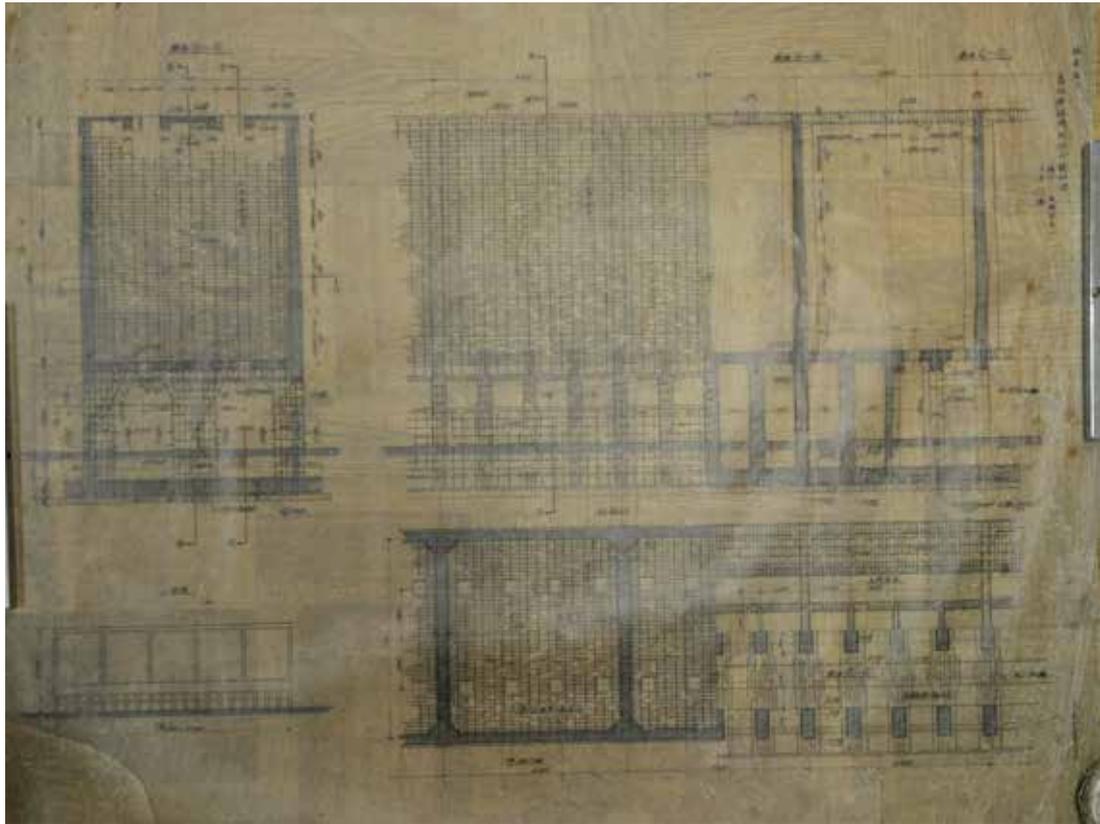
資料番号
関連建造物
名称

D1683-12
高任貯鉱舎及びベルトコンベアヤード
高任新設粗碎場 粗碎場ヨリ鉱舎ニ至ル 二十四吋ベルトコンベヤー設計図其二



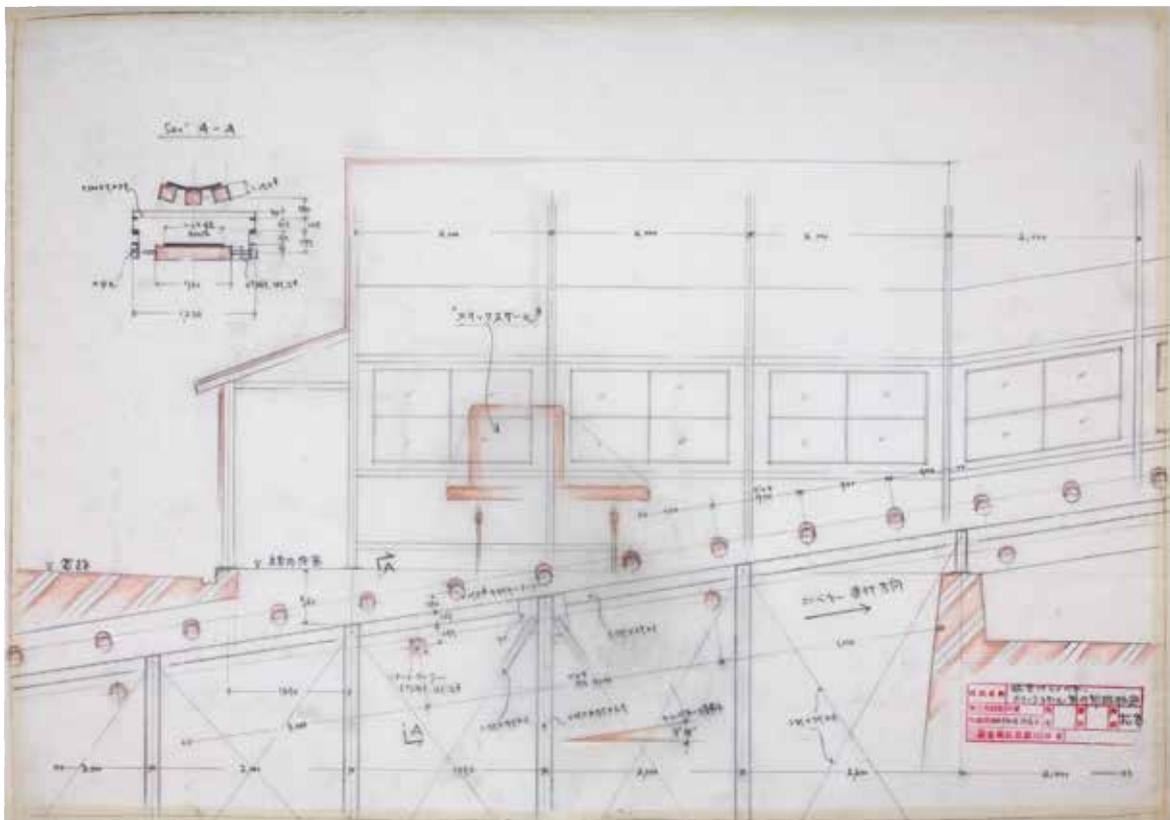
資料番号
関連建造物
名称

D1683-25
高任貯鉱舎及びベルトコンベアヤード
高任新設粗碎場 貯鉱舎設計図



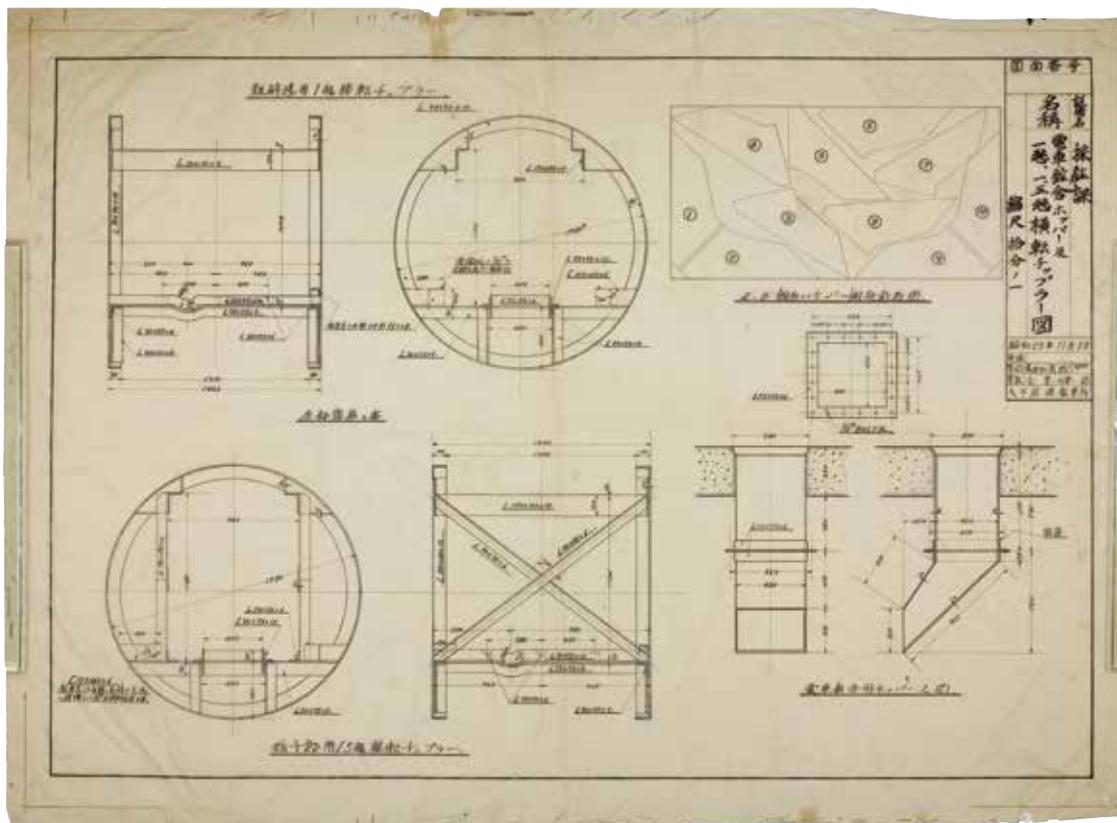
資料番号
関連建造物
名称

県No.15-70
高任貯鉱舎及びベルトコンベアヤード
鉱舎行コンベヤメリックスケール取付部概略図



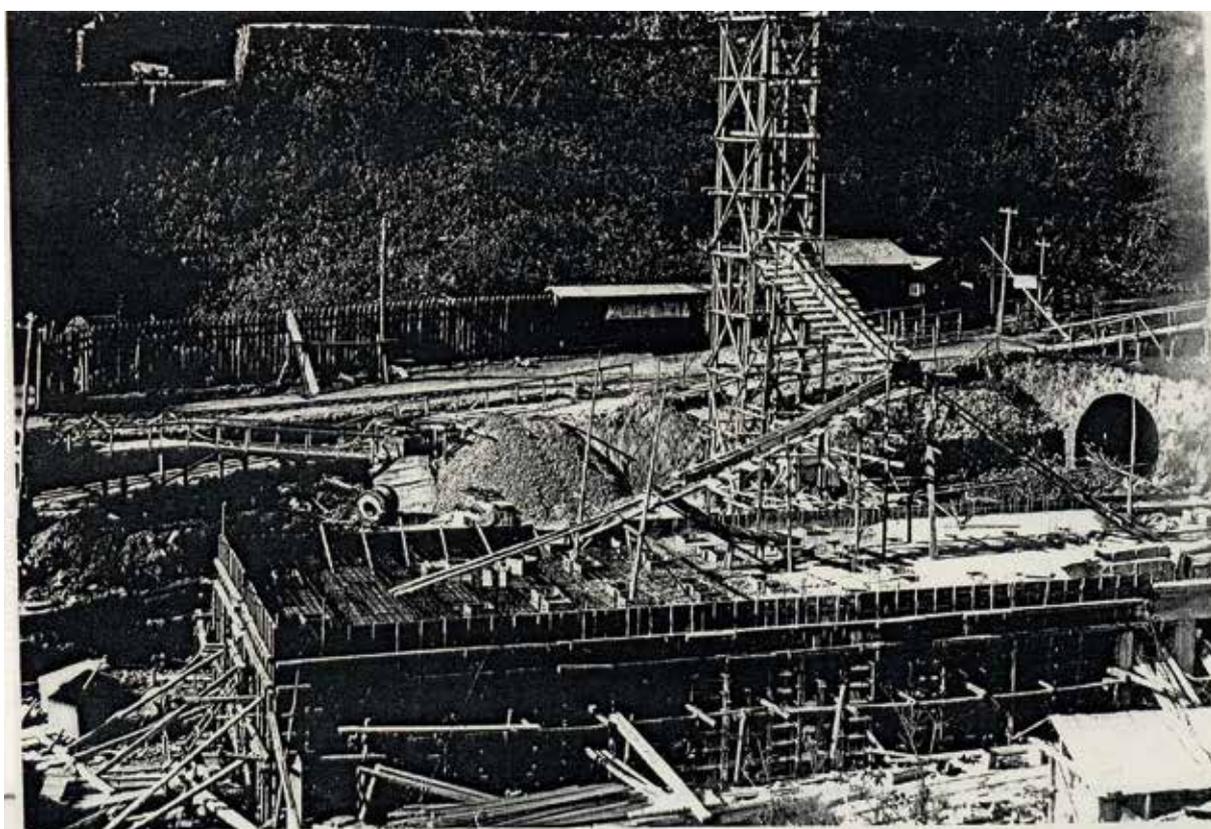
資料番号
関連建造物
名称

県No.16-7
高任貯鉱舎及びベルトコンベアヤード
電車鉱車ホッパー及一噸、一、五噸横転チップラー



資料番号
関連建造物
名称

D4828 (11-2)
高任貯鉱舎及びベルトコンベアヤード
高任貯鉱舎建設工程



資料番号
関連建造物
名称

写真05 (9-1)
高任貯鉱舎及びベルトコンベアヤード
高任・間ノ山地区遠景



資料番号
関連建造物
名称

026 (7-1)
高任貯鉱舎及びベルトコンベアヤード
高任貯鉱舎内部 (第1層)



資料番号
関連建造物
名称

F8798-03 (10-1)
高任貯鉱舎及びベルトコンベアヤード
間ノ山地区からみた道遊の割戸



重要文化財旧佐渡鉱山採鉱施設保存活用計画

発行年月日	平成 30 年 3 月 29 日
編集・発行	佐渡市産業観光部世界遺産推進課 〒 952 - 1292 新潟県佐渡市千種 232 番地
編集協力	公益財団法人 文化財建造物保存技術協会 〒 116 - 0013 東京都荒川区西日暮里 2 - 32 - 15
印刷・製本	しごと屋 〒 952 - 1325 新潟県佐渡市窪田 992